

令和 3 年 旭 市 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月26日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議席の一部変更	3
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案上程	5
議案第 1 号 令和 3 年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2 号 令和 3 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について	
議案第 3 号 令和 3 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 4 号 令和 3 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 5 号 令和 3 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 6 号 令和 3 年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 7 号 令和 3 年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について	
議案第 8 号 令和 3 年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について	
議案第 9 号 令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 10 号 令和 2 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 11 号 旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について	
議案第 12 号 旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 13 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 14 号 旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	

て

議案第 15 号	旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 16 号	旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 17 号	旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 18 号	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 19 号	旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 20 号	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 21 号	旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 22 号	旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について	
議案第 23 号	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について	
議案第 24 号	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 2 期中期計画の変更に係る認可について	
議案第 25 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	
議案第 26 号	指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）	
議案第 27 号	市道路線の認定について	
議案第 28 号	専決処分の承認について（令和 2 年度旭市一般会計補正予算）	
議案第 29 号	専決処分の承認について（令和 2 年度旭市一般会計補正予算）	
議案第 30 号	専決処分の承認について（令和 2 年度旭市一般会計補正予算）	
施政方針並びに提案理由の説明		6
議案の補足説明		21
散 会		64

第 2 号 （3月3日）

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	65
欠席議員	65

説明のため出席した者	6 5
説明のため出席した参考人	6 6
事務局職員出席者	6 6
開 議	6 7
参考人の出席要求に関する件	6 7
議案質疑	6 8
会議時間の延長	1 4 6
常任委員会議案付託	1 5 4
散 会	1 5 4

第 3 号 (3月5日)

議事日程	1 5 5
本日の会議に付した事件	1 5 5
出席議員	1 5 5
欠席議員	1 5 5
説明のため出席した者	1 5 5
事務局職員出席者	1 5 6
開 議	1 5 7
一般質問	1 5 7
1 0 番 飯 嶋 正 利	1 5 7
1 2 番 伊 藤 保	1 7 5
6 番 米 本 弥一郎	1 8 3
2 0 番 高 橋 利 彦	1 9 4
散 会	2 1 2

第 4 号 (3月8日)

議事日程	2 1 3
本日の会議に付した事件	2 1 3
出席議員	2 1 3
欠席議員	2 1 3

説明のため出席した者	2 1 3
事務局職員出席者	2 1 4
開 議	2 1 5
一般質問	2 1 5
9 番 高 木 寛	2 1 5
1 番 片 桐 文 夫	2 2 7
1 5 番 伊 藤 房 代	2 3 6
4 番 林 晴 道	2 4 7
散 会	2 6 1

第 5 号 （3月18日）

議事日程	2 6 3
本日の会議に付した事件	2 6 3
出席議員	2 6 3
欠席議員	2 6 4
説明のため出席した者	2 6 4
事務局職員出席者	2 6 4
開 議	2 6 5
常任委員長報告	2 6 5
質疑、討論、採決	2 6 9
議会だより編集特別委員会設置の件	2 7 6
発議案上程	2 7 8
発議第 1 号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
発議第 2 号 旭市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について	
提案理由の説明	2 7 9
質疑、討論、採決	2 8 0
議案上程	2 8 0
議案第 3 1 号 旭市副市長の選任につき同意を求めることについて	
提案理由の説明	2 8 1
議案の補足説明	2 8 1

議案質疑.....	2 8 2
討論、採決.....	2 8 2
事務報告.....	2 8 4
閉　　会.....	2 8 5

令和3年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和3年2月26日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議席の一部変更
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 施政方針並びに提案理由の説明
 - 第 8 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議席の一部変更
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 施政方針並びに提案理由の説明
 - 日程第 8 議案の補足説明
-

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保

13番 島田和雄

16番 向後悦世

18番 木内欽市

20番 高橋利彦

15番 伊藤房代

17番 景山岩三郎

19番 佐久間茂樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智忠直

教育長 諸持耕太郎

総務課長 伊藤憲治

財政課長 伊藤義隆

環境課長 高根浩司

社会福祉課長 椎名隆

農水産課長 多田一徳

都市整備課長 栗田茂

水道課長 宮負亨

副市長 加瀬正彦

秘書広報課長 山崎剛成

企画政策課長 小倉直志

税務課長 伊藤義一

保険年金課長 在田浩治

高齢者福祉課長 赤谷浩巳

建設課長 加瀬博久

下水道課長 丸山浩

生涯学習課長 八木幹夫

事務局職員出席者

事務局長 花澤義広

事務局次長 向後哲浩

開会 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は17名、議会は成立しました。

これより令和3年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議席の一部変更

○議長（木内欽市） 日程第2、議席の一部変更。

議席の一部変更を議題といたします。

おはかりいたします。

新型コロナウイルス感染症予防のため、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部をただいま着席のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決しました。

なお、変更した議席表は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 3 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第 3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第 4 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第 4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

15番、伊藤房代議員、16番、向後悦世議員、以上の 2 議員を指名いたします。

◎日程第 5 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第 5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 21 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 21 日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第 30 号までの 30 議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第 6 議案上程

○議長（木内欽市） 日程第 6、議案上程。

議案第 1 号から議案第 30 号までの 30 議案を一括上程いたします。

議案第 1 号 令和 3 年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2 号 令和 3 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第 3 号 令和 3 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 4 号 令和 3 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 5 号 令和 3 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 6 号 令和 3 年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 7 号 令和 3 年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について

議案第 8 号 令和 3 年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について

議案第 9 号 令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 10 号 令和 2 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 11 号 旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 12 号 旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号 旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 18 号 旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 23 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について
- 議案第 24 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 2 期中期計画の変更に係る認可について
- 議案第 25 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 26 号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）
- 議案第 27 号 市道路線の認定について
- 議案第 28 号 専決処分の承認について（令和 2 年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第 29 号 専決処分の承認について（令和 2 年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第 30 号 専決処分の承認について（令和 2 年度旭市一般会計補正予算）
-

◎日程第 7 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（木内欽市） 日程第 7、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに令和 3 年旭市議会第 1 回定例会を招集し、令和 3 年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について、所信の一端を申し上げます。

はじめに、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法に基づき、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、持続可能な社会の実現を目指すものであり、市が継続してさまざまな

まな対策を講じていくための最重要計画であります。

第2期総合戦略は、総合戦略を市のまちづくりの指針として、国土強靱化地域計画、行政改革アクションプランを一体化して策定したもので、4月からは2年目に入ります。

コロナ禍ではありますが、重点戦略を中心に、できることを確実に実施していき、市民が安心して暮らし、働き、子どもを生み、育てられるまちづくりを進め、将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち 旭」の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

次に、総合戦略の中で、令和3年度に取り組む重点施策を、四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、「地産振興プロジェクト」であります。

はじめに、道の駅「季楽里あさひ」を活用した交流拠点の形成について申し上げます。

本市の産業や観光、地域の振興を目的に整備いたしました道の駅「季楽里あさひ」については、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で、売り上げが落ち込んだ時期もありましたが、現在は回復し、順調に伸びております。

今後も、全国トップレベルの農業産出額を誇る「食の郷あさひ」の農水産物をPRするなど、本市のさまざまな魅力を発信する拠点となるよう、取り組んでまいります。

次に、観光資源創出プロモーション事業について申し上げます。

本市の魅力を広く全国へ発信するため、マスコミや旅行関連企業と連携し、地元産品や景勝地などを利用した観光資源の創出と、旅行商品化に取り組んでまいります。また、アフターコロナを見据え、国及び県の観光需要喚起策の動向を注視しながら、市独自の宿泊助成やキャンペーンなどを実施し、観光客の誘致を図ってまいります。

次に、観光イベント事業について申し上げます。

本市では、四季を通じてさまざまな観光イベントが開催され、毎年たくさんの観光客が訪れています。本年のイベントにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を徹底し、安全に開催できるよう、実行委員会や関係団体とともに準備を進めてまいります。

次に、雇用の促進や起業・創業への支援について申し上げます。

創業支援事業については、市内で創業、起業を目指す方のための「ワンストップ相談窓口」のさらなる充実を図るとともに、商工会や関係機関等と連携し、創業セミナーを開催するなどの支援も行なってまいります。

また、旭市雇用対策協議会が例年主催している合同企業説明会など、地元企業と旭市の未

来を担う高校生とのマッチング機会を支援し、若者の雇用促進に努めてまいります。

企業誘致等支援事業については、市内において事業所の新設又は増設などの一定の設備投資を行った企業に対して、税制面での優遇や雇用に対する奨励措置を講じることで、新規企業の誘致だけではなく、既存企業の事業規模拡大や安定した雇用の確保を支援してまいります。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

はじめに、出会いの場創出事業について申し上げます。

若者の定住化や後継者の結婚対策推進のため、積極的な情報発信を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染予防を講じながら、魅力あるさまざまな婚活イベントを開催し、男女の出会いの場の提供に努めてまいります。

次に、少子化対策について申し上げます。

特定不妊治療費助成事業については、不妊に悩む夫婦に対し、医療費が高額となる不妊治療に要する費用の一部を助成し、治療に伴う経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子育て世代包括支援事業については、子育て世代包括支援センターにおいて新たに産後ケア事業を実施し、妊娠期から乳幼児期にわたり、関係機関との連携による切れ目のない支援をしてまいります。

育児支援事業については、安心して育児に取り組めるよう、各種教室の開催や訪問指導等を実施し、育児に関する知識の普及を図るとともに、育児サークルなどの仲間づくりを支援してまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

はじめに、定住促進奨励金交付事業について申し上げます。

本市では、人口減少対策の一環として、定住促進奨励金交付事業を実施し、若者の移住・定住の促進を図っております。

今後も、本市の魅力を感じていただき、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

ふるさと応援寄附については、本年1月末現在の寄附申込額が約6,700万円となっており、今後も魅力ある返礼品の拡大に努め、本市の知名度向上や産業の振興に結び付けてまいります。

次に、幽学の里で米作り交流事業について申し上げます。

本事業については、大原幽学先生ゆかりの水田を活用し、市内在住者と都市住民が米作り体験などで交流することにより、本市の農水産物と観光資源のPRを図るもので、令和3年度においても農作物を作る喜び、食べる喜びを通して農業の魅力を感じていただくとともに、「食の郷あさひ」のPRを図ってまいります。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

はじめに、地域包括ケアシステムの充実について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを充実させるとともに、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制の構築を目指してまいります。

また、中央・北部・東部に3分割して運用していた地域包括支援センターについて、新たに中央地域を民間委託し、機能強化型センターとするとともに、市直営の地域包括支援センターを基幹型として、在宅医療と介護の連携等、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

次に、震災復興・津波避難道路整備事業について申し上げます。

飯岡地域の横根三川線については、飯岡中学校の進入路部分について供用を開始しており、その他一部区間で工事に着手しているところであります。

旭地域の椎名内西足洗線については、椎名内地区で完成した区間の供用を開始し、その他の区間についても工事に着手しております。

今後、2路線とも用地取得が整った区間の工事を順次進めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

千葉県により津波対策として進められている、海岸基盤整備事業の河川開口部対策については、開口部10か所のうち、すでに7か所が完成しており、残りの3か所についても、今年度内での完成に向け、工事を進めているとのことであります。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

本事業については、現在、各種許認可の手続きが行われており、計画地内における造成や上下水道などのインフラ工事については、許可決定後に行う予定であります。

市といたしましても、事業の目的の一つである、都会から人を誘導するという点においては、コロナ禍をチャンスと捉え、現在実施している移住施策と並行して、メディア等を活

用した情報発信やPR活動など、積極的に取り組んでまいります。

また、市域全体へ波及するようなソフト事業について検討するために、事業者と合同で魅力検討分科会を設置し、より魅力を高めるために協議を重ねております。

この事業は、アクティブシニアのみならず、高齢者やこれからの時代を担う子どもたち、子育て世代を中心とした全世代・全員活躍するためのまちづくりであり、将来の旭市発展のために必要な事業であります。

昨年7月に締結した基本協定に記載のとおり、今後も、事業者と市が互いの責務を果たしつつ、連携・協力しながら、令和4年春のオープンを目指し、全力で取り組んでまいります。

次に、令和3年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

第一は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

はじめに、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省が公表した平成30年の市町村別農業産出額において、本市は522億9,000万円で、全国第6位となっております。

今後も引き続き全国トップクラスの農業産出額を維持していくため、農産物の生産性の向上を目指し、関係機関と連携し、さまざまな施策に取り組んでまいります。

園芸生産強化支援事業については、一大産地としてのさらなる発展を目指すため、国及び県の補助事業と併せて、生産施設の整備やスマート化への機械の導入等に対し、支援を行ってまいります。

畜産については、生産組合の事業活動や堆肥を有効利用する機械、施設の導入への支援、臭気対策の実証実験など、畜産環境を改善するための取り組みを進めてまいります。

また、家畜伝染病対策については、市内でも高病原性鳥インフルエンザが発生しており、引き続き厳重な防疫対策が必要となっております。その他の家畜も含め、今後も各農場での飼養衛生管理の徹底を図るとともに、各種防疫対策への支援をしてまいります。

水田農業構造改革推進事業については、今後も主食用米の需要に見合った適正生産が重要となりますので、米価下落対策としても有効とされる飼料用米等による戦略作物の作付けを支援し、水田農業の経営安定を図ってまいります。

農業基盤整備については、水田の大区画化や担い手への農地の集約などを目的とする県営土地改良事業の早期完成を目指し、事業施工中の飯岡西部地区、春海地区、豊和地区について、支援を継続してまいります。

新規就農総合支援事業については、市の単独補助事業である親元就農チャレンジ支援金を拡充し、新規就農者の支援を図るとともに、市外からの就農者を積極的に受け入れ、農業労働力の確保、担い手の育成に取り組んでまいります。

イノシシなどの有害鳥獣駆除については、農産物への被害防止を図るため、引き続き対策を強化してまいります。

水産業については、漁業者の安定的な経営や水産資源の回復のため、漁業共済制度への助成や貝類の種苗放流などを推進してまいります。

また、千葉県が行う飯岡漁港の航路のしゅんせつなど、水産基盤の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、消費者の購買意欲の拡大を図り、地元商店街等の活性化につなげるため、令和2年度に引き続きプレミアム率30%の共通商品券発行事業を行うほか、各商店街が実施するイベントなどの商業活性化に向けた取り組みを支援してまいります。

工業振興支援事業については、立地企業の経営基盤の強化を図るため、工業団地内の既存の排水施設等をはじめとした共同管理事業への支援により、企業の生産環境の整備を行ってまいります。

第二は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

はじめに、保健の充実について申し上げます。

感染症予防対策事業については、各種予防接種を実施するとともに、保健所等と連携して感染症予防対策を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、2月14日にワクチンの使用が厚生労働省に承認されたため、現在、医療従事者から順次、ワクチン接種が開始されております。

なお、接種順位や対象者の範囲が国から示されており、市では希望する高齢者から接種を開始いたします。国のワクチン確保の状況によりますが、市へ供給された場合には、直ちに接種を開始できるように準備を進めてまいります。

あさひ健康応援ポイント事業については、健康診断の受診や感染症予防の対策を含めた、健康目標への取り組みに努めた方に対して景品を進呈することにより、健康づくりへの動機づけや生活習慣病の予防につなげるため、より多くの方に参加していただくようPRしてま

います。

健康相談・教育事業については、健康寿命の延伸と医療費の抑制のため、地域の健康課題を把握し、後期高齢者へも健康教育、健康相談を行うことで、健康の保持増進を図ってまいります。

がん検診、特定健康診査等事業については、新型コロナウイルス感染症予防対策を行った上で、受診しやすい体制づくりに取り組み、病気の早期発見・早期治療の促進に努めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

コロナ禍における各種スポーツイベントについては、十分な感染対策を行った上で、「旭市民体育祭」、「健康体力づくりフェスティバル」、「旭市民駅伝大会」などを開催してまいります。

また、スポーツ協会への支援やスポーツ少年団の育成を通じて、市民の健康づくりと体力の向上を図ってまいります。

サッカー場整備事業については、令和4年度の開場を目指し、旧飯岡中学校跡地にサッカー場を建設し、さらなるスポーツの振興と地域の活性化を図ってまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

要保護児童等対策の強化を図るため、児童虐待防止のネットワークづくりへの取り組みとして、相談業務効率化のため新たに児童相談システムを導入し、支援を必要とする案件対応の迅速化と適正化を図ってまいります。

また、将来的には、このシステムを活用して、現在、国が進めている全国の市町村や児童相談所等と日常的に情報共有を行う「要保護児童等に関する情報共有システム」との連携も進めてまいります。

妊婦・乳幼児健康診査事業については、妊娠初期から定期的に健診を受け、健康管理に役立てるため、検査費用の助成を行います。また、乳幼児の疾病の早期発見のため、新たに新生児聴覚検査費用の助成も行い、育児支援に努めてまいります。

放課後児童クラブ運営事業については、令和3年度から、平日の夕方と土曜日や夏休み等の朝と夕方において、それぞれ開設時間を延長して運営し、子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

学校いきいきプラン事業については、子どもたち一人ひとりがいきいきと輝く、特色のあ

る教育活動を支援するため、各学校へ補助金を交付し、学校教育の充実を図ってまいります。

教育の情報化推進事業については、児童生徒用タブレット端末の導入に合わせて、教職員への操作習得や、授業での活用方法等の指導・助言を行うＩＣＴ支援員を新たに委託し、効果的・効率的なＩＣＴの活用を進め、情報教育の推進に取り組んでまいります。

小・中学校の再編については、昨年度から議論を重ねてきた旭市学校再編計画の素案について、１月にパブリックコメントを実施し、現在、計画策定に向け、最終的な調整を行っております。

今後も、少子化の進行が予想される中で、将来に渡って学校の適正規模を維持し、次代を担う子どもたちにとって望ましい教育環境を確保していくためには、再編による学校の統廃合は避けられないものであります。

まずは、関係者や地域へ本計画の説明を行い、ご理解をいただきながら、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

生涯学習施設については、第二市民会館の改修工事を行い、施設の長寿命化を図るとともに、１階部分を生涯学習施設として整備することにより、老朽化し使用困難となった青年の家と市民会館の機能を集約いたします。

市図書館については、県立東部図書館内へ機能移転するよう協議を進めてきた中で、県から施設利用の条件として、県と本市の双方において東部図書館の取り扱いに関する覚書を締結することが示されました。これを１月５日に締結いたしましたので、今後、東部図書館内に旭市図書館を開館するとともに、施設の譲渡についての協議を進めてまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

文化振興事業については、市民の文化意識の高揚を図るため、国及び県の感染拡大防止ガイドラインを遵守しながら、市民音楽祭やあさひのまつり等の市民参加型文化事業を実施するとともに、優れた芸術文化に市民が接する機会を増やすため、プロによるコンサートや演芸など幅広いジャンルで芸術文化事業を展開してまいります。

文化財の保護については、国指定文化財である大原幽学遺跡の適切な保存管理のため、国の補助事業を活用し、防災設備の更新などの具体的な整備手法をまとめる整備基本計画を策定してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

本市の新しい時代を担う青少年の健全育成の推進については、学校・地域・家庭と連携協

力し、青少年意見発表大会や地域子ども教室などの体験事業を通して、社会性や豊かな人間性を育む各種活動を実施してまいります。

第三は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。はじめに、交流の促進について申し上げます。

スポーツ交流については、「旭市飯岡しおさいマラソン大会」、「向太陽杯パークゴルフ大会」等のスポーツ振興事業を通じて交流を促進し、本市の知名度と好感度のさらなる向上に努めてまいります。

オリンピック事前キャンプ地誘致については、ドイツ連邦共和国卓球チーム及びザンビア共和国の事前キャンプに向けた準備を進めてまいります。

東京2020オリンピック聖火リレーについては、7月2日の聖火リレー実施を市民へ一層PRし、オリンピック機運を高めてまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

市民から要望が多い市道の整備については、安全で円滑な交通の確保と生活環境の改善を図るため、道路改良工事、道路維持補修など、要望に対応できるよう事業予算を拡充し、計画的な整備に取り組んでまいります。

また、急傾斜地崩壊危険区域等における災害発生時の通行障害を未然に防止するため、必要な対策について取り組んでまいります。

旭中央病院アクセス道の整備については、国道126号から東総広域農道までの区間で交差点改良を含む舗装工事に着手しており、令和3年度内の供用開始を目指して工事を進めているところであります。

飯岡海上連絡道の整備については、鉄道横断工事委託により、現在、鉄道のり面部分の地盤改良工事を施工しており、今後、鉄道横断部の掘削工事に入る予定であります。

南堀之内バイパスの整備については、令和5年度の完成を目指して工事を進めてまいります。

千葉県により進められている銚子連絡道路の整備については、事業化に向けた都市計画決定への手続きを順次進めていると伺っております。

また、清滝バイパスの整備については、トンネル及び開削部の工事が進められているところであります。

2路線とも、本市にとりましては重要な路線でありますので、今後も早期完成に向け要望をしてまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、昨年度策定した「旭市水道事業ビジョン」に基づき、耐震化を考慮した既存施設の計画的な更新、改良を実施し、安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、公園の充実について申し上げます。

公園については、市民が自然とふれあい、うるおいと安らぎをもたらす憩いの場として、安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行ってまいります。

次に、住居環境の充実について申し上げます。

住宅リフォーム補助事業については、市民の居住環境の向上等を目的として実施しており、個人住宅のリフォームに対する補助を通じて地域経済の活性化を図ってまいります。

公共下水道及び農業集落排水については、施設の適正な維持管理を通じて安定的なサービスの提供に努めてまいります。

冠水対策排水整備事業については、引き続きサンモール西側の排水路の整備を進めてまいります。

また、旭地域のニ及びハ地区と海上地域の後草地区に対する冠水被害の解消や軽減を図るため、令和3年度は、排水整備における実施設計業務を行ってまいります。

蛇園南地区排水路整備事業については、流末となる幹線排水路の整備が完了したことから、今後、同地区内における排水路の面整備工事を進めてまいります。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

3Rの推進及びごみの減量化については、限りある資源を有効に活用する循環型社会の実現を目指して、市民や事業者の皆様によるごみ減量化や3Rへの取り組みを支援してまいります。

また、4月から開始される、ごみ処理の広域化に伴い、ごみの分別区分や出し方が変更されることから、令和3年度用のごみ収集カレンダーや、ごみ品目別一覧表等の配布を行い、市民の皆様への周知に努めてまいります。

ごみ処理の広域化については、広域ごみ処理施設の建設工事が概ね完了し、現在ごみ処理に係る試運転が実施されており、4月の施設稼働に向けて準備が進められております。

また、広域最終処分場の建設工事については、市民生活に支障をきたさぬよう、早期共用に向けて、引き続き、組合及び構成市と連携を図ってまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

環境ボランティア活動の支援については、環境の保全や美化を推進するため、市民やボランティア団体の皆様にご協力をいただきながら、きれいな旭をつくる運動を展開してまいります。

住宅用省エネルギー設備については、家庭における地球温暖化対策の促進及びエネルギーの安定確保のため、環境への負担が少ない太陽光発電設備等を設置する方への支援について、今後も継続してまいります。

洋上風力発電については、昨年7月に銚子市沖の海域が洋上風力発電施設の促進区域に指定され、11月から事業者選定のための公募が開始されました。

今後は、選定された事業者に対し、洋上風力発電を通じた本市への地域振興に協力を求めてまいります。

第四は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

はじめに、高齢者福祉の充実について申し上げます。

介護予防と健康づくりの推進については、地域のつながりの中で高齢者が互いに支えあい、元気なうちから生活機能の低下を予防するための、通いの場などの活動に自主的に取り組んでいけるよう、支援してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

防火体制の充実については、継続的に住宅用火災警報器の普及啓発を行い、さらには住宅用火災警報器を設置する後期高齢者世帯に対し費用を助成することで、市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

消防体制の充実については、令和2年度に老朽化した海上分署の高規格救急自動車を更新整備いたしました。令和3年度においても消防活動の充実強化を図るため、機能低下した消防ポンプ自動車等を、整備計画に基づき更新整備を進めてまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策については、多様化する消費者トラブル等に対応するため、消費生活相談員のスキルアップに向けた各種研修の充実を図るとともに、庁内関係各課や関係機関と連携を図りながら、引き続き消費生活センターにおける相談体制のさらなる充実・強化に努めてまいります。

また、消費生活被害を未然に防ぐため、広報紙等による啓発活動のほか、消費生活サポーターとの連携による幅広い年齢層への情報提供を行ってまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

平成17年の合併以来、より一層質の高い市民サービスを行うとともに、効率的な行政運営と市のさらなる発展につながるよう進めてまいりました一大事業は、いよいよ完成を迎えようとしております。

現在、建設工事は概ね完了し、消防や建築確認などの各種検査を行っております。建物は、3月16日に引き渡しを受け、4月26日の月曜日から新庁舎で業務を開始できるように移転等の準備を進めております。

なお、4月17日に予定している竣工式と、その終了後及び翌18日の見学会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、開催準備を進めているところであります。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

行政改革の推進については、昨年、新たに策定した「第4次旭市行政改革アクションプラン」を指針として、第2期総合戦略の実現を目指すために必要な、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立が図れるよう、職員一丸となり取り組んでまいります。

自主財源の安定的な確保については、税を中心とした債権の回収に、積極的に取り組んでまいります。市民負担の公平性を確保するため、債権所管課相互の連携を図りながら、徹底した収納業務に努めてまいります。

全ての公共施設の具体的な長寿命化や、再編の方策・時期などを定めた個別施設計画については、計画を着実に推進し、資産コストの削減と公共施設全体の適正配置を目指します。

次に、令和3年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、これまで定員適正化や行政改革を着実に推進してきたことなどにより、令和元年度決算においても良好な結果となったところでありますが、令和3年度では新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、歳入面においては市税をはじめとした自主財源の減収が見込まれ、また、歳入総額に占める割合の最も高い普通交付税は、合併算定替による特例的な財政措置が終了することから、今後も歳入を取り巻く環境は一段と厳しくなることが予想されております。

一方、歳出面においては、安全・安心なまちづくりや産業の振興、人口減少対策等を積極的に推進していく中、新型コロナウイルス感染症対策や「新しい生活様式」への対応といった新たな行政需要、高齢化等の進行による社会保障関係経費の増加なども見込まれ、さらには「生涯活躍のまち形成事業」といった市政発展のために必要不可欠な事業の進捗により、市の財政需要は今後も増加していくものと見込まれております。

このような状況の中、令和３年度の予算編成にあたっては、今後予想される厳しい財政状況を念頭に置き、歳出の見直しを進めながら「第２期旭市総合戦略」などの各種計画に掲げる諸施策を着実に推進しつつ、新型コロナウイルス感染症対策を引き続き行いながら、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を298億9,000万円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業で、174億1,500万円、企業会計は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業で、25億5,198万円となり、市全体の当初予算の規模を498億5,698万円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第１号は、令和３年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ298億9,000万円であります。

歳入の主なものは、１款市税に71億6,577万9,000円、10款地方交付税に84億2,000万円、14款国庫支出金に32億4,846万9,000円、15款県支出金に18億3,714万2,000円、21款市債に35億210万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、２款総務費に40億3,118万1,000円、３款民生費に94億2,380万1,000円、４款衛生費に40億643万2,000円、８款土木費に33億7,689万円、10款教育費に29億5,136万6,000円、12款公債費に32億5,036万3,000円を計上したところであります。

議案第２号は、令和３年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ27億9,400万円とするものであります。

議案第３号は、令和３年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ事業勘定で84億8,000万円、施設勘定で8,400万円とするものであります。

議案第４号は、令和３年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ７億4,800万円とするものであります。

議案第５号は、令和３年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ53億900万円とするものであります。

議案第６号は、令和３年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を２万1,190件、年間給水量を632万4,001立方メートルと見込み、事業収益を16億5,969万9,000円と予定いたしました。

議案第７号は、令和３年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についてでありまして、年

年度末の供用面積を202ヘクタール、年間有収水量を60万7,610立方メートルと見込み、事業収益を5億4,695万9,000円と予定いたしました。

議案第8号は、令和3年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の供用面積を48ヘクタール、年間有収水量を13万8,965立方メートルと見込み、事業収益を6,841万円と予定いたしました。

議案第9号は、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,000万円を追加し、予算の総額を482億1,900万円とするものであります。

議案第10号は、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,300万円を追加し、予算の総額を54億800万円とするものであります。

議案第11号は、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、子どもを中心とした多世代間の交流を促進し、互いに触れ合う空間を提供する多世代交流施設を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第12号は、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員法第28条第4項の規定に基づく失職の特例を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、第8期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定及び介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてでありまして、農村環境改善センターを廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、本年4月からのごみ処理広域化に伴い、ごみ処理業務が東総地区広域市町村圏事務組合に移管されることから、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、岩井都市農村交流ステーションを廃止し、新たに旭市海上農産物処理加工センターを設置するため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化した神西住宅及び双葉団地の一部を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市図書館の機能移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、本年4月からのごみ処理広域化に伴い、旭市塵芥焼却場を廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第23号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更についてでありまして、病理診断体制の維持・充実を図るための遠隔病理画像診断センターの開設にあたり、同病院定款の一部を変更する必要があることから、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可についてでありまして、同病院から遠隔病理画像診断の実施等について、第2期中期計画の変更に係る認可申請があったことから、認可にあたり、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、排水路整備工事に起因して生じた農作物への損害に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号は、指定管理者の指定についてでありまして、飯岡福祉センターの指定管理者を指定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号は、市道路線の認定についてでありまして、道路整備等により4路線を認定す

るにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号から議案第30号までは、専決処分の承認についてでありまして、いずれも新型コロナウイルス感染症対応に係る補正予算についてであります。

議案第28号、令和2年度旭市一般会計補正予算（第6号）については、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に係る経費を、議案第29号、令和2年度旭市一般会計補正予算（第7号）については、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を、議案第30号、令和2年度旭市一般会計補正予算（第8号）については、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を、それぞれ専決処分したものであります。

以上、新年度を迎えるにあたり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案の補足説明

○議長（木内欽市） 日程第8、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書をご用意いただきたいと思います。

予算の内容について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を298億9,000万円と定めるもので、対前年度80億5,000万円、21.2%の減となりました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

表の一番上、農業近代化資金利子補給から一番下の交通安全施設維持補修委託料まで10項目ございます。それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として、35億210万円を計上しております。

それでは、歳入から順を追って説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は、対前年度比4.6%の減で、29億9万9,000円を見込みました。

2目法人市民税は、対前年度比4.4%の減で、3億5,756万6,000円を見込みました。

2項1目固定資産税は、対前年度比4.4%の減で、29億2,312万4,000円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

3項軽自動車税のうち、1目環境性能割は、対前年度比7.6%の増で、868万3,000円を見込みました。

2目種別割は、対前年度比2.3%の減で、2億1,968万6,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、対前年度比2.1%の増で、5億61万3,000円を見込みました。

次に、15ページの下になります。

2款地方譲与税から18ページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、地方財

政計画や県の推計などを考慮して見込んだもので、主なものを申し上げますと、15ページの一番下、2款2項1目自動車重量譲与税は、対前年度比11.7%の減で、2億3,500万円を見込みました。

17ページをお願いいたします。

7款地方消費税交付金は、対前年度比2.0%の増で、14億8,000万円を見込みました。

18ページをお願いいたします。

9款2項1目地方税減収補填特別交付金は、新型コロナ対策として軽減を行った固定資産税の減収分を補填するために創設された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、8,600万円を見込みました。

10款地方交付税については、普通交付税については、合併算定替による特例的な財政措置の終了などによる減、特別交付税は、広域ごみ処理施設整備事業に係る震災復興分の大幅な減を見込み、地方交付税全体では、対前年度比32.5%の減で、84億2,000万円を見込みました。

22ページをお願いいたします。

14款国庫支出金です。

1項1目民生費国庫負担金は、対前年度比0.7%の増となっておりますが、これは主に、1節社会福祉費国庫負担金の増などによるものです。

23ページの下になります。

2項1目総務費国庫補助金は、対前年度比43.7%の大幅な増となっておりますが、これは主に、1節総務管理費国庫補助金、説明欄1の地方創生推進交付金の増によるものです。

24ページをお願いいたします。

2目民生費国庫補助金は、対前年度比8.3%の増となっております。これは主に、2節児童福祉費国庫補助金、説明欄3、子どものための教育・保育給付交付金の増などによるものです。

4目土木費国庫補助金は、対前年度比13.0%の減となっています。主な要因は、1節道路橋梁費国庫補助金の説明欄1、社会資本整備総合交付金の減によるものです。

26ページをお願いいたします。

15款県支出金です。

1項1目民生費県負担金は、対前年度比1.8%の増で、主な要因は、1節社会福祉費県負担金、説明欄1、障害者自立支援給付費等負担金の増によるものです。

27ページをお願いいたします。

2 項 2 目民生費県補助金は、対前年度比36.2%の減で、主な要因は、2 節老人福祉費県補助金、28ページをお願いいたします、説明欄 4、介護施設等整備事業交付金の減によるものです。

3 目衛生費県補助金は、対前年度比11.0%の増で、主な要因は、説明欄 1、健康増進事業費補助金の増によるものです。

29ページになります。

4 目農林水産業費県補助金は、対前年度比1.4%の増で、主な要因は、説明欄12、農産産地支援事業費補助金の増によるものです。

30ページをお願いいたします。

6 目土木費県補助金は、対前年度比89.0%の大幅な減で、主な要因は、令和元年台風15号に対する被災住宅修繕緊急支援事業補助金の終了によるものです。

31ページになります。

3 項 2 目民生費委託金は、対前年度比93.5%の大幅な減で、主な要因は、令和元年台風15号などに係る災害救助費委託金の減によるものです。

33ページをお願いいたします。一番下になります。

18款繰入金です。

34ページをお願いいたします。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は、対前年度8,800万円増の 3 億5,400万円を計上しました。

2 目庁舎整備基金繰入金は、対前年度 7 億4,770万円減の1,600万円を計上しました。

3 目災害復興基金繰入金は、対前年度8,206万1,000円減の6,919万1,000円を計上しました。

4 目地域復興基金繰入金は、対前年度2,429万9,000円減の 6 億121万1,000円を計上しました。

5 目ふるさと応援基金繰入金は、対前年度1,873万円増の8,399万円を計上しております。

その下、東日本大震災復興交付金基金繰入金は、令和 2 年度末をもって東日本大震災復興交付金基金が終了となることから、廃目となります。

38ページをお願いいたします。

21款市債です。

1 項 1 目総務債は、1 億8,750万円で、新庁舎建設事業債を計上しております。

2 目農林水産業債は、6,250万円で、説明欄記載の 3 本を計上しております。

3 目土木債は、14億400万円で、説明欄記載の 9 本を計上しております。

4目消防債は、5,840万円で、説明欄記載の2本を計上しております。

5目教育債は、6億970万円で、説明欄記載の4本を計上しております。

なお、対前年度比4億2,920万円増の主な要因は、第二市民会館の改修工事、サッカーグラウンド整備工事などによるものです。

6目臨時財政対策債は、11億8,000万円で、国の地方財政計画などから、対前年度5億円の増を見込んでおります。

39ページになります。

市債の合計は、35億210万円で、対前年度27億4,420万円の減となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。続きまして、歳出について前年度と比較しながら、主な事業を説明させていただきます。

それでは、42ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、対前年度比0.5%の増で、2億435万1,000円を計上いたしました。次に、2款総務費です。

54ページをお願いいたします。

2目人事管理費は、対前年度比4.9%の増で、主な要因は、56ページをお願いいたします、下段になります、説明欄3、一部事務組合等負担金の千葉県市町村共済組合負担金旭中央病院分の増などによるものです。

少し飛びまして、62ページをお願いいたします。

7目企画費は、対前年度比7.2%の増で、主な要因は、66ページをお願いいたします、説明欄8、生涯活躍のまち形成事業の増などによるものです。

74ページをお願いいたします。

11目庁舎建設費は、新庁舎の完成によりまして、対前年度38億935万2,000円の大幅な減となっております。

なお、14節工事請負費については、旧庁舎等の解体工事に係るものです。

85ページをお願いいたします。

4項2目衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査費と、86ページをお願いいたします、3目市長選挙費、88ページをお願いいたします、4目市議会議員選挙費については、令和3年度に執行予定の選挙に係る経費を計上したものです。

次に、3款民生費です。

少し飛びまして、102ページをお願いいたします。

1 項 2 目障害者福祉費は、対前年度比2.6%の増で、主な要因は、106ページをお願いいたします、説明欄11、自立支援給付事業のうち、107ページになります、19節扶助費の増によるものです。

113ページをお願いいたします。

2 項 3 目生活支援費は、対前年度比80.9%の大幅な減で、主な要因は、114ページの下段になります、説明欄 8、地域密着型サービス拠点等整備事業の減によるものです。

少し飛びまして、126ページをお願いいたします。

3 項 5 目障害児福祉費は、対前年度比34.9%の増で、主な要因は、説明欄 1、障害児通所支援事業の増によるものです。

次に、4 款衛生費です。

少し飛びまして、141ページをお願いいたします。

1 項 2 目予防費は、対前年度比13.2%の増で、主な要因は、144ページをお願いいたします、説明欄 6、感染症予防対策事業のうち、145ページになります、19節扶助費の高齢者インフルエンザワクチン接種費用助成金が事業の拡充に伴い、増となったことによるものです。

150ページをお願いいたします。

4 目環境衛生費は、対前年度45億8,365万8,000円の大幅な減で、主な要因は、説明欄 2、環境衛生事務費のうち、151ページになります、18節負担金補助及び交付金のうち、東総地区広域市町村圏事務組合負担金が広域ごみ処理施設建設工事の完了に伴い、大幅に減となったことによるものです。

158ページをお願いいたします。

2 項 1 目塵芥処理費は、対前年度比57.7%の大幅な減で、主な要因は、広域ごみ処理施設への移行に伴い、説明欄 1、塵芥処理施設関係職員給与費及び、159ページになります、説明欄 3、塵芥処理施設運営費が大幅に減となったことによるものです。

162ページをお願いいたします。

5 款労働費については、対前年度比4.9%の増となっております。

次に、6 款農林水産業費です。

167ページをお願いいたします。

1 項 3 目農業振興費は、対前年度比3.3%の減で、主な要因は、169ページの下段になります、説明欄 8、園芸生産強化支援事業の減によるものです。

173ページをお願いいたします。

4目畜産振興費は、対前年度比15.1%の増で、主な要因は、説明欄2、家畜防疫対策事業の増や、174ページの上段になります、説明欄4、畜産環境フレッシュ事業の増によるものです。

次に、7款商工費です。

少し飛びまして、185ページをお願いいたします。

1項2目商工振興費は、対前年度比25.6%の増で、主な要因は、187ページ上段になります、説明欄4、商業活性化推進事業のうち、商店街振興事業補助金のプレミアム付商品券事業を拡充するため、大幅に増額したことによるものです。

次に、8款土木費になります。

少し飛びまして、198ページをお願いいたします。

2項2目道路維持費は、対前年度比25.8%の増で、主な要因は、199ページの下になります、説明欄2、道路維持補修事業の増によるものです。

201ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費は、対前年度比4.4%の減で、主な要因は、説明欄3、蛇園南地区排水路整備事業の新設や、202ページになります、説明欄4、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の増などがあったものの、203ページになります、説明欄6、震災復興・津波避難道路整備事業の減や、昨年度計上していた旭中央病院アクセス道整備事業の減などにより、全体として減となったものです。

210ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費は、対前年度1億7,625万8,000円の大幅な減で、主な要因は、昨年度計上していた、被災住宅修繕緊急支援事業補助金の減によるものです。

次に、9款消防費です。

少し飛びまして、216ページをお願いいたします。

1項1目常備消防費は、対前年度比2.6%の増で、主な要因は、218ページになります、説明欄4、消防車両整備事業の増によるものです。

少し飛びまして、221ページをお願いいたします。

1項3目災害対策費は、対前年度1億2,399万9,000円の大幅な減で、主な要因は、223ページになります、説明欄3、防災行政無線等整備事業の減によるものです。

次に、10款教育費です。

少し飛びまして、236ページをお願いいたします。

2項2目教育振興費は対前年度比17.7%の減で、主な要因は、説明欄2、小学校教材備品等購入事業の教育用備品費が減となったことによるものです。

少し飛びまして、267ページをお願いいたします。

4項9目ユートピアセンター費は、対前年度比34.3%の増で、主な要因は、269ページになります、14節工事請負費の空調工事改修工事の増によるものです。

273ページをお願いいたします。

11目キャンプ場費は、対前年度比54.2%の大幅な減で、主な要因は、昨年度計上していた海上キャンプ場改修工事の完了によるものです。

275ページをお願いいたします。

13目社会教育施設再編費は、対前年度比49.5%の増で、主な要因は、説明欄1、社会教育施設再編事業が、第二市民会館の改修工事などにより、増となったことによるものです。

279ページをお願いいたします。

5項2目体育施設費は、対前年度4億809万円の大幅な増で、主な要因は、285ページになります、説明欄7、サッカー場整備事業の増によるものです。

3目学校給食費は、対前年度比5.1%の増で、主な要因は、286ページになります、説明欄3、第一学校給食センター管理費のうち、287ページになります、14節工事請負費の給食センター施設改修工事の増によるものです。

次に、12款公債費です。

少し飛びまして、296ページをお願いいたします。

1項1目元金は、対前年度比6.4%の増、2目利子は、対前年度比1.9%の減となっております。

次に、13款諸支出金です。

298ページをお願いいたします。

2項1目水道事業公営企業費は、対前年度比13.8%の減で、主な要因は、配水管布設工事の減によるものです。

300ページをお願いいたします。

14款の予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わりました、続きまして、その下301ページをお願いいたします。

ここから308ページまでは、給与費明細書となっております。

1、特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

下から２段目、その他の特別職が280人増となっておりますが、これは主に、令和３年度中に予定している選挙に係る投票管理者等を計上していることによるものです。

302ページをお願いいたします。

2、一般職のうち、（１）の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費については前年度と比較したもので、会計年度任用職員を含めた表です。

303ページをお願いいたします。

これは、一般職のうち、会計年度任用職員以外の職員の表です。

会計年度任用職員以外の職員数は、前年度と比べて６人の減で、金額は合計で4,057万6,000円の減となっております。

304ページをお願いいたします。

これは、会計年度任用職員の表となっております。

職員数は、フルタイム会計年度任用職員の数で、括弧内は、パートタイム会計年度任用職員の外書きとなります。

会計年度任用職員の給与費等の合計は７億3,405万円で、前年度と比べて2,475万1,000円の減となっております。

その他の内容は、305ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、309ページをお願いいたします。

ここから311ページまでは、債務負担行為に関する調書で、支出が令和３年度以降にわたるものについての支出予定額等を記載したものです。

最後に、312ページをお願いいたします。

この表は、地方債に関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。左から順に、令和元年度末の現在高が284億830万5,000円、その右が令和２年度末現在高見込額で326億9,069万7,000円、その右が令和３年度中の起債見込額で35億210万円、その右が令和３年度中の元金償還見込額で31億2,192万4,000円です。一番右は、令和３年度末の現在高見込額で330億7,087万3,000円です。

以上で、議案第１号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明が終わりました。

議案第２号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 小倉直志 登壇)

○企画政策課長(小倉直志) 議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、補足説明申し上げます。

予算書の313ページをお開きください。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億9,400万円といたしました。少し飛びまして、319ページをお願いいたします。

歳入の1款諸収入として、貸付金元利収入21億4,400万円を計上しました。これは、病院事業債の元利償還金分として旭中央病院から入ってくる収入でございます。

また、2款市債として、病院債6億5,000万円を計上しました。これは、法人が行う医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものでございます。

320ページをお願いいたします。

歳出の1款事業費ですが、貸付金として6億5,000万円を計上しました。これは、歳入で計上しました病院債をそのまま法人に貸し付けるものでございます。

2款公債費は、1目元金18億516万7,000円及び2目利子3億3,883万3,000円、合わせまして21億4,400万円を計上しました。これは、歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものでございます。

321ページをご覧ください。

説明申し上げました歳入歳出の結果、令和3年度末の病院債現在高は、表の一番右側になりますけれども、211億6,099万8,000円と見込んでおります。

以上です。

○議長(木内欽市) 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 在田浩治 登壇)

○保険年金課長(在田浩治) 議案第3号、令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の323ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を事業勘定84億8,000万円、施設勘定8,400万円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものでございます。

次の324ページから332ページまでは、歳入歳出の項立て予算及び事項別明細書の総括でございますので、説明を省略させていただきまして、詳細につきましては、333ページ以降で説明いたします。

それでは、333ページをお願いいたします。

初めに、事業勘定の歳入からご説明します。

1款国民健康保険税は、334ページに移りまして、総額で17億3,380万2,000円、前年度と比較して、8.0%の減を見込みました。主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や被保険者数の減少に伴う、調定額の減少によるものです。

4款国庫支出金は、335ページに移りまして、総額で357万7,000円、49.5%の減を見込みました。法改正に伴うシステム改修費全額の交付を見込んでおります。令和2年度改修費用との差額分が減少すると見込んでおります。

5款県支出金は、59億4,819万9,000円、0.9%の減となりました。説明欄記載の保険給付費等普通交付金が58億1,015万5,000円、保険給付費等特別交付金が1億3,804万4,000円となりました。主な要因は、保険給付費等普通交付金の減少であり、歳出の保険給付費の減少に連動したものです。金額は、県が決定しております。

7款1項1目一般会計繰入金は、全部法定の繰入金でありまして、4億8,787万5,000円、0.6%の減を見込みました。

336ページをお願いいたします。

2項1目財政調整基金繰入金は、税収の減収を補填するため、2億8,000万円を見込みました。

9款1項1目延滞金及び過料には、2,000万1,000円、前年度と同額を見込みました。

337ページをお願いいたします。

3項雑入は、第三者納付金や返納金などでありまして、総額は629万2,000円、76.5%の減を見込みました。減少の主な要因は、旭中央病院が実施する人間ドックの一部負担金徴収を令和3年度から旭中央病院が行うこととなるためであります。

338ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、会計移行のため廃目となりました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

339ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費は3,301万8,000円、前年度と比較して、5.4%の減を見込みました。主な要因は、国民健康保険一般事務費の減少であり、法改正に伴うシステム改修費の減少によるものでございます。

340ページをお願いいたします。

2 項徴税費は、税務の事務費として1,644万6,000円を見込みました。

341ページをお願いいたします。

2 款 1 項療養諸費は、342ページに移りまして、総額で50億6,515万3,000円、1.0%の減となりました。主な要因は、被保険者数の減少によるものです。

343ページをお願いいたします。

2 項高額療養費は、総額で7億4,900万1,000円、0.7%の増となりました。

344ページをお願いいたします。

4 項出産育児諸費は2,941万5,000円、前年度と同額を見込みました。

345ページをお願いいたします。

3 款保険事業費納付金は、346ページに移りまして、総額で24億2,168万6,000円、0.8%の減となりました。納付金は、歳入の県支出金、保険給付費等普通交付金の原資として、県に納付するものでございます。

4 款保健事業費は8,374万5,000円、33.3%の減を見込みました。主なものは、説明欄1、特定健康診査等事業5,500万6,000円、347ページに移りまして、説明欄3、短期人間ドック事業2,310万円などでございます。減少の主な要因は、後期高齢者健康診査事業等の会計移行や旭中央病院短期人間ドック費用の支払いの方法の変更によるものでございます。

少し飛びまして、350ページをお願いいたします。

7 款 3 項 1 目直営診療施設補助金は2,070万円、21.1%の増を見込みました。本補助金は、旭中央病院の運営や各種事業に対し、補助金を交付するものでございます。

4 項 1 目施設勘定繰出金は30万円、前年度と同額を見込みました。本繰出金は、滝郷診療所の運営に対する繰出金でございます。

351ページに移りまして、8 款予備費は3,000万円、前年度と同額を見込みました。

352ページから353ページは、給与費明細書となります。

続きまして、施設勘定、歳入についてご説明いたします。

飛びまして、357ページをお願いいたします。

1 款 1 項外来収入の総額は5,550万8,000円、前年度と比較して、15.8%の減を見込みました。減少の要因は、新型コロナウイルス感染症の流行を加味し、外来患者数の減少を見込んでいるためでございます。

2 項その他の診療収入は533万8,000円、各種健診や予防接種などの収入を見込みました。359ページをお願いいたします。

4 款 1 項他会計繰入金は740万円、前年度と同額を見込みました。

2 項基金繰入金は、診療収入の減収を補填するため、1,400万円を見込みました。

5 款繰越金は、115万4,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

361ページをお願いいたします。

1 款 1 項施設管理費は4,957万9,000円、前年度と比較して7.2%の増となりました。看護師の確保と待遇改善を図るため、職員給与費の増額やオンライン資格確認等システムの導入業務委託料などを見込みました。

364ページをお願いいたします。

2 款 1 項医業費は、365ページに移りまして、総額で3,225万7,000円、6.7%の減を見込みました。外来患者数の減少に伴う、医薬品衛生材料費の減少を見込んでおります。

366ページをお願いいたします。

6 款予備費は200万円、前年度と同額を見込みました。

367ページから372ページは、給与費明細書となります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第4号、令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の373ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7億4,800万円と定めるものでございます。

次の374ページから378ページまでは、歳入歳出の項立て予算及び事項別明細書の総括でございますので、説明を省略させていただきます。詳細につきましては、379ページ以降でご説明いたします。

それでは、379ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

1 款保険料は、総額で5億2,216万8,000円、前年度と比較して、2.5%の増を見込みまし

た。要因は、軽減特例の見直しと被保険者数の増加によるものでございます。

2 款繰入金は、1 億9,196万6,000円、4.5%の増となりました。一般会計からの繰入れで、説明欄記載の市で行う後期高齢者医療事務に要する費用に充てるため、事務費分が2,199万7,000円、保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金が1 億6,996万9,000円を見込みました。保険基盤安定繰入金につきましては、全額広域連合へ支出いたします。

3 款繰越金は、前年度と同額の500万円を見込みました。

380ページをお願いいたします。

4 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金は、199万4,000円を見込みました。これは、歳出の4 款諸支出金で支出した償還金及び還付加算金について、全額広域連合から補填されるものでございます。

3 項受託事業収入は2,686万9,000円を見込みました。広域連合から受託事業に係る収入で、健康診査事業を国民健康保険事業特別会計より移行したため、増額となりました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

382ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は2,075万1,000円、8.9%の増を見込みました。これは、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、増加の要因はコンビニ収納に対応するためのシステム改修等によるものでございます。

383ページをお願いいたします。

2 項 1 目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、264万8,000円を見込みました。

2 款広域連合納付金は6 億9,213万7,000円、2.9%の増を見込みました。徴収した保険料と、保険料の軽減分に対する繰入額を全額広域連合へ支出するものでございます。

384ページをお願いいたします。

3 款保健事業費は2,546万7,000円を見込みました。令和3 年度より、後期高齢者医療被保険者の健康診査事業を国民健康保険事業特別会計より移行し、実施するものでございます。

4 款諸支出金は199万7,000円を見込みました。これは、過年度分の納め過ぎた保険料を精算するためのものでございます。

385ページをお願いいたします。

5 款予備費は、前年度と同額の500万円を見込みました。

386ページは、給与明細書になります。

以上で、議案第4 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（木内欽市） 議案の補足説明は途中ですが、昼食のため１時５分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 ３分

再開 午後 １時 ５分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第５号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第５号、令和３年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

恐れ入ります、予算書の387ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を53億900万円と定めるものです。

第２条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を定めるものです。

次の388ページから391ページは、歳入歳出予算の款項ごとの金額であり、393ページと394ページは事項別明細書の総括となっておりますので、説明を省略させていただきまして、395ページの歳入から、予算の内容について主なものをご説明いたします。

395ページをお願いいたします。

１款保険料、１項１目第１号被保険者保険料は12億928万9,000円で、保険料基準額は年額6万4,800円、第８期介護保険事業計画の中で、高齢者人口の増等に伴う介護サービス給付費の伸びに対応するため、保険料の改定を行い、対前年度比3.9%の増で計上いたしました。

内訳は、現年度分の調停見込額の90.8%に当たる１節現年度分特別徴収保険料を、収納率100%で11億789万1,000円を見込み、２節現年度分普通徴収保険料は9,597万6,000円、３節過年度分普通徴収保険料は542万2,000円を見込みました。

２款国庫支出金、１項１目介護給付費負担金は８億7,574万5,000円、対前年度比1.1%の増を、２項１目調整交付金は１億7,370万7,000円、対前年度比15.5%の減で、２目地域支援事業交付金は8,810万7,000円、対前年度比12.6%の増でそれぞれ計上いたしました。

396ページをお願いいたします。

４目介護保険被保険者努力支援交付金は、令和２年度に新設された介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価し交付される交付金で、571万1,000円で計上いたしました。

3 款支払基金交付金の計は13億7,266万5,000円で、対前年度比0.6%の増で計上いたしました。増となった主な理由は、介護給付費交付金の増によるものです。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は7億2,935万7,000円、対前年度比1.2%の増で計上いたしました。

397ページをお願いいたします。

同じく4 款県支出金、2 項 1 目地域支援事業交付金は4,405万3,000円、対前年度比12.6%の増で計上いたしました。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金ですが、398ページをお願いいたします。計ですが、7億9,687万円で、対前年度比1.2%の増で計上いたしました。増となった主な理由は、介護給付費の増によるものです。

8 款諸収入ですが、399ページをお願いいたします。

2 項雑入のうち、2 目雑入は724万6,000円を計上いたしました。減となった主な理由は、介護予防ケアマネジメント費収入の減によるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、400ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は1,238万5,000円で、対前年度比26.9%の減で計上いたしました。

402ページをお願いいたします。

3 項 2 目認定調査費は2,480万円で、前年度とほぼ同額で計上いたしました。

404ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項 2 目地域密着型介護サービス給付費は7億7,683万5,000円で、対前年度比4.5%の増で計上いたしました。

406ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護予防サービス給付費は3,578万9,000円、対前年度比23.7%の減で計上いたしました。

少し飛びまして、411ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は1億2,434万7,000円、対前年度比13.0%の減で計上いたしました。

414ページをお願いいたします。

3 項 1 目包括的支援事業費は、地域包括支援センターを新規に委託するなどにより、1 億 1,495 万 8,000 円、対前年度比 59.8% の増で計上いたしました。

少し飛びまして、421 ページをお願いいたします。

6 款諸支出金の計は 122 万 4,000 円を計上いたしました。主なものは、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金です。

7 款の予備費は、前年度同様、1,000 万円を計上いたしました。

422 ページから 428 ページまでは、給与費明細書となっております。

最後のページの 429 ページは、債務負担行為の令和 2 年度末までの支出額及び令和 3 年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

以上で、議案第 5 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 6 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 宮負 亨 登壇）

○水道課長（宮負 亨） 議案第 6 号、令和 3 年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の水道事業会計予算書をお手元にご用意のほど、お願いいたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、総則となっております。

第 2 条は、業務の予定量で（1）給水件数 2 万 1,190 件に対し、年間給水量を 632 万 4,001 立方メートル、1 日平均給水量を 1 万 7,326 立方メートルと予定をいたしました。

（2）主要な建設改良事業として、配水管布設工事に 1,760 万円、配水管布設替工事に 4,733 万 3,000 円を予定いたしました。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

第 3 条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

第 4 条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ次の 3 ページにかけまして記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額 1 億 5,274 万 7,000 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたします。

第 5 条は、一時借入金の限度額を 8,000 万円と定めるものでございます。

第 6 条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

続いて、4 ページをお願いいたします。

第7条は、議会の議決を経なければ、流用することができない経費を定めるものでございます。

第8条は、他会計からの補助金について、一般会計から水道事業会計への補助金として、7,918万7,000円を高料金対策に係る経費として受けることを記載したものでございます。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を510万9,000円と定めるもので、これは量水器などの購入を予定したものでございます。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となっております。

5ページをお願いいたします。

令和3年度旭市水道事業会計予算実施計画となっております。

まず、第3条予算、収益的収入及び支出の収入につきまして、ご説明申し上げます。

1款水道事業収益を16億5,969万9,000円、前年度と比べ634万9,000円、0.4%の減を見込んでおります。

1項の営業収益は14億5,114万7,000円で、このうち主なものは、1目給水収益の14億3,997万5,000円で、これは年間有収水量を581万8,082立方メートルと見込んでおります。

2項の営業外収益は2億855万2,000円で、このうち主なものは、2目他会計補助金の7,976万3,000円で、高料金対策及び児童手当に要する経費として、一般会計からの補助金を見込んでおります。

また、3目補助金7,307万1,000円は、同じく高料金対策に要する経費として、千葉県市町村水道総合対策事業補助金を見込んでおります。

次に、6ページをお願いいたします。

支出についてご説明申し上げます。

1款水道事業費用は14億4,827万円で、前年度と比べ3,089万2,000円、2.1%の減を予定いたしました。

1項の営業費用は13億9,125万5,000円で、このうち主なものは、1目原水及び浄水費の8億3,100万5,000円と、5目減価償却費の2億3,621万3,000円でございます。

次の7ページは、第4条予算、資本的収入及び支出となります。

まず、上の段の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は3,833万3,000円で、前年度と比べ5,978万5,000円、60.9%の減を見込んでおります。主な内訳といたしまして、1項1目負担金の1,538万4,000円は、消火栓設置負担金及び配水管布設工事などの負担金を見込んでおります。

次に、下の段の支出についてご説明申し上げます。

1 款資本的支出は 1 億9,108万円で、前年度と比べ4,427万7,000円、18.8%の減を予定いたしました。主な内訳といたしまして、1 項建設改良費 1 億2,703万3,000円のうち、1 目拡張工事費は、配水管の布設工事や仕切弁の設置工事などで4,197万1,000円、2 目改良工事費は、配水管の布設替工事や道路事業などに伴う切り回し工事で7,351万3,000円、3 目固定資産取得費は、各配水場の設備の更新などで1,154万9,000円を予定いたしております。

次の 8 ページから 9 ページまでにつきましては、令和 3 年度旭市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となっております。

次の10ページから13ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

続いて、14ページから16ページにつきましては、令和 3 年度末の予定貸借対照表となっております。

続きまして、17ページから21ページにつきましては、令和 2 年度の予定損益計算書及び令和 2 年度末の予定貸借対照表となっております。

次の22ページから23ページまでは、注記で会計処理の基準及び手続きを表示したものとなっております。

以上で、議案第 6 号、令和 3 年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号、議案第 8 号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 丸山 浩 登壇）

○下水道課長（丸山 浩） それでは、議案第 7 号及び議案第 8 号について補足説明を申し上げます。

初めに議案第 7 号、令和 3 年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

別冊の予算書をお手元にご用意ください。

1 ページをお開き願います。

第 1 条は、総則となります。

第 2 条は、業務の予定量で、供用面積を202ヘクタール、年間有収水量を60万7,610立方メートルとし、1 日平均有収水量を1,664.7立方メートルと予定いたしました。

2 ページをお願いいたします。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

2ページの下から3ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額4,445万7,000円につきましては、引継金及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

4ページをお願いいたします。

第5条は、企業債の限度額を7,340万円と定めるものです。

第6条は、一時借入金の限度額を1億6,000万円と定めるものです。

第7条は、予定支出の各項で流用することができる場合について定めるものです。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものです。

次のページからは、令和3年度公共下水道事業会計予算に関する説明書となります。

5ページをお願いいたします。

令和3年度旭市公共下水道事業会計予算実施計画となります。

収益的収入及び支出における収入の部は、1款下水道事業収益を5億4,695万9,000円と見込んでおります。

1項の営業収益は1億1,064万3,000円で、このうち主なものとして、1目下水道使用料1億1,035万5,000円を見込んでおります。

2項の営業外収益は4億3,631万6,000円で、1目他会計負担金2億1,870万3,000円、2目長期前受金戻入2億1,761万2,000円を見込んでおります。

6ページをお願いいたします。

支出の部は、1款下水道事業費用を5億4,695万9,000円と予定いたしました。

1項の営業費用は4億8,417万7,000円で、このうち主なものは、2目処理場費1億6,430万円、4目減価償却費2億7,023万7,000円となっております。

2項の営業外費用は5,978万1,000円で、主なものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費5,215万6,000円となっております。

7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出における収入の部は、1款資本的収入を2億3,447万6,000円と見込んでおります。

このうち主なものとして、1項1目企業債7,340万円、2項1目他会計負担金1億6,100万円を見込んでおります。

支出の部は、1 款資本的支出を 2 億7,893万3,000円と予定いたしました。主なものは、1 項 1 目企業債償還金で 2 億7,593万3,000円となっております。

次に、8 ページから 9 ページまでは、令和 3 年度旭市公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

10ページから13ページまでは、給与費明細書となります。

14ページから16ページにつきましては、令和 3 年度末の旭市公共下水道事業予定貸借対照表となります。

17ページにつきましては、令和 2 年度末の旭市公共下水道事業予定損益計算書となります。

18ページから20ページにつきましては、令和 2 年度末の旭市公共下水道事業予定貸借対照表となります。

最後に、21ページから22ページにつきましては、注記となります。内容につきましては、会計処理の基準及び手続きを記載したものとなっております。

以上で、議案第 7 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 8 号、令和 3 年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

こちらにつきましても、別冊の予算書となります。

1 ページをお開きください。

第 1 条は、総則となります。

第 2 条は、業務の予定量で、供用面積を48ヘクタール、年間有収水量を13万8,965立方メートルとし、1 日平均有収水量を380.7立方メートルと予定いたしました。

2 ページをお願いいたします。

第 3 条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

2 ページの下から 3 ページをお願いいたします。

第 4 条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額58万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

第 5 条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第 6 条は、予定支出の各項で流用することができる場合について定めるものです。

4 ページをお願いいたします。

第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものです。次のページからは、令和 3 年度農業集落排水事業会計予算に関する説明書となります。

5 ページをお願いいたします。

令和 3 年度旭市農業集落排水事業会計予算実施計画となります。

収益的収入及び支出における収入の部は、1 款下水道事業収益を6,841万円と見込んでおります。

1 項の営業収益は、1 目下水道使用料1,737万4,000円を見込んでおります。

2 項の営業外収益は5,103万6,000円で、1 目他会計負担金2,066万7,000円、2 目長期前受金戻入3,036万8,000円を見込んでおります。

6 ページをお願いいたします。

支出の部は、1 款下水道事業費用を6,841万円と予定いたしました。

1 項の営業費用は6,325万5,000円で、このうち主なものは、2 目処理場費1,739万7,000円、4 目減価償却費3,321万1,000円となっております。

2 項の営業外費用は415万4,000円で、内訳は1 目支払利息及び企業債取扱諸費277万円、2 目消費税及び地方消費税138万4,000円となっております。

7 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出における収入の部は、1 款資本的収入を1,774万8,000円と見込んでおります。主なものは、1 項1 目他会計負担金で1,732万8,000円を見込んでおります。

支出の部は、1 款資本的支出を1,832万8,000円と予定いたしました。主なものは、1 項1 目企業債償還金で1,732万8,000円と予定いたしました。

次に、8 ページから 9 ページまでは、令和 3 年度旭市農業集落排水事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

10ページから13ページまでは、給与費明細書となります。

14ページから16ページにつきましては、令和 3 年度末の旭市農業集落排水事業予定貸借対照表となります。

17ページにつきましては、令和 2 年度末の旭市農業集落排水事業予定損益計算書となります。

18ページから20ページにつきましては、令和 2 年度末の旭市農業集落排水事業予定貸借対照表となります。

最後に、21ページから22ページにつきましては、注記となります。内容につきましては、会計処理の基準及び手続きを記載したものとなっております。

以上で、議案第 8 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,000万円を追加し、予算の総額を482億1,900万円とするものです。

4ページをお願いいたします。

第2条繰越明許費補正です。上の表、追加は、10事業について繰越明許費を設定するものです。事業ごとに内容を申し上げますと、2款1項総務管理費、生涯活躍のまち形成事業は、各種許認可手続きに時間を要し、インフラ工事の年度内完了が見込めないため、対象となる補助金額を繰り越すものです。

次の広域情報ネットワーク運用事業は、新庁舎建設工事の工期延長に伴い、年度内の光ケーブル移設業務の完了が見込めないため、繰越しをするものです。

6款1項農業費、農業基盤整備事業は、県の土地改良事業が国の補正により予算がついたことから、前倒しで実施することとなったため、繰越しをするものです。

8款2項道路橋梁費、道路維持補修事業は、関係機関との協議に不測の期間を要したため、繰越しするものです。

次の道路新設改良事業は、近隣との調整や関係機関との協議に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、交差点などに係る警察との協議に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

次の南堀之内バイパス整備事業は、工法の検討や関係地権者との協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものです。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、警察との協議や補償物件の移転に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

4項住宅費、被災住宅修繕支援事業は、令和元年の台風による被災住宅の修繕ですが、施工業者の不足や新型コロナ等の影響などにより、工事の施工が遅れているため、年度内の完了が困難となることから、繰越しするものです。

10款4項社会教育費、社会教育施設再編事業は、市図書館の東部図書館への移転が来年度となる見込みであることから、年度内での移転業務完了が困難なため、繰越しをするものです。

下の表は、繰越明許費の変更です。

10款2項小学校費、小学校施設改修事業及び3項中学校費、中学校施設改修事業につきましては、それぞれ嚶鳴小学校、海上中学校の空調更新工事に係るもので、いずれも国の交付金が前倒しで採択されたことにより、工期が確保できず、年度内完了が困難なことから増額するものです。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

上の表は地方債の追加で、減収補てん債9,570万円を今回の補正で追加するものです。減収補てん債は、地方税の収入が普通交付税算定上の標準税収入額を上回る場合に、その減収分を補うために発行できる地方債で、発行額の75%が交付税措置されます。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により、地方税の減収が見込まれることから、減収補てん債の対象となる税目が追加されたことにより、計上するものでございます。

下の表は、地方債の変更です。

農業農村整備事業は、先ほど繰越明許費で説明いたしました前倒しで国の補助金の採択となった、県の実施する土地改良事業分に係る起債で、限度額を7,320万円から9,100万円に増額するものです。

次の小学校施設改修事業とその下、中学校施設改修事業は、前倒しで国の交付金に採択された嚶鳴小学校と海上中学校の空調更新工事に係る起債です。

小学校施設改修事業は、起債の限度額を1億480万円から1億3,750万円に、中学校施設改修事業は、起債の限度額を3,170万円から4,920万円に、それぞれ増額するものです。

9ページをお願いいたします。

歳入から順を追って説明いたします。

10款1項1目地方交付税7,808万1,000円の増は、説明欄1、特別交付税の算定において、本年度分の旭中央病院分の交付税額が増額で算定されたことから、増額分を計上するものです。この増額分につきましては、歳出において同額を旭中央病院負担金として計上しております。

14款2項5目教育費国庫補助金703万7,000円の増は、1節小学校費国庫補助金207万8,000

円と、2節中学校費国庫補助金495万9,000円で、いずれも説明欄1、学校施設環境改善交付金であり、それぞれ今回の補正で計上した嚶鳴小学校と海上中学校の空調更新工事に対する補助金です。

16款1項2目利子及び配当金99万2,000円の増は、財政調整基金利子で運用している国債の運用益です。

17款1項1目総務費寄附金1,700万円の増は、ふるさと応援寄附制度による寄附金を増額するものです。

10ページをお願いいたします。

4目教育費寄附金50万円の追加は、1節教育総務費寄附金で、育英事業に対する寄附です。

18款1項1目介護保険事業特別会計繰入金4,015万2,000円の増は、令和元年度の介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分です。

18款2項3目災害復興基金繰入金5,021万円の減は、震災復興・津波避難道路整備事業の減額補正によるものです。

4目東日本大震災復興交付金基金繰入金1,527万9,000円の増は、令和2年度末をもって、東日本大震災復興交付金基金が終了することから、精算に必要な額を増額するものです。

11ページをお願いいたします。

19款1項1目繰越金3億7,746万9,000円の増は、留保していた前年度繰越金を今回の補正財源として計上するものです。

21款市債については、先ほど第3表の地方債補正で説明したとおりであります。

以上で歳入の説明を終わりました、続きまして、歳出について説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

2款1項6目財産管理費5億4,099万2,000円の増は、平成30年度の決算剰余金の2分の1と、運用益を財政調整基金に積み立てるものです。

7目企画費4,285万円の増については、説明欄1、ふるさと応援寄附推進事業の寄附金の増加に伴う業者への手数料及び委託料等の増、説明欄2、生涯活躍のまち形成事業の多世代交流施設の基本設計に係る費用及び説明欄3、ふるさと応援基金積立金の積立金増によるものです。

12目諸費2億1,447万2,000円の増は、国、県支出金の精算による返還金の増です。今回の補正では、東日本大震災復興交付金を精算し、残額を国に返還する分を計上していることから、金額が大きくなっております。

13ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費7,808万1,000円の増は、説明欄1、旭中央病院負担金の増で、先ほど歳入で説明いたしました旭中央病院に係る特別交付税の増額算定分を負担金として計上するものです。

6款1項4目畜産振興費1,307万1,000円の増は、説明欄1、家畜防疫対策事業の増で、豚熱ワクチンの接種頭数が大幅に増えたことから、補助金を増額するものです。

5目農地費1,598万8,000円の増は、説明欄1、農業基盤整備事業の増で、先ほど地方債の補正で説明いたしました前倒しで国の補助金の採択となった、県の実施する土地改良事業の事業費の増に伴い、市の負担金を増額するものです。

14ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費2億8,269万5,000円の減は、説明欄1、震災復興・津波避難道路整備事業の減によるものです。この事業は、主に東日本大震災復興交付金基金を財源としておりますが、先ほど説明いたしました東日本大震災復興交付金基金が、令和2年度末をもって終了することから、関連する事業費を精算し、残額を国へ返還する必要があるため、今年度の執行分及び来年度の繰越分を除き、今回は減額補正を行うものです。

8款4項1目住宅管理費は、これも東日本大震災復興交付金基金の精算に伴い財源更正を行うもので、復興交付金基金の対象事業である市営住宅の家賃低廉化事業について、基金繰入額を増額、一般財源を減額するものです。

15ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費50万円の増は、説明欄1、育英基金積立金の増で、育英事業に対する寄附を旭市育英基金に積み立てるものです。

10款2項1目学校管理費869万円の増は、説明欄1、小学校施設改修事業の増で、来年度実施を見込んでいた嚶鳴小学校の空調更新工事が、前倒しで国の交付金に採択されることとなったため、その分の事業費を増額するものです。

10款3項1目学校管理費1,805万1,000円の増は、説明欄1、中学校施設改修事業の増で、来年度実施を見込んでいた海上中学校の空調更新工事が、前倒しで国の交付金に採択されることとなったため、その分の事業費を増額するものです。

17ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。令和2年度の起債額を1億6,370万円増額するもので、内容につきましては、先ほど起債の補正で説明したとおりでございます。

す。これにより令和２年度末現在高見込額は、一番右下ですけれども、328億5,439万7,000円となります。

以上で、議案第９号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第10号、令和２年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億6,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億800万円とするものです。

２ページと３ページは、歳入歳出予算の款項の補正額であり、５ページと６ページは、事項別明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、７ページ以降でご説明申し上げます。

それでは、７ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

２款国庫支出金、２項４目介護保険保険者努力支援交付金633万3,000円は、介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価し交付される交付金で、今年度に新設されたことに伴い、計上するものであります。

３款支払基金交付金、１項１目介護給付費交付金522万7,000円及び２目地域支援事業支援交付金211万8,000円は、令和元年度分の追加交付金となります。前年度に９か月分の事業費を基に概算で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため、計上するものであります。

７款の繰越金ですが、令和元年度決算に基づく繰越額のうち、今回補正財源として１億4,932万2,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

４款１項１目介護保険給付費準備基金積立金には、7,489万3,000円を追加し、7,492万6,000円といたしました。これは、基金運用利息と令和元年度の剰余金を積み立てるものでございます。

6 款 1 項 2 目償還金は、8,810万7,000円を追加し、8,811万1,000円とするもので、令和元年度介護給付費負担金等の確定による国、県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 議案の補足説明は途中ですが、ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの財政課長より発言を訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、先ほど議案第9号に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

5ページです。

第3表地方債の補正の中で、減収補てん債の説明で、減収補てん債とは地方税の収入が普通交付税算定上の標準税収入額を上回る場合にと申し上げましたが、正確には下回る場合でございます。

おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（木内欽市） 引き続き、議案第11号、議案第23号、議案第24号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） 議案第11号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

第1条は、設置の規定です。子どもを中心とした多世代間の交流を促進し、互いに触れ合う空間を提供するため、多様な機能を有する多世代交流施設を設置するものです。

第2条は、施設の名称と位置について定めるものです。名称はおひさまテラス、設置する位置は旭市イの4337番地です。

第3条は、施設が行う事業についてです。多世代間の交流促進に関すること、生涯学習及びコミュニティ活動の促進に関すること、地域産業の振興及び地域経済の活性化に関するこ

と、そのほか施設の設置の目的を達成するための必要な事業を規定しております。

第4条は、指定管理者による管理についてです。施設は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理することを規定したものです。

第5条は、指定管理者が行う業務の範囲を定めたものです。第3条の事業のほか、施設の利用許可、利用料金の収納、維持管理などに関する業務となります。

第6条は利用の許可について、第7条は利用の不許可について、第8条は利用の許可の取消し等について、第9条は利用権の譲渡等の禁止について、それぞれ規定しております。

第10条は、多世代交流施設の利用に関する指定管理者の管理の基準の規定です。

第11条は利用料金について、第12条は利用料金の支払い時期について、第13条は利用料金の減免について、それぞれ規定した条項です。施設において、指定管理者は旭市使用料及び手数料に関する条例に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて利用料金の額を定め、その利用料金を自己の収入として運営することを規定するものです。

第14条は原状回復の義務について、第15条は入場の制限について、第16条は損害賠償について、それぞれ規定しております。

第17条は、指定管理の指定を受けるものがないときなどに、市長が臨時的に多世代交流施設の管理業務を行うことができるようにする規定です。また、この場合において、関連する条項の一部の読替規定を規定しております。

第18条は、委任規定です。

続きまして、附則ですけれども、第1項は施行期日について、第2項は準備行為について、それぞれ規定しています。

また、第3項について、多世代交流施設の設置に当たり、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正を本条例制定において、併せて行うものです。

使用料手数料の一部改正の内容についてご説明いたします。

利用料金制を用いて指定管理者の収入とするため、別表のとおり施設や用途に応じて、それぞれ上限を定めるものです。

カフェレストランについては、下限を設けた上で、売上金額に100分の10を乗じて得た額を指定管理者に支払うことを規定したものでございます。

以上で、議案第11号についての説明を終わります。

続きまして、議案第23号について補足説明申し上げますが、お手元の新旧対照表を用いてご説明させていただきますので、ご用意お願いしたいと思います。

それでは、新旧対照表の32ページをお開き願いたいと思います。

議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、補足説明申し上げます。

今後、旭中央病院が高度急性期医療を維持していくためには、患者の病変の組織や細胞を顕微鏡等で詳しく観察して診断を下す病理専門医の充実が欠かせません。しかしながら、病理専門医は専門医師の1.8%を占めるに過ぎず、しかも都市部に集中する傾向が強いことから、将来的に医師を確保できないリスクに備えるため、東京都文京区において遠隔での病理画像診断体制を整備するに当たり、第15条の表に旭中央病院附属病理診断科診療所を加えるものです。

また、第18条で地方独立行政法人法との条項のずれのため、第67条第1項を第66条の2第1項に改めるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第24号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可について、補足説明を申し上げます。

今回の変更は、主に議案第23号で説明しました病理専門医の確保の取組である遠隔病理診断の取組に加えて、既存施設の名称変更及び新型コロナウイルス感染症対応をはじめとした感染症医療に対する取組について修正を加える計画の変更について、認可しようとするものです。

同じく新旧対照表の33ページをご覧ください。

表中、下線の引かれている部分に変更箇所になりますけれども、主な点について説明いたします。

33ページ中段の②「第二種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要とされる感染症患者を迅速に受け入れる体制を継続する」の後に、「特に新型コロナウイルス感染症については、行政機関及び関係機関等と連携し適切に対応する」を加えます。

33ページから34ページにかけて、3の「市の施策推進における役割の発揮」の（3）「予防医療に関する取組み」のア中、こちら34ページになります。「健診センター」を「予防医学研究センター」に改めます。

同じく34ページ下段の⑤として、「遠隔病理画像診断センターを開設し、病理医の確保に

努めるとともに、高度急性期病院として病理診断体制の維持・充実を図る」を加えます。

認可に当たりましては、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例第2条第2号の規定に基づき、事前に評価委員会に意見を求めたところ、変更を認可することが適当であるとの意見をいただいております。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第17号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 議案第12号及び議案第17号の2議案について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第12号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

まず、改正条文の説明の前に、職員の失職について説明いたします。

地方公務員法の第28条第4項では、職員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほかは、その職を失うことが規定されております。

この規定に基づきまして、条例に失職の例外を定めることが今回の改正の趣旨であります。

それでは、改正内容を説明いたします。

新旧対照表の5ページをお願いいたします。

改正内容は、現行条例第4条の次に、新たに第5条として失職の例外に関する規定を追加するものです。

この第5条の中で規定する法第16条第1号に該当するに至った職員とは、地方公務員法に定める禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者でありまして、これに該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、その情状を考慮して特に必要があると認めたときに限り、職を失わないものとするができる旨を規定するものです。

また、第2項では、職を失わなかった職員が執行猶予の言渡しを取り消されたときは、職を失うことを規定するものです。

なお、条例の施行は公布の日からとするものです。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

続いて、議案第17号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

現在、市内に4か所ありますコミュニティ施設のうち、農村環境改善センターについては、施設の老朽化などに伴い、平成25年度から一般の施設利用を休止しておりましたが、今般、関係者との協議が整いましたことから、施設の廃止に当たり、本条例を改正するものであります。

それでは、お手元の新旧対照表の21ページをご覧ください。

第3条の表は、コミュニティ施設の名称及び位置を定めるものですが、この表から、農村環境改善センターに係る部分を削るものです。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 伊藤義一 登壇）

○税務課長（伊藤義一） 議案第13号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の6ページをお願いいたします。

まず、第2条及び第23条のうち、各号以外の部分の改正についてご説明申し上げます。

昨年3月の税制改正において地方税法施行令が改正され、国民健康保険税のうち基礎課税額（医療分）の課税限度額が61万円から63万円に、介護納付金課税額（介護分）の課税限度額が16万円から17万円に引き上げられたことから、当該課税限度額を定めた条項を改正するものです。

なお、参考までに申し上げますと、現在、県内市町村の課税限度額は、54団体中7割超の40団体が、昨年の税制改正に合わせて既に同様の引上げを行っており、旭市においても1年遅れとなりますが、令和3年度から課税限度額を引き上げるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第23条の各号部分の改正についてご説明申し上げます。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円振り替わる改正が実施されました。この影響により、国民健康保険税の負担水準に関して意図しない影響や不利益が生じないようにするため、所要の改正を行うも

のでございます。

具体的には、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定に用いる基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えて軽減判定所得を算出するため、改正を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

附則第4項は、公的年金所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する内容であり、先ほどの個人所得課税の見直しを受けての改正と、一部の文言整理のための改正であります。

最後に、この条例は令和3年4月1日から施行するものとし、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第28号から議案第30号までの4議案について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第14号、議案第28号、議案第29号及び議案第30号について、補足説明を申し上げます。

初めに議案第14号、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

本条例は、地方税法の一部改正により、市における分担金、使用料、手数料等の延滞金割合の特例に係る特例基準割合の文言整理が行われたことから、関係する条例を一括して改正するものです。

改正する条例は、第1条で旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例、第2条で旭市後期高齢者医療に関する条例、第3条で旭市介護保険条例、第4条で旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例、第5条で旭市下水道条例を改正するものです。

内容につきましては、全て同じですので、第1条旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例により説明いたします。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

それでは、新旧対照表の10ページをお願いします。

附則第3項延滞金の割合の特例について、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、

「規定により告示された割合」を「規定する平均貸付割合」として文言整理したもので、これによる内容の変更はございません。

参考までに、現在地方税法の本則では、延滞金の率は最初の一月が7.3%、それ以降は14.6%となっておりますが、この特例基準により最初の一月が2.5%、それ以降が8.8%となっており、提案いたしました5条例についてもこれに準ずるものです。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第28号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

令和2年度旭市一般会計補正予算（第6号）です。

この補正予算は、国が行う新型コロナウイルス感染症対策の一つであるひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に係る経費について、令和2年12月16日に専決処分を行ったので、議会の承認を求めるものです。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3,700万円を追加し、予算の総額を471億5,100万円としたものであります。

7ページをお願いいたします。

初めに、歳入について説明いたします。

14款2項2目民生費国庫補助金3,700万円の増は、説明欄1、母子家庭等対策総合支援事業費補助金のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されます。

続いて、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費119万5,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給に伴う電算システムの改修費用です。

3款3項2目母子父子福祉費3,580万5,000円の増は、説明欄1、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業で、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などに対するひとり親世帯臨時特別給付金について、1世帯5万円、第2子以降3万円の基本給付を支給する事業に係る費用です。

以上で、議案第28号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第29号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

令和2年度旭市一般会計補正予算（第7号）です。

この補正予算は、国が行う新型コロナウイルス感染症対策の一つである新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費について、令和３年１月26日に専決処分したので、議会の承認を求めるものです。

１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ３億7,600万円を追加し、予算の総額を475億2,700万円としたものであります。

４ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費補正です。

４款１項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、今年度から来年度にかけての事業となることから、繰越明許費の設定を行うものです。

７ページをお願いいたします。

初めに、歳入について説明いたします。

14款２項３目衛生費国庫補助金３億7,600万円の増は、説明欄１、新型コロナウイルスワクチン接種事務費補助金7,650万5,000円と、説明欄２、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金２億9,949万円5,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る費用の全額が補助されるものです。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

８ページをお願いいたします。

４款１項２目予防費３億7,600万円の増は、説明欄１、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、新型コロナウイルスワクチンの住民接種及び各種通知やコールセンターの設置などの体制整備に係る費用です。

以上で、議案第29号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第30号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

令和２年度旭市一般会計補正予算（第８号）です。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対し、追加で実施する本市独自の対策に係る経費について、令和３年２月５日に専決処分したので、議会の承認を求めるものです。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ4,200万円を追加し、予算の総額を475億6,900万円としたものであります。

４ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。

初めに、追加です。

3款2項老人福祉費、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業は、自身で交通手段を確保できない高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種会場への交通費の助成事業でありまして、高齢者へのワクチン接種が年度内に完了できないことから、繰越明許費を設定するものです。

4款1項保健衛生費、感染症予防対策事業は、介護保険施設等に新たに入所する高齢者等に対するPCR検査費用の助成事業及び市民が自費でPCR検査を受けた場合の費用の助成事業でありまして、ワクチン接種が年度内に完了できないことから、繰越明許費を設定するものです。

6款1項農業費、農水産業経営継続支援金給付事業は、新型コロナ感染症の影響により、経営に深刻な影響を受けている農水産業者にする支援事業を追加で実施するものでありまして、対象期間が3月までであるため、給付金の支給手続き等が年度内に完了できないことから、繰越明許費を設定するものです。

7款1項商工費、中小企業者等事業継続支援金給付事業は、新型コロナ感染症の影響により、経営に深刻な影響を受けている中小企業者等に対する支援事業を追加で実施するものでありまして、対象期間が3月までであるため、給付金の支給手続き等が年度内に完了できないことから、繰越明許費を設定するものです。

下の表は、繰越明許費の変更です。

10款2項小学校費、小学校施設改修事業及び3項中学校費、中学校施設改修事業は、いずれも12月補正において繰越明許費を設定しておりますが、今回の補正で追加する小・中学校の手洗場の一部を自動水栓化する工事の工期が確保できず、年度内完了が困難なことから、これを追加し、増額変更するものです。

7ページをお願いいたします。

初めに、歳入について説明いたします。

14款2項1目総務費国庫補助金4,035万5,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

3目衛生費国庫補助金29万5,000円の増は、説明欄1、疾病予防対策事業費等補助金で、高齢者へのPCR検査費用の助成事業に対する国からの補助金です。

20款5項5目雑入135万円の増は、説明欄1、感染症等検査費用本人負担分で、介護保険

施設等に新たに入所する高齢者等に対するPCR検査費用の自己負担分です。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

3款2項3目生活支援費563万6,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業で、自身で交通手段を確保できない一人暮らし高齢者世帯や、75歳以上の高齢者のみの世帯に対し、ワクチン接種会場への交通費の助成を行うものです。

4款1項2目予防費1,403万9,000円の増は、説明欄1、感染症予防対策事業の増で、そのうち、12節委託料の感染症等検査委託料は、介護保険施設等に新たに入所する高齢者等に対するPCR検査費用の助成事業に係る費用、17節備品購入費は、各公共施設への非接触モニター型検温器・非接触型消毒器の設置に係る費用、18節負担金補助及び交付金は、市民の不安の軽減と感染拡大防止のため、行政検査対象外の方がPCR検査を受けた場合の費用の助成事業に係る費用です。

9ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費1,632万6,000円の増ですが、説明欄1、小学校施設管理費は、感染予防のため、各学校に非接触モニター型検温器・非接触型消毒器等を設置する費用、説明欄2、小学校施設改修事業は、感染予防のため、小学校の手洗場の一部を自動水栓に交換する工事です。

10款3項1目学校管理費599万9,000円の増につきましては、説明欄1、中学校施設管理費につきましては、小学校と同様、感染予防のため、各学校に非接触モニター型検温器・非接触型消毒器等を設置する費用、10ページをお願いいたします、説明欄2、中学校施設改修事業で、小学校と同様、感染予防のため、中学校の手洗場の一部を自動水栓に交換する工事です。

以上で、議案第30号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第16号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第15号及び議案第16号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第15号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、3年ごとに見直すことになっている第1号被保険者の介護保険料について、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を改定するほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率の算定の特例を定める等の必要があるため、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の15ページをお願いいたします。

第3条は、対象年度を令和3年度から令和5年度までに改めるとともに、第1号から第11号で各所得段階の保険料を定めております。基準となるものは第5号で、年額6万4,800円、月額5,400円、所得の段階は、第5段階になります。その他の各段階の保険料は、基準額に各保険料率を乗じて算出したものとなっております。

第6号アについては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の段階を判定する基準として用いる合計所得金額から控除する特別控除に、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除額を追加するものです。

16ページをお願いいたします。

第7号ア、第8号アの合計所得金額については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、保険料の所得段階の判定に関する基準が見直しされたことにより、基準額を改めるもので、第9号アについても準じて改めるものであります。

17ページをお願いいたします。

第6条は、第3条で合計所得金額の言い換えを行ったことにより、重複する部分を削除するものです。

附則の第12項は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料に係る合計所得金額の算定方法を、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該所得の合計額から10万円を控除することとする改定であります。

18ページをお願いいたします。

第13項、第14項は、その適用を令和4年度、5年度に準用するものです。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

初めに、改正の概要についてご説明いたします。

平成30年度介護報酬改定において、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準を改正し、平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所における管理者の要件を介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更することとなりました。その際、令和3年3月31日までは、その適用を猶予する経過措置が設けられました。

その後、全国的な介護人材不足により主任介護支援専門員の配置が進まなかったため、経過措置を延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合や、やむを得ない理由がある場合については、一時的に介護支援専門員を管理者とすることができる取扱いが追加されました。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の19ページをご覧ください。

第6条第2項に、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合や、やむを得ない理由がある場合について、介護支援専門員を管理者とすることができる旨、加えられました。

経過措置第2項は、平成33年3月31日を令和9年3月31日とするものです。

第3項は、経過措置の対象となる事業所が、令和3年3月31日までに市の指定を受けていること及び対象となる介護支援専門員が同日の時点で引き続き管理者であることを規定するものです。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日からとなりますが、経過措置第2項の改正及び第3項の追加については、公布の日からの施行となります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第22号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 高根浩司 登壇）

○環境課長（高根浩司） 議案第18号及び議案第22号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第18号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

改正の経緯でございますが、本年4月からのごみ処理広域化に伴い、新たに東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例が本年1月25日に組合議会で可決されました。これにより、ごみ処理業務が東総地区広域市町村圏事務組合に移管されることから、

旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例との整合性を図るため、所要の改正を行うものです。

それでは、改正部分について、８点ほどご説明いたします。

お手元の新旧対照表の22ページをお開きください。

まず１点目ですが、第４条第５項について、廃棄物の処理施設が広域ごみ処理施設になることから、現行の「及び廃棄物処理施設での回収」の部分を削り、市では一般廃棄物の分別収集のみを行う内容に改正します。

２点目は、同じく22ページの第８条第１項についてですが、同じ理由で現行の「及び市の処理施設での資源の回収等」を削り、市では資源物の収集のみを行う内容に改正します。

３点目は、第13条第１項についてですが、一般廃棄物処理手数料に係る納付書の発行を東総地区広域市町村圏事務組合で行うことになることから、現行の「又は納付書」を削り、市では袋代により徴収する内容に改正します。

次に、23ページをご覧ください。

４点目は、前ページ下段から続きます。第19条第１項についてですが、現在のクリーンセンターが中継施設になり、処理施設ではなくなることから、現行の「市の処理施設への受け入れを拒否することができる」、これを改正後は、「市の指定する処理施設への搬入を禁止することができる」に改めます。

なお、市の指定する処理施設とは、広域ごみ処理施設のことで、こちらは施行規則のほうで明記いたします。

５点目ですが、同じく第19条第２項について、第１項と同じ理由で「市の処理施設への受け入れを拒否しようとするとき」を「市の指定する処理施設への搬入を禁止するとき」に改めます。

続いて６点目は、第24条から第29条についてですが、23ページから24ページをご覧ください。

これらの条文は、市が新たにごみ処理施設を設置する場合に必要な手続き等を定めた条文であるため、削除いたします。

続いて７点目は、24ページの下段から25ページになります。第30条についてですが、技術士法の改正により、１号中にある「水道部門」という名称を「上下水道部門」に改めるものです。また、第24条から第29条を削除いたしますので、この第30条を第24条とし、第31条を第25条に改めます。

次に、８点目になります。

26ページから27ページをご覧ください。

東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定で、一般廃棄物を搬入した者から徴収する一般廃棄物処理手数料、これが定められたため、現行の旭市使用料及び手数料に関する条例、別表第2その3中、自ら市の施設に搬入した場合の項及び27ページになりますが、特定家庭用機器の市保管場所から指定引き取り場所へ運搬した場合の手数料を削除するものです。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

次に、議案第22号、旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

廃止の経緯ですが、本年4月からのごみ処理広域化に伴い、新たに東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例が、1月25日に組合議会で可決されました。

これにより、市の最終処分場を除く、一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第19号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 多田一徳 登壇）

○農水産課長（多田一徳） 議案第19号、旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市岩井2566番地にある岩井都市農村交流ステーションについて、施設の管理をしていた運営会社の解散に伴い、令和3年度から管理が旭市へ切り替わることを受け、名称を旭市海上農産物処理加工センターに変更し、本条例に追加するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の28ページをご覧ください。

主な改正点をご説明申し上げます。

第3条の名称及び位置に、旭市海上農産物処理加工センターの名称と住所が追加になります。

続きまして29ページをご覧ください。

使用料につきましては、旭市使用料及び手数料に関する条例の別表第1その1の旭市農産

物処理加工センターの欄に、旭市海上農産物処理加工センター使用料を追加し、規定いたします。

なお、これらの改正に伴い、岩井都市農村交流ステーションの設置に関する条例は廃止いたします。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第20号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 栗田 茂 登壇）

○都市整備課長（栗田 茂） 議案第20号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の30ページをご覧ください。

住宅の老朽化による用途廃止に伴い、神西住宅の6戸及び双葉団地の1戸について、設置戸数を減じるものです。

新旧対照表別表中の左側、神西住宅の戸数欄に6と表記しているものを全戸が廃止となるため神西住宅の項を削除し、双葉団地の戸数欄に42と表記しているものを41に改正するものです。

なお、本条例の施行期日は令和3年4月1日です。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 八木幹夫 登壇）

○生涯学習課長（八木幹夫） 議案第21号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、旭市図書館の機能を千葉県立東部図書館内に移転するため、図書館の位置を旭市口の729番地から旭市ハの349番地に改めるものでございます。

また、附則は本条例の施行日を規則で定める日とするものでございます。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第25号、議案第27号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 加瀬博久 登壇）

○建設課長（加瀬博久） 議案第25号及び議案第27号の補足説明を申し上げます。

初めに、議案第25号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

平成30年10月3日から平成31年3月25日の間、旭市三川地先（市道1-016号線）において、旭市発注の蛇園南地区流末排水整備事業における排水路整備工事が起因し、市内在住の方が農業経営で使用している農業用ビニールハウスにおいて、地下水位が低下したことにより、作付けするキュウリの収穫量が減少し、減収となる損害が生じたため、その損害に対し、相手方との交渉の結果、和解及びこれに要する損害賠償額229万3,997円を支払うべく、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第25号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第27号、市道路線の認定について、補足説明を申し上げます。

本件の4路線につきましては、認定路線調書の整理番号1、2の道路整備に伴う2路線及び整理番号3、4の宅地造成により、寄附された2路線を新たに認定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 椎名 隆 登壇）

○社会福祉課長（椎名 隆） 議案第26号、指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

飯岡福祉センターの指定管理者の指定につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在同施設の指定管理者である社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補者として、市民を代表する者及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行いました。

審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第26号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は３月３日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 ３時１３分

令和3年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和3年3月3日（水曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

追加日程 参考人の出席要求に関する件

日程第 1 議案質疑

日程第 2 常任委員会議案付託

出席議員（16名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（1名）

17 番 景 山 岩三郎

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成

行政改革推進課長	宮内敏之	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	伊藤義一	市民生活課長	遠藤泰子
環境課長	高根浩司	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	椎名隆
子育て支援課長	石橋方一	高齢者福祉課長	赤谷浩巳
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	多田一徳
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	栗田茂
下水道課長	丸山浩	消防長	川口和昭
水道課長	宮負亨	庶務課長	杉本芳正
学校教育課長	加瀬政吉	生涯学習課長	八木幹夫
体育振興課長	柴栄男		

説明のため出席した参考人

地方独立行政法人
総合病院国保旭
中央病院事務局長

菅谷敏之史

地方独立行政法人
総合病院国保旭
中央病院
経営企画室長

伊原敬道

事務局職員出席者

事務局長 花澤義広

事務局次長 向後哲浩

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市） 本日は、議案質疑を行います。議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、質疑の通告がございました。

おはかりいたします。参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることに決しました。

◎追加日程 参考人の出席要求に関する件

○議長（木内欽市） 参考人の出席要求に関する件を議題といたします。

おはかりいたします。議案第23号に関しまして、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院、菅谷敏之史事務局長、伊原敬道経営企画室長を参考人として出席を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の菅谷敏之史事務局長、伊原敬道経営企画室長を参考人として出席を求めることに決定いたしました。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第30号までの30議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。

議案第 1 号は、質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおり答弁をしてください。また、コロナ禍でありますので、時間短縮のため答弁を簡潔にお願いいたします。

議員各位におかれましても、あくまで議案の内容の疑義について説明、または所見を求めることに協力していただけますようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4 番（林 晴道） それでは、桃の節句、議案第 1 号、令和 3 年度旭市一般会計予算の質疑を行います。

議案書13ページの歳入から、1 款 1 項 1 目個人市民税です。

現年課税分29億 9 万9,000円で、徴収率を98.14%と見込んでおり、前年度対比で4.6%の減となっています。やはり新型コロナウイルスの影響が大きいと考えますが、この現年度課税分は具体的にどのような指標を基に予算を見込んだのか伺います。

次に、同ページ、1 款 1 項 1 目法人市民税です。

こちらは現年課税分 3 億5,756万6,000円で、徴収率を98.82%と見込んでおり、前年度対比で4.4%の減となっています。感染症の拡大や税制改正もあるように聞いていますが、主な要因を伺います。

続いて、同ページ、2 項 1 目固定資産税です。

29億2,312万4,000円で、こちらも前年度比4.4%の減を見込んでいますが、土地、家屋、償却資産のそれぞれ具体的な増減とその要因を伺います。

次に、18ページの 9 款 2 項 1 目、説明欄の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金8,600万円です。

これは新型コロナ対策として軽減を行った固定資産税の減収分を補填するために創設されたと伺いましたが、具体的にどのような制度であるのかお尋ねします。

次に、34ページ、18款2項1目財政調整基金繰入金3億5,400万円です。

前年度対比で33.1%の増となったその理由と、これまで財政調整基金の状況を伺います。

次に、50ページ、ここからは歳出に移ります。

説明欄の13、事務機器賃借料1,205万6,000円です。

この事務機器の種類別数と新庁舎での集約化の状況を伺います。

次に、51ページの説明欄6、公用車管理費1,071万5,000円です。

本市の公用車を考えますと、保険や車検といった管理費用は、これでは少ないと感じるのですが、公用車の全台数と管理費用とはどのような経費が含まれているのか伺います。

次に、同じく51ページの説明欄7、庁舎管理費1億2,465万4,000円です。

庁舎管理費が昨年度と比較しますと1,500万円ほど増額しており、その中でも維持補修費が増額と計上されています。庁舎が新しくなり、通常でありましたら維持補修費は減額するものと考えますが、増額となった具体的な要因について伺います。

次に、57ページの3目、説明欄2、広報活動費2,352万円です。

ここでは広報あさひの発行に関して、現在は月に2度、1日と15日に発行しておりますが、それぞれの掲載内容と費用の内訳を伺います。

最後に、75ページにあります説明欄14、解体撤去工事1億9,782万円です。

新庁舎完成により、旧庁舎の解体工事を行うと説明がありましたが、計画する旧庁舎の大きさ、面積とそれぞれの費用内訳を伺います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課から、まず（1）個人市民税についてということでご回答させていただきます。どのような指標を基にしたかということでございました。個人市民税の予算見込みについてご回答いたします。

まず、個人市民税の8割を占めます給与所得でございますが、リーマンショック時と同程度の落ち込みを見込みました。対前年4.8%の減を見込みました。

次に、営業所得でございますが、新型コロナウイルスに関する各種支援金の申請状況を踏まえまして、所得金額で対前年比30%を見込みました。

続いて、農業所得でございますが、新型コロナウイルスの影響と米価の下落を踏まえまし

て、所得金額で前年比考慮しまして8.4%の減を見込んだものでございます。

続きまして、（２）法人市民税でございます。減の主な要因はということでございました。

法人市民税につきましては、財務省の法人企業景気予測調査によりますと、新型コロナウイルスの影響により、令和２年度の売上高は全ての業種で前年比減収を見込んでおるものでございます。経常利益は20%以上の減益を見込んでおります。また、コロナの影響以外で税制改正による法人税の減を見込んだことが主な原因となるものでございます。

続きまして、（３）固定資産税でございます。それぞれの具体的な増減とその要因はということでございました。

まず、土地でございますが、対前年0.8ポイントの増を見込みました。増の主な要因ですが、宅地化が進んでいることと、干潟地区及び谷丁場地先の国土調査の登記完了に伴う地籍更正が主な理由でございます。

続いて、家屋でございますが、対前年6.8ポイント減を見込みました。こちらは評価替えに伴う経年補正による評価額の減少分が大きいことが要因でございます。

最後に、償却資産でございますが、これにつきましては対前年比6.6ポイントの減を見込みました。これは新型コロナウイルスの影響で企業の新たな設備投資が見込めないことが主な要因でございます。

なお、家屋及び償却資産につきましては、令和３年度に限り減免の特例措置がございますので、その分を含んでの減を見込んでおるものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから18ページと34ページの２点について回答させていただきます。

まず、18ページ、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金について、具体的にどういった内容なのか、どういった制度なのかということでございますけれども、この交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、固定資産税、都市計画税の減免措置が行われることから、この措置による市税の減収額の全額を補填するため、新たに交付されるものです。

２点目です。34ページ、財政調整基金の繰入れについてということで、増額となった理由と、それと財政調整基金の状況という２点ございました。

財政調整基金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、市税の

減収や感染症予防対策をはじめとした新型コロナ対策事業などによる歳出の増が見込まれることから、一般財源分の増に対応するため増額になったものです。

これまでの財政調整基金繰入金の状況につきましては、本市では合併以降、平成18年度から平成22年度まで繰入れを行っていました。

内訳につきましては、平成18年度は6億1,800万円、19年度は3億4,000万円、20年度は3億8,000万円、21年度は4億6,000万円、22年度は5億3,000万円となっております。

平成23年度から27年度までにつきましては、当初予算では計上したものの、繰入れは行いませんでした。

平成28年度から30年度までにつきましては、財政調整基金繰入金の予算計上を行っていませんでした。

令和元年度は4億200万円を繰り入れ、令和2年度は当初予算で2億6,600万円を計上しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、50ページの事務機器賃借料につきまして、新庁舎への移転に伴いまして、これまで各事務所のほうで分散管理しておりました内部情報系プリンター35台と複合機20台につきまして、行政改革推進課のほうで一括管理を予定するものでございます。現在使用しております各課に配置しましたレーザープリンターは廃止しまして、プリント出力のほうは複合機に集約することで効率化を図るものでございます。

次に、51ページの公用車の管理費になります。こちら台数のほうですが、現在公用車は、市長車ほか公園等の草刈り機等のトラクターを含めまして151台ございます。そのうち行政改革推進課のほうで一元管理の対象といたしまして見込んでいるものは55台を予定しているところでございます。

あと、管理経費につきましては、予算書の51ページにあります需用費の中の燃料費、あとは修繕費としまして車検代22台と定期検査の27台分、あと役務費としまして車検の手数料、次の保険料の自賠責保険であったり、損害保険等になるものでございます。

次に、51ページの庁舎管理費につきましてご回答申し上げます。

維持補修費のほうが増額しているが、その具体的な要因はということで、庁舎管理費の予算につきましては、いろいろな要因がございまして、一概には言えない部分もありますが、令和2年度と単純比較しますと確かに増額しております。その中で維持補修費が約2,000万

円増額で要求させていただいております。内容につきましては、公共施設の統廃合等に伴います施設整備に必要な維持補修費を見込んだためでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（山崎剛成） それでは、私のほうからは（９）、57ページ、広報活動費について、その中で広報あさひへの掲載内容と経費の内訳ということでご回答申し上げます。

まず、広報あさひの掲載内容ですが、１日号、15日号、共に市からのお知らせなど、行政情報を全般的に掲載しております。それぞれの構成といたしましては、１日号は、フルカラーの20ページ前後でございますけれども、市内での出来事やイベントなどを紹介する記事や健康に関するコーナーなどがございます。15日号は、２色刷りで主に８ページでございますけれども、教育に関する記事や消費生活トラブルに関するお知らせなどとなっております。

続きまして、広報活動費のうち広報あさひの発行に係る経費について申し上げます。

まず、発行部数約２万部の印刷に係る経費といたしまして、10節需用費、印刷製本費のうち、１日号が804万5,000円、15日号が370万7,000円でございます、計1,175万2,000円となっております。

次に、新聞折り込み料に係る経費といたしまして、11節役務費、手数料になりますが、１日号で385万2,000円、15日号で217万1,000円、計602万3,000円でございます。

合計といたしまして、１日号が1,189万7,000円、15日号が587万8,000円で、計1,777万5,000円が広報の発行経費に係る主な予算となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは75ページの解体撤去費についてお答えいたします。

旧庁舎の大きさから申し上げますと、約3,300平米というのが現本庁舎の延べ床面積でございます。もう一つ、解体の対象にしております第二庁舎、環境課とか入っているところですが、その延べ床面積は730平米程度ということでございます。面積というのは、敷地ということでございましょうか、建物の面積で今のよろしゅうございましょうか。

あと、費用の内訳というようなお尋ねもございましたけれども、これにつきましては、この後の入札に影響するということもありますので、お答えのほうは、恐縮ですけど、控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ありがとうございました。それでは、再質問を何点か行います。

まず、個人市民税から、新型コロナウイルスの影響を受けた個人や事業者に関わる市税では、納税猶予の特例というのがございます。その特例制度の詳細についてと納税猶予の実績を伺います。

次に、法人市民税ですが、感染症の拡大による経済損失はリーマンショック以上とも言われております。企業の倒産や事業の休止など、本市もその影響を大きく受けていると感じます。そこで、市内企業の倒産や休止などの状況を把握されているのか、分かる範囲で伺います。また、直近3か年の法人数と法人市民税の調定額を併せてお尋ねします。

続いて、固定資産税ですが、家屋と償却資産では、減免の特例措置がありますので、減免額をどの程度見込んでいるのか、また現在までの減免に対する申請の状況を伺います。

次に、地方特例交付金に新たに計上されました新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金8,600万円です。この金額の根拠並びに減収分の補填というこの制度は継続されるのかを伺います。

次に、財政調整基金繰入金ですが、当初予算に関する新聞報道などでは、この基金を切り崩して財政運営を行う自治体が多いようなのでありますが、近隣や類似団体と比較して、妥当性はいかかなものでしょうか。

次に、事務機器賃借料に移りますが、先ほど事務機器の種類別数を伺いました。それでは、想定しているその契約内容を伺います。

次に、公用車管理費ですが、先ほどの答弁によりますと、公用車151台で、大変多い台数を所有しています。では、新庁舎には何台を駐車する予定で、そのほかの車両はどこに駐車しておくのか、具体的な保管場所、それとそれに伴う車庫証明の変更等について伺います。

次に、庁舎管理費ですが、新庁舎開庁に伴い、主に減額となったものと増額となったもの、それをちょっと分かりやすく伺いたいと思います。

次、広報活動費に移りますが、月に2度発行することで、新たな情報をいち早く提供できる。それと、紙での媒体というのは、当然必要不可欠であろうと思います。僕も議会だよりの広報委員会を拝命しておりますが、1,775万円ですか、予算、非常に羨ましいなと思う巨額な数字であります。しかし、情報の発信は多様化しており、時代に即した広報活動が求められますので、その辺の詳細がありましたらお尋ねいたします。

最後に、解体撤去工事ですが、先ほどの答弁によりますと、入札があるから2か所の予算

額は言えないということでもいいんですよ。承知しました。たしか干潟支所は公民館として改修しました。次年度予算には、築40年になる第二市民会館の大規模改修工事を計上しております。その一方で、現庁舎と第二庁舎は解体となりますが、両施設の築年数と跡地の利用計画、これは伺えるのかなと思いますので、教えていただきたい、そのように思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、最初に（１）の個人市民税のほうでございます。猶予の特例要件はということでございました。こちらの猶予につきましては、令和２年２月以降の１か月以上の期間におきまして、前年同期比較20%以上の収入減のあったものが対象となります。対象となる税については、市税全てが対象となるものでございます。

続いて、納税猶予につきましては、１月末現在の実績ということで回答させていただきます。個人市民税でございます。63件、424万5,000円、法人市民税、13件、399万3,000円、固定資産税、42件、1,622万1,000円、軽自動車税、３件、２万1,000円、延べ件数でございますが、121件、2,448万円となっております。

続きまして、（２）のほうでございます。法人市民税の関係でございますが、市内の企業の倒産、休止件数ということでございますが、こちらの正確な数字はちょっとご用意してございません。

この内容でございますが、毎月申告制度になっておりまして、毎月10件程度の新しい申告がございます。そうしますと、単純に計算しますと年間100件、120件という数字になってございます。そして、法人の数でございますが、こちらは平均しますと年間五、六十件、ここ数年増えているのかなということになります。

その差が休止、廃業の企業かということになりますが、そちらにつきましては、合併があったり、休止があったり、倒産があったりということで、一概にその差が倒産件数ということではないのかなと、そのように考えます。

続きまして、法人数と法人市民税の調定額でございますが、平成29年が1,705件、４億8,134万円でございます。平成30年が1,745件、金額で４億8,774万8,000円、令和元年が1,819件、金額で４億6,838万2,000円という形でなっております。

続きまして、固定資産税でございます。減免措置についてご回答させていただきます。

まず、減免の要件でございますが、中小企業の事業用家屋、償却資産が対象でございます。令和２年２月から10月までの連続する３か月間の事業収入が50%以上減少した場合は全額が

対象になります。30%以上50%未満の場合は2分の1が減免されます。

減免見込額でございます。新型コロナウイルスによる各種給付金の申請状況から対象事業者数を全体の2割と見込みまして、減免額を8,628万円と見込んでおります。

減免の申請状況でございます。昨年の10月から受付を始めまして、1月末まで合計で224件となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから18ページと34ページです。

まず初めに、18ページ、減収補填特別交付金、この金額の根拠と来年以降継続されるのかというご質問でございますけれども、この交付金の算定につきましては、固定資産税、都市計画税の減免税額の試算により見積りをいたしました。予算額8,600万円の内訳としましては、固定資産税減収見込分が8,200万円、都市計画税減収見込分が400万円となっております。

継続でございますけれども、この減収補填交付金の対象となる固定資産税、都市計画税の減免措置については、国は今のところ令和3年度課税の1年分に限りとしておりますので、現時点では制度の継続の見込みはございません。

続きまして、34ページの財政調整基金です。近隣の状況と妥当性ということでございました。県内市の財政調整基金繰入金につきましては、令和3年度当初予算の県内市の状況を見ますと、県内37市中、34市が財政調整基金繰入金を予算計上しております。

近隣を申し上げますと、匝瑳市で約9,600万円ほど、香取市で11億5,000万円ほど、八街市で4億9,000万円ほどを計上しておりますので、うちのほうの3億5,400万円というのは決して大きい数字ではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、50ページの事務機器の想定契約内容についてご回答申し上げます。

契約内容につきましては、一般競争入札を行いまして、4年10か月の長期間の賃貸借契約を予定しております。主な契約の内容としましては、1枚当たりの単価、それと保守点検料の定額に基づいて、内容を契約するものでございます。

次に、51ページの公用車の関係になりますが、車の配置場所になります。151台のうち新庁舎の駐車場のほうへは67台を予定しております。置き切れない分につきましては、現在の

第二庁舎の空きスペースに17台ほど配置する予定であります。そのほか本庁以外の社会教育施設等の各施設22か所ございまして、そちらのほうへ一応67台配置する予定となっております。

2点目に、車の所在地の関係であります、公用車のほうにつきましては、全ての車両を所在地が新しくなりますので、そちらのほうに変更しなければなりません。変更の手続きにつきましては、行政改革推進課のほうで自動車検査証の変更の手続きを行う予定であります。

次に、51ページの庁舎関係、庁舎管理費のほうになります。昨年と比較しまして、大幅な減となったものは、まず空調等、本庁舎の空調設備のほう、かなり老朽化しておりましたので、そちらのほうの保守点検料のほう373万1,000円がなくなりますので、そちらのほうが減額となります。

あと、第二駐車場ということで、民間の駐車場をお借りしていたものがありますので、そちらが920万円ほど減額となります。

あと、大幅に増となった主なものにつきましては、先ほど申し上げました維持補修費のほうで庁舎転用等、または改修に伴うもので2,710万円でございます。

あと、警備委託料、こちらのほうですが、今度施設が大きくなるということで、現在夜間のみ警備員を対応しておりましたが、日中の警備員のほうも配置を予定することになりました。365日24時間対応の警備員、または確定申告とか、臨時的に大勢の方が集まるときには増員するもので、そういったものに関係する警備料のほう約890万円ほど増となっております。

次に、下水道使用料になります。こちらのほう現庁舎も下水道ではありますけども、今度大型化しまして、職員の数のほうも倍以上増えます。そういった面で下水道使用料のほう347万円ほど増を見込んでいますのでございます。

以上であります。

○議長（木内欽市） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（山崎剛成） それでは、私のほうから今後の情報発信についてということにつきましてお答えいたします。

市の情報発信につきましては、広報あさひをメインといたしまして、市勢要覧など様々な出版物の発行を始めまして、ホームページやツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどの時代に即した多様な媒体を活用し、それらを連携させながら実施しております。基本的には現在の広報をメインと考えておりますけども、今後も新たな情報発信手段や社会の流

行などを注視しながら、効果的と思われる方法などがございましたら、柔軟に取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは現庁舎の築年数と今後の利用につきましてお答えいたします。

まず、ここの本庁舎でございますけれども、建築したのは昭和39年でございます。ちなみに56年経過しておりまして、壊した後の利用につきましては、公園として利用することを予定しているところでございます。

もう一つ壊す対象の第二庁舎でございますが、こちらは昭和44年に建築したもので、経過年数は51年たっております。壊した後にしましては、公用車の駐車場ということの利用を考えているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ありがとうございます。それでは、最後に何点か絞って質問を行いたいと思います。

まず、個人市民税ですが、1年間の納税猶予の特例制度でありますので、最終的には納付いただけるものと思いますが、この制度により収納見込みに対してはどのような影響があるのかを伺います。

次に、法人市民税ですが、市内の法人数は伸びている、それに比べ税収は減っています。これは中規模以上の法人の影響なんだろうと、そういうような想像ができますが、担当課ではどのような分析をしているのかお尋ねします。

続いて、固定資産税ですが、現在発令されている非常事態宣言が解除されたとしても、すぐに元のように回復するのは困難であろうと思います。そんな中、新たな生活様式に合わせた事業形態を模索する事業者、事業規模を縮小せざるを得ない事業者、あるいは休業や廃業などせざるを得ない事業者など、厳しい状況であります。

しかしながら、様々な市民サービスを提供していく上においては、市税は大切な財源であり、今後も適正な課税と徴収を、担当の職員は大変でありますけれども、行っていただかなければなりません。コロナ禍の中、感染は減少しつつありますが、千葉県を含めた首都圏では下げ止まりの傾向が見られます。その対策を担当課に伺いたいと思います。

次に、財政調整基金繰入金ですが、この基金の今後の在り方、それにコロナウイルス感染症対策への活用を考えているのか、考えていくのか伺います。

次に、公用車管理費ですが、車両の保管場所を伺いました。新庁舎開庁に伴い、職員駐車場は今後、近くに整備されなければならない、されていくものと思いますが、第二庁舎に止める予定の公用車、これは新庁舎からだいぶ離れた位置で、時間もかかり、とても効率的とは言えません。これでは公用車保管場所に別の車で送迎するようなことも想定しなければならない。しかし、新庁舎隣接には、幸いなことに真剣に手続きを踏めば、駐車場用地となり得る場所が多々ございます。できる範囲の回答でお願いしたい、そのように思います。

最後に、解体撤去工事ですが、施設というのは必ず老朽化し、修繕等が必要となります。施設を長く使用することは大切なことではありますが、人口減少や少子高齢化による財政支出が増える中、公共施設の現状や将来の見通しを踏まえた予算計上を望みますが、本市の見解を求めます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、市民税の関係でございます。収納見込みへの影響はということでございます。

こちらにつきましては、まず令和2年度の現年度分の収納状況でございますが、本年1月末現在の国民健康保険を除く市税全体の収納率は88.15%、対前年比0.49ポイントのマイナスで、金額にしますと約3,700万円となっております。

猶予した市税につきましては、一部は年度内に納付されることもあります。ほぼ新年度に繰り越されますので、令和3年度の滞納繰越分の収納率を微増で見込みました。

続きまして、法人市民税の関係でございます。税収は減っているが、どのような分析をしているかという内容でございました。

法人市民税に関しましては、特に中規模以上の法人に関しては、業績の上振れ・下振れや設備投資の有無によりまして、数百万円単位で税額の増減が発生してまいります。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症が多くの企業に影響を与えていることから、法人の業績などに応じて課税する法人税割は、対前年比6.7%、1,510万3,000円の減と見込んだところでございます。

続きまして、（3）固定資産税でございます。下げ止まりの対策はということでございます。

先ほど議員のほうからお話もございましたが、税務課としましては、税の公平性の観点から、適正な課税と徴収を行わなければなりません。しかしながら、納税が困難な方も出ていくことが予想されますので、猶予制度の周知を図るとともに、納税相談では丁寧かつ柔軟に対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから財政調整基金の繰入れについてとしまして、今後の財政調整基金の使い道、新型コロナウイルス感染症対策への活用を考えているのかということでございますけれども、財政調整基金の今後の繰入れにつきましては、歳入や事業の執行状況など、様々な事情もございますので、今後の財政状況を見極めつつ、財源としての活用を検討してまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策に対する基金の活用につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済情勢などを踏まえ、国・県の動向を注視しながら、必要であれば、その対応について考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、公用車の関係で置き場所、第二庁舎の跡はかなり不便だということでいろいろとご提案ありがとうございます。今後、またご提案いただいたように、近くにある施設の転用なり、また公用車の削減など、そういった面でいろいろと調整を行いまして、配置するスペースのほうを有効に活用できるように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、庁舎管理費のほうになりますけれども、そういった改修費用につきましては、用途がなくなった施設を再利用するために改修し、また多面的な利用ができるようなものにどんどん改修しまして、公共施設等総合管理計画に定めます所有する面積の減少に向けて調整を行っていききたいというふうに考えております。

現に今回予算要求でお願いしました海上施設につきましては、まだ確定はしておりませんが、幾つか候補が挙がっていますので、一、二年のうちには調整を図って活用できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 先ほどご質問の中でこれからの施設の老朽化ということをご心配い

ただきまして本当にありがとうございます。今後の方針でございますが、市内の施設いろいろございます。公共施設の総管理計画、個別計画に基づきまして、適正な計画を立てて、それに基づいて必要な予算額をその時期、時期に計上する形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、平山清海議員。

○2番（平山清海） 14ページ、市たばこ税が大変な金額であります。5億61万3,000円について伺います。前年度と比較して大幅に増額となっております。昨年たばこ税が増額されましたが、一方、禁煙者も増えたと聞いております。増額となった具体的な根拠についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） たばこ税の税額の要因ということでございます。市たばこ税は5億61万3,000円で、前年度比1,025万円、2.1%の増を見込んでおります。喫煙をめぐる規制の強化、健康に関する意識の高まりによりまして、喫煙人口が減少していることから、たばこの消費本数も減少傾向でございますが、令和3年10月にたばこ税の増税が予定されていることから、増を見込んだものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。また、近年、電子たばこの愛煙者が増えていますが、この電子たばこには税金がかからないと聞いています。どのようになっているのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 現在のところ、一般にいう紙巻きたばこにつきまして税をかけておるところでございます。電子たばこにつきましては、かかっておりません。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑を終わります。

続いて、遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 令和3年度旭市一般会計予算についてお伺いいたします。

199ページ、道路排水路等清掃委託料について、1,970万円について、具体的な内容についてお尋ねします。また、清掃箇所と旧地域ごとの数についてもお尋ねします。

同じく199ページの道路維持補修事業についてお尋ねします。3億5,003万円について、具体的な内容についてお尋ねします。これも箇所と旧地域の数についてもお尋ねします。

201ページ、道路新設改良工事3億3,022万2,000円についてお尋ねいたします。これも具体的な内容についてお尋ねします。同じく箇所と地域はどの辺でやるかということについてお尋ねします。

207ページ、公園維持管理費の土地等の借上料731万2,000円についてお尋ねします。公園ごとの地権者数と面積、平方メートル当たりの金額についてお尋ねいたします。

224ページ、防災行政無線整備工事についてお尋ねします。整備費1,129万4,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

以上です。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど税務課長より発言を訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 先ほど平山議員の再質問の中で、電子たばこに課税されるかというお話がございました。税制上、電子たばこという定義がございませんで、今、水蒸気等を吸うようなものもあると聞いております。もちろんそのようなものにつきましては、税はかからなくなっております。しかしながら、俗に言われる加熱式たばこいいでしょうか、ニコチン等含まれているものが一部ございますが、そちらのものについて一部課税されるものがございます。訂正して、おわびしたいと思います。どうもすみませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 引き続き遠藤保明議員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、議案第1号、199ページ、道路排水路等清掃委託料1,970万円についてということでございます。こちらの事業につきましては、市道及び市が管理します法定外公共物、赤道、青道等の除草、あるいは枝の伐採、そのほか街路樹等の維持管理などの事業でございます。

それで、場所につきましては、幾つかの事業がございますが、主な事業につきましてご説明したいと思います。まず、道路の環境整備委託ということで、市内全域を対象としまして除草作業を委託しております。それと、街路樹維持管理業務委託ということで、鎌数工業団地の周辺の街路樹を管理してございます。それと、道路の除草作業委託ということで、こちらは除草でも市内全域を行っております。あとは樹木保守管理業務委託で総堀線等を実施してございます。

次に、同じく199ページの道路維持補修事業でございます。こちらは主に老朽化いたしました道路の破損に対する補修等を行っております。大きな工事請負費3億3,000万円ほどございます。こちらが市内14路線を令和3年度には計画しております。旭が5路線、海上が5路線、飯岡が1路線、干潟が3路線、計14路線でございます。

それと、委託料としまして1,900万円ほど取ってございます。こちらは簡易的な補修と申しますか、大工事にならないような簡易的なものを見込んでおりまして、市内全域を対象としております。こちらが委託料として1,900万円組んでございます。

続きまして、201ページ、道路新設改良事業でございます。こちらは事業内容としましては、幅の狭い道路の拡幅、そのほか道路の側溝等の整備、あるいは未舗装道路の舗装工事に要する費用等を計上したものでございます。

こちらの主な路線、あるいは地域でございますが、まず改良工事でございます。令和3年度は11路線ほど見込んでおります。旭が5路線、海上が2路線、飯岡が3路線、干潟が1路線を見込んでおります。

続きまして、排水路等の整備でございます。旭が7路線、海上が3路線、飯岡、干潟がそれぞれ1路線でございます。

続きまして、舗装の新設でございます。旭の1路線を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課からは207ページの公園維持管理費の土地借上料731万2,000円についてお答えいたします。

ご質問につきましては、地権者数と面積、それと1平米当たりの単価ということでお答えしたいと思います。

まず、この予算につきましては、都市整備課が所管している都市公園及びその他の公園のうち、公園用地の一部として借用する土地に対して支払う借上料となっております。

該当の公園につきましては、旭スポーツの森公園、旭文化の杜公園、萬歳自然公園でございまして、地権者数は44名でございます。契約面積につきましては、トータルで8万533.29平米でございます。1平米当たりの借り上げの単価につきましては幅がございます。1平米当たり1円から1,500円というところになってございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは224ページの防災行政無線整備工事についてお答えいたします。

内容ですが、屋外子局、いわゆる屋外スピーカーでございます。これを2基設置する工事です。設置する場所は、一つは、第二市民会館の駐車場を予定しております。これは現在本庁舎に設置しております屋外子局が、庁舎の解体によりまして使用できなくなりますので、その代替として設置するものでございます。もう一つは、足川岡にございます宝持院が所有しております上の塚墓地の周辺を予定しております。

こちらにつきましては、かねてから地元区より要望がございまして、市で調査しましたところ、音が届く範囲内に屋外子局が設置されていないということで、さらに言うと、津波の浸水想定区域内であるということもありまして、新たに設置するものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） では、再質問させていただきます。

199ページ、道路排水路等清掃委託料についてですけども、地域で勤労奉仕で排水路清掃を行っています。市の中で排水路清掃を行っている地区が、またやってない地区があるのかお聞きしたいと思います。

それと、もう1点、道路維持補修事業の関係ですが、以前、地区から道路の補修要望が多数あると聞いていますが、この予算額で十分足りると思いますが、どのくらいかかるでしょうかお尋ねします。

それと、ページ207なのですが、干潟地区の萬歳自然公園に関してですが、国土調査が終

わりまして、課税はどのような状態になっていますでしょうか、また支払いはどのような状態でしょうか、お尋ねします。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の再質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私のほうからは、まず199ページ、道路排水路整備工事の関係です。地区で勤労奉仕等で側溝清掃等をしているのか、その把握はしているのかという内容だと思いますが、申し訳ございません、私のほうではちょっと把握しておりません。

それと、道路維持補修の関係でございます。要望に対するその件数、あるいはどのぐらいで処理ができていますのかということでございます。できる限り要望を取り入れまして、対応を考えておりますが、どうしても道路の幅員、あるいは境界が決まっていない等の理由もございまして、要望に全て沿うようなことはできていない状況でございます。

まず、令和3年度予算の中では、要望に対して3件ほど盛り込んでおります。あとは継続事業等でしておるんですが、新規の要望はたしか3件ほど見込んでいると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 萬歳自然公園のほうの国土調査があったというところで、課税はどのようなになっているか、また支払いはというご質問でございました。

課税の状況は、都市整備課のほうではちょっと現在の状況を把握できておりません。それで、支払いにつきましては、年度末に一括で所有者のほうに支払っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 萬歳自然公園の課税の状況ということでございます。国土調査をしますと土地の面積が増えたり減ったりということがございます。減った分につきましては、その都度、安くなるということで、課税をしております。増えた分につきましては、令和2年にこの事業が完了しましたので、令和3年から一斉に上がるというように考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） それでは、同じく道路排水路清掃委託料に関してですが、排水路が詰ま

ったり、豪雨などで冠水することが予想されますが、排水路の管理は誰が行っているかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、遠藤議員のご質問にお答えします。

排水路の管理というお話でございます。まず、市道等で改良等で行いまして、排水路整備したものについては、建設課で管理しております。あと、土地改良関係とかがございますので、その場所、場所で管理の団体が存在しているのかなと感じております。

それで、清掃のお話が出ましたが、清掃等が必要であれば、ご要望いただきまして、あと環境課等も立会いをいただき、現場を見ながら対策の方法を考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の質疑を終わります。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてお伺いいたします。

最初に、178ページ、説明欄3の有害鳥獣駆除の中の鳥獣被害防護柵設置事業補助金200万円の具体的な内容についてお尋ねいたします。

次に、200ページ、説明欄4の急傾斜地崩壊対策事業2,860万円の着工時期など、またどのように行うのか、具体的な内容についてお尋ねいたします。

次に、203ページ、説明欄6の災害復興津波避難道路整備事業3億4,598万円について、補正予算で減額して、今年度予算計上していましたが、具体的な内容についてお尋ねします。

また、買収できない用地があると聞いていますが、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうからは（1）、178ページの有害鳥獣駆除事業、鳥獣害防止柵設置事業補助金200万円についての具体的な内容ということでお答えいたします。

本事業は、イノシシやハクビシン等の有害獣による農作物への被害防止のため、農地に電気柵を設置する農業者に対し補助を実施するものです。対象となるのは、市内に住所がある

農家、または法人で、補助額につきましては、資材費の2分の1、または10万円のいずれか低い額となります。

また、補助を受ける人が所有、または借用し、耕作していること等、要件を満たす必要がございます。この予算額200万円につきましては、10万円の20件ということで予定してございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私のほうからは200ページ、急傾斜地崩壊対策事業の工事費2,860万円について回答したいと思います。

こちらは令和3年度の工事費につきましては、飯岡地域の横根地先ののり面の工事を予定しております。工法につきましては、現在まだ設計を発注している状況でございます。そこで、工法を先にお話ししますが、現在、業者と打合せしているところでは、だいたい延長が30メートルございます。そこに土が落ちてこないような擁壁を、高さが3メートルから5メートルぐらいの間でということで計画しているところでございます。発注時期につきましても、まだ未定ではございますが、時期的には梅雨明けぐらいが適しているのではないかとということで、内部で検討を進めております。

続きまして、203ページ、震災復興・津波避難道路整備事業の関係でございます。

まず、補正予算での減額につきましては、この主な事業につきましては、東日本大震災復興交付金でございまして、令和2年度でこちらの事業が終了となることから、減額させていただいております。

それで、津波避難道路としましては、椎名内西足洗線と横根三川線の2路線がございます。こちらが計画どおりに他の補助事業等を活用しながら、事業は進めていこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、何点か再質問いたします。

まず最初の鳥獣被害防護柵設置事業補助金についてですが、補助金の申請方法はどのように行うのかお尋ねいたします。分かりやすく市民の方ができる体制を教えていただければと思います。

次に、200ページの急傾斜地崩壊対策事業2,860万円に対してなんですけども、今、梅雨明けぐらいの着工予定ということを知ったのですが、地区の方々は大雨が降ると不安な日々が

続くということですから、一日も早くできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

203ページの震災復興・津波避難道路整備事業の再質問なんですけども、今回用地購入費として、物件補償費で9,400万円ほど計上してありますが、この金額で全ての用地が購入でき、あとは工事を行うだけなのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

申請方法ということで、手続きにつきましては、申請書に設置箇所の位置図、電気柵の見積書、柵の形状や規格等の資料を添えて、農水産課のほうへ提出していただきます。

その後、市の交付決定を受け、電気柵を設置していただくことになりますが、設置が完了しましたら、領収書や完成写真等を添えて、実績報告書を提出していただくことになります。

最後に、審査を経まして、補助金等交付になります。補助金につきましては、申請者の指定されます口座のほうへ振込をされることとなります。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、津波避難道路の関係で用地費と物件補償費9,400万円の件につきましてご回答いたします。

9,400万円でおおむね全体の路線の中の用地の金額を網羅していると思います。こちらが買えるであろうという想定で予算は組んでありますので、あともし買えたとしたら、工事のほうはその都度進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 最後に1点、再々質問いたします。

津波避難道路の件なんですけども、矢指地区の津波避難道路は順調に整備が進んでいるかと思っています。震災で旭市の一番の被害地区、飯岡地域の整備事業はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、横根三川線につきましては、延長1,300メートルございます。そのうち現在430メートルが完成しております。次年度には590メートルが完成する予定でござ

ざいますので、進捗率は45.4%ぐらいになろうかなということで計画しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算についての質問をいたします。

13ページ、市民税個人税29億9,900万円についてであります。コロナ禍により、令和2年中の個人所得がかなり減ったと思われます。また、現在も緊急事態宣言が発令されている中で、個人市民税が令和3年度は減収が見込まれると考えますが、どのような根拠で算出したのかお伺いいたします。

2点目は、同じく13ページ、市民税法人税3億5,756万6,000円についてであります。本市の企業はほとんどが資本金1億円以下の中小企業の法人だと思われます。コロナ禍により、多くの企業では減収になっています。令和3年度の法人税の算出根拠についてお伺いいたします。

次に、同じく13ページ、固定資産税現年分28億7,915万2,000円についてであります。予算説明では固定資産税の土地分の増収が見込まれるとのことですが、具体的な算出根拠についてお尋ねします。

次に、15ページ、都市計画税2億4,857万2,000円についてであります。市内と市外の納税者数と課税金額についてお尋ねします。

18ページ、地方交付税84億2,000万円についてであります。普通交付税が73億7,000万円の内訳として、公債費算入分、病院算入分、それからその他、つまり真水ですね、おのこの額についてお尋ねします。

また、特別交付税は、特殊な事情があった場合交付されるものです。具体的にどのような特殊事情分が交付されるのかお尋ねします。

27ページ、旅券窓口等整備事業補助金60万円について、これは具体的な内容についてお尋ねします。

35ページ、前年度繰越金6億円について、前年度と比較して2億円増額となっております。予算で2億円増やした具体的な理由についてお尋ねします。

38ページ、臨時財政対策債11億8,000万円についてであります。令和2年度の発行可能額が6億9,332万円、令和元年度が7億4,793万円となっている中で、令和3年度の臨時財政

対策債の借入額は11億8,000万円となっていますが、大幅に増えた要因と発行可能額についてお尋ねします。

次に、66ページ、生涯活躍のまち形成事業5億7,126万4,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

同じく67ページ、道の駅整備基金積立金600万3,000円についてであります。道の駅の貸付料として、その金額を基金に積み立てるものですが、コロナ禍で道の駅も営業時間を短縮しているように聞いています。道の駅の経営状況も厳しいのではないかと考えますが、その中で道の駅の経営状況はどのようになっているのかお尋ねします。

99ページ、旭市社会福祉協議会補助金1,692万3,000円について、これは職員の給与などの運営補助金なのか、またどのような根拠でこの補助金を交付しているのかお尋ねします。

99ページ、あさひ健康福祉センター運営事業2,906万3,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

101ページ、飯岡福祉センター運営事業指定管理料1,497万6,000円ですが、具体的な指定管理料の算出根拠についてお尋ねします。

111ページ、シルバー人材センター運営補助金690万円について、具体的な補助金の算出根拠についてお尋ねします。

141ページ、旭中央病院負担金23億4,274万円についてであります。これは交付税の算入額を病院へ負担するものと思いますが、普通交付税と特別交付税に算入されているおのこの金額についてお尋ねします。

151ページ、東総地区広域市町村圏事務組合負担金4億478万4,000円についてありますが、具体的な内容についてお尋ねします。

159ページ、廃棄物収集運搬処理委託料1億7,059万3,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

160ページ、グリーンパーク改修工事1,054万5,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

190ページ、観光施設利用助成金200万円について、具体的な内容についてお尋ねします。

192ページ、看板作成委託料176万円について、具体的な内容についてお尋ねします。

202ページ、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業6億8,347万5,000円についてでございますが、買収できない用地があると聞いていますが、用地は購入できたのかお尋ねします。併せて具体的な内容についてお尋ねします。

252ページ、旧海上庁舎管理費1,751万8,000円について、これは教育予算に計上した理由と施設の活用方法についてお尋ねします。

273ページ、コンサルティング業務委託料647万9,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

278ページ、スポーツ大会招致・開催補助金220万円についてであります。どのような大会を招致するのか、具体的な補助金の内容についてお尋ねします。また、招致することによるメリットについてお尋ねします。

278ページ、日独交流事業開催補助金50万円についてであります。具体的な内容についてお尋ねします。また、この事業は卓球のドイツチームをオリンピック事前キャンプ地として誘致するための事業なのか併せてお尋ねします。

287ページ、給食センター施設改修工事5,628万9,000円について、具体的な内容についてお尋ねします。

296ページ、公債費32億5,036万3,000円についてであります。元利合わせて交付税に算入される額と交付税に算入されない起債の本数についてお尋ねします。

302ページ、給与費明細書、1の総括であります。職員数について、職員数の減になった理由と具体的な部署についてお尋ねします。

302ページ、住居手当について、職員数が減った中で、前年度と比較して増えた理由についてお尋ねします。

304ページ、イの会計年度任用職員数についてであります。前年度と比較して大幅に増えていますが、その具体的な理由についてお尋ねします。

312ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書についてであります。令和3年度末の借入金の残高のうち合併特例債と臨時財政対策債の合計額と交付税に算入される額についてお尋ねします。なお、元金分の残高ですので、元金分に対しての算入額をお願いします。

以上で一般会計の予算の質疑は終わります。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課からは（1）個人市民税の関係でございます。先ほども発言させていただきましたが、予算見込みについてということで、市民税の8割を占める給与所得につきましては、リーマンショックと同程度の落ち込みを見込みまして、対前年比4.8%の減、そして営業所得につきましては、コロナウイルスに関する各支援金の申請

状況等を踏まえまして、所得金額で前年比30%の減、農業所得につきましては、新型コロナウイルスの影響等を考慮しまして、前年比8.4%の減ということでございます。給与所得につきましては、全体の8割以上を占めるということでございますので、給与所得の大きな落ち込みがかなり影響しているのかなというように考えます。

続きまして、市民税、法人税の関係でございます。減の要因ということでございますが、個人市民税と同様でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に加えまして、税制改正により法人市民税の一部が交付税の原資とされたことによりまして、法人の規模に応じて課税する均等額はほぼ横ばいということでございます。こちらに対しまして、法人の業績などに応じて課税する法人税割でございますが、前年比6.7%、1,510万3,000円の減と見込んだものでございます。

続きまして、固定資産税、土地の上がった具体的な要因はということでございました。こちらの要因につきましては、土地につきましては宅地化が進んでいること、それと干潟地区及び谷丁場地先の国土調査の完了、登記完了に伴う地籍更正が主な原因でございまして、対前年比0.8ポイントの増を見込んだものでございます。

続きまして、都市計画税でございます。市内外の納税者数と課税額ということですが、市内納税者数は約1万5,000件で課税額2億500万円でございます。市外納税者数は約2,000件で課税額5,600万円でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから18ページ、地方交付税について、普通交付税73億7,000万円の内訳ということで、この内訳につきまして、病院への繰出分につきましては14億6,400万円ほど、公債費分につきましては23億1,000万円ほどで、その他いわゆる真水分につきましては36億円ほどです。

それと、もう1点、特別交付税についてですけれども、特別交付税は10億5,000万円ですけれども、これにつきましては普通交付税で捕捉されなかった特別な財政需要に対して交付されるもので、主なものとしましては地方バス路線運行維持に係る経費、定住自立圏構想に係る経費、病院分などを見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） それでは、私のほうから27ページ、旅券窓口等整備事業補助金

についてお答えいたします。

具体的には、本年5月10日から県より権限移譲を受けまして、新たにパスポートの発券事務を行うに当たり、窓口整備のため必要となる備品や消耗品の購入に対する初年度1回限りの補助金でありまして、補助率は10分の10で、限度額60万円を見込んだところでございます。以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから35ページ、前年度繰越金についてと38ページ、臨時財政対策債についてお答えいたします。

繰越金2億円増となっている理由ということでございますけれども、繰越金につきましては、令和2年度は、令和元年の台風15号からの一連の災害による支出の増を見込み4億円を計上いたしましたけれども、それまでは5億円を計上しておりました。それで、令和3年度につきましては、財源の関係もございまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施できなかった事業などの執行残を見込み、6億円を計上したものでございます。

続きまして、臨時財政対策債です。臨時財政対策債が大幅に増えた理由と発行可能額はということでございますけれども、臨時財政対策債の予算額につきましては、地方財政計画の伸び率を参考に推計しておりますけれども、国はコロナウイルス感染症の影響により、地方税収入や国税5税が大幅に減少する中で、社会保障関係経費の増加などにより、各地方公共団体へ交付する交付税の財源が不足する状態となっておりまして、臨時財政対策債の額が増となっていることから、本市の臨時財政対策債の予算額についても増額で見込んだものであります。

臨時財政対策債の予算額ではない実際どれだけの額になるのかということでございますけれども、これは正式には7月に分かる見込みですけれども、現在の見込額としては12億1,000万円ほどを見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、まず66ページ、生涯活躍のまち形成事業の具体的な内容です。

来年度予算計上しましたこちらの事業の具体的な内容ですが、主なものとして、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料として1,047万2,000円、ふるさと回帰支援センターへのブース出展等で137万円、多世代交流施設整備費負担金として4億7,368万2,000円、指定管

理料として8,500万円となっております。

それと、67ページ、道の駅整備基金積立金に関して、道の駅の現況、状況はどうかということですが、議員もおっしゃっていましたとおり、コロナ禍の影響ということで、昨年の4月、5月は非常に売上げが落ちました。ただし、5月の緊急事態宣言解除以降、6月から昨年より上回る売上げを記録しておりまして、累計でいきますと直営とテナントを合わせまして、昨年12月末で前年比6.18%の増ということで、経営は順調となっております。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、予算書99ページになります。（11）旭市社会福祉協議会補助金1,692万3,000円、どのような根拠で支出するかにお答えいたします。

本補助金は、高齢者、障害者等地域住民の多様なニーズに応えるべき民間福祉活動の中核として位置づけられている社会福祉協議会に対して、事業の充実を図るため人件費を助成するものです。内訳としまして、事務局長及び福祉活動専門員2名、合わせて3名分の人件費となります。支出の根拠でございます。

この補助金は、社会福祉法58条で助成というところがございます。それに基づきまして、国または地方公共団体は必要があると認めるときは、当該地方公共団体で定める手続きに従い、社会福祉法人に対し補助金を支出することができるとされております。

続きまして、（12）のあさひ健康福祉センター運営事業2,906万3,000円について、具体的な内容でございます。

こちらは地域社会の健全なる発展及び福祉の増進を図るために設置された施設でございます。当該施設は、浴場、カラオケのできる多目的ルーム、高齢者向けのトレーニング室、くつろげる和室の休憩室などがあり、住民の健康維持増進並びに地域のコミュニティの醸成を図る場所として提供しております。

本事業費は、あさひ健康福祉センターの施設の管理運営に係る費用で、事業費の主なものは施設管理職員の報酬や給与等、光熱水費や維持補修費、浴場設備保守点検委託料等の建物維持管理費となります。

続きまして、（13）の飯岡福祉センター運営事業指定管理料1,497万6,000円について、具体的な算出根拠ということでございます。

この1,497万6,000円は、飯岡福祉センターの指定管理料となりまして、施設の管理を旭市社会福祉協議会にお願いしております。

指定管理料の算出根拠でございます。飯岡福祉センターの運営事業費の内訳ということで

申し上げたいと思います。主なものとして、人件費が501万8,000円、これは臨時職員4人と社会保険料等となります。次に、水道光熱費691万2,000円、これは電気、水道、ガスの料金でございます。消耗品費として80万6,000円、これは浴室、トイレ等の消耗品となります。修繕費が31万9,000円、維持管理委託料として377万8,000円、これは警備、清掃、浴槽管理の委託料でございます。

続きまして、(14)のシルバー人材センター運営補助690万円について、こちらの具体的な算出根拠ということでございます。

シルバー人材センターの運営補助金は、運営費の不足額を助成し、運営を支援するための費用であります。人件費や管理費、事業費が対象となっております。シルバー人材センターの令和3年度の予算案、歳入1億5,006万4,000円に対し、歳出1億5,696万4,000円で、不足となります690万円を運営費補助金として助成するものであります。なお、歳入の中には市と同額の国庫補助金が含まれる予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから141ページ、旭中央病院負担金23億4,000万円の内訳についてということでございます。内訳としましては、普通交付税分として14億6,400万円ほど、特別交付税として8億7,900万円ほどを見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは(16)になります。東総地区広域市町村圏事務組合負担金4億478万4,000円についてご説明いたします。

こちらは東総広域の一般廃棄物処理事業特別会計に係る負担金でございまして、4億478万4,000円の内訳としましては、一般廃棄物処理施設の建設費負担金が4,484万3,000円で、一般廃棄物処理施設の管理運営費のほうの負担金が3億5,994万1,000円でございます。

続きまして、(17)になります。廃棄物収集運搬処理委託料1億7,059万3,000円についてでございます。

こちらはごみステーションのステーション回収に係ります廃棄物収集運搬業務委託料と同じくステーション回収した瓶の資源化業務の委託料になっております。

続きまして、(18)グリーンパークの改修工事についてですが、こちらの工事費1,054万5,000円につきましては、旭市グリーンパーク最終処分場の水処理施設の補修工事費となり

ます。この水処理施設というのは、グリーンパークの浸出水を浄化しまして、放流する施設が入り口のところにございます。その施設の補修工事となります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから（19）、190ページ、観光施設利用助成金200万円についてご説明いたします。

こちらは旭市に観光目的で来訪し、市内宿泊施設に宿泊される方に対し、1人1泊2,000円の宿泊料を補助するものでございます。利用については1,000名程度を予定しております。合計200万円でございます。

続きまして、（20）、192ページの看板作成委託料176万円についてでございます。

こちらは2点、看板を作成いたします。

まず、1点目は、長熊釣堀センターの入り口に設置します看板でございます。釣堀センターが奥まった場所にあり、分かりづらいということで、県道沿いに看板を設置いたします。事業費は11万円でございます。

もう1点は、市内12か所にあります13枚の観光案内板でございます。これは大きな観光案内板ですが、こちらの貼り替えを考えております。観光案内板は5年前に貼り替えをいたしました。その後、経年劣化等の修繕、それから今回、市役所の位置なども変わります。そうしますので、地図の変更もでございます。また、掲示している観光情報の差し替え等を併せまして今回行うものでございます。事業費165万円を予定しております。

なお、この観光案内板につきましては、千葉県観光地魅力アップ整備事業費補助金の対象であり、対象経費の3分の2が県から補助される予定でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私のほうからは202ページ、飯岡海上連絡道三川蛇園線の関係でございます。

未買収があるが、買収できたかというご質問がございました。残念ながら、まだそちらのほうは買収はできておりません。その内容はということなのですが、まず道路がよくなることで、交通量が多くなる。そこで、付近の施設をお持ちなのですが、そちらにいろいろ交通安全対策として施設を設けてほしいという内容でございます。

ただ、そちらは警察の管轄になってしまいますので、うちのほうでできるような施設を今

模索しております。ご本人にも提示してございます。設置済みの現場等も職員で視察に行ったり、確かめておりますので、後日、地権者には提案していきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、252ページの庁舎管理の関係でございますが、教育費の中に計上させていただいた理由につきましては、新年度から海上支所の廃止に伴いまして、近接する海上公民館と一体的に生涯学習課が庁舎管理として鍵管理、設備の日常点検等を想定したものでございます。

次に、施設の活用方法につきましては、市民の生涯学習の場として利用頻度の高い海上公民館をより有効的に利用するため、海上支所庁舎の活用を想定しているところでございます。また、老朽化する施設内に入っています団体など、今後の受入先として、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、私からは（23）、273ページのコンサルティング業務委託料についてお答えいたします。

このコンサルティング業務委託料は、史跡大原幽学遺跡整備基本計画策定に係る委託料でございます。

史跡大原幽学遺跡整備基本計画は、平成29年度に策定いたしました保存活用計画に基づき、幽学遺跡を取り巻く環境の変化を視野に入れた具体的な今後の整備手法の設定や史跡公園、便益施設の配置計画について、周辺地域と連携した整備の在り方等をまとめる計画でございます。

国指定後、60年余りを経過した史跡の整備基本計画策定は全国的にもあまり例がなく、他市の事例を参考とすることは難しい状況で、逆に国・県からも注目がされているところでございます。

具体的に業者に委託する業務といたしましては、策定委員会で出た専門的な意見を図面や表を加えて分かりやすく文章化したり、現実的な手段・方法として、機器や技術等を選定したりいたします。加えて、この整備基本計画書の構成及び編集、印刷製本、概要版の作成などを行うものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、体育振興課からは278ページ、まずスポーツ大会招致・開催補助金で、どのような大会を招致しているのかとメリットはどういうものがあるのかという質問でした。お答えします。

まず、招致している大会ですけれども、これは3大会ございます。一つ目が、公益財団法人日本卓球協会が主催しております世界ジュニア卓球選手権大会日本代表選手選考会になります。二つ目、三つ目の大会は、千葉県卓球連盟が主催する大会で、まず全日本卓球選手権大会ホープス・カブ・バンビの部千葉県予選会、これは小学生が対象です。それと、千葉県知事杯夏季中学校卓球大会の3大会となります。

メリットはということでした。

まず、メリットなのですが、市内の子どもたちなどが同年代トップ選出のプレーを間近で見ることができますし、また選考会などでは、日本ジュニアナショナルチームの監督、またコーチによる実技指導なども行われるなど、卓球競技への普及、競技力の向上を図ることができると考えております。また、市外から観客を呼び込めますので、都市住民との交流、また旭市の知名度アップにつながると考えております。

続きまして、同じページの日独交流事業開催補助金についてで、こちらについては具体的な内容と、またオリンピック事前キャンプ事業なのかということでご質問がございました。お答えします。

この補助金ですけれども、これは千葉県と姉妹都市連携を締結していますドイツのデュッセルドルフ市が、旭市を会場にして、卓球交流を行っております。それに対する補助金となります。あくまでも県とデュッセルドルフ市の卓球交流でございますので、オリンピック事前キャンプとは別の事業となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、学校教育課から（26）、287ページ、給食センター施設改修工事5,628万9,000円についてお答えいたします。

改修工事の具体的な内容でございますが、1点目、陸屋根部分の防水改修工事、2点目、屋根塗装改修工事、3点目、空気チャンバー、送風機各4基交換の換気設備改修工事、4点目、LED照明61か所設置の天井照明改修工事でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから296ページ、公債費32億5,800万円の交付税算入見込額と市の実質負担額はということでございますけれども、公債費32億5,036万3,000円に対しまして、交付税算入見込額は23億1,400万円ほどを見込んでおります。差し引きしました交付税算入見込額を除いた実質負担額につきましては9億3,600万円ほどを見込んでおります。

それと、交付税に算入されない起債の本数ということでございますけれども、これは合併前に古いものは何本かあるようではございますけれども、何分資料がすぐ出ませんので、ちょっと今ご回答することはできません。申し訳ございません。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは3点お答えしてまいります。

まず、302ページの給与費明細書の職員数についてです。14人減となっている理由といたしますか、内訳でございますが、正規の職員分で6人、これは主に塵芥施設の職員分の減です。もう一つは、会計年度任用職員で8人の減、これは主に保育所でございます。いずれも予算ベースということでございます。

次に、同じ302ページの住居手当でございます。増額の要因ですが、これは結婚などでアパートを借りる人数が増えたことによるものでございます。

次に、304ページです。大幅増というお尋ねでございましたが、これは括弧書きのほうの職員数のことをおっしゃっているのかということでお答えいたします。

括弧書きの職員数につきましては、パートタイム会計年度の職員数でございまして、前年度と比べて53人増えているわけでございますが、主な要因は健診ですとか、選挙などで短期間従事するいわゆるスポット的な職員も含まれているために増えたものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、312ページになります。地方債の現在高の見込みに関する調書について、合併特例債、臨時財政対策債、その他の起債の額はということでございますけれども、令和3年度末現在高見込額につきましては330億7,087万3,000円で、その内訳としまして、合併特例債が165億5,800万円ほど、臨時財政対策債が116億7,600万円ほど、その他の起債が48億3,700万円ほどとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

13ページ、市民税の関係でございますが、先ほどの答弁を聞いて、私も隔世の感がします。それは昔は農業者とか、そういう者、所得が多かった中で、給与所得が今8割を占めるということです。その中で特別徴収と普通徴収の納税者数と、特別徴収で年金特別徴収を除く会社員や公務員などの市内の特別徴収と市外の特別徴収の税額ですか、その比率についてお尋ねします。つまり市内、市外です。

それから、同じく13ページの固定資産税ですか、先ほどの課長の答弁では、宅地化によって、つまり地目変更ということです。こういうことで税金が増えた。また、国土調査で税金が増えたということでございますが、国土調査については、干潟町は全部終わっているんです。そんな中で旭市全域が国土調査を終わらないときには、旧面積で課税するというところで私は認識しておりますが、なぜ国土調査によって固定資産税が高くなるのかお尋ねします。

そういう中で、市内と市外の納税者数と課税金額についてお尋ねします。

それから、15ページ、都市計画税でございますが、コロナ禍で市民も収入が減って、生活困窮者が増えていますが、市民の都市計画税だけを減免、また免除できないのかお尋ねします。

そして、そんな中で旭市には貯金がたくさんあるといいますが、都市計画税は基準財政収入額には全然影響ないわけなんです。そういう中で時限立法みたいな感じで、令和2年でも、3年でも都市計画税を減らすことは検討しなかったのかお尋ねします。

それから、次、18ページ、地方交付税でございますが、公債費の算入分がかなり大きくなっております。そんな中で真水の部分が36億円しかないということでございますが、地方交付税、今後も増えない中で、公債費算入分等が増えますと、真水部分が年々減って、市政に

かなり影響が出ると思うのですが、どういうふうに考えているのか。

そんな中で、交付税は一般分、今も言いましたが、かなり減っているんです。その分、中央病院が増え、起債の償還に充てる公債費分が増えています。そんな中で、いずれにしても自由に使える一般分が減っている中で、市の財政状況はますます厳しさを増すと思うのですが、その辺どういうふうに認識しているのか、市長にお尋ねします。

27ページ、旅券窓口整備補助金ですか、市で今度はパスポートを発行するということですね。もう一度確認したいと思います。

それから、35ページ、前年度繰越金でございますが、毎年結果として予算を上回る繰越金が出ます。しかし、今後の補正予算などの留保財源として取っておかなければならないのではないかと私は考えます。そこで、今回の予算編成で一般財源が不足したので、繰越金を増額したのではないかとと思うのですが、それについてお尋ねします。

38ページの臨時財政対策債、本年度は発行額、限度額いっぱいまで借入れすると思うのですが、本市の財政状況が厳しさを増しているように思われます。臨時財政対策債は一般財源扱いですので、全ての事業の財源に充てることができるわけでございますが、人件費や公債費などの義務的経費に充当された金額はどの程度あるのかお尋ねします。

それから、99ページ、旭市社会福祉協議会補助金の関係でございますが、別の議案で旭市社会福祉協議会を指定管理者に選定する案件があります。社会福祉協議会は、市の委託業務を多数受託しているわけでございますが、当然市から社会福祉協議会への支払いもあると思いますが、市から払われた総額ですか、総金額についてお尋ねします。

それから、99ページ、あさひ健康福祉センター運営事業ですか、先ほど具体的な内容について聞きましたが、利用者は近年どうなっているのか、利用者の推移についてお尋ねします。

それから、111ページですか、シルバー人材センター運営補助金690万円の関係でございますが、運営費の不足を市が補填するということでございますが、いつの時点を基準にこれは補填するのか、例えば昨年の決算を基準に補填するのか、また今年の予算を基準に補填するのか、その辺お尋ねします。

141ページ、旭中央病院負担金23億4,274万円出ておりますが、合併時は幾ら旭中央病院に繰り出ししていたのか、それと比較して、今どのくらい増えたのかお尋ねします。

151ページ、組合負担金4億478万円ですか、2月25日に東広の組合議会が開催されまして、予算関係の議案があったものと思われませんが、負担金割合は決定したのかお尋ねします。

それから、159ページ、廃棄物収集運搬処理料、前年と比較して3,729万2,000円増えてい

ます。その理由について具体的にお尋ねします。

そういう中で当然これはごみステーションからのごみの収集等の経費だと思うのですが、私の聞いている範囲では、収集運搬車も増えるということですが、詳細な説明をいただきたいと思います。

それから、160ページですか、グリーンパーク改修工事、今年から広域での処理が行われるわけですが、そして一時的に旭市のグリーンパークが数か月使用されるとのことですが、広域からの使用料に対して工事費は賄えるのかお尋ねします。

それから、129ページ、看板作成委託料、長熊の案内板ですか、案内表示板をつけるということで、先ほどは1か所ということですが、私の考えは、なぜ広域農道に1か所、それから広域農道を東に来た中で信号のあるところですか、そこをつけないと、遠くの人には分からないと思うんです。それをなぜ1か所だけなのか。やはり案内板というのは、近所の人には知っていても、遠くの人に知ってもらうために作るのが案内板ではないかと思うのですが、それをなぜ1か所なのかお尋ねします。

それから、252ページ、旧海上庁舎管理費、これは公民館と一体で有効活用するというのですが、そういう話、今までは全然説明ない中で、公民館と一体となって有効に活用するというのですが、ただ言い逃れの詭弁ではないかと思うのですが、その辺お尋ねします。そんな中で具体的にどういうふうに活用するのか、活用するのであれば、その予算はどこで取ってあるのかお尋ねします。

それから、273ページ、コンサルティング業務委託料ですか、先ほどの説明でありますと、博物館にするために業者に委託するというのですが、職員があれだけで何で業者に委託しなければならないのか、そんなに難しい申請資料なのか。

そういう中で今、名目は大原幽学記念館です。そんな中で博物館と記念館の違い、そして博物館は博物館法によりどのように区分されているのか、また大原幽学記念館は現在どのような位置づけなのか、そういう中で博物館登録を行うことによるメリットについてお尋ねします。

また、近年の来館者の人数についてお尋ねすると同時に、博物館法の中で博物館資料があること、それから博物館相当施設で、博物館に類する業務を行うための資料、これを明快にご説明いただきたいと思います。

それから、278ページですか、スポーツ大会招致・開催補助金、これはほとんど卓球関係の補助金になるわけですが、これをやることによって、実際今までどのようなメリットがあ

ったのか、そして旭市の知名度がどのくらい上がったのかお尋ねします。

278ページは日独交流事業開催補助金でございますが、これは事前キャンプ地として誘致するための事業だと思っておりますが、東京オリンピックの日程が7月23日から8月5日、パラリンピックが8月24日から9月5日の日程で行われる予定ですが、開催できない場合や、ドイツチームがほかの市町村で事前キャンプを行った場合、この補助金はどうなるのかお尋ねします。

304ページですか、会計年度任用職員数についてでございますが、これは職員を減らし、その代替として、安価な会計年度任用職員で対応するという考えなのかお尋ねします。

312ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書でございますが、旭市は330億円、他の銚子市あたりから比べますとかなり借金が多いわけです。そんな中で中央病院の借金もあるわけなんです。中央病院の借金というのは、最終的には旭市が負担するわけなんです。そういう中で、そのことについてどう考えているのかお尋ねします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから（1）個人市民税の関係でございます。年金を除く特別徴収の比率、また市内外の数ということでございました。

高橋議員、大変申し訳ございません。市内外の特別徴収の集計というのが現在してございません。そして、中の全体の数字について、参考までに回答させていただきます。給与所得者に係る特別徴収でございますが、2万2,160人、全体の62%に当たります。そして、課税額につきましては約23億9,370万円でございます。

特別徴収については以上でございます。

（発言する人あり）

○税務課長（伊藤義一） 市内外の別はちょっと集計してございません。申し訳ございません。

続きまして、（3）固定資産税の関係でございます。国土調査が終わるとなぜ高くなるのかという質問だと思います。

国土調査につきましては、旧干潟地域と旭の俗に言う谷丁場地先ですか、こちらの国土調査が終わりまして、現在登記も完了してございます。その面積なのですが、調査前後を比較しますと、4.77平方キロメートル増えております。単純に面積が4.77平方キロメートル増えています。その関係で税額も上がってしまうと。その面積分だけ税が上がるということでご

ざいます。

そして、全部の調査が終わるまでかけないでということでございましたが、干潟地区と谷丁場地先、こちら2か所でございますが、ここ2か所を取りあえず一通りの国土調査が終わったのかなと、そのように考えております。

そして、今まで令和2年までは国土調査が終わったときに、面積が減った分につきましては、その都度、減らした面積で課税しております。そして、面積が増えた分につきましては、令和3年から一斉に増やした面積で干潟地区と谷丁場地先を課税するというようなことになっております。

次でございますが、（４）都市計画税の関係でございます。都市計画税を減らす考えはということだと思います。

都市計画税につきましては、地方税法の702条及び旭市都市計画税条例の2条におきまして、課税区域内に存在する土地及び家屋に対して、その所有者に課税するということになっております。それをもちまして、現在、旭市の都市計画区域、旧旭地区の都市計画区域、全域に課税されているという形でなっております。税務課としましては、現在それを減らすための考えというのは持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 市長。

○市長（明智忠直） 地方交付税の問題について、市長のほうにお尋ねがありましたので、知っている範囲で、私の思う範囲でお答えさせていただきます。

交付税が漸減されるのは避けられない事実だと、そのように思っております。そんな中でありますけれども、旭市の行政運営、将来の旭市の充実発展のためには、やっていかなければならない事業もたくさんあるわけであります。そういった部分で取捨選択しながら、採択しながら、将来の旭に役立つための事業を展開していきたいと、そのように思っております。

財源が足りない部分は、国の臨時財政対策債や、あるいは有利な財源、いろいろと国も用意してくれておりますので、そういったものを見つけながら、事業に取り組んでいきたいと、そんなような考えでいますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） それでは、27ページの旅券窓口についての再質問にお答えいたします。

県におきましては、平成28年度より県内市町村への権限移譲を進めており、以前より依頼

があったところでありますが、旭市においては、新庁舎移転を機にお受けすることとなりました。先ほども申し上げたとおり、5月10日よりパスポート発券事務を開始する予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから35ページ、前年度繰越金6億円についての中で、一般財源が不足したから繰越金を増やしたのかということでございますけれども、確かにコロナによる税收減ということはございますけれども、新型コロナウイルスの影響により実施できなくなった事業などの執行残が見込まれ、繰越金が増えることが見込まれたことから増額したものであります。

その次、38ページ、臨時財政対策債については、義務的経費に充てた金額ということでございますけれども、臨時財政対策債は一般財源であるため、この金額の義務的経費を充てているというものではございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） （11）の旭市社会福祉協議会補助金の関係なんですけれども、指定管理以外の市から払われた市の受託金の総金額はということでございます。

市から払われた市受託金収入、令和元年度の決算で申し上げさせていただきたいと思います。合計で3,711万9,490円となります。その中の種別としまして、敬老事業受託金、敬老大会です。あと、外出支援サービス事業受託金になります。あと、指定管理受託金、生活困窮者自立支援事業、その4点となります。

あと、（12）のあさひ健康福祉センター運営事業の健康福祉センターの利用者の推移ということでございました。令和元年度と直近の数字を述べさせていただきます。

令和元年度では、延べで1万6,080人、うち市民の方が1万4,968人でした。今回、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために令和2年3月4日から6月15日まで休館しておりました。その関係で令和2年度は、1月末現在でございますけれども、延べで8,505人、うち市民の方は8,050人となっております。

あと、最後の14番、シルバー人材センターの運営補助、この補助金の基準日はいつかというお話でございましたが、一応今回の計上した補助金は令和3年4月から令和4年3月31日までの令和3年度の分となっております。ですので、その収支予算で算定しております。で

すので、令和3年3月31日時点での収支決算見込みで算定しているという形になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、141ページ、旭中央病院負担金についてということで、平成18年度と令和3年度を比較してということでございますけれども、令和3年度は23億4,274万円、平成18年は実績としまして12億4,237万9,000円、差し引きまして11億36万1,000円の増でございます。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、(16)の再質問についてお答えいたします。2月25日の東総広域の議会で負担金の割合は決定したのかどうかというご質問だと思います。こちらにつきましては、均等割が20%、ごみ処理量割が80%で決定したと伺っております。

次に、(17)でございます。3,729万円、前年度より増えているということで、その増えた理由と収集運搬の詳細な説明ということでございますが、こちらにつきましては、ステーション回収に伴う収集運搬委託料の増加によるものも含まれます。その収集運搬の詳細な説明ということで、その内容についてご紹介いたします。令和3年度からの内容です。

収集運搬区域につきましては、旭市内を3コースに分け回収いたします。現在、市内全体で1,311か所のごみステーションがございます。収集の委託車両としましては、2トンパッカー車が6台、2トンダンプ車を4台予定しております。計10台でございます。現状の回収では、パッカー車が4台、ダンプ車5台により回収を行っております。

委託の実質の稼働時間でございますが、一応1日6時間を予定しておりまして、稼働日数としては月に26日を予定しております。

あと、収集の頻度、ごみの種類による回収の頻度でございますが、普通ごみに関しましては週2回の回収、缶につきましては単独収集で月に2回、ペットボトルも同様に単独で収集しまして月2回でございます。あと、紙類・布類は月に2回、瓶・金属につきましては月1回の回収をいたします。このような形での収集運搬を実施する予定でございます。

次に、(18)の再質問でございますが、一時的に旭市のグリーンパークのほうで東総広域の焼却灰を受け入れると以前お話をしました。広域からの処理量で賄えるのかということでよろしいでしょうか。

実際東広のほうからは、搬入予定量1か月200トンにつきまして、1トン当たり2万円で

手数料を支払うということで話を聞いております。ですから、1トン当たり2万円で、200トンということになりますと、月400万円の収入でございますが、この処理手数料ですが、この金額ではグリーンパークのほうの維持管理はできません。

グリーンパークですが、まだ残余容量がありまして、令和3年度以降も側溝汚泥の搬入等で使用する予定でございます。最終処分場ですね、それを排出するまでの間は、継続して水処理施設などの維持補修費がかかるようになります。ですので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから192ページの看板作成委託料の再質問についてお答えいたします。

長熊釣堀センターの看板ということでございますが、今回は先ほども申し上げましたが、長熊釣堀センターが少し奥まって、分かりづらいということで、入り口の案内看板を計上させていただきました。

確かに議員ご指摘のとおり、長熊釣堀センターは市外の方も多く利用されます。このため、案内看板も必要ではないかと考えているところであります。効果的な看板の設置は、場所等も踏まえて今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、海上支所の活用方法、また予定等について回答いたします。

新庁舎への行政機能の移転集約に合わせまして、施設の効率的利用を高めるべく、生涯学習施設などの再編を進めているところでございます。干潟の市民センターのように、公民館と支所を改修等によって一体的な利用で複合化、そういったもので床面積の縮小だとか、そういったものの一環といたしまして、海上支所のほうにおきましては、保健センターを廃止しますので、そういった健診だとか、そういったものの公民館を活用するということで、面積が大変不足したりとか、そういったものが想定できますので、そういったものの活用、または令和4年度に解体を予定します青年の家であったり、市民会館だとか、そういったところでサークル等の使うところが不足した場合には、海上支所のほうを活用できるように施設の統合化なりを進めたいと考えております。

あと、どこで予算を取っているのかというご質問でございますけども、予算書のほう52ペ

ージでしょうか、先ほど林晴道議員のほうでご質問がありました庁舎管理費の中での改修費ということで2,710万円見込んでいまして、その中で改修のほうを必要な部分だけ行うような予定でありますので、よろしくお願いいたします。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長（宮内敏之） その予算の組み方につきましては、通常的な維持補修的なものは教育費の予算のほうで見ておりますが、庁舎、また庁舎として関係する部分につきましては庁舎管理費、あわせて海上支所だけでなく、隣の保健センター等も空調の改修とか、いろいろなものがありましたので、庁舎管理費で見させていただいたところでございます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、私のほうから273ページのコンサルティング業務委託料について申し上げます。

最初に、職員がやらないで、なぜ委託かということですが、先ほど申し上げましたように、こういった計画は全国的にもあまり例がございません。また、計画に当たっては、防災設備、地形・造成、遺構保存、植栽、景観など、総合的かつ専門的な内容を盛り込む必要がございますが、なかなか職員ではこういった知識を持つ職員がおりません。こういったことから、この計画につきましては委託ということで進めてまいりたいと考えております。

次に、博物館と記念館の違い、登録博物館にしたことのメリットということでございますが、名称につきましては、登録博物館の場合、博物館、記念館、美術館など様々な名称を名のっているところもございます。これについては特に法律的な規定はございませんが、登録博物館以外のものについては、博物館という名称は使えません。そちらのほうは決まっております。

博物館になるための条件といたしまして、博物館資料を有すること、こういったことが挙げられますが、幽学記念館のような歴史系の博物館ですと、古文書や古記録、掛け軸、絵画、生活史料、遺物などの実物が該当します。また、それに類する資料としましては、文献や調査記録、写真類などがございまして、これらを収蔵し、後世に伝えていくことが博物館の役割となっております。

登録博物館となりましたメリットといたしましては、まず対外的な需要が高まり、貴重な資料の貸し借りや展示が可能となるなど、博物館としての活動を行うのに非常に有利な面が多くなります。また、登録博物館であることを条件とした事業参加や助成制度を受けたりで

きることも挙げられます。こういったメリットも博物館と記念館の違いの一つではないかと思っております。

近年の来館者数ですが、3年ほどでよろしいでしょうか。まず、平成30年度4,772人です。令和元年度が3,937人、ただし令和元年度は空調工事によりまして、約4か月間休館がございました。それで、今年度につきましては、2月末現在ですが、5,037人となっております。今年度につきましても、4月、5月、コロナの関係で2か月ほど休館いたしております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○生涯学習課長（八木幹夫） まず、登録博物館の位置づけでございますが、こちらのほうは県のほうに登録しまして、基準がある中で指定を受けることになります。例えば一つの基準ですと、資料のほかにも、館長や学芸員の必置、建物自体も165平米以上あることや、年間の開館日が150日以上ある、そういった規定がございます。そういった中でいろいろ資料をそろえて、県のほうに申請しまして、現在、千葉県内には39の登録博物館がございます。

(発言する人あり)

○生涯学習課長（八木幹夫） ですから、特にどういった分類ということで分けてございまして、あくまでも39あるということになっております。

(発言する人あり)

○生涯学習課長（八木幹夫） 正確に定められたものというのは、ちょっと手元にはございませんが、まず博物館資料につきましては、先ほどとちょっと重複しますが、古文書や……

(発言する人あり)

○議長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、278ページ、スポーツ大会招致・開催補助金の再質問についてお答えいたします。質問の内容ですが、再度メリットはということと、どのくらい知名度がアップしたのかということでした。

まず、この補助金につきましては、卓球大会の開催に関する補助金でございまして、メリットとしては、先ほども申し上げましたが、卓球競技の普及や技術力の向上、また市外から参加者が来ることから知名度がアップすることにつながっているものと考えております。

ただ、知名度がどのくらいアップしたかということなんですけれども、なかなか数字として示すのは難しいと思っております。ただ、大会の回数が重なるごとに、参加者も多くなってまいりますので、卓球関係者を含め、広く知れ渡っていくのかなというふうに考えており

ます。

続きまして、やはり同じページの日独交流事業開催補助金の再質問についてお答えします。こちらについては、オリンピック・パラリンピックが開催できなかった場合、また事前キャンプを行った場合、この補助金はどうなるかということでございました。

改めまして、この補助金ですけれども、千葉県とドイツのデュッセルドルフ市、これが姉妹提携しております。その関係で旭市で卓球交流を行うものでございまして、オリンピックの事前キャンプとは別の事業となっております。仮に卓球交流ができなかったらどうなるのかということですが、仮に開催されない場合は、特に支出することはありません。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは304ページの会計年度任用職員についてお答えいたします。

会計年度任用職員は、正規職員の代わりというわけではなくて、補助的業務に従事する者でございます。その勤務形態につきましても、ごく短時間のもの、あるいは短期間のもの、一日限りのもの、様々な状況がございますし、業務の内容についても様々になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから312ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書についてお答えいたします。

中央病院の借金もこれから増えてくるから大変だろうといったお話でしたけれども、ご案内のとおり、中央病院の借金につきましては、市で市債を起こしまして、それで旭市中央病院事業債管理特別会計の中で中央病院のほうから利子も含めて収入して、そこで市の持ち出しがゼロになっているというところでございます。あくまでも特別会計の中で中央病院から借金分を受けて、そのまま返済しているというところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3回目の質問をします。

まず、13ページの市民税の関係でございますが、私、特別徴収、これは市内、市外、これだけ機械化している中で当然分かると思ったんです。市内、市外の特別徴収額ですか、これによって、今度旭の雇用がどうなっているか分かるんです。例えば10億円ありました。そのうち市外は7億円でありました、市内は3億円といたら、旭に雇用の場がないということ

になっちゃうんです。ですから、本来なら、やはり全体を見た中で、当然そのぐらいの数字がつかめるようなシステム、私はつくるべきだと思うんです。

次に、13ページ、固定資産税の関係でございますが、私もちょっと記憶は定かでないのですが、旭市の固定資産の賦課は、国土調査が終わらないときにはやらないというような認識でいるんです。それではなくては不平等だと。不平等だから、国土調査が終わってからやるんだということで、数年前まで国土調査の調査費、たしか二、三千万円つけてあったんです。そんな中で、国土調査、この予算で何年かかるかと言ったら、たしか100年というような認識でいます。

そんな中で、いつの間にか国土調査の調査費がなくなったんです。予算がなくなったのですが、いずれにしても、これは一般質問でありませんので、私の認識として、なぜ国土調査の終わった地域だけかけるのかという不信感があります。それと同時に、なぜそうになっているのか、地域に全く不平等な課税がされているということを申し上げます。

それから、交付税の関係でございますが、先ほどは市長は有利な財源とか、いろいろ言っていましたが、有利な財源は何もないわけです。そんな中で市民のために自由に使える金ですか、これは令和元年のときに交付税の中で自由に使えるのは44億円で、合併時から見ますと14億円も減っちゃっているんです。そんな中で今度は令和3年度では36億円しか使えないわけです。ここ2年くらいで8億円も減っちゃっているんです。

皆さん方はよく有利な財源と。交付税に算入されているから、結局全然有利な財源になってないわけなんです。これは一般質問ではないから、言ってもしょうがないですけど、いずれにしても、その認識は改めていただきたいと思います。

それから、159ページですか、廃棄物収集運搬処理料、この関係でございますが、結局今度は新しいごみの焼却施設ができたということで、旭のごみ処理に対する予算、かなり増えるということでよろしいですか、これをお尋ねします。

それから、グリーンパークの改修工事ですか、受け入れることによって、だいぶ旭はデメリットがあるようでございますが、それでもなぜ受入れしなければならないのか、3市が平等に受入れすればいいと思うのですが、これをお尋ねします。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市） 議案の質疑の途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうからお答えします。

その前に一部訂正をお願いしたいのですが、先ほど国土調査の面積でございますが、国土調査をやった後の面積4.77平方キロメートルと私言ってしまいましたが、正しくは2.77平方キロメートルでございました。申し訳ございませんでした。

それでは、（1）市民税個人の関係でございます。旭の雇用等がどうなっているのか、その辺も分かるので、市内外のものを分けるべきだというご指摘でございました。

その中で、今まで税務課の課税、収税の関係で、その数値が今のところ不要だということで、電算処理はしているものでございますが、市内外の数値というものは出してございません。また、電算業務の中ですぐできるだろうということでございますが、いろいろな条件を一つ一つ入れていかなければならないので、結構時間とかというのはかかってしまうものでございます。そういうことで今のところ、そちらについては出しておりません。

あと、（3）固定資産税の関係でございます。旭市全体が終わらなければ賦課しないのだろうということでございました。

先ほどと重複して恐縮でございますが、干潟地域と谷丁場地先です。こちらの国土調査が一応終わりました。面積も確定しました。ということで、一応の国土調査は終了したという一段落ということで、税務課のほうではこちらを終了ということで、課税するというところで考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 引き続き答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、再々質問についてお答えします。

（17）廃棄物収集運搬処理委託料についてでございますが、収集運搬委託料が増えたためと先ほど申し上げましたが、この増えた分の差額分につきましての補填が東総広域のほうから出る予定でございます。歳入のほうに予算計上してございますが、廃棄物収集運搬業務費

用差額分として4,338万円を見込んでおります。

あと、(18) グリーンパークの改修工事費についてですが、まず初めに今回のグリーンパークの改修工事費についてですが、東総広域から焼却灰を受けるために改修するわけではございません。経年劣化による施設のほうの維持補修でございます。

ご質問のなぜ旭市で受入れしなければならないのかというご質問でございます。まず、受けるに当たりまして、東総広域のほうからの依頼がありまして、それで受けることになったのですが、まず銚子市につきましては、最終処分場がほぼいっぱいになっているということで、4月以降の受入れはできないと。匝瑳市につきましても、同じような状況だというふうに聞いております。また、匝瑳市につきましては、組合ということもあって、匝瑳市単独で判断ができないという部分もありまして、そういう部分からも受入れが難しいのかなということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 初めに訂正のほうをさせていただきたいと思います。先ほど私、博物館以外は博物館と名のれないと申し上げてしまいましたが、登録されていなくても博物館と名のれるものでございました。申し訳ございませんでした。

もう1点でございますが、大原幽学記念館、こちらでございますが、令和元年12月19日付で登録博物館として千葉県に登録されているものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 議案第1号の議案質疑を行います。

20ページ、衛生費です。説明欄1の海上健康増進センターといいおかけんこうセンターの使用料がだいぶ違うのですが、これについてご教示いただきたいと思います。

34ページ、ふるさと応援基金繰入金8,399万円、今年度6,526万円というところで、このコロナ禍の中、約1,800万円以上を見込んでいるその理由を教えてくださいたいと思います。

3番目、60ページ、塵芥処理費ということで、これは今、高橋議員がお伺いしたので、これは割愛します。

4番目、267ページ、教育費のユートピアセンター管理費ということで、説明欄2の管理費の255万4,000円ですか、これが前年度24.3%増ということで、この増の要因を教えてください

だきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、飯嶋議員のご質問にお答えしたいと思います。財源が違うということのご説明でよろしいでしょうか。

20ページのところである海上健康増進センターというのは、海上に設置されているトレーニングなどをする施設でございます。下段のほうの2番のいいおかけんこうセンターというのは、飯岡のほうに設置されている健康施設でございます。したがって、別々の利用体系等もございまして、金額的には違ってくるということではよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、ふるさと応援基金繰入金についてお答えいたします。

本市では、寄附をいただいた際に、寄附者の意向に沿った事業に充当するために基金に積み立て、事業の財源として繰入れをしております。

ふるさと応援基金繰入金が増となった理由につきましては、市へのふるさと応援寄附が年々増加しているためでございます。前年度と比較して寄附金が増えたことにより、基金残高も増額することから、基金繰入金も増加しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、私のほうから267ページ、いいおかユートピアセンターの管理費、こちら2,454万円よろしいですか。

こちらの増についてでございますが、主なものとしましては、269ページの説明欄の14節をご覧くださいと思います。こちらの工事請負費852万5,000円となります。内容といたしましては、施設に設置してあります空調設備につきまして、海風による塩害が原因で室外機が腐食して、不調や一部故障が生じており、その改修工事を行うものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 1点だけ再質させていただきます。

34ページのふるさと応援基金ですが、今後も順調に進んでいくのか、今、コロナ禍の中、非常に心配なところがあると思うのですが、現状、今どのくらいの額が入ってきて、どのくらいの額が出ているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

令和２年度の実績見込みによりますと、7,800万円ほどの寄附金が入ってきております。この半額程度が様々な手数料等になるんですけれども、どの程度のお金が出ていってしまっているかということなんですけれども、それら経費と、それから出ていったお金、ただ出ていったお金に関しましては、75%の交付税による補填措置があります。令和元年度の例で申し上げますと、それらを全部相殺しまして、2,000万円ほどが市に残るといような形になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑を終わります。

続いて、高木寛議員。

○９番（高木 寛） それでは、質問いたします。

議案第１号、一般会計予算、このうちの（１）、ページ53、工事請負費について、解体撤去の場所と工事期間はいつから始まっていつ頃終わるかということをお願いします。

ページ62、財政調整基金積立金について、現在高は幾らあるかという質問です。

次に、P75、工事請負費について、解体撤去の場所と工事期間は。解体の場所は本庁舎と第二庁舎というお答えがありましたので、いつから始めて、いつに終わるかということをお願いします。

次に、P105、グループホームについて伺います。今、旭市内に何か所グループホームが存在しているか、お答えをお願いします。

次に、P107、障害者扶助費について、何人の方が受給されているのか、お答えをお願いします。

次に、P113、はり・きゅう・マッサージについて伺います。利用者は何人おられますかということです。

次に、P124、ひとり親家庭について、何世帯ありますか。

それから、P132、生活保護扶助費について、現在の受給者は何人ですか。

次に、P153、きれいな旭をつくる会について伺います。この会はどのような活動をしているのか、お答えをお願いいたします。

次に、P168、農業振興費のうち補助及び交付金について伺います。この事業の対象者は

それぞれ何人か、お答えをお願いします。

P172、農業振興費、強い農業・担い手づくりについて伺います。この事業の対象者は何人ですか。

次に、P175、農地費、農道舗装改修工事について伺います。この改修工事の場所、地域はどこですか。

次に、P176、耕作放棄地再生事業について伺います。この再生事業、どのようなことをするのか、お答えをお願いいたします。

次に、P213、空き家対策協議会について伺います。この協議会はどのような活動をして、どう協議しているのか、お答えをお願いいたします。

以上、質問いたします。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 工事請負費、53ページについてお答えいたします。

時期というお尋ねでございましたけれども、ここの施設につきまして、旧干潟町で昔補助金を受けて整備したという経緯がございまして、その返還が必要かどうかということは今最終確認しているところでございます。多分返還は必要ないというふうに思っておりますけれども、そちらがはっきりしてからでないと壊せないというところで、日程のほうは今ははっきりしておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから62ページ、財政調整基金積立金について、現在高というご質問でした。令和2年度末の現在高見込額は90億5,000万円ほどです。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 次に、75ページの工事請負費、庁舎の解体のほうについてお答えいたします。

やはりスケジュールということでしたが、スケジュールにつきましては、2段階で行おうというふうに今考えております。最初に、第二庁舎のほうを解体しようと思っております。時期の見込みとしましては6月くらいからかなと思っております。期間としては3か月程度かなと思っております。それと、本庁舎でございしますが、こちらにつきましては、

その後、9月ぐらいから始めまして、4か月程度かかるのかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） （4）のグループホーム運営等事業につきまして、市内に何か所のグループホームがあるかという質問でございます。旭市内のグループホームは、2月1日現在で8か所でございます。

続きまして、（5）の障害者扶助費、こちらの人数ということでございます。扶助費なのですが、障害者福祉サービスになります。14種類ございまして、そちらが訓練給付費、介護給付費と区分が分かれておりますので、その区分ごとにお答えいたします。

まず、訓練等給付費ということで、これは通常の事業所に雇用される方の訓練のためのサービスであります。これは就労移行支援給付費や就労継続支援給付費、共同生活援助給付費などがありまして、256人の方を見込んでおります。

次に、介護給付費としまして、居宅や施設、グループホームなどの生活形態にかかわらず、入浴、排せつ、食事等の介護が必要なサービスを行うものです。これは居宅介護等介護給付費や生活療養介護給付費、施設入所支援給付費、短期入所給付費などがあります。こちらは388人の方を見込んでおります。

次に、補装具給付費ということで、これは義足、車椅子、義手、補聴器などの購入の費用の一部を支給するものでございます。こちらにつきましては142人の方を見込んでおります。

あと、計画相談支援給付費ということで、障害者のサービスの利用に向けたケアプランを作成するサービスでございます。こちらを対象者を467人と見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、（6）のはり・きゅう・マッサージ等施設利用者助成金の利用者数ということでお答えさせていただきます。

令和元年度の利用状況ということでございますけども、利用券の交付人数ということでお答えさせていただきます。交付人数は392人でございます。また、直近の令和2年度の利用状況といたしまして、令和3年1月末現在でございますけども、利用券の交付人数は314人でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは（７）の124ページ、ひとり親家庭について、子育て支援課の所管事務から回答させていただきます。

世帯数ということでございますが、ひとり親家庭等医療費助成事業の令和元年度末の有資格者ということで申し上げますと、母子家庭が529世帯、父子家庭が32世帯、父母のいない家庭が8世帯で、合わせて569世帯となっております。

なお、この助成事業につきましては、児童扶養手当受給者が有資格者となっておりますが、所得制限により、手当の全部が支給決定となっているなど、助成対象外となっている方もいらっしゃると思いますので、実際にはこれより多いかと思います。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 予算書の132ページ、（８）生活保護扶助費の人数はということでございます。令和３年度の被保護者世帯数、当初見込みとして360世帯、被保護者数419人を見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、（９）でございます。P153、きれいな旭をつくる会についてですが、この会はどのような活動をしているかというご質問です。

このきれいな旭をつくる会は、市民の環境意識の醸成を図るとともに、市と市民が一体となって、地域環境の保全及び美化を推進する運動を行っております。

主な事業の内容といたしましては、春・秋の年２回のごみゼロ運動、そのほかに海岸地区では年１回、地区住民による清掃活動を実施しております。その他、花いっぱい運動、地区やボランティア団体に花の苗を配付したり、あとボランティア団体への奨励金等の交付をしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私のほうからは（10）、168ページの負担金補助及び交付金について申し上げます。

こちらの負担金、補助金につきましては、個人を対象とした負担金、補助金ではなくて、こちらは旭市の農業の振興を図ることを目的に活動します各農業関係協議会への負担、また産業まつりや幽学の里での米づくりの交流事業を実施します実施団体への補助金の交付をし

ているものでございます。

続きまして、(11)、172ページの強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業についての対象者の人数でございますが、この事業は国の補助事業で、新たな生産事業の形成促進や地域農業の担い手の育成及び確保を目的として、認定農業者等に対し農業用機械や施設等の整備に要する経費を補助するものでございます。令和3年度の農業用機械の要望に……

○議長（木内欽市） 課長、何人と聞いているのだから、人数だけ答えればいいです。

○農水産課長（多田一徳） 令和3年度の事業の要望は1件でございます。

続きまして、12番の175ページ、農道舗装改修工事につきまして、こちらにつきましては農水産課が所管となる農道につきまして、まず岩井地区から松ヶ谷地区を走る東総台地Ⅱ期農道でございます。それから、もう一つが、匝瑳市との境で今実施しております基盤整備を進めておりますが、豊和地区にある大寺春海線等についての維持管理をするための農道補修での工事費を見込んだものでございます。

続きまして、(13)のP176、耕作放棄地再生事業についてでございますが、こちらにつきましては耕作放棄地解消に向けた補助事業となります。樹木等の刈り払い、伐根、耕起、整地、土壌改良等の再生作業に要する経費で、補助率が県が4分の1、市4分の1で、1号遊休農地の要件を満たして、1ヘクタール以上再生した場合には県の補助率が2分の1となるものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課からは(14)、213ページ、説明欄8、空き家対策推進事業の空き家対策協議会について回答いたします。

活動とどういう協議を行うのかということでございました。空き家対策協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に規定する協議会で、構成員は10名で、年3回の開催を予定しているものでございます。協議会において協議を行う主な内容としましては、空き家等対策計画の作成に関することや特定空家の認定とその措置の方針に関することなどが主なものとなります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、再質問いたします。

再質問2点ありまして、まず最初の53ページ、この場所というか、コミュニティ施設です

よね。場所がちょっと今聞き取れなかったので、どこの施設なのかというのを教えてください。

それから、P176の耕作放棄地の再生事業、この耕作放棄地の草刈りとか、そういうのをやるという内容の答弁でしたけども、誰がやってくれるのか。耕作放棄地になっているので、例えば地主さんがいないとか、そういう条件もあるので、一体誰が管理するのか、そのことを教えてください。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 申し訳ありませんでした。私が多分場所を言うのを失念しておりました。

53ページの工事請負費の解体の施設の場所でございますが、干潟地域の鎗木にあります農村環境改善センターでございます。隣には保育所もございます。その施設でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 答弁してください。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） こちらの事業につきましては、事業を実施する方が耕作放棄地のほうを借り受けまして、その事業者のほうで自己でやる場合もございますし、委託しまして、委託した中で耕作放棄地の解消をするという内容になります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 早速質疑に入ります。

97ページ、3款民生費、1目社会福祉総務費、説明欄3、社会福祉計画策定事業の事業内容、それから113ページ、生活支援費の説明欄3、緊急通報体制等整備事業の緊急通報システムを利用している人数を伺います。

114ページ、同じく生活支援費、説明欄8、地域密着型サービス拠点等整備事業の具体的な事業内容を伺います。

123ページ、1目児童福祉総務費の説明欄18、民間地域子ども・子育て支援事業助成金の

詳しい内容を伺います。

157ページ、5目公害対策費、説明欄3、地下水汚染対策事業の詳しい内容を伺います。

177ページ、6款農業水産費、2項林業費の詳しい内容を伺います。

213ページ、先ほど同僚議員が聞きましたので、説明欄8の空き家対策推進事業内容の中の現在の空き家の軒数を教えていただきたい。

232ページ、10款教育費、3目青少年センター費、説明欄2、青少年センター活動費ですが、どのような活動をしているのか、事業内容を説明してください。

それから、243ページ、説明欄18、負担金補助金及び交付金の中の通学用ヘルメット補助金の内容を伺います。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 予算書97ページの説明欄3、地域福祉計画策定事業の内容についてお答えいたします。

これは令和3年度末に予定している第4次旭市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る事業となります。地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定より、地域の助け合いによる福祉を推進するために、人と人とのつながりを基本として、顔の見える関係づくり、共に生きる社会づくりを目指すための理念と仕組みをつくる計画で、市町村が行政計画として策定することとなっております。

本計画は、本市の最重要計画である旭市総合戦略の個別計画として位置づけられております。計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年計画としております。

計画書の印刷部数は400部、計画概要版として2,000部を予定しております。これは旭市議会議員の皆様をはじめ関係する各種協議会の委員、近隣市町村や県等の官公庁などへの配付を予定しております。また、市ホームページでの公表も予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、（2）、113ページの緊急通報システムを使用している人数についてということでございます。緊急通報システムの設置台数ということでお答えさせていただきたいと思います。

令和3年1月末時点での設置台数は258台となります。地域ごとの内訳としましては、旭

地域が153台、海上地域が35台、飯岡地域が49台、干潟地域が21台となっております。

続きまして、（３）、114ページの地域密着型サービス拠点等整備事業の内容についてお答えさせていただきます。

こちらの事業でございますが、第７期介護保険事業計画に基づき整備される認知症の利用者を対象とした認知症高齢者グループホーム１か所の開設準備経費に対する補助金になります。

補助財源としましては、県から交付される補助金を財源として、市が補助する事業となります。なお、現在、仁玉地先にて、定員18名規模の施設の整備が進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうから（４）、123ページの民間地域子ども・子育て支援事業助成金の内容について回答いたします。

本事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づく子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、旭市子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業、全部で13事業ございます。そのうち、民間の教育・保育施設が実施する事業費を助成するものであります。

現在、旭市で実施している地域子ども・子育て支援事業のうち、本事業費に係る事業は、延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業の４事業でございます。

積算の内訳につきましては、国の補助基準に基づきまして算定いたしました。

まず、一つ目の延長保育事業につきましては、実施予定の施設が７施設でございます。合わせまして884万3,500円となっております。

二つ目といたしまして、一時預かり事業につきましては、実施予定の施設が３施設でございます。合計が1,194万7,200円となっております。

三つ目が地域子育て支援拠点事業、こちらにつきましては実施予定の施設が４施設でございます。合計が3,864万3,000円となっております。

最後に、病児保育事業、こちらにつきましては実施予定の施設が２施設ということで、894万4,000円となっております。

合わせまして6,837万7,700円となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、（５）、157ページになります。地下水汚染対策事業の詳しい内容についてご説明いたします。

平成２年に確認されました地下水汚染地域の汚染除去対策を平成６年度から８年度にかけて実施しておりまして、その後の汚染物質の除去効果を確認するため、平成４年度から平成８年度の間に設置した観測井戸12か所の水質検査を行ってきましたが、汚染物質が基準値内となったため、平成30年度に測定及び監視を終了したものです。このことにより、観測井戸の撤去を計画的に行うものでありまして、令和３年度は12か所の観測井戸のうちの３か所の撤去工事を実施するものでございます。事業費につきましては128万7,000円でございます。

次に、もう１点、事業といたしまして、浄水器の設置費補助金がございます。これは硝酸性窒素等の濃度が水質基準に適合しない地下水を生活の飲料用として使用している方で、居住する住宅の敷地に隣接します道路に上水道の配水管が布設されておらず、地下水のほかに飲料水の確保が困難な方に対しまして補助金を交付するものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうから（６）、P177、林業の内容についてということで、林業費について、ページ177の林業費、説明欄にあります大きい４項目について順番にご説明させていただきます。

初めに、林業総務事務費でございますが、森林の管理や保護等を行い、維持管理や機能回復を図るための予算となります。海岸林の巡視業務や防風林等の役割を果たす松の保護をするための門松カード購入費に充てるものでございます。

続きまして、２番の保安林植栽事業でございますが、松くい虫や津波被害を受けた保安林の機能回復を図る予算です。枯損した市有保安林への植栽工事費等に充てております。

次に、３番目になります。有害鳥獣駆除事業でございます。カラスやハト、イノシシ等からの農作物被害防止を図る予算でございます。駆除業務の委託や、新たに実施する電気柵の補助事業等に充てています。

４番目になります。森林環境整備基金積立金でございますが、今後の森林環境整備事業の財源に充てるため、基金として積立てをしてございます。原資は、令和元年度から創設されました森林環境譲与税となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課からは、（14）、213ページ、説明欄8、空き家政策推進事業について、そのうち空き家の軒数というご質問でございました。

空き家の軒数につきましては、実態調査時点、平成30年度の空き家等の可能性の高いものは1,129軒でございました。その後に相談や通報等により、約110軒の空き家が把握されており、合計は1,239軒と把握しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課からは233ページ、説明欄3、青少年センターの事業内容、その活動についてお答えいたします。

旭市青少年センターは、本市の青少年の健全な育成及び非行防止に関し、学校及び関係機関等と緊密な連携を保ち、効果的に事業を推進することを目的として、教育委員会内に設置しております。

主な事業内容としては4点ございます。

1点目、小学校の校内巡視と下校時のパトロールによる子どもたちの見守り活動、2点目、各学校で計画する不審者対応訓練の支援及び指導、3点目、不審者情報の市ホームページへの掲載やメール配信による情報共有と注意喚起、4点目、各学校で行うミニ集会や学区会議での指導及び助言などがございます。

続きまして、243ページ、説明欄18、通学用ヘルメット補助金の内容についてお答えいたします。

本補助金は、市内中学校に進学する生徒の進学時に要する費用軽減を図るため、通学時に着用するヘルメットを購入する生徒に対して交付するものです。対象者は、市内の小・中学校に進学または転入する生徒で、補助金の額はヘルメットのパイプの購入費用の2分の1です。令和3年度予算は、ヘルメット1個当たり2,600円、中学校の新1年生を555名と見込み、補助金額72万2,000円を計上しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 何点か再質疑させていただきます。

まず、空き家対策事業推進の空き家の軒数が非常に増えておりますけれども、これはやはりあくまでも民間ですので、市のほうでタッチできないというふうに考えますが、条例のほう

でできているもので、市長の許可があればできるということですので、これで何とか苦情が来たときには対応できないものなのか、その予算というのはここに入っているのか聞きます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 現在は市の対応といたしましては、台風などの緊急時の対応について、空き家等適切な管理に関する条例に基づき、消防などの協力をいただきながら、安全措置を実施しております。

ご質問のこの予算に実質的な予算はというところでございますが、この予算は会議のほうの運営の予算でございまして、撤去したり、そういう予算につきましては、ここには計上してございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

続いて、米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、お伺いいたします。

予算書73ページ、デマンド交通運行事業は、昨年度の2,165万2,000円から1,889万円と減額されています。この要因をお伺いします。

74ページ、バス路線維持対策事業は、昨年度の629万8,000円から975万3,000円と大幅に増額されています。この要因と何路線を維持しているのか、利用者数が分かればお願いいたします。

101ページ、生活困窮者自立支援事業は、ここ数年増額の傾向ですが、昨年度の2,273万9,000円から3,194万6,000円と大幅に増額されています。この要因と事業の内容をお伺いします。

106ページ、自立支援給付事業は、ここ数年増額の傾向が続いています。先日の説明では、扶助費の額が増えたことが要因とのことでしたが、扶助の金額そのものが増えたのか、対象者数が増えたのかお伺いします。

168ページ、園芸生産強化支援事業は、昨年度の1億4,497万4,000円から1億2,876万8,000円と減額されています。この要因と園芸施設リフォーム支援型と園芸施設スマート農業推進型の事業内容をお伺いいたします。

187ページ、商業活性化推進事業は、昨年度の2,706万8,000円から7,545万8,000円と3倍近く増額となっています。これはプレミアム付商品券の発行によると考えますが、プレミア

ム付商品券の発行時期と利用期間をお伺いします。

196ページ、土木総務費は、ここ数年、1億7,000万円程度でしたが、1億8,451万1,000円と昨年度比14.5%の増額となっています。この要因をお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、73ページ、デマンド交通運行事業の減額の要因について申し上げます。

令和2年度の予算につきましては、今年度ですね、運賃収入は歳入として、タクシー会社
に支払う運行委託料は歳出として、それぞれ計上させていただいております。

しかしながら、タクシー会社と契約を締結する際、運行委託料については、運賃収入を控
除した額を支払うという内容で締結しております。したがって、令和3年度におきまし
ては、運行委託料から運賃収入が控除された額を計上しておりますので、減額となってお
ります。

また、減額の理由として、国庫補助金の対象となり、この国庫補助金がタクシー会社へ直
接交付されるということで、こちらも減額の要因となっております。

続きまして、74ページ、バス路線維持対策事業の大幅に増額となっている原因でございま
す。

まず、令和2年度と比較して増額となっている要因につきましては、コロナ禍における高
速バスの減便等の理由によりまして、キロ単価が大幅に増額しております。それと、やはり
これもコロナ禍により、運送収入が減収となっておりますので、市からの助成金が増額とな
っているものでございます。

何線維持しているのかということですが、こちらは府馬線と旭銚子線、2線です。

利用者数ですけれども、令和元年10月から令和2年9月までの1年間の府馬線の利用者数
は1万4,569人、旭銚子線は12万5,501人となっておりますが、これにつきましてもコロナ禍
で例年よりは人数は減っております。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、101ページ、生活困窮者自立支援事業について、1.5
倍になった要因、あと具体的な事業概要はということでお答えいたします。

生活困窮者自立支援事業3,194万6,000円のうち、2,525万円は生活困窮者自立支援業務委
託料となります。

本事業は、生活困窮者自立支援法の成立により平成27年度より実施している事業で、生活に困窮している者が生活保護に陥らないよう、その前の段階でいち早く自立できるよう相談支援員が相談に応じ、支援へとつなげていくものであります。自立に向けた相談業務等は、社会福祉法人旭市社会福祉協議会へ委託をしております。

同じく生活困窮者自立支援事業の19の扶助費669万6,000円は、住居確保給付金となります。この住居確保給付金は、生活困窮者自立支援事業の一つで、離職や休業等に伴う収入減により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方に対して、一定期間家賃相当額を支給し、住居を確保して生活再建を支援していく制度でございます。

二つの事業ですが、前年と比較して予算額が1.5倍に増加したその理由ですが、今回、新型コロナウイルスの影響によりまして、相談事業の相談業務が大幅に増加しております。その対応のため相談支援員を1名、社会福祉協議会のほうで増員したこと、加えて住居確保給付金の申請者が大幅に増加したことが要因で予算額が増えているということでございます。

続きまして、106ページ、自立支援給付事業についてでございます。

扶助費が増えた理由ということでございますけども、数多く14のサービス給付費がありますが、それぞれ増減はございますが、特に在宅障害者の入浴、食事、排せつ等の介護や機能訓練等の支援を行う生活・療養介護のサービスと、一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練等の支援を行う就労移行支援給付費、就労継続支援給付費等の就労系のサービスについて、利用者の数は前年とほぼ同じですけども、1人当たりの利用回数が前年と比べて増えていると、その要因で増加となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうから（5）園芸生産強化支援事業について、予算が減額となっているが、その要因についてご説明いたします。

この園芸生産強化支援事業につきましては、園芸生産拡大支援事業と「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業の2事業となっておりますが、それぞれの事業につきまして、要望者の減少ということで、予算が減額となっております。

まず、園芸施設リフォーム支援型でございますが、ガラス温室や鉄骨ハウスの改修などに要する経費を補助するものでございます。県の補助率は4分の1以内で、市の上乗せが20分の1以内となっております。

続きまして、園芸施設スマート農業推進型についてですが、環境モニタリング装置や炭酸

ガス施用装置など、生産性の向上を図るための機械・装置等の整備に要する経費を補助するものでございます。県の補助率は3分の1以内で、市の上乗せが15分の1以内でございます。以上でございます。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから（6）、187ページ、商業活性化推進事業についてということで、この中でプレミアム付共通商品券の発行の時期と使用の期限ということでよろしゅうございましょうか。

それでは、発行の時期ですが、令和3年7月に発行を予定しております。使用の期限ですが、令和3年12月いっぱいまでということの半年間を予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私から196ページの土木総務費の増額の要因についてお答えいたします。

この増の要因につきしては、人件費でございます。説明欄の1にあります土木関係職員給与費、これの増額によるものでございまして、この人件費が前年度と比較しますと2,371万1,000円増となっております。

増やしました理由でございますけれども、道路整備を強化する観点から、正規の職員を増やす形で、予算ベースでございますけれども、組んだものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時30分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、4点再質疑いたします。

74ページ、デマンド交通運行事業は、これまで延べ3,200人ほどの利用があったとのこと

ですが、これは新型コロナによる外出控え等があって、潜在的にはもっと多くの利用希望者があると考えているのかお伺いします。

106ページ、自立支援給付事業の財源のほとんどは国・県支出金ですが、この支出金の見通しをお伺いします。

168ページ、園芸生産強化支援事業の財源のほとんどは県支出金ですが、この支出金の見通しをお伺いします。

187ページ、商業活性化推進事業ですが、これまで何度かプレミアム商品券を発行していますが、その利用率といいますか、商品券を購入した方は、全ての商品券を使っているのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、デマンド交通のほうのコロナの影響ということで、デマンド交通、ご案内のように昨年4月というコロナ禍の真ただ中で始まってしまいました。当初、利用するためには、利用の登録をしなければなりません。外出控えということで、利用登録もままならなかったという状況がございます。かなりコロナの影響というのは大きかったと思います。それで、来年度に関しましては、コロナの影響がある程度落ち着いた昨年の7月から12月までの乗車数を倍掛けしまして積算しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 106ページ、自立支援給付事業について、今後の見通しはということでお答えいたします。

本事業に係る負担金補助は、負担基準額の2分の1が国、4分の1が県となっております。今後の見通しにつきましては、国が取りまとめた資料によりますと、障害福祉サービス等に係る総費用額は増加傾向にあり、全国のごく数年の伸び率は毎年約9%の増加となっております。本市におきましても、1人当たりの費用月額を見ると、障害者サービス、障害児サービスともに増加しており、今後も増加傾向が続くものと考えられます。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、168ページ、園芸生産強化支援事業について、事業の今後の見通しということよろしいでしょうか。

園芸生産施設の整備や改修、それに伴う省力機械や省エネルギー型施設の導入に対する補助事業については、ここ数年、事業の名称や要綱等を見直しながら、継続されているところ
です。

「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業につきましては、県に確認したところ、若干の要綱等
の見直しを図りながら、令和3年度以降も継続していくと伺っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再質問にお答えいたします。

プレミアム商品券でございますが、100%利用されているかということでございます。こちらのほう、残念ながら、今まで10%のプレミアム商品券、何回か発行しております。この利用経過を見ますと、99%を超える高い使用率であります。100%には至っていないというところ
でございます。

令和2年度も30%の商品券を発行しました。使用期限は5月6日までとなっております。こちら
もせっかくご購入いただいた商品券ですので、100%全て使い切っていただけるよう関係団体とも周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

執行部の入替えを認めます。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時36分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 3 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 4 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 5 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○ 1 2 番（伊藤 保） 議案第 5 号の質疑を行います。

419 ページ、1 目、説明欄 6、地域見守りネットワーク事業の事業内容を説明してください。

○ 議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○ 高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、419 ページ、説明欄 6、高齢者見守りネットワーク事業の内容についてお答えいたします。

本事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、事業活動を通じて高齢者と接する機会の多い民間事業者と市が連携することにより、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげるネットワーク体制整備を目的とした事業となります。

現在は金融機関、あるいは新聞販売店など 64 の事業所と契約を結び、異変のある高齢者について情報提供を受けているところでございます。

以上です。

○ 議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第 5 号の質疑を終わります。

議案第 6 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

遠藤保明議員。

○ 3 番（遠藤保明） それでは、議案第 6 号、ページ 7、令和 3 年度旭市水道事業会計予算、

改良工事費7,351万3,000円についてお尋ね申し上げます。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 改良工事費7,351万3,000円の具体的な内容でございますが、6本の改良工事を予定しております。そのうち事業費1,000万円以上の3本の工事についてご回答させていただきたいと思います。

まず、三川地区配水管布設替工事でございますが、こちらは令和2年度に漏水が多く発生した路線について、2か年で塩ビ管から耐震管への布設替えを行うものでございます。工事延長は200メートルで、発注時期は令和3年7月頃を予定しております。

次に、工事名ですけれども、旭小見川線道路改良事業配水管切り回し工事でございますが、こちらは千葉県が施工する道路改良工事に伴う配水管の切り回し移設工事となっております。こちら塩ビ管から耐震管への工事となります。場所ですけれども、清和甲地区ですか、JAちばみどりのひかた支店の東側になります。工事延長は180メートル、発注時期は、千葉県の道路改良工事に合わせて発注を予定しております。

最後になりますが、鎌数地区配水管布設替工事ですが、こちらは令和元年度に漏水が発生し、水管橋を鋼管からステンレス管へ架け替える工事となっております。場所は鎌数地区の明治川に架かる琴田橋、工事延長は17.5メートルで、発注時期は令和3年8月頃を予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） この件に関しまして再質問させていただきます。

本管の法定耐用年数と老朽化に伴う改修の管渠の延長距離と総費用と改修期間についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の再質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それでは、順にお答えさせていただきたいと思います。

まず、管路の法定耐用年数でございますが、こちらは全て40年となっております。管路の総延長でございますが、こちらは令和元年度末現在で約572キロとなっております。

次に、総費用及び改修期間についてでございますが、令和元年度に策定しました水道ビジョンでは、法定耐用年数で工事を行った場合、施設を含めた全体で約450億円となりますが、

期間については、さらに年数を要するものと見込まれます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 遠藤保明議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第6号、令和3年度旭市水道事業会計予算について、6ページ、総係費9,126万4,000円についてお伺いします。総係費の中に水道料金の徴収業務を委託しているお客様センターに関わる経費があると思いますが、その委託金額と前年度の実績の徴収金額などについてお尋ねいたします。

それから、10ページ、給与費明細書についてであります。職員数が1人減って、管理職手当が73万円減りましたが、減となった職務、何級の方が減ったのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） まず、1点目の総係費、こちらの中のお客様センターの業務委託料でございますが、水道料金徴収業務に関わるお客様センターの委託料は3,850万4,400円を見込んでおります。

また、2点目の昨年度の徴収実績でございますが、こちらは給水収益、水道料金になりますが、税込みで13億8,708万3,883円となっております。

続きまして、10ページの給与明細の関係でございますが、あくまでも予算上ということでお答えさせていただきたいと思います。

管理職手当に関わる部分としまして、6級の副課長1名分、それと5級の副主幹1名分の計2名分の減となっておりますが、一般職の班員の1名増を見込んでおりますので、全体としては水道事業としては1名減となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計予算につ

いて、7ページ、資本的収支及び支出、企業債7,340万円についてであります。この企業債の具体的な内容についてお尋ねします。また、この企業債は交付税算入があるのかお尋ねします。

それから、10ページですか、給与費明細書について、前年度と比較して2名の職員が減っていますが、どの職級の職員が減ったのかお尋ねします。

それと、下水道に総係費があります。そういう中で今年度から下水道もここで徴収等すると思いますが、それは委託金額はどのぐらいになるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、令和3年度公共下水道事業会計の予算について何点かご質問いただきました。それぞれ順を追ってご説明申し上げます。

まず、7ページ、資本的収入及び支出の企業債7,340万円の具体的な内容ということでございます。これにつきましては、特別措置分が2,340万円、資本費平準化債、こちらが5,000万円となっております。

このうち特別措置分につきましては、平成18年度に地方公営企業繰出基準の見直しがありました。それに伴うもの、資本費平準化債につきましては、企債の元金償還額と減価償却費の差額を解消するため、資本的支出における企業債償還金の財源として、借入れを予定するものでございます。

また、交付税の算入という部分についてご質問がございました。これにつきましては、それぞれ元利償還費を対象として、特別措置分、こちらが70%、資本費平準化債、こちらが50%、それぞれ措置されるものでございます。

続きまして、予算書の10ページ、こちらも給与費明細書、上水道会計と同様に、こちらは2名が減となっております。どの職級が減ったのかというご質問でございます。これは予算ベースの対比ということでご理解いただきたいのですが、下水道会計におきましては、7級の課長及び5級の副主幹1名の減を見込んでおります。

最後になります下水道の当初予算の総係費におきましても、ご質問の上下水道お客様センター、こちらに伴う業務委託が新たに発生いたします。具体的な金額につきましては、税込みで986万円ほど見込んでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、6ページの4,472万2,000円の総係費のうちから約900万円

ほどがお客様センターの分だと。そうなった中で、上水道ですか、水道、下水道を含めたお客様センターの総係費は幾らになるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、先ほど水道課長がお答えいたしました3,850万4,400円とただいまの下水道分を合わせまして、予算上の数字といたしましては4,836万8,760円を予定しております。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算について質問します。

まず、4ページ、繰越明許費補正についてであります。かなりの事業が繰越しになっていますが、具体的な繰越し、そして遅れの理由についてお尋ねします。

それから、9ページ、特別交付税7,808万1,000円についてであります。今年度の最終的な特別交付税の額と増額になった理由についてお尋ねします。

それから、11ページ、減収補填債9,570万円についてであります。減収補填債は交付税算定の基準財政収入額の市税見込額に達しない場合に発行できる起債です。当初見込みと最終見込額についてお尋ねいたします。

それから、14ページ、震災復興・津波避難道路整備事業2億8,269万5,000円の減額について、減額の具体的な理由についてお尋ねします。

17ページ、地方債の現在高見込額について、令和2年度の年度末残高328億5,439万7,000円ですが、このうち交付税に算入される見込みの額と合併特例債の残高についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、何点かお答えさせていただきます。

まず初め、4ページです。繰越明許費補正の額が多い理由とその要因ということですが、繰越明許費の具体的な理由につきましては、補足説明で申し上げたとおりですが、本年度は新型コロナの影響によるもののほか、国の補助金の前倒し対策によるものや関係機関との協議に不測の時間を要したものが多くなっております。

続きまして、特別交付税です。補正額の内容についてということでございますけれども、特別交付税の補正額7,808万1,000円につきましては、令和2年度の特別交付税の算定において、旭中央病院分の交付税額が増額で算定されたことから増額分を計上するものです。この増額分につきましては、歳出において同額を旭中央病院負担金として計上しております。

続きまして、減収補填債です。減収補填債につきましては、高橋議員もご存じですが、地方税の収入が普通交付税算定上の標準税収入額を下回る場合に、その税収分を補うために発行できる地方債で、原則として、発行額の75%が交付税措置されます。

予算額9,570万円の内訳ですが、地方消費税交付金の発行見込額として6,528万円ほど、市町村たばこ税の発行見込額として2,613万円ほど、地方揮発油譲与税として428万円ほどを見込んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、私からは14ページ、震災復興・津波避難道路整備事業の減額についてということでお答えしたいと思います。

まず、こちらの事業は、東日本大震災復興交付金が使われておりまして、こちらの事業、本年度、令和2年度をもちまして終了するというところでございます。そのため、事業費を精算いたしまして、残額を国へ返還することが必要になったためでございます。総額2億8,269万5,000円の減額補正となっております。

内訳につきましては、まず工事費関係です。横根三川線につきましては1億8,643万1,000円の減、椎名内西足洗線につきましては3,250万円の減、あと道路用地購入費につきましては、横根三川線が4,588万5,000円の減、あと補償費につきましては、横根三川線が2,129万397円の減、あと椎名内西足洗線につきましては1,787万9,000円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、17ページ、地方債の現在高見込額について、令和2年度末の現在高見込額につきましては328億5,439万7,000円、これに対する交付税算入見込額につきましては273億279万円で、実質負担額は55億5,160万7,000円です。

それと、合併特例債の残高ということですが、令和3年度末現在の予定としまして15億3,180万円でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 9ページの特別交付税です。中央病院分ということでございますが、どのような事情で交付されたのかお尋ねします。

それから、11ページですか、減収補填債の交付税算入額、率についてはお尋ねしましたが、起債の償還期限と利率についてお尋ねします。また、この起債は政府資金なのか、銀行などの縁故資金か併せてお尋ねします。

それから、14ページですか、減額の理由は聞いたわけですが、当初予算にまた3億4,000万円ほど計上してあるんです。ということは、今年できないから、来年というように思うのですが、今年できなかったものが来年できるのかどうなのかお尋ねします。

それから、17ページ、かなり旭市、328億円の借金があるわけです。それで、そのうち270億円は国が面倒を見てくれる。あとは旭でということになりますが、今の交付税の算定方式では、国が面倒見てくれるって、一番基準になる単位費用ですか、道路面積、それがどんどん減っちゃうんですよ。実質面倒見てくれたことにならないと思うんです。

そんな中で、いずれにしても、合併して、旭も今年の7月で満16年を迎えるわけですが、合併時の起債の残高と今年度を比較して、どのようなになったのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、9ページ、特別交付税の関係でどのような事情で増えたかということでございますけれども、令和2年度においては、予算編成時における令和元年度の交付見込額を基に予算計上したところですが、算定の基となる省令は、社会情勢等により毎年改正があり、内容が示されるのは予算編成後となるため、結果として7,800万円ほどの増額補正するものでございます。

それと、11ページです。減収補填の内容と起債の償還期間、これは一概に15年、20年ということではなくて、それぞれ違いますので、一概には言えないということでございます。

政府系かどうかということでございますけれども、これにつきましては基本的に政府系でかけるということでございます。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私のほうからは14ページの件、震災復興・津波避難道路の件になります。今年できなかった分、来年できるのかというご質問でございます。それで、令和2年度で用地等を購入した部分がございます。こちらはすぐ発注したかったのですが、年度内の残り期間が少なく、どうしても発注しても終わらないだろうということで、工事費分を繰越しさせていただいたような経緯もございます。

それで、椎名内西足洗線につきましては、そのまま事業は東日本の交付金は使っておりませんので、そのまま継続した事業を行っております。そのため、令和3年度も工事費関係、あるいは用地関係ですか、そのまま事業も継続していきますので、その辺を計上させていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、17ページ、地方債の現在高見込額について、合併当時の起債残高ということでございますけれども、これは平成18年度でございます。256億6,800万円ほど、現在が328億5,000万円ほどでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、9ページの特別交付税ですか、交付税は本来ならとつこのように決まっているのではないですか、交付税の決定というのは。それを今頃なぜやるのか、ちょっと私、不思議なんですよ。交付税はたしか6月ですか、概算で出るのは。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） 9月最初ですか、それはともかく、年度内には既に交付税が決まっているんですよね。それを今頃なぜやるのか。

それから、あと14ページですか、要は結局令和2年度に工事ができなかったから、それを結局減額して、令和3年度にやるということでしょう、簡単にいえば、そうですね。

それから、今度は17ページですか、結局現在高、合併時と比較して、かなり増えているんです。それで、私が言いたいのは、有利な借金ですね、臨時財政対策債は100%国が面倒見ってくれる、合併特例債は事業費の約70%を見てくれるということですが、交付税の算定基準

というのは、面積、人口、道路なんです。それが基準になって、あとは国が面倒見てくれるのを、たしか交付税として算定してくる。しかしながら、この有利な借金、これを別でやってくれているなら、本当に有利なんです。しかし、交付税に算入されたら、今、国の交付税はここずっと出口は同じなんです。

そんな中で国が面倒見てくれる臨時財政対策債、臨時財政対策債といっても、本来なら市の借金でなく、国に変わっています。臨時財政対策債、合併特例債、別枠でくれているなら、本当に有利なのですが、一緒になった中では、それが増えれば、市が自由に使える金がないということではないですか。それをどういうふうに財政課長は認識していますか。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、9 ページ、特別交付税です。なぜ当初でなかったかということですけども、先ほど説明いたしましたけれども、令和2年12月7日に省令の改正がございまして、そこでこれが予算措置されるということが決まったものですから、令和2年当初の予算には間に合わなかったということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、津波避難道路の関係でございます。議員おっしゃるとおり、日にちが取れなかったという件ですが、発注するためには、ある程度の適正な工期というものがございまして、それには足らなかったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、合併特例債だとか、臨時財政対策債、交付税算入されても、残りのいわゆる真水部分が減るからということですけども、実際計算上は合併特例債、臨時財政対策債の分について、計算上、それに加算されております。あと、それ以外にも単位費用とかがございますけれども、それについては毎年変わるもので、あと全国一律同じものであるということでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） いわゆる真水部分が減っているということだと思っておりますけれども、それにつきましては毎年、基準財政需要額から基準財政収入額を引きまして、それで結果と

して出てくるというものでございます。ですから、いろんな要素によって違ってくるということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第11号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。

こちらは社会背景の変化を見極めて、定住促進を民間の力を活用して行う事業、その一端であります。しかし、当施設は、本市が考え得る未来像と行政機能を入れるだけ詰め込まなければならなかった多様な機能を有する大規模施設であります。そのため、飯岡、干潟、海上地区のコミュニティの分散や過疎化を促す、そのように考えますと大変不安となる事業でありました。

そこで、多様性というところを含む、そのような点に関して質問いたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

この旭市多世代交流施設の目的は、条例の第1条にも規定されているとおり、子どもを中心としました多世代間の交流を促進し、互いに触発し合う空間を提供するためのものであり、おっしゃったように多様な機能を有している施設でございます。

この多世代交流施設の多様な機能の一つに生涯学習、あるいは生涯活躍といった機能もありますが、そのほかに、未病を含めた健康増進、人材の育成、子育て支援など、多くの機能を兼ね備えており、にぎわいの創出が可能な施設、また市域全体が活性化するような拠点となる施設で、既存の施設とは設置目的が異なるものであると考えています。

それで、旧海上町、飯岡町、干潟町ということですが、これに関しても、この拠点が
できることによって、様々な波及効果が見込まれると私どもでは考えておりますので、よ
ろしくお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 本来、都内からあふれる健康なシニアを受け入れ、その消費需要によっ
て、旭の若者の雇用をつくり、その経済効果で次世代に残す負担を減らしていく有益な事業
であろうかと思っています。

そのため、旧3町に残る地域の施設だとか、地域のコミュニティを壊さないかを確認しな
がら、これまで議案等に賛成してまいりましたが、ここで再度伺います。設置目的が異なる
と言われても、その使用方法として、利用の内容が同じ部分が非常に多いので、その理屈の
解釈をお願いします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

他の施設、既存の施設、確かにございます。生涯学習施設や公民館などの施設です。この
まちづくりを考えたとき、特におひさまテラスのことを考えたときには、今までにない機能
を持った施設ということで考えております。

ですから、他の施設への影響ということにつきましては、多分に市民の利用ニーズによる
部分が大きいかと思いますけれども、それぞれの施設が市民の利用目的に見合ったものとし
て、役割を分担しながら、相乗効果が得られるような施設になるということを前提に考えて
いきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 違う部分が多いじゃなくて、同じ部分が多いので、どうなんだろうかと
いうことを聞きました。全く回答になっておりませんが、結構であります。

役割分担しながら、相乗効果が得られる施設になればいいと僕自身も本気で考え、最後と
なる質問ですが、口では簡単に言えますが、施設の役割分担と得られる相乗効果、先ほど言
われました波及効果、それは僕にはなかなか想像できなかったもので、具体的な詳細を分かり
やすく伺いたい、そのように思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　まず、具体的な相乗効果ということでございますけれども、この条例の最後、附則で利用料金について上限を定めてございます。例えば音楽室などというものは、このたび完成しました干潟の市民センターなどにもございます。この利用料金のほうで恐らくそちらよりは結構高めな設定になっております。というのは、施設の設備等が違いますので。ですから、利用する方々は、その辺の選択の幅が広がるということにもなるかと思えます。

それで、相乗効果をつくりながら、ちょっと回答があれですけれども、相乗効果をつくりながら、このまちができることが、市域全域にとって有益なものとなるように考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 条例改正の部分ですが、ちょっと質問させていただきます。

農業環境改善センターのなくなると思うんですけども、取壊し工事はいつ頃か、また跡地利用というのは考えているのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

取壊しの時期でございますが、先ほどの予算の質問にもございましたけれども、旧干潟町で補助金を受けて設置した施設でございますが、今その補助金を返す必要があるかどうかを確認しております。多分返さなくてもいいということになりますでしょうけれども、その協議が調うのがいつになるかがまだ分かりませんので、調い次第、準備を進めて、解体していくということで、今現在いつということを明言はちょっとできない状況でございます。

それと、壊した後の利用でございますが、これにつきましては、隣にあります保育所のほうの送迎のときの車の駐車スペースが少のうございますので、その駐車スペースとして利用することを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 先ほど補助金を返還するような場合という話でありましたけれども、補助金の返還がどのくらい残っているのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

補助金につきまして残っているかというようなご質問でございましたが、残っているという計算の概念はございません。

それで、補助金につきましては、当初9,300万円ほど頂いたものです。ちなみにそのときの事業費は1億2,400万円ほどでございました。耐用年数47年となっておりまして、現在まで41年が経過しているということでございます。

残っているという概念があるとすれば、その経過年数によって、最初の金額から案分とかという計算でされるのかもしれませんが、そこのところは今はっきりしておりませんし、私どもとしては、多分補助金は返さなくてもいいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 旭市図書館設置条例が、今度位置が変わるということですが、県立図書館に移動するということですが、県立図書館の中の配置というのはどういうふうになるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、移転後の配置ということで、おおむね市が使用する部分でございますが、1階の一部と3階の会議室を一部屋借りる予定でございます。1階部分につきましては、既存の書棚、受付カウンター、これを約半分ずつ市のほうでお借りする予定です。入り口のほうから見ますと、手前側を旭が借りるような形で協議を進めております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 市が借りるということになると、職員は県の職員が管理するのか、それとも市のほうで担当するのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） まず、職員の関係でございますが、建物全体としましては、管理としては県の職員が行います。それで、貸出業務、こちらにつきましては、県と市がそれぞれ職員を出して、おのおの受付業務を行う予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 県立図書館をお借りするということですが、料金が発生するのか、賃貸料というんですか、発生するのか、それとも県立図書館の払下げを見込んでの移動なのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 料金ということでございますが、市が施設を借りる使用料といえますか、そういったことでよろしいでしょうか。

令和3年度、こちらのほうの使用料につきましては、市が一部負担する予定であります。具体的な使用料の中身につきましては、需用費といえますか、光熱水費、電気料であったり、水道料であったり、そういったものを、市が使用します面積案分で使用料を支払うように予算のほうは要求させていただきました。

以上です。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（八木幹夫） 申し訳ございませんでした。料金につきましては、払下げ云々ではなくて、あくまでも実費を案分するということで進めております。払下げといえますか、移譲につきましては、市長のほうが政務報告で申し上げましたように、今後、施設のほうを一部利用しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第21号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、4時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 4時45分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第22号、旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について、質疑を行います。

このほど広域ごみ焼却場の稼働に伴い、本市で運営していた焼却処理が今後できなくなります。ごみ行政は、法律はもとより、条例や自治体独自の許認可など非常に複雑でありまして、そのため市町村ごとの処分方法に違いが多いことから、広域ごみ行政がまとまらず、政治闘争に発展していく傾向にあります。東総広域の焼却施設においても、その一端がかいま見え、本条例制定後に様々な諸問題が旭市民に起こり得ると考えられますので、その点の認識を伺います。

一般廃棄物の処分は、種類や方法が多く、非常に難しいので、特に市民の声や相談の多い品目を引き合いにしますが、ここでは枝木や草などはいかがでありますでしょうか。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

現状では、東総地区広域市町村圏事務組合の策定の一般廃棄物処理計画、これにのっとり、市内で発生する一般廃棄物につきましては、広域ごみ処理施設で焼却処理をお願いしていくことになると思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 市内で発生する一般廃棄物は、広域ごみ焼却施設で当然焼却処理していかなければなりません。しかし、施設の場所や稼働状況、それに搬入車両の状況を計算しますと、非常に厳しい問題が容易に想像につきます。広域ごみ焼却施設建設の協議が難航したのは、民間の活力がある、そういう自治体があるからにほかなりません。

では、市民の声や相談が多い品目の枝木や草で、近隣市の処分業許可の状況はいかがでありましょうか。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

銚子市におきましては1社ほどあると聞いております。また、匝瑳市には、枝木を受け入れる一般廃棄物処分業、こういった許可を出している事業者はございません。あと、香取市にも1社あると伺っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 現状、近隣や全国的にも、本市はごみ処理全般において、自前で処理する傾向が強くあることから、今後課題を残す条例であります。

そこで、将来的に旭市内を対象に一般廃棄物の処理業を行いたい事業者が現れたとき、大変な時間を要するであろう事前協議等を行い、許可を出すのか、それとも旭市塵芥焼却場を必要とあらば再稼働させるのか、現在の答えられる見解を伺います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、お答えします。

まず、焼却場の再稼働という部分ですが、こちらについてはちょっとできないかなと思います。ただ、民間事業者を活用したほうが、自前で設備を持つ必要もなく、維持管理も不要なことから、コスト的に有利な面もありまして、またごみの減量化にもつながると思いますので、よい事業者があれば、前向きに検討はしたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第22号の質疑を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（木内欽市） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 4時51分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人として、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の菅谷敏之史事務局長、伊原敬道経営企画室長に出席いただいております。

参考人は、発言の際はその都度、議長の許可を得て発言いただきますようお願いいたします。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更についてということで、病理診療科の診療所を東京に開設することだが、現在でも病院にも病理を見てくれるドクターがおられると思うのですが、それゆえにまた東京に開設というふうに至った経緯をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

病理診断は、特にがん患者の病状を見極める上で非常に重要なものであります。旭中央病院が今後も高度急性期医療を提供していくためには、病理専門医の充実が欠かせないものと考えております。しかしながら、病理診断医の数は非常に少なく、旭中央病院に勤務できる病理診断医を招聘、採用することは、通常の医師確保以上に難しい状況です。

今回、病理診断医が比較的確保しやすい東京都内に診療所を開設し、最新のＩＣＴ技術を駆使した遠隔病理診断機器を活用することにより、旭中央病院全体としての病理診断体制の充実を図ろうというものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○１０番（飯嶋正利） ただいまの答弁ですと、また田舎のほうにはなかなかドクターのほうが見つからないが、東京でならリモートで仕事をしてもいいというドクターがおられるということなのですが、こういったリモートでという形のものが今後ほかの科にも普及してくるような可能性があるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質疑に対し答弁を求めます。

参考人、病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） 病院のほうからお答えいたします。

ほかの科につきましても、やはりいろいろな今後の技術の進展を踏まえまして考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○１０番（飯嶋正利） 本当に中核病院として頑張ってくれている中央病院ですので、今後とも精力的にその辺のところを伸ばしていただければありがたいのかなというふうに考えております。結構です。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第23号の質疑を終わります。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

平山清海議員。

○2番（平山清海） 議案第29号、専決処分の承認について、8ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業3億7,600万円について、接種会場や具体的な事業の内容についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、お答えいたします。

初めに、予定しております接種会場についてお答えします。

現在、市で予定しているのは、集団接種を予定しておりまして、会場といたしましては、現在の飯岡保健センター、総合体育館、現在の海上支所、ひかた市民センターの4施設を選定しまして、その中で、できる限り1日3会場で接種したいと思っております。

事業内容としましては、当然住民に対する予防接種ということになるかと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 接種する旭市の優先順位でもあればお聞きます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、お答えいたします。

まず、医療従事者については既に行っているところでございますが、旭は別にして、全国的に行っているということで、旭市が主体となっていく接種の流れとしましては、当然65歳以上の高齢者から始まりまして、基礎疾患等をお持ちの方、あと介護施設等に従事する方、

その後、一般というような形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。それでは、全市民のワクチン接種が終了するのはいつ頃なのか、これはちょっと難しいと思いますが、その期間についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 65歳以上を先行接種するわけですが、国が今示しているのは4月26日から本格的にということで、あと3か月以内に終わらせるようにという指示が出ておりますので、できる限りその期間で終わらせるように考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 平山清海議員の質疑を終わります。

続いて、飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 同じく議案第29号の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてということで、旭市に住所があって、単身赴任している家族の方もいらっしゃるだろうし、全国各地に大学生が飛んでおります。その子どもたちはどこで接種を受けられるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 基本的には、住所地で接種を受けるということになっておりますけれども、例えば遠方等にお住まいの方であったり、入院されている方も当然おられますので、そういう特殊な事情がある方は、手続きさえ踏めば、そのお住まいのところで打つことも可能ですので、大丈夫だと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） たしか高齢者にはタクシー券という形で出るのですが、例えば子どもが北海道だとか、九州にいるという子どもたちは、もちろん地元でやればいいんでしょうけど、万が一そういった場合があったときに、交通費なんていうのは出る余地があるのか、またそれに対して、コロナ全般なのですが、相談窓口の設置なんていうのは考えているのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） まず、遠方の方の旅費ということでよろしいでしょうか。先ほども申しあげましたけれども、遠方におられる方は、手続きさえ踏めば、その土地ですることとも可能となっておりますので、現段階で旅費の支給というのは考えておりません。

あと、相談窓口ということであれば、専門的な相談窓口は県が行うということになっておりまして、さらに接種等、そういう手続き的なものは、全て市で受けるような形になっておりますので、そのように準備しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） これは海外でよくテレビで見えるのですが、ワクチンが余るということで、キャンセル待ちがだいぶ並んでいるように思います。その辺のところを国内も含めて、旭でどういうふうに考えているのかお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 議員おっしゃるとおり、その辺が一番課題になろうかと思えます。今現在どういうふうな形にするかというのは全然詰まっておりますが、先進地といいますか、既にシミュレーションを組んでいるところなどは、例えば介護者を連れてきた方、一緒に来た方に接種するというような方法もしているとも聞きますが、今後、医師会等とも相談しながら決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第29号の質疑を終わります。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第30号、専決処分の承認について、8ページ、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業563万6,000円について、具体的な事業の内容についてお尋ねします。

それと、同じく8ページ、感染症予防対策事業1,403万9,000円について、具体的な事業の内容についてお尋ねします。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、8ページ、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー事業の内容についてお答えさせていただきます。

こちらの事業の内容でございますが、自身で交通手段を確保できない65歳以上の独り暮らし高齢者、または75歳以上の高齢者のみの世帯を対象といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種会場までタクシーを利用する場合に、その料金の全部、または一部を助成することにより、高齢者の経済的負担を軽減し、ワクチンの接種率を上げることにより、高齢者の健康と福祉の向上を図ることを目的とした事業となります。

対象の世帯数でございますが、現在、市で把握しております見守りが必要とされている独り暮らしの高齢者及び見守りが必要な75歳以上のみの高齢者台帳に登録されている世帯を、自身で交通手段を確保できない世帯と仮に仮定しまして、約1,200世帯を想定しております。

助成の内容ですが、タクシー利用1回につき上限1,000円の助成となります。利用は、タクシーの助成券を使用する方法となりますが、枚数につきましては、ワクチン接種会場までの往復分の利用として2枚、そして2回の接種が必要ですので、1世帯当たり4枚の助成券を配付する予定であります。

あと、事業費の金額でございますが、助成券の利用分としまして、1世帯4枚の1,200世帯分で480万円、またタクシー事業者への協力金としまして48万円、そのほか事業に必要な諸経費を含め563万6,000円を計上しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、感染症予防対策事業についてご説明いたします。

こちらは市独自の感染予防対策事業、三つほどございまして、まず一つ目が、新規の施設入居者に対するPCR検査費用の助成となります。本人負担5,000円で、それ以上の分を市のほうで負担するというもので、国からの補助もございます。

二つ目は、今度是一般の方ですが、例えば濃厚接触等に当たらずに、不安があるというような、これは一例ですけれども、そういうような方が自費でPCR検査を受けた場合に、最大5,000円を助成するというようなものです。

三つ目としましては、こちらは消耗品等、公共施設への非接触型モニター型検温器、あと消毒器のセットになったものですが、その全庁分を計上したものでございます。全庁に設置

する分を計上したということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、高齢者タクシーの利用助成についてお尋ねします。

ただいまの説明ですと、1回1,000円を上限にということでございますが、皆さん方は交通の便のいいところに住んでいる。私は、旧干潟の萬歳というところは、バスも通らない、タクシーもないわけなんです。タクシーを呼ぼうといったって、旭から呼ぶ。そうしたら、約10キロ近くありますから、回送料だってばかにならない。それから、今度はそのタクシーを呼んで、会場、干潟の公民館ですか、えらいタクシー料金になるわけなんです。

そういう中で、それらを考慮した事業なのか。そういう中で、またその辺を考慮してあれば、どのようにその対策を考えたのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） タクシーの助成券の内容でございます。助成券は1,000円ということになります。その根拠といいますか、一つにデマンドタクシー、これが500円ほどの負担をいただいておりますので、同額程度の負担ということを公平性の面で考慮しております。

また、参考でございますけども、例えばタクシーの1,000円という料金で、乗車距離は約2.63キロほど乗車できるということになります。仮に個人負担500円ですと、乗車料金は1,500円となりますけども、約4キロメートルの距離を乗車できますので、これは一概には言えないんですけども、自宅から接種会場までの距離を考えますと、助成券1,000円程度の助成が妥当だと考えました。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 課長、全然答弁になっていないんですよ。幾ら1,000円助成してもらったって、課長、計算したことありますか。旭の駅から萬歳までの回送料、そして萬歳から会場まで、幾ら助成事業って立派な名前ですけど、何もならないんですよ。

そういう中で、これやるのはいいでしょう。しかし、負担のかかる人には、それなりの接種会場までの対応、それを考えなくてはならないと思うんです。ですから、これは一般質問ではないから、そんな中でどのようにするのかお尋ねしたいと思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） ちょっと繰り返になってしまうかもしれませんが、タクシーの助成券1,000円で、タクシーが計算しますと2.63キロメートルほど乗車できるということで、仮に4キロメートルを乗車しても、約500円の負担で済むということで、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第30号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第30号までの30議案を、お手元に配付してあります付託議案分担表、

1、議案の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は5日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時13分

令和3年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和3年3月5日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
総 務 課 長	伊 藤 憲 治	企画政策課長	小 倉 直 志
財 政 課 長	伊 藤 義 隆	税 務 課 長	伊 藤 義 一
環 境 課 長	高 根 浩 司	健康管理課長	遠 藤 茂 樹

社会福祉課長	椎 名 隆	高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	多 田 一 徳
都市整備課長	栗 田 茂	庶 務 課 長	杉 本 芳 正

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（木内欽市） 通告順により、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（10番 飯嶋正利 登壇）

○10番（飯嶋正利） 議席番号10番、飯嶋正利です。

令和3年第1回定例会において一般質問を行います。

時間に制約がありますので、早速一般質問に入りたいと思います。

大きな第1点目、コロナ禍における売上げの減少に伴う事業者の固定資産税、都市計画税の減免について。

この減免措置について、どのような場合この減免になるのか。また、中小企業と定義してありますが、中小企業という定義。また、どのぐらいの方がこれに対して要望されているのかお聞かせいただきたいと思います。

（1）東日本大震災のときと比較してどうなのか。あのときも固定資産税、都市計画税というのが減免になりました。そのときと比べて今どうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

（2）減免措置の延長について。たしかこれは2月の途中のところで、たしかもうそれで打ち切りだったと聞いております。この確定申告が終わるまで待たなかった理由についてもお

聞かせたいと思います。

大きな2番目、都市計画について。

昨年行われましたアンケート結果、都市整備課によるアンケート結果について、その結果、たしか本当は年内にくれるという話だったんですが、年明けに出るという話だったんですが、まだ頂いておりません。この結果についてお知らせいただきたいなというふうに思います。

(2) 合併協議の扱いについてということで、もう15年前、15年前以上、それ以上前ですね、合併協議の中で、この都市計画というのはどのように扱われてきたのかお知らせいただきたいと思います。

(3) 課税の根拠について。農村部に対しましても課税がされている、その根拠についてお知らせいただきたいと思います。

(4) 今後の計画について。何年のどのくらいの時期で、この3町への都市計画をどのようにするのか、明確にお答えいただきたいと思います。

(5) 都市計画に対する平成19年度の国会答弁について認知はしておりますか。それに対する対処はどのように行われてきましたか、お知らせいただきたいと思います。

(6) 旭市のほか、その後に合併された市町村においても都市計画、この税も含めて見直しが行われております。この旭市は、平成17年に合併して以来もう15年。見直しをかけると言っておりますが、一歩も進んでおりません。この理由は何なんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

3、1市3町ごとの税収についてということで、この税収を統計でどのくらいになっているのかと。合併時と比べて今現在増えているのか、増えていないのか、その辺もお聞かせいただけたらありがたいなというふうに思っています。

2回目以降は自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 飯嶋議員の都市計画について、(4) 今後の計画、何年目標、旧3町への都市計画をどうするのか明確にということで、私のほうから、順番が少し逆になるのかもしれませんけれども、最初にお答えさせていただきたいと思います。

都市計画区域の拡大については、合併以降15年、なかなか進まないまま今日まで来たわけですが、私としましては、やはり旭市が東総の中核都市として均衡の取れた計画的な

土地利用、一体的なまちづくりを進めていくためにも、全域を都市計画区域とすることが重要であると認識しております。

そのために、各地域ごとに説明会等も開催し、広報等でも周知を図りました。しかし、参加者等も少なく、いま一つ周知が徹底されない部分があります。

そして今回、改めて都市計画区域の拡大について判断していくための段階であると思うそういう思いから、今回まちづくりアンケートを実施したところであります。このアンケートで皆様から様々なご意見をお聞かせいただき、これからのまちづくりの方向性も改めて認識したところであります。

そこで、将来の旭市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域を全域に拡大していく方向で、今準備作業に取り組んでいきたいと考えているところであります。よろしくをお願いします。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから順を追って回答させていただきます。

まず最初に質問のございました新型コロナウイルス感染拡大による事業者への減免措置ということで、大震災と比べてどうなのかということです。

東日本大震災に関する減免につきましては、被害程度が半壊以上の家屋について適用しており、市独自の減免措置でございました。減免額につきましては平成23年度からの累計でございまして1,338件、金額にして3,372万5,000円ということになっております。

あと、コロナ禍による売上げ減少に伴う事業者の固定資産税、都市計画税の減免措置ということでございました。

こちらにつきましては、令和3年度が対象ということになっております。具体的な要件でございしますが、中小企業の事業者の家屋、償却資産が対象でございまして、令和2年2月から10月までの連続する3か月の収入、事業収入でございすね、こちらが50%以上減少したものについては全額になります。そして、30%以上50%未満の場合については、2分の1が減額されることになります。

周知につきましては、ホームページや広報、また12月に送付しました事業者への償却資産の申告書にも同封しているところでございます。

続きまして……

（発言する人あり）

○税務課長（伊藤義一） 人数ですか。今までだいたい220人程度の減免の要望がございまし

た。よろしいでしょうか。

続きまして、大きな1の2ですね。減免の延長ということで、確定申告時期まで待てなかったのかということでございます。

こちらの減免につきましては国の制度でございまして、期間が定められております。それで、その定められた期間に基づいてやっているものでございまして、市独自ということではございませんので、そちらにつきましてはその期間内ということで、3月15日まで待つということとはしませんでした。

続きまして、大きな2番の(3)課税の根拠ということでございます。

こちら、都市計画税を賦課する根拠でございますが、都市計画税については市が行う都市計画事業、施設の整備等に要する費用に充てるための目的税ということになっております。地方税法の702条及び旭市都市計画税条例に基づきまして課税しているところでございます。課税対象につきましては、都市計画区域のうち、農用地区域を除いた区域に所在する土地及び家屋で、所有者に課税しております。税率については0.2%ということになっております。

続きまして、大きな3の(1)でございます。税収は合併時と比べて増えているかどうかということでございました。

17年度の決算額でございますが、合併後、初めての当市の決算額でございますが、こちら63億7,484万2,000円ということになっております。

現在の今年の予算につきましては71億6,000万円ということになっておりますので、伸び率についてはだいぶ伸びているのかなというように感じております。

以上です。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課からは2番、都市計画について、(1)昨年行われたアンケート結果について、結果の概略について答えられる範囲でということでございました。

アンケート調査は、郵送によるアンケート用紙の送付及び返信封筒による回収という方法で、令和2年10月27日から11月27日の期間で実施いたしました。対象は住民基本台帳に登録のある市民から無作為抽出した3,000人で、有効回答は1,428人、有効回答率は47.6%でした。

アンケート内容につきましては、例えば都市計画の認知度に関する項目では、「あまり知らない」が最も高く、次いで「全く知らない」となっており、認知度は全体的に低いという結果でございました。

また、旭市の将来のまちの姿についての項目では、「医療・福祉の充実した安心して暮らせるまち」、「災害に強く安心して暮らせるまち」が特に高くなっていました。

アンケート調査の結果につきましては市ホームページに掲載する予定でありますので、掲載の段階で、議会の議員の皆様にも配付させていただきたいと考えております。

アンケート調査の結果や皆様からいただきました様々なご意見につきましては、今後の市政運営の参考にさせていただきたいと考えております。

続きまして、（２）合併協議会での扱いについてということで、都市計画について合併協議会でどのような協議がなされたのかということで回答させていただきます。

合併協議会において、都市計画については、平成16年1月26日の第8回合併協議会で協議され、全員賛成により原案のとおり決定されました。なお、会議録によると、その際に委員の方からの意見は特にありませんでした。

協定事項として決定した内容は、１、都市計画区域等は現行どおり新市に引き継ぎ、合併後、新市の総合計画などにに基づき計画や区域の設定を検討する。

２、都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。

３、開発行為については、都市計画法及び千葉県条例を適用する。ただし、3,000平方メートル未満の開発行為等にあつては、宅地開発指導要綱を合併時まで統合するとなっております。

（６）の、他市が見直しができて、旭市が一步も進まない理由ということのご質問でございました。見直しが進んでいない理由ということでございます。

都市計画制度は、市民の皆様がいろいろなケースで土地利用に制限を受けることもございますし、少しずつ譲り合っていくことで将来のまちづくりをしていこうというものでありますから、制度の周知をした上で関心を持っていただき、用途地域や都市施設の必要性和、それに伴う都市計画税の取扱いなど、ご意見を伺いながら進めていくための準備段階であるとの認識でありましたので、皆様からはなかなか進んでいないとのご意見をいただく状況でありました。

しかしながら、今後は将来の旭市のまちづくりを考えて、都市計画区域の拡大を進めていく方向で準備作業に取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから２の（５）都市計画税に対する平成19年の

国会答弁について認知しているか、またその対応はということでございます。

平成19年8月15日の国会答弁において、「都市計画税は一般会計に繰り入れる場合には、その使途が明らかになるような予算書、決算書等の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、議会や住民に対しても周知することが適当である」という旨の答弁がなされたことは承知しております。

その対処でございますけれども、現在のところ、予算書や決算書への掲載は行っておりませんが、予算の説明資料である旭市一般会計予算の概要の部分について、都市計画税は都市計画事業等の財源に充てる旨を記載しております。

また、市の家計簿として毎年6月1日号に財政事情を公表しておりまして、その中で目的税の使い道として使途を掲載しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。

1点目から再質させていただきます。

先ほどちょっと答弁漏れがあったんですけれども、この減税についてですね。中小企業ということがあります。これは個人、例えば農家なんかの場合の個人事業主というのは認められるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいま、個人事業主は認められるのかということでございました。

こちらは、先ほど中小企業ということで、事業をやっているものということになってきます。その個人主というのがどの程度のものなのかということもありますが、あまり大きな金額でなければ認められるというような格好になってくると思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 今回、この減免ですね。東日本のときにはそうだったと、東日本のときには市の単独だったということがありますので、これは今回税収としてもかなり落ち込んでいるんですが、この減免分と通常の減分、この割合というのはどのくらいになりますか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） こちらの減免につきましては、予算のうち8,628万円を令和3年度分の減免額として見ております。しかし、こちらにつきましては、全額国から補填されると

ということになりますので、全体の金額については大きなものとはならない、変化はないのかなと、そのように感じます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） それでは、（2）減免措置の延長についてということで、この減免措置、先ほど言ったように2月いっぱい。そこから、少なくとも確定申告が終わるまで、万が一そういうのが出てきた場合、東日本のときのように市の単独でその分を減免するということは考えられないでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 市のものとしてできないかということですが、先ほども申し上げましたが、今回の減免措置については国の制度、あくまでも国の制度ということになっております。延長は、今のところ市としては考えておりません。しかしながら、今後も国の動向などを注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 広報がどれだけのものだったのかというのは、今さら言ってももう遅いということなので、じゃ、この問題は……、その次にいきたいと思います。

（2）都市計画税についてということで、昨年行われましたアンケート結果について。

アンケートを若干見せていただきましたが、いろいろ細かいことが書いてありました。都市計画税についても書いてありました。そこに税を減免するとか、税を廃止するという答えがなかったということは、やっぱりそれなりのそういう減免も変更も全くしないという市の考えなんでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 2、都市計画についての（1）のアンケートの件のところでの都市計画税の設問というところでのご質問でございました。

今回のアンケートに限らず、税や公課に関する設問で、廃止という項目を設けますと、高い確率でその項目が選択されてしまう可能性が高く、設問の意味がなくなってしまうので設定しておりません。最後の設問でまちづくりに関する自由記述欄を設けましたので、市に対して、都市計画税について意見があるという方につきましては、そちらに記載していた

だくようにいたしました。実際にその自由記述欄では、都市計画税に限らず、税に対して様々な意見がございました。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。

なかなかそのところでしっくりこないというか、そういった時間もないんですので、2番目に移りたいと思います。

再質、何を目的にしたのか、その結果についての市側の見解というのは、先ほど市長が答えいただいたとおりでよろしいのでしょうか。（2）で。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） すみません、ちょっと確認させてください。

（2）でございますね。

（発言する人あり）

○都市整備課長（栗田 茂） （1）の再質で、目的ということでよろしいですか。

（発言する人あり）

○都市整備課長（栗田 茂） アンケート調査の目的ということで。

失礼しました。

アンケート調査の目的ということで回答させていただきます。

アンケート調査の冒頭にも記載してございますように、今後のまちづくりを進めていくために、これまでの取組やこれからのまちづくりに対するご意見、ご希望等をお伺いさせていただくことを目的として実施いたしました。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） そういうことではなくて、先ほど市長が市全体に広げるという方向で進んでいるということよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） その方向で進めていくというところで、市長のほうから回答していただきました。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） それでは、大きな（２）合併協議での扱いということで、この協議、３町、都市計画自体がありません。なかったです。それの中での協議、ないものを協議するという形になると思うんですが、その辺についてはどうだったんでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 合併協議会で、３町で都市計画についてどのような考えだったか、３町は都市計画がなかったというところでございました。

合併協議会での調整方針では、都市計画区域等は現行どおり新市に引き継ぎ、合併後、新市の総合計画などにに基づき、都市計画や区域の設定を検討するとの記載がございますので、協議会の中で都市計画の協議をしております、それについては３町とも認識はあったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） その合併当時、たしか１市３町、基盤整備の工事事業が行われていました。そのときに、たしか干潟町は５％自己負担、あとは１０％で始まったはずなんですが、それがいつの間にか５％に合わされました。そういったことは合わせていくんですね、興味があることにしましては。興味がない、なくても今まで全く問題がなかった、これについては全く議論がなされたのか。これは本当に、課長、そう思いますか。お願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 興味のある問題はきちんと協議されたと。都市計画について本当に協議したのかというご質問でございました。

合併前の担当部局での協議として、都市分科会というところがございます、この中で主に現在の都市整備課が所管している事務に関連した内容の協議を行ってございました。その中では、協議会に提案された都市計画の議題について協議をしておりますので、そこは認識があったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） その辺のところもなかなかみ合わないのかなというふうに思います。この都市計画のメリットといいますか、工業団地のほうにも都市計画道路を造っております

す。3町からも大勢の方が工業団地のほうへお勤めでございます。今、広域で進めておられますごみ処理場、ごみ処理施設、これも都市計画がなければ、もちろん東総広域に出ている議員さんはもちろん知っているでしょうけれども、これはできない話です。

そういったことで3町の市民にも十分メリットがあるという話なんです。それなのに負担は旧旭市だけ。これおかしくないですか。課長、お願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市計画につきましては、土地利用について農水産業、工業、商業などの産業構造を考慮して、地域の実情に即した総合的な土地利用計画を策定するようになっております。

こういうものを踏まえてやっておりまして、今までの都市計画の区域を広げるということでございますので、今後その辺のバランスは取ります。ただ、今の都市計画の決定事項につきましては、旧旭市でつくりました区域での都市計画決定事業でやっておりまして、その辺のところでご理解をいただきたいなというふうに考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 4回終わっちゃったので、次の（3）にいきたいと思います。

課税の根拠ということで、この都市計画の中では、都市計画では土地及び家屋の利用価値が上がり、地価が上がり、所有者の利益が増すということがこの課税の根拠でうたっておりますが、それでは農村地域に対しては、何のメリットがこれは当たるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 課税に係ります農村地域へのメリットということでございます。

こちら、課税につきましては、先ほど最初の質問で回答させていただいたとおり、地方税法及び都市計画税条例に基づきまして課税しているものでございます。そして、農村地域につきましては、都市計画税条例におきまして、農用地区域を除く都市計画区域全体に課税するということが規定されております。都市計画事業を実施することにより、都市計画区域全体に便益が及ぶものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 税務課としては、税金をかけるだけが仕事なので、それ以上の答えは

出ないのかなというふうに思います。

たればという言葉はなかなかないと思うんですが、この旧旭市におきましては、昭和30年代から都市計画税がかかっております。総額としては100億円に近い額ではないかなと。

よく議会でも旭市は下水道があるんじゃないかというふうな話をされます。道路はやっぱり市で造るべきだと。そうすると、100億円という額が下水道の事業費に対してどのぐらいのものだったのかということを考えますと、やはりそれで何年か前、下水道のやつが休止されました。例えばそういったものができるというふうな形で話を進めておいて、はしごを外されたような形になっております。それも財政のことを考えれば、私は賢明な考えではなかったかなというふうに思いますが、本当はそのときにこの税も考えるべきだったんじゃないでしょうか。その辺のところどうでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 確かに下水道事業を拡大しないと決まった段階で税も考えるべきだったのではと、そのようなことだと思います。

ただ、先ほども市長から申し上げたとおり、今回、1市3町にも全域で都市計画をしていくことが大切だということで、その方向で進めていくということであります。

今回、税の話が中心になっておりますけれども、税はあくまでもその時点で都市計画事業に必要であったもの、それにかけているわけでおりまして、現実には何年か前にお答えしたこともあったかと思っておりますけれども、その都市計画事業を実施するために借りた公債費等につきましてもその財源に充てることができるということで、それがまだ残っている段階で、都市計画税の課税の見直しというのは難しかったのかな、そのように思っています。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 今、副市長よりそのような答弁がありましたけれども、例えば都市計画、本当に言葉で、じゃ、皆さんの中できっちり理解している人が何人いるかということになると思います。都市計画のメリット、例えば規制が図られる。それに対して地元からの負担を得られる。例えば、今、飯岡海上連絡道をやっておりますが、都市計画が、これがきっちり引いてあれば、こんなに遅れることはなかったと思うんですよね。その辺のところについてもやはり考えるべきではないでしょうか。お願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 確かにメリット、都市計画事業で実施した事業であっても、この区域、例えば市町村に限らず、周辺地域まで全て便益は及んでいるもの、そのように考えます。

ただ、税務課長が申し上げましたとおり、本来702条の地方税法に基づいてかけているものの、しかも都市計画税の根本から申し上げれば、出来上がった当時、1970年頃に一度改正があって、そのときに市街化区域にかけます。市街化調整区域は、条例で制定すればかけられます。そのときには目的税として必要であればということになります。うちのほうは、いわゆる非線引き都市計画区域でありますから、条例で制定してかけているという状況があります。その中で財源を充当している事業等多々あった中で、今までその税をかけている状況であるということは、ご理解いただきたいなと思っています。

そのメリットを享受している、今市民多くいます。そのために市長は全域を都市計画区域にして、秩序ある土地利用を、方向性を持って進めたい、全市きちんと開発していきたい、そのような形でお答えしたものと思っておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） それでは、（4）にいきたいと思います。

これは先ほど市長からそういう方向でというようなお話がありました。

先ほど周知という話がございました。このたしか説明会、かなりの回数行っております。一例ではありますが、タウンミーティングなどの公募に関しては、それで1回で終わりです。そういうことであれば、もうこれは3町に周知済みということで、私はいいんじゃないかなというように思いますがいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 周知は終わったのではないかということのご質問でございました。

都市計画制度の周知活動につきましては、ここまでというゴールはございませんので、今後、都市計画区域の拡大の準備を進めていく中で、継続して周知、広報活動を一層推進してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） だから、それはどのくらい、全く見当がつかないですね。もう今まで15年そういうことをやってきて、まだ同じことをおっしゃっているという形になっており

ます。

本当にそれが、例えばさっき市長がそういう方向でということになりました。じゃ、かけると。かけるじゃなくて、都市計画を引くという段階まで最短何年かかりますか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） すみません。ちょっとお待ちください。

○議長（木内欽市） 暫時休憩。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（木内欽市） 会議を再開いたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 失礼いたしました。

具体的準備、作業期間についてでございます。

区域拡大手続きは、区域拡大について方向性が定まった時点より4年から5年程度の期間が必要と考えております。具体的には、都市計画区域変更の原案作成から始まり、建築確認の際必要となる道路、家屋調査等、また、都市計画区域の拡大は県の決定案件となるため、県をはじめとする関係機関との協議等、一般的に見込まれる事務手続きで3から4年を見込んでおります。

また、新たな都市施設や用途地域の検討等も含めた場合、さらに1年から2年の年数を要するものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 合併して以来15年、約40億円近い税金が旧旭市からは多く都市計画税として徴収されております。この40億円という金額、元の3町にしてみれば4年分の税収に近いです。この額、これはまたあと何年先に延びるか、今の答弁だったら最低でも6年、まごまごしたら10年ですね。これが本当に正しいのか。さっきも言ったようにごみ焼却でも何でも、みんなこれはあれになっているんですよ。これは旧旭市民だけがその行政の尻拭い

をしているような、そんな気持ちがいりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 冒頭に都市計画の今後の計画、どのくらいで終了するんだという質問がありました。その中で、都市計画区域は全市に広げていきたい、拡大していきたい。もちろんメリット、デメリット、そういった部分もありますし、これまで一般の市民の方々にはそういった周知の機会を設けてきましたけれども、議会の中で真剣にこうした都市計画区域の問題について話し合うということもありなかったということもありますし、私はそういう方向で全市に広げたい、拡大したいということのメリット、デメリット、そういったものもしっかり研究しながら、議会と一緒にこの旭市の都市計画について拡大をしていきたいと、今そんなふうに考えているところでありますので、いずれにしても都市計画の拡大については全市に広げていくという方向で、今事務局、都市整備課のほうにも指示をしておりますので、税の問題はその計画区域が皆さん方の了解をもらって広げられるという時点になった場合、その後、四、五年かかるということでもありますので、そのかかる経過の中、あるいはまたその後の都市計画税については、改めて議会で議論していかなければならないことだと、そのように思っておりますので、今はそういう思いでいますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。そのように、できれば早めに都市計画だけでも進めていただきたいなというふうに思います。

大きな5番、国会答弁ということで話がされましたが、その後、もうちょっと議会及び住民に対する使途を明確化の状況にすると、それで毎年調査を行っているというふうになっております。

これについて、これはたしか去年の11月に財政のほうに、こういうものがあるんだという話をしていました。それについて、対処するというお答えがございました、たしかね。

それについて、例えば、ちゃんとこれはやっているところはやっているんですね。もちろんそれは、システム上、急にできないということもあるんでしょうけれども、これ、どういうふうに対処していきますか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 一昨年ですか、飯嶋議員の質問の中でさらに工夫してほしいという質問がございました。

そういった中で、予算書、決算書についても入れるような検討をしたんですけれども、何分システムで出力しておりますので、なかなか難しいところがございます。そういった中で、今回、説明資料の中に入れさせていただきました。

あと、今後具体的な金額だとかそういったものについて、決算の説明資料だとか、あと広報、そういったものに掲載していくよう検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 対処するということでしたけれども、今まで実際の話、このように、どこに何を使ったか全く分からない。これ、さっきも国の、高橋議員のほうの質問でありましたが、これは財政状況に関係ないんですね。ということは、市としてはこれ以上使い勝手のいい税金はないということです。

そういった中で、こんな状況で3町は納得してくれると思いますか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 3町に納得してもらえるかということですが、これはこの広報の仕方ということでよろしいですか。

なかなか広報の仕方は難しいところがございます。それで、毎年少しずつ工夫しているんですけれども、最大限、住民の皆様が分かるような形はどういった形でお示ししたらいいのかということを考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） その辺明確にしていかなかったら、先ほども言ったように、このごみ焼却場でも、都市計画がなければ、銚子市と旭市になれば、匝瑳市になればこれはできなかった話です。そういったことも市民に周知していったらいいんじゃないでしょうか。

それでは、時間もないので、6番のほうに移らせていただきます。

旭市より後に合併した市町村が、どんどん税率を見直しながら、区域もみんな大きくしていったと。そういうところできて、この旭市は合併以来15年、何にもできていない。これはどうしてですか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 先ほども今のご質問には回答したと思います。

他市の状況をちょっと報告させていただきます。

他市の見直し状況ですが、千葉県内で平成の大合併が一段落した平成22年度以降で、合併後、都市計画区域外であった区域に区域を拡大した自治体は香取市のみであります。香取市では、都市計画区域外であった山田、栗源地域を含め、平成28年度に市全域が都市計画区域と指定されております。

匝瑳市では、合併前より旧八日市場市の区域の一部のみが都市計画区域となっており、都市計画マスタープランにおいては、区域外の地域の区域への編入を検討するとの記載がありますが、現在も旧野栄町の区域は都市計画区域に指定されておられません。

今後、アンケートの結果を受けまして、拡大のほうの準備を進めていきますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 先ほども言いましたけれども、都市計画をつくるのは都市整備課ですが、税をかけるのは税務課なので、その後のお金は財政。みんな途中途中で話が一本につながらないんですね。これを議論するというのは本当に大変だと思うんですが、一つ、都市整備課にしてみれば、失礼ですが栗田さんも飯岡出身、副課長も飯岡出身、別になければなくて、その生活には全く問題はないんですね。そういったことで進まないということとは私はないと思うんですが、その辺のところについてひとつお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 市町村合併に伴う都市計画区域の拡大につきましては、その地区の成り立ちや様々な要因がありますので、旭市でもどのような方法がよいか、目的税という税の成り立ちから、現在既に行った都市施設の整備費や将来の都市計画事業の計画ある、なしなども含めて、総合的に検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） 先ほど市長より、全域にかけると。私もそれは大いに賛成です。

この一つには、議論を進めるということが非常に大事だと思います。この議会も含めてで

すね。それには網をかぶせるということにならなければ、議論は一向に進まないというふうに考えますが、その辺のところで、そのような考えでよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 飯嶋議員がおっしゃいましたように、どこかで決断して行政から提案をしていかなければ議論が進まない、そのように思いますので、どこかの時点、近い将来にそういった都市計画地域の拡大について、網を精査しながら、どういうところにやるのか、やらないのかという部分も含めながら、拡大して、そういう提案を議会にもしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） ありがとうございます。そのような形で、なるべく早くこの問題、議論させていただければありがたいというふうに考えております。

それでは、最後の1市3町別の税収についてということで、先ほど当時の合併当時の総額ということでお話しされました。

私が言っているのは、1市3町ごとの税収がそれを集計できないかということなんです。それはできませんか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 1市3町別にできないかということでございますが、申し訳ございませんが、システム上そのような集計は取っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） できなければ、これは字で拾えばできるんじゃないですか。例えば、これはもうある程度、都市計画税なんかもそうですけれども、税収が違うわけですよ。それで、今回干潟町なんか過疎地域に認定されたということの話を聞いております。そういった問題でどのくらいのものが徴収されているのか、収入があるのかということも調べておく意味はないでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 合併後、様々な事業を市のほうでも実施する上で、有効な財源を活

用してきました。交付税の算定替などもございました。その算定に当たりまして、旧市町ごとの税収が基準になることはございませんでした。現時点で、地域ごとの税収を集計する必要はないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○10番（飯嶋正利） できないということなのですが、やっぱりその辺も、どこの地域が税収が増えていて、どこの地域が税収が減っているのか、また納税者に対してその予算が適当に割り振られているのか、その辺のところも調べるのには、そういった指針にはなるんじゃないかなと考えますが、それでも取る気はないですか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 合併後、旧1市3町でございます。一つの旭市ということで考えております。先ほど申しましたように、旧1市3町の区域で分けてということは考えておりません。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。
税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 申し訳ございません。先ほど答弁漏れが一つありましたので、よろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） どうぞ答弁してください。

○税務課長（伊藤義一） 先ほど飯嶋議員の大きな1番の質問で、中小企業者はどういうものかということがありまして、ちょっと答弁漏れをしました。追加させていただきます。

対象となる中小事業者というものは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、そして資本または出資を要しない法人、または個人で従業員1,000人以下、そして大企業の子会社でないことということになっております。ですから、これに該当すればできるということになります。

そしてもう一つ、減免の受付時期なんですけれども、2月1日で終わっております。3月15日まで延期ということでございましたが、国のほうからは申請につきましては柔軟な対応でということも来ております。コロナ禍に関しまして申請が遅れたという理由であれば、2月1日以降であってもそういう理由が成り立てば受付はしておりますので、よろしくお願いいたします。

どうもすみませんでした。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 保

○議長（木内欽市） 伊藤保議員、ご登壇願います。

（12番 伊藤 保 登壇）

○12番（伊藤 保） 議席番号12番、公明党、伊藤保。議長より発言の許可が出ましたので、令和3年度一般質問を行います。

初めに、この3月11日で東日本大震災が10年目の節目を迎えます。当時の災害の発生と状況は、今も脳裏に焼き付いております。あれだけの大きな地震、津波の災害は近年では初めてであり大変な状況でした。改めて犠牲になった方々に哀悼の意を表します。

そして、昨年からのコロナウイルス感染症は、今年3月4日現在41名と、近隣の市町より少なく、市執行部と市民が協働で感染拡大に対し、感染防止意識と努力をして抑えられていると思います。

とりわけ、市民には外出自粛といった不自由な生活の中、手洗い、マスクの着用、うがいなど、基本的な感染防止策を守ってくださり、感染拡大を抑えてくれていることに感謝申し上げます。

それでは、早速質問に移ります。1年ぶりの質問ですので、間違いがあればお許しいたきたいと思います。

通告に従って質問いたします。

国は、国民全員にワクチン接種を国費で行うこととしております。これから、予防接種が65歳以上の高齢者、基礎疾患を持っている方に移ります。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策について。

（1）市民から、自宅介護をしている人が感染した場合、介護を受けている人はどうなるのですかと質問がありました。このようなケースの場合にはどうするのか伺います。

(2) 寝たきりの状態の自宅介護者のワクチン接種はどのようにするのか伺います。

2項目めに3歳児健診について1点、視力検査について伺います。

近年、弱視や乱視といった子どもが増えているとのことですが、3歳児健診時の視力検査による弱視、乱視等の発見率が低いと言われています。旭市では3歳児健診はどのように行われているのか伺います。

3項目め、災害廃棄物処理計画について伺います。

令和元年12月の定例会において、来年度4月以降策定するとのことでしたが、昨年1年間、全く動きがないように見受けられますが、進捗状況について伺います。

最後の質問になりますが、4項目め、広域市町村圏事務組合について。

この4月から広域ごみ処理計画が実行に移されます。クリーンセンターが廃止され、中間ごみ処理施設としての改修整備が行われますが、現在のところ、クリーンセンターは旭市が募集した非正規社員と旭市の職員で構成されていましたが、新日鉄住金エンジニアリング株式会社の協力企業が運営するものと思います。クリーンセンターで働いている職員、非正規社員はどうなるのか伺います。

以上、4項目5点を伺います。再質問は自席で行いますので、分かりやすいご答弁をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、私のほうからは、大きな1番目の（1）自宅介護者の感染症対策について、自宅介護をしている人がコロナに感染した場合、介護を受けている人はどうするか。その対応についてお答えさせていただきます。

自宅介護をしている人が新型コロナウイルスに感染した場合は、同居の家族は一般的には濃厚接触者となり、保健所の指導に従うこととなります。

介護を受けている方につきましても濃厚接触者であり、PCR検査において結果が陽性となった場合には、原則入院となります。結果が陰性の場合には在宅待機となりますので、この場合は訪問介護サービス、いわゆるホームヘルパーなどの利用によりまして、在宅での生活を維持することとなります。こちらのサービスの利用につきましては、保健所とサービスを提供する事業所、担当のケアマネジャーが相談、検討の上、必要なサービスを提供することとなります。

なお、この介護を受けている方が、例えば24時間介護が必要な場合など、訪問介護サービ

スなどの利用だけでは在宅の生活を維持することが困難と判断された場合には、県が受入先を調整し、受入れ可能な施設に短期入所ができることとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、私からは1の（2）、寝たきり状態の要介護者への接種方法はとのご質問ですが、現在承認されているワクチンの特性もありますので、大変難しく困難も予想されますが、現時点におきましては、ふだんから健康状態などを確認できるかかりつけ医などにおいて、訪問により接種をしていただくことを想定しております。

続きまして、2番目です。旭市の3歳児に対する視力検査の現状ということでございますが、まずは1次検査としましては家庭内において視力表を用いて検査をしていただきます。その検査が不十分な場合や検査結果に異常があった場合においては、健診会場において2次検査を行っていただき、さらに異常がある場合には、眼科への受診を勧めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは、大きい3番の（1）現在の進捗はとのごことでございます。

まず最初に、災害廃棄物について簡単にご説明したいと思います。

災害廃棄物処理計画につきましては、国の災害廃棄物対策指針、これを踏まえ、国土強靱化計画、地域防災計画、一般廃棄物処理計画との整合性を図り、災害廃棄物の処理に関する市町村の基本的な考え方を示すもので、大規模自然災害の事前の備え及び災害発生から復旧、復興までの災害廃棄物の処理対策を行うための計画でございます。

現在、本市におきましても策定を進めているところでございます。

以上です。

失礼しました。続きまして、大きな4番の（1）クリーンセンターの職員について。

クリーンセンターで働いている非正規社員、会計年度任用職員のことだと思いますが、どうなるかのご質問です。

会計年度任用職員は、クリーンセンターに現在14名在籍しております。原則として1会計年度を超えて任用することは認められておらず、任用期間が満了した場合は退職となり、次年度に任用される場合であっても、更新ではなく新たに職員として任用された形となります。

会計年度任用職員につきましては、この3月末で退職となりますが、14名の会計年度任用

職員の中には、既に年金を受給しており、これを機に退職される方が5名ほどいらっしゃいます。その他の会計年度任用職員の方は、ほかの課の会計年度任用職員に応募されている方が6名、他市、ほかの市の会計年度任用職員に応募されている方が2名、まだ未定の方が1名となっております。

環境課といたしましても、翌年度における東総地区広域市町村圏事務組合の委託業務の募集内容やハローワークを通じて求人等の情報提供をさせていただくなど支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 1点目ですけれども、このような、先ほどご答弁いただきましたけれども、そうしたことをやはり市民にお知らせする必要もあると思うんですね。ですので、しっかりとしたことを知らせていただきたいと思います。恐らくこれは県の部分になってくると思いますけれども、全く知らされていない、分からないという点がありますので、その辺のところはしっかりとお願いしたいと思います。

それで、（2）に移ります。かかりつけ医の往診という話でございますけれども、この自宅介護者がかかっている医者というのは掌握してあるのか、それともお知らせ通知で知らせるのか、その辺のところをお願いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 寝たきりの要介護者のかかりつけ医を市は把握しているのかとのご質問ですが、在宅にて介護を受けている方は、介護認定の際、主治医から意見書が提出されますので、市においてもかかりつけ医の確認は可能でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは、やっぱりワクチン接種のときは連絡とかそういったものは行くと思いますけれども、その辺のところはどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それはそのようになるように進めていきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） こういう問合せもありました。この往診のときに、介護をしている家族もワクチン接種はできないのだろうか、一緒にできないだろうかというふうな話がありましたけれども、その辺のところは、家族はワクチン接種同時にできるものなのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） では、お答えいたします。

家族も一緒にできないかということですが、まず初めに、ワクチンの性質上、訪問接種がすぐに可能かどうかを医師とまず調整することとなります。その上で、訪問接種が可能となった場合、家族も同時に接種するというのは、要介護者を守る意味でも、またワクチンの無駄をなくすという意味でも有効ではあると考えますが、家族の方が同じかかりつけ医か、また年齢等の問題など幾つか問題もありますので、今後さらに詳細な接種体制を構築する上で、医師とも協議しながら判断していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） よろしく、その辺のところはお願いいたします。

2項目めに入ります。

3歳児健診についてですけれども、ほかの自治体では屈折検査機を導入しているということでございます。

千葉県では16.5%ぐらいの弱視または乱視の子どもたちがおります。かなり視力の悪い人が多いということがございますので、この屈折検査機の導入、これは資格がなくても扱える機械なのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 議員言われるとおり、県内でも幾つかの自治体が導入していると聞いております。

確かに乳幼児は、目に異常があったとしても、それを表現することがなかなかできないため、機器により異常を瞬時にまた正確に診断できれば、早期発見、早期治療につながり、効果的であるとは考えます。

また、機器の操作ということですが、操作につきましては、簡単なトレーニングで誰にでも操作ができるというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これ、子どもは3歳児から、それから6歳児までの間で視力が安定してくるという、ほぼ完了するということですね。3歳児から6歳児の間に、それが早く見つければ矯正ができます。そうすれば、黒板の字とかそういったものはよく見えるようになると思うんですね。ですので、これは市として導入を考えているかどうか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに議員おっしゃられますように、3歳から6歳で目のある程度視力の確定ができるわけでありまして、そういった時期に状態をしっかりとチェックするということは大変重要なことだと思います。

機器を導入することで、現在の検査より精度が向上し、目の異常の早期発見、早期治療につながることであれば、導入について前向きに考えていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

目視や、お母さんたちが前の日に家庭でいろいろやったりすると、やっぱり分からない点が非常に多いということですので、子どもの目を守り、大人になってからずっと障害を持ったならば、非常に厳しい人生を送らなくちゃならないということなので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

それでは、3項目めに入ります。

災害廃棄物処理計画について、進捗状況ですけれども、これ今、なぜまだできないのかなというふうに考えるんですけれども、その辺のところは、なぜ遅れているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、3の（1）につきまして、なぜ遅れているのかということのご質問でございます。

本年4月1日からごみ処理が東総広域に移管されますので、計画の作成に当たりましては、災害廃棄物につきましても野尻町の東総地区クリーンセンター、新しい名称でございますが、そちらのほうで処理が可能な廃棄物の種類や処理ができる量など、これらを構成団体であり

ます銚子市、匝瑳市を含め、東総地区広域市町村圏事務組合と調整を図る必要が生じております。

このようなことから、当該計画の本年度中の策定は現在難しい状況となっております。
以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 昨年、災害がありませんでした。災害はいつ起こるか分かりません。16号のときでしたっけ、たしか15号かな、16号かな、台風のときに2週間ぐらいかかって、どこへ置くのかさっぱり分からないというような苦情もありました。

今のクリーンセンターですけれども、かなりの車がつながってしまい、結構四苦八苦したという話も聞いております。今のクリーンセンターの状況ではちょっと厳しいのではないかなというふうには思います。災害があったときに、市民はいち早く復旧という、生活がありますからね、そうしたときに、やはりいち早く自分の生活を取り戻したいということで、廃棄物を1か所に定めていれば早く市民の生活が戻るわけです。ですので、その辺のところはしっかりとやっていただきたいと思いますけれども、どのように思っておりますか。お聞きします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 前回の台風15号の際の廃棄物処理、また仮置場の設置に関しましては、だいぶ時間がかかりましたけれども、議員のおっしゃるとおり、そのような場合には市民の生活基盤の早い復旧、復興ですね。それに応じるために、早くそういった対応ができるということが、やはり必要になってくると思います。

これからも、そういったことを念頭に置いて業務のほうは進めていきたいと思います。
以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これから対応するという話でございますけれども、やはりこれは目標を持ってしっかりとやってもらわないと、同じようなことが起きたときには、ああまたかというような、そういった行政の不信というものを表してしまいますので、これいつ頃を目標にしているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、お答えします。

計画の策定でございますが、広域ごみ処理に関係します銚子市、匝瑳市と足並みをそろえまして、令和3年度中の計画策定に努めてまいりたいと考えております。よろしく願います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 来年度中にできるということでございますので、しっかりとよろしくお願いいたします。

次に、市町村圏事務組合のクリーンセンターの職員の件ですけれども、これは希望を取ったようですので、例えば失業保険というのは、こういった場合にはもらえるのかどうか、また、自分から辞めるのとまた条件が違いますので、この辺のところの失業保険のもらい方と言ったらおかしいけれども、出し方というのはどういうふうになるのか、ちょっと伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、お答えします。

失業保険のほうはもらえるのかどうか、まず1点目がそのような質問だと思います。

失業保険につきましては、会計年度任用職員の方は雇用保険に加入しておりますので、辞めた場合には、ほかの仕事をご自身で探していただきながら失業手当を受給していただくことになると思います。

続いて、あともう一点ですけれども、自分から辞める場合と条件が違うというか、こちら市の都合ということなので、希望退職では、自分から辞めるわけではないということだと思います。それについて、雇用保険のほうの何か移転といいますか、そのようなことだと思いますが、クリーンセンターの廃止に伴います離職でありますので、特定受給資格者ということになりまして、自己都合での離職より好待遇ということで話を聞いております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） こういうコロナ禍ですので、もし仮に、法律では任用職員というのはすぐに首にできるわけですが、そうしたことはちょっと厳しいのかなというふうに思いますので、それであえて伺いました。

委託を受けた会社というのは、中継施設に何名ぐらい来るのか、それだけお聞きします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、お答えします。

委託を受けた会社からの人数でよろしいでしょうか。お答えします。

東総地区広域市町村圏事務組合が委託契約をした業者のほうからは、中継施設のほうへ配置される人数でございますが、場内作業員に5名程度、あと10トンパッカー車の運搬作業に2名程度、あと計量事務、計量所でございますが、そちらに1名の計8名程度になると聞いております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） できれば、その中に入っていただければ一番いいのだろーと思いますけれども、この委託を受けた会社がしっかりと市民の収集に早く慣れるように、その辺のところをしっかりとよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 米 本 弥一郎

○議長（木内欽市） 続いて、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（6番 米本弥一郎 登壇）

○6番（米本弥一郎） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、米本弥一郎です。

木内欽市議長より発言の許可をいただきましたので、2項目5点の一般質問をします。

首都圏1都3県の新型コロナウイルス緊急事態宣言は2週間程度延長されるようですが、本市の感染者は41人と県内で最も少ない水準にあります。市民の皆さんの努力に感謝と敬意を申し上げます。

新型コロナウイルス対策の切り札と言われるワクチン接種が始まりました。この接種の順番、スケジュール、接種の方式をお伺いします。

昨日、千葉県知事選挙が告示されました。投票所での選挙人、投票立会人、事務従事者の感染防止対策をお伺いします。

緊急事態宣言が延長される中で、年度末の支払時期を迎えます。生活支援、商工業、農水産業の経営支援には、どのようなものがあるのか、市、県、国の支援策をお伺いします。

今般、旭市学校再編計画（素案）が公表されました。策定委員、事務局の労を多とし、心

からの敬意を申し上げます。この計画に対する市民の意見、いわゆるパブリックコメントの件数と内容、計画へのアクセス数をお伺いします。

さらに、この計画の具体的な進め方、ロードマップをお伺いします。

1回目の質問は以上です。再質問以降は自席で行います。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、私からは一番最初のワクチン接種のスケジュール等についてお答えいたします。

まず、接種順位でございますけれども、国から示されている接種順位は、医療従事者、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、あとそれ以外の方の順となっており、今の国の予定では高齢者への接種は4月12日から限定的に開始し、4月26日の週から本格的に接種が開始される見込みとなっております。

あと、全市町村にワクチンの配布が開始されるのは、4月26日の週以降になるとの通知が昨日届いております。

あと、予防接種の方式でございますけれども、医療機関で行う個別接種と公共施設等を利用して行う集団接種とがございますが、旭市では、現段階においては3会場での集団接種方式を予定しております。予定している会場は、現在の飯岡保健センター、総合体育館、海上支所、ひかた市民センターの4か所を選定しまして、その中から、医師の都合にもよりますが、可能な限り1日3会場での実施を目指して準備を進めているところでございます。

また、土日祝日を含め、一応毎日開催する予定でございますが、今後円滑に予防接種が実施できるよう、医師会と調整を重ねてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、1の（2）投票所・開票所の感染防止対策についてお答えいたします。

今回の千葉県知事選挙につきましては、本日から期日前投票を開始しておりますけれども、コロナ禍における初めての選挙でありまして、国・県の情報提供などを参考に、様々な感染症対策を講じていきます。

まず、選挙人の安全を確保するため、各投票所や期日前投票所では、小まめな換気、マスク着用の推奨、検温、手指消毒の実施などを行います。また、選挙人同士や記載台の間隔を十分に取り、備付けだった鉛筆は消毒済みのものを個々に取ってもらうようにします。さら

に、発熱などで感染が疑われる方が訪れた場合は動線を変え、ほかの選挙人との接種を回避するなど、投票方法も変更して対応いたします。

一方、投票立会人や事務従事者につきましては、従事する前の検温の実施やマスク及びフェースシールドの着用、飛沫を防ぐアクリル板を設置するとともに、選挙人と接触する場合はビニール手袋の着用なども行います。さらに、投票所での混雑を回避するため、広報や選挙管理委員会のツイッターなどで早期の期日前投票の利用を呼びかけております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから1の（3）の経営支援ということでしょうか。

まず、市のほうですが、このたびのコロナウイルスの長期化また緊急事態宣言の再発令に鑑み、先に実施した中小企業者等事業継続支援金の対象期間を令和2年の8月から令和3年の3月まで対象期間の拡大をいたしました。また、令和2年中に創業した事業者へも対応できるよう見直しを行ったところでございます。

支援金につきましては前回と同様でございます。月の売上げの減少率に応じまして、30%以上減の場合は10万円、50%以上減の場合は20万円といたすところでございます。

また、県のほうでは、緊急事態宣言に伴う時短営業の協力要請に応じる飲食店に対し、1日当たり6万円の協力金を支給する千葉県感染拡大防止対策協力金を実施しております。

また、国ではこれに関連しまして、時短営業を行う飲食店と取引のある納入事業者や、不要不急の外出や移動の自粛の影響を受けた宿泊・旅行関連事業者等につきまして、本年1月から3月のいずれかの月の売上げが50%以上減少した場合、法人については60万円、個人については30万円を限度としまして一時支援金の給付が行われます。そのほか、主なものとなりますが、雇用の維持を図るための雇用調整、助成金の特例措置が4月まで延長されます。また、資金繰り対策として利用されますセーフティネット保証につきましても、指定期間が6月まで延長されるところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私のほうからは、農水産業者に対する支援としてお答えさせていただきます。

当初の市の単独支援として、令和2年2月から7月を対象期間に、農水産業者の皆様に対

し支援を行いました。

そして今回、新型コロナウイルス感染症の長期化及び緊急事態宣言の再発令に伴い、新たに経営に深刻な影響を受けた農水産業者の皆様に対して、ただいま商工観光課長から説明がありました中小企業者等への支援と同じ内容による農水産業経営継続支援金の受付を開始しております。

国の支援では、今回の緊急事態宣言に伴い、飲食店と取引のある中小事業者に対し、最大60万円の支援金の支給が予定されております。この支援金は、本年1月から3月のいずれかの売上げが前年と比較して50%以上減少した農水産業者にも対象となっております。

国では、そのほかに農業労働力確保支援事業、さらに畜産業への各種支援、農林業セーフティネット資金など無利子による貸付事業を継続して受けております。

また県では、千葉県農林水産物販売緊急対策協議会による県産農林水産物の需要回復を図るため、販路拡大や新しい生活様式に対応した販売方法の改善等の取組を実施しております。以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、私のほうからは、（3）のうち生活支援の制度についてお答えいたします。

社会福祉に係る生活支援制度としましては、緊急小口資金、総合支援資金、住居確保給付金の3点がございます。これらは社会福祉協議会が窓口となっております。

まず、緊急小口資金は、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、必要となる少額の費用を貸し付けるもので、無利子、保証人不要で限度額は20万円となっております。

二つ目の総合支援資金は、収入の減少や失業等により生活に困窮した方の生活の立て直しのために生活費用を貸し付けるもので、無利子、保証人不要で限度額は単身世帯に月15万円、複数世帯に月20万円となっております。

貸付けの期間は最長6か月間とされておりましたが、今回、緊急小口資金と総合支援資金の両方の貸付期間が終了してもなお資金が必要な方は、さらに3か月間の再貸付けが受けられることとなっております。

三つ目の住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方に対して、住居の確保のための家賃額を給付するものです。支給期間は最長9か月間とされておりましたが、今回、令和2年度中に申請して受給を開始した方に限り、さらに3か月間延長され、最長12か月まで給付を受けることが可能となっております。

参考までに、これらの制度の現在の申請状況でございます。2月15日現在、旭市社会福祉協議会の取りまとめでは、緊急小口資金は申請件数241件、貸付金額合計4,642万円、総合支援資金は申請件数110件、貸付金額合計6,359万円、住居確保給付金は申請件数28件で、支給金額の合計は407万8,900円となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 私のほうからは、大きな2番目の、まず（1）市民の意見でパブリックコメントの件数と内容、アクセス数についてお答えいたします。

学校再建計画の素案につきましては、1月15日から1月29日までの15日間において、パブリックコメントの意見の募集を実施いたしました。募集の期間中における市のホームページのアクセス数は859回であり、素案の閲覧者は3名おりました。最終的に6名の方から20項目にわたる意見の提出がございました。

意見書の内容については、素案の趣旨に関する賛成意見に加えて、要旨をまとめると、小中一貫校を想定した場合の考え方、統合する学校の位置やスケジュールの検討、学校の名称、跡地利用の考え方、歴史や文化を尊重し、各地域には中学校を残してほしいなどで、その他の意見としましては、記載している表現の一部の修正についてなどのご意見をいただきました。

今回のパブリックコメントの結果については、市の考え方を添えて、改めて市のホームページへ掲載したところでございます。

続きまして、（2）具体的な進め方と再編のロードマップについてお答えいたします。

まず具体的な進め方ですが、本年度については学校再編計画策定委員会から報告を受けた案について、改めて基本方針として策定してまいります。令和3年度については、周知活動として、広報あさひや市のホームページへ掲載するとともに、本計画の概要版としてリーフレットを作成し、新型コロナウイルス感染症の状況を見定めて順次説明会を開催していきたいと考えております。

次に、再編のロードマップについては、準備期間を約5年間として想定しております。その内訳につきましては、説明会など地域の合意形成に伴う期間や学校の名称、校歌などを協議する代表者会議や、さらには通学方法、学校運営などを協議する場として準備委員会などを設置し、検討していく期間であります。

また、開校の時期については、準備期間の5年を含め10年から20年を想定しています。そ

の理由については、各学校の児童・生徒数の推移や校舎などの耐用年数などを考慮し、統合に要する期間、新築や改修工事に要する期間として考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き米本弥一郎議員の一般質問を行います。

米本弥一郎議員。

○6 番（米本弥一郎） それでは、再質問いたします。

市民の皆さんがワクチン接種を受ける際の手順、手続きをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、予防接種を受ける手順でございますが、初めに行う高齢者の予防接種の実施手順としまして、3 月下旬頃、65 歳以上の対象者全員に市から個人通知にて接種券を送付します。接種券が届き次第、接種を希望する方は同封されているはがきを返送するか、または専用のコールセンターを設置しますので、そちらへ電話で申し込み、いわゆる接種希望の意思表示をしていただきます。その後、市から予防接種日を指定し、案内通知をお送りいたします。申込者は、指定された日時と会場にて接種をしていただきます。その際、日時に都合がつかない場合は、コールセンターのほうで変更も可能となっております。

接種会場にて予防接種実施者に 1 回目の接種済証をお渡ししまして、2 回目の予防接種日時を指定いたします。この場合も同様に、都合がつかない場合には電話で変更していただくと。以上が予防接種を受ける際の手順となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6 番（米本弥一郎） このワクチンについて副作用が心配だという声を聞きます。このワク

チンは副作用より効果が大きいからこそ承認されたと考えますが、副作用と効果はどのようなものかお伺いいたします。あわせて、副作用が出たときの対応をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、お答えいたします。

先行してワクチン接種している国の調査では、接種後に頭痛、疲労、めまいなどの比較的小さい症状のものが2割程度の方に見られるそうです。また、20万人に1人程度の割合で、重いアナフィラキシーの症状があると報告されています。また、報道されているじんま疹などの症状も、軽いアナフィラキシー症状の一つとされております。

接種の効果としましては、現在流通していますファイザー製のワクチンでは発症者が94%少なくなりまして、重症者も92%減少したとの報告もありますので、そういう有効性が示されております。

旭市の接種時の対応でございますけれども、予防接種後のアナフィラキシー発症は、接種後15分以内がだいたい7割強を占めていることから、接種会場にて15分以上、健康状態の経過観察を行います。その際、体調の急変時に備え、症状に即時対応できる医薬品などを準備しまして、万が一に対応できるよう万全な体制で臨んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、2点目の再質問をします。

開票所での開票立会人や事務従事者の感染防止対策をお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

開票所につきましては総合体育館のアリーナを予定しておりまして、作業台などの間隔を広めに取りまして、常に換気を行うなど感染予防に努めてまいります。その上で、開票立会人ですとか事務従事者につきましては、投票所と同様に従事する前の検温の実施、あるいは小まめな手指消毒の実施、そしてマスク及びフェースシールドの着用などを行います。

また、参観に来られた方に対しましても、検温、マスクの着用、手指消毒の実施を求めますとともに、十分な間隔を取って座っていただくようお願いしてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 開票所では、多人数の方が従事され密になりがちでございます。投票所、開票所での人員配置をどのようにするのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

まず、各投票所ですとか期日前投票所につきましては、通常の選挙よりも事務従事者を1人増やしまして、検温ですとか選挙人同士の間隔の確保、あるいは鉛筆ですとか記載台の小さな消毒の実施などの対応を行ってまいります。

その一方で、開票所につきましては、従来よりも事務従事者の人数を減らすことで、密集の回避に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

実は先ほど期日前投票をしてまいりました。答弁のと通りの万全の対策でありましたので、安心して投票できました。市民の皆さんにも棄権することなく投票をお願いする次第です。

それでは、生活経営支援の再質問をします。

これらの支援の周知はどのようにするのか、手続きの手伝い等をしていただけるのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、商工観光課のほうからは、中小企業者等の支援についてお答えいたします。

まず、市の中小企業者等事業継続支援金でございますが、こちらは3月1日の広報、また市のホームページのほうにも掲載してございます。商工会のほうにも周知をお願いしているところでございます。

本支援金は、申請期間、3月1日から受付を開始しております。受付期間は5月31日まででございます。原則として郵送による申請をお願いしております。商工観光課のほうまで郵送でお願いしたいと思います。

また、県の飲食店に対する協力金につきましては、時短営業の協力期間が令和3年1月12日から2月7日まで、こちらの分につきましては郵送またはオンラインによる申請受付が既に始まっております。こちらは受付期間が3月10日まででございます。こちらは県への申請となります。

また、この後の2月8日から3月7日までの分につきましても、申請期間が3月10日から4月15日まででございます。こちらも郵送、オンラインでございます。こちらのほうには、既に特設のサイトが開設されておりますので、そちらのほうもご覧いただきたいと思います。

また、国の一時支援金につきましては、既にホームページが開設されており、申請期間は3月8日から5月31日まで、こちらは原則オンラインによる申請となっております。

これらの手続きに係る申請書の配布、概要説明等につきましては、商工観光課のほうでご案内をしているところでございます。また、市のホームページでも周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農水産業経営継続支援金につきましても、受付期間を3月1日から5月31日としてございます。

対象期間が令和2年8月から令和3年3月となっておりますので、この期間に売上高が減少したことが分かる書類や前年の確定申告書類等の書類を申請書に添付していただき、原則郵送での申請をお願いしております。

なお、申請書は市のホームページからダウンロードできるほか、市役所本庁や各支所、市内JAちばみどり、各営農センター、千葉県海匠農業事務所、農業共済組合、道の駅バックヤード、海匠漁業協同組合からも入手できます。

国・県の事業につきましては、市を経由せずに直接申請するものがほとんどですので、相談があった際は、申請方法や必要書類等の案内を丁寧に行ってまいります。

また、困っている農水産業者の皆様に情報が届くよう、今後も市のホームページや広報、窓口でのチラシ配布などにより、随時支援内容の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 私のほうからは、生活支援についてお答えいたします。

緊急小口資金、総合支援資金、住居確保給付金は、いずれも旭市社会福祉協議会が受付窓

口となっております。

その制度の周知につきましては、県の社会福祉協議会や、申込窓口となっている旭市社会福祉協議会では、それぞれの窓口またはホームページ等で周知を行っております。

申請の手続きにつきましては、新たに貸付けや給付が必要とお考えの方については、まず社会福祉協議会へあらかじめ電話で連絡をし、相談の日時について予約を取っていただくようお願いをしております。

また、社会福祉課でも生活にお困りの方からの相談を受ける際には、これらの制度を利用することが適当であると思われる方には制度の説明を行っております。市役所と社会福祉協議会と連携して制度の運用に努めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。市民への支援をよろしくお願いいたします。

パブリックコメントへの市の考え方はどのようなものか再質問いたします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、パブリックコメントに対する市の考え方についてお答えをいたします。

6名の方から20項目にわたりご意見をいただきました。それらの意見に対する考え方をまとめますと、周知活動や地域の説明会を通じて再編に関わる課題などを整理し、慎重な議論を重ねながら、各地域の合意形成に努めてまいります。また、今後の社会情勢や地域の事情を踏まえながら、児童・生徒数の推移を見据えて、時代のニーズに合った教育環境の整備や跡地の有効活用に取り組んでいきたいなどとなっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、進め方の再質問をいたします。

この計画は、小学校、中学校の統合をする計画ですから、基本的には今よりも児童数、生徒数の多い学校に通うということになります。しかしながら、通学区域の見直しによって、二つの小学校区だけが生徒数の少なくなる中学校へ通うことになります。この点をどのように地域の方々や関係者に合意していただくのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 通学区域の見直しについてお答えいたします。

通学区域の見直しについては、今後も児童・生徒数は減少傾向にあり、地域によっては減少率の格差が大きく、適正規模や適正配置といった良好な教育環境を整備するには、通学区域の拡大を含めた見直しは必要不可欠と考えております。このため、統合する小・中学校の特色や立地状況に応じて、小中一貫校や学校選択制などの導入も視野に入れながら、地域住民や学校関係者などの意見を参考に様々な観点から検討し、今後の学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

明智市長にお伺いします。

市長は、旧旭市で通学区域検討会委員をお務めいただいたと記憶しています。この組織の目的は、通学区域の見直しをして、ある小学校区の児童を生徒数の多い中学校から生徒数の少ない中学校へ通ってもらおうとするものでした。結果として通学区の見直しはできませんでしたが、この要因をどのようにお考えであるか、この経験をどのように生かしていくのかお伺いします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 米本議員の質問にお答えいたします。

確かに30年ぐらい前、旭市の通学検討委員会という検討委員会が設置されました。その以前に中学校区再編計画検討委員会というものを設置しまして、それからずっと通学区域検討委員会ということで、かれこれ10年ぐらいその検討委員会に在籍していたと思いますけれども、まずはやはりPTAの皆さん方が中心の検討委員会でありました。当時は、学力や地域性等の誤った学校観、そういったものが数多く意見の中で出ていたようでありまして、部活の数、成績等に執着している生徒など一部の地域への意見調整などが不足し、合意形成に至らず見直しが進まなかったと聞いておりますというよりは、そういった思いがあります。

いずれにしても、この学校の再編計画、市民全域を巻き込む大変大きな事業であります。やはり、少なくとも一定の線の合意形成というのは図らなければならないのではないかな。そのために、この検討委員会の、今回、結果が一応諮問案として出ましたけれども、そ

のことについて議会や市民、そういったもので改めて、そういった方向性がいいのか悪いのか、できるのかできないのか、そういった部分をしっかり議論して、5年間の準備期間、そしてまたさらにその先の統合に向けて皆様の合意形成、コミュニケーション、そういったものをつくっていかねばならないと、そのように考えておりますので、皆さん方のいろいろな面でのご協力をお願い申し上げたいと、そのように思っているところであります。

以上です。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 市長、大変ありがとうございました。

結びに当たり申し上げます。

本年度末に19人の職員の皆さんが定年でご勇退されると伺っています。皆さんには、長年にわたり市民のため、旭市のためにご尽力いただき、心からの感謝と敬意を申し上げる次第です。

私ごとでございますが、私の同期の皆さんです。皆さんとともにまちづくりの一端を担えたことは、大きな喜びであり励みでありました。同期の皆さんを大変心強く感じておりました。皆さんには、健康に留意され、新しいステージでもますますご活躍されることをお祈りいたします。

そして、これまでの経験、実績、知識、そして何よりも人と人とのつながりを生かして、これからも旭市のまちづくりにご協力いただきたい、そうお願いをして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（木内欽市） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて4点の質問を行います。

質問と答弁、合わせて1時間となっていますので、簡潔、明瞭、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、まず大きな1点目、予算編成についての1でございますが、市長の任期は今年の7月末までです。他の市町村長は、一般的に年度前半に任期を迎え、引き続き行政運営を行う場合は通年予算を編成しますが、そうでない場合は骨格予算を編成し、義務的な経費を

計上します。通年予算を組んだ理由と今年度の新規事業についてお尋ねします。

2点目ですが、県では現職知事が出馬しないとのことで、骨格予算を編成しました。また、銚子市でも市長選挙があり、骨格予算を編成しました。後任の知事や市長が政策的な予算編成を行うとのことであります。

本市でも7月に市長選挙があります。現市長が出馬するということであれば通常予算を編成しても問題はないと思いますが、骨格予算を編成しない理由についてお尋ねします。

大きな2点目は、財政についてであります。

まず1点目は、新型コロナウイルスにより2回目の緊急事態宣言が発令され、飲食店などでは非常に経営状況が悪化しているものと考えます。今年度の市税についても非常に厳しいものと考えます。そのような中で、新型コロナウイルスによる市税の影響をどのように考えているのかお尋ねします。

2として、合併に伴う優遇措置が終焉しましたが、今年度の予算編成でも財源の確保が厳しいと聞いています。高価な箱物を造り、今後、維持管理費が大きな問題となります。また、水道管が耐用年数40年を超えて待ったなしの改修工事が必要で、多額の費用がかかります。さらに、学校の統廃合でも莫大な経費が必要となります。合併による優遇措置が終焉して、市長は今後の財政状況をどのように考えているのかお尋ねします。

3点目は、令和3年度の起債の借入額は35億円を超え、公債費として元利償還金の返済金は32億5,000万円を超えています。借入額のうち交付税算入される金額と、元利償還金の交付税に算入された金額についてお尋ねします。

また、起債の元利償還金のうち交付税算入されない金額についても併せてお尋ねします。

次に4点目でございますが、令和3年度の普通交付税額73億7,000万円の公債費算入分と中央病院算入分、それから一般分、つまり真水の部分のそれぞれの額についてお尋ねします。

大きな3点目は副市長についてであります。

まず1点目は副市長の選任についてであります。市長の任期も今年の7月、残り4か月余り、今月末で副市長の任期が切れますが、副市長をどのように選任するのかお尋ねします。

2点目は、副市長の人格についてお尋ねします。

具体的にどのような方が副市長に適任か市長にお尋ねします。

大きな4点目は、広域ごみ処理施設について。

まず1点目ではありますが、広域ごみ処理焼却施設、この4月の稼働となります。しかし、最終処分場の工事が遅れています。完成の日時と稼働の日時、それに伴う組織、職員の配置

等、運営管理などの負担割合についてお尋ねします。

2として、建設事業費について。一部を除いて今月末に施設は完成するわけですが、全体の総事業費と本市の負担割合と金額、その財源についてお尋ねします。

なお、起債の額と起債の種類、交付税算入額の有無について併せてお尋ねします。

3番目であります、当初計画では焼却施設に含めた中継施設を造ることになっていましたが、当面は造らないということですが、その理由、そして今後の建設計画はどのようなになっているのか、その概算の予算と、その経費負担は組合か各市なのかお伺いします。

また、市内のごみ収集車が直接広域の施設に搬入とのことですが、収集委託料が大幅な増額になります。その分を広域から市に支払われるとの議案説明でありましたが、広域から支払われる匝瑳市と本市の広域までの収集料金についてお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わり、あとは自席でいたします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇ください。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問に、私のほうから大きな2番の2、合併による優遇措置終焉に伴う財政への影響についてどう考えているのかということと、3番目の副市長の人格についてということで答弁をさせていただきます。

合併による、確かに交付税の財源があります。しかし私は、国から頼る交付税だけでなく、やはり元来市政、財政は積極財政を自分のモットーとしているところでありまして、やはり自分のまち、そういったものは自分たちの力である程度は税收をアップして頑張って、それにまちづくりを進めていこうと、そんなような思いでこれまでずっと来たところであります。交付税は少しずつ減るかもしれませんが、それに代わる税收アップ、この辺の銚子市は80億円近くあるわけでありますので、銚子市を目指して80億円ぐらいの税收を上げるようなためのまちづくり、そういったものを考えていきたいと、そのように思っているところがあります。

副市長については、市長が選任するということに、地方自治法の164条に規定されていますけれども、私の政治信念としましては、市長就任当時から一貫して思っていることがあります。それは、行財政の経験が豊富な職員の中から選任をすること。そして、まちづくりに情熱を持っていること。あるいは、指導力、調整力のあることなどを基本的に考えているところがあります。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほう何点かございました。

1、予算編成についての予算編成方針と、あるいは骨格予算について。（2）の財政についての中で、（2）の合併による優遇措置終焉に伴う財政への影響について。（3）の起債の借入れと償還金について。（4）交付税についてお答えいたします。

まず、予算編成方針ですけれども、今年度につきましては、特色ある事業として主なものを申し上げますと、生涯活躍のまち形成事業をはじめとした本市全体の活性化を図るための各種事業や、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を計上した感染症予防対策事業などの各種事業、子育て包括支援事業や放課後児童クラブ運営事業などの子育て支援事業、農業後継者の確保と育成を図るための新規就農総合支援事業や商業の活性化を支援する商業活性化推進事業などの産業・商業振興のための各種事業、急傾斜地崩壊対策事業や消防車両整備事業などの安全・安心なまちづくりのための事業、良好なスポーツ環境の充実を図るためのサッカー場整備事業や東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業などのスポーツ振興事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業をはじめとした道路排水等の整備事業など、様々な特色ある事業を予算計上いたしております。

それと、続きまして骨格予算のお話ございました。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 骨格予算ではない理由ということによろしいですか。通年予算ということで、今、（2）と共通することですので、一括してという形になろうかと思います。

市長選挙がある中で、骨格予算ではない通常の予算を組んだ理由ということによろしいですよね。

骨格予算につきましては、地方公共団体の長の選挙の関係とかから、政策判断ができにくい等の理由により、政策経費等の計上を避け、人件費等の最小限の経費を計上する予算でありまして、法令上の規定はございません。

本市におきましては、これまで市長選挙のある年であっても通常の予算編成を行ってまいりました。これは、仮に骨格予算を組んだ場合には、7月末までの4か月間、政策的な予算の執行ができないということとなり、市政運営において大きな支障を来すためであります。

続きまして、2の（3）になります。起債の借入れと今年度35億円の市債の……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） （１）は税の関係ですので、その後、税務課が入ります。

公債費につきましては、３年度32億5,036万3,000円、交付税算入見込額は23億1,410万8,000円、市の実質負担額は９億3,625万5,000円となります。

続きまして交付税についてです。普通交付税につきましては、令和３年度予算が73億7,000万円、病院事業債の繰出金が14億6,419万3,000円、公債費が23億1,410万8,000円、差し引きまして35億9,169万9,000円でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから大きな２、（１）についてご回答申し上げます。

コロナに係る市税の影響はどう考えるかということでした。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い経済活動に大きな影響が出ていることから、給与、営業、農業、各所得いずれも減少すると見込んでおります。

そして、令和３年度市税全体の収入見込額でございますが、71億6,577万9,000円で、前年比２億9,708万2,000円、4.0%の減を見込んでいますところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな３番の（１）副市長の選任についてということで、どのように進めるかということについてお答えをいたします。

ご案内かと思いますが、副市長の選任については、その手続きが地方自治法の第162条に規定されておりまして、提案権は長に専属されるものでございます。

任期は４年ございまして、現職の任期は令和３年３月31日をもって満了となります。次の選任につきましては、しかるべき時期に提案する予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 環境課からは、大きな４番、広域ごみ処理施設についての（１）施設運営管理について回答いたします。

まず、広域最終処分場の完成の時期でございますが、東総広域に確認いたしましたところ、広域最終処分場の工事は工期を令和３年６月30日まで延期しましたので、完成時期としては６月末に施設が完成しまして、７月１日から稼働する予定とのことでございます。

次に、組織、広域最終処分場の組織はどうかということでございますが、広域最終処分場の運営につきましては民間事業者へ委託する予定と聞いております。

なお、組合員の職員等を配置する予定はないと伺っております。

次に、管理運営費ということでよろしいでしょうか。管理運営費についてお答えします。

焼却施設最終処分場の管理運営費ですが、全体で14億8,000万円となっております。

それで、運営管理の負担割合ですが、均等割20%、処理量で80%ということで決定したということでお話をさせていただきました。その負担割合で計算しますと、旭市の負担額は約3億6,900万円となります。

(発言する人あり)

○環境課長（高根浩司） すみませんでした。2番の建設事業費についてでございますが、これ、交付税の償還金ということでよろしいでしょうか。令和3年度の合併特例債のほうの償還金につきまして……

(発言する人あり)

○議長（木内欽市） 暫時休憩。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時50分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 失礼しました。

全体事業費ということでお答えします。全体事業費ですが、平成19年から令和2年の事業費の合計は276億8,802万6,000円でございます。その中で旭市分といたしましては106億6,089万2,000円でございます。負担割合ですが、それを案分しますと、旭市については38.50%ということになります。

あと、交付税算入額ということでしたが、すみません、それについてはこちらでは数字がございません。

(発言する人あり)

○環境課長（高根浩司） 起債の額。合併特例債の令和2年度までの見込みでございますが、

平成29年度から借入れというか、起債のほうが始まっております。合計ですけれども、16億630万円でございます。

なお、その16億630万円のうち交付税算入額というのが、すみません、70%になります。その金額が11億2,441万円になります。その残った後30%が市の負担となりまして、その金額が4億8,189……

(発言する人あり)

○環境課長（高根浩司） すみません。

続きまして、(3)の中継施設等についてですが、造らない理由ということでございます。中継施設を造らない理由ということですが、中継施設整備及びごみ処理施設の解体・撤去費が大きくなるため、現状の施設をできるだけ有効活用する形にしまして、費用負担を軽減する方針に変更したものでございます。なお、今後の中継施設の整備予定については、まだ決まっておりません。

続いて、収集料金でよろしいですか。

収集料金ですが、まず、匝瑳市に関しては確認しておりません。また、本市の分ですが、まだ入札等が済んでいませんので、そちらのほうに差し支えますので、ご回答のほうは控えさせていただきたいと思います。

すみません、あと答弁漏れはございませんでしょうか。

(発言する人あり)

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、予算編成の(1)でございますが、今年で市長が退任するなら、新規事業を開始する理由。それから、本来なら骨格予算を編成するのが新市長に対する一般的なものではないのか、それをお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） なぜ骨格予算ではないかと……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） また同じ話になってしまいますけれども、7月まで骨格予算ということになりますと、どうしてもその間事業ができないということで、必要最小限の人件費だとかそういったものになってしまいます。それで、その後、予算編成したとしましても、8

月あるいは8月が終わっちゃうということになりますので、骨格予算というのは非常に難しいのかなというふうに思っております。

それで、例えば4月、5月に選挙があるところについては……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） よろしいですか。

(発言する人あり)

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは財政に聞くべき、財政が答弁すべきものじゃないと思いますよ。私は、ここで、本来なら骨格予算をつくるのが本当だろうと。それが新市長に対する儀礼じゃないかということで聞いているので、ですからこれは市長の答弁だと思います。

市長もここで答弁するのはなかなか厳しいと思いますが、その辺この前もちょっとにおわせていましたけれども、そういう中で、正式にはともかく、その辺答弁いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） これまでも予算編成は、市長選挙があってもずっと通年予算を組んでいたわけでありまして、県内の市の市長選挙前半に、4月、3月にある場合は骨格予算、暫定予算ですけれども、5月、6月以降の市長選挙の場合、全部通年予算でやっているとありまして、行政の継続性。滞留は行政にとってはできないということもありますので、そういった部分で通年予算を組んだところでありまして。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次の骨格予算の編成についての再質問を行いますが、骨格予算を組まないということは、現市長がそのまま市の運営を担うことになるのか。それで、そうでないとすれば、自分の意図する後継者を決めて、院政をしいて今後やっていく。そうなりますと、現在、市長3期12年、今後誰がやるか分かりませんが、10年、20年、約四半世紀にわたって、一族による旭市を統治するということになるわけですが、今後長く一族による統治をするための予算編成の布石をお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） あくまで前例に従って通年予算を組んだところでありまして、予算編成

を見てもらえば分かるように、継続事業がある程度ありまして、新規事業というのはほとんどないわけでありまして、それとまた、新市長を自分がやるか分かりませんが、そのときになって、補正予算というのが6月、9月、12月にできるわけでありますので、そういった部分ではしっかりと行財政運営はできるのではないかなと、そんなふうに思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） なかなか答弁しづらいところはあるでしょうから、もうそれはそれで結構ですよ。

そんな中で、あと財政についてであります。今年の自主財源が2億8,000万円も減ったわけなんです。そんな中で、来年はさらに厳しくなると思う。それと同時に、今年の予算編成を見たって、かなりのやりくりをしてあるわけですね。そんな中で、飲食店などの休業や廃止により、市税などは大きな減収が予想されるわけです。また、一般の会社でもボーナスがもう支給されないというところもあります。そういう中で、支給されなくなったり、また、パートの方々は退職させられてしまう。また、そういう中で大きな減収となっています。市税の減収分をどのように財源確保するのか。先ほどの市長の答弁にのっとりた答弁をいただきたいと思います。つまり、積極財政ということです。積極財政というのはどういうことをするのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 税収の不足分をどのように補うのかということでございますけれども、まず1点としましては、普通交付税算定上の標準税収入額が下回る場合には、その減収分を補えるために、減収補填債というのがございます。それにつきましては見込んでおります。これは9,570万円ほど減収補填債を見込んでおります。これにつきましては75%の交付税措置がございます。

そのほか、今年度、昨年度と比べまして繰越金を2億円ほど……

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 暫時休憩。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時 1分

○議長（木内欽市） 会議を再開します。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市長のほうから積極財政というお話があったということでございますけれども、それは恐らくこれからの話ということで、今、高橋議員からあったのは、2億8,000万円減ったものに対して、どういうふうに補填したのかといったお話でございましたので、そういう話をさせていただきました。それにつきましては、今申し上げましたように、減収補填債だとか繰越金だとか、こういったものに対して充てたということでございます。

あと、積極的なという話ですけれども、それにつきましては、自主財源の確保ということで、税收のアップだとか、そういったものについて考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃそうしますと、これから年々、当面かなりこのコロナの影響で税收が減りますね。それはつまり市の借金、それで賄うということで私は理解します。

そんな中で、このコロナ禍の影響で多くの会社員や事業経営者は……

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） 収入が減っています。税金を納めたくても、生活費を切り詰めても、未来を担う子どもたちの教育費がかさみ、生活は困窮しています。こんな中で、やはり市民のために、この際税金の免除、減免等はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいま生活困窮者に対して減免ということがございました。今の段階では、大変申し訳ないんですけれども、具体的な方策は決まっておりません。

そして、税につきましては、税の公平性の観点から、適正な課税と徴収を行わなければならないということでございます。しかしながら、ただいま議員おっしゃったように、納税が困難な方も出てくるのが予想されますので、猶予制度の周知を図るとともに、納税相談では丁寧かつ柔軟に対応していきたいと考えております。

現在ある猶予制度、そちらのほうをしっかりとお知らせしていければなど、そのように考えております。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 納税の平等とか何とか言いますが、私も昨日ですか、おとといですか、質疑でびっくりしましたが、固定資産税ですか、旭市全て国勢調査が終わらなかったらかけないと言ったのは。干潟町だけ増税されているわけですよ。これで課長、平等になりますか。私は全くそれを知りませんでしたよ。

それで今度、都市計画税。都市計画区域をつくって云々と格好のいいことを言っています。私も都市計画は賛成です。しかし、結局もう市も税収が伸びないから、都市計画法をかけた中で、税金を取る布石じゃないかと思うんです。そういう中で私は、都市計画税でございしますが、旭市の一部の地域、これは旧旭市にかけられています、コロナ禍で市民の生活も大変ですので、市民以外の方だけに課税することができないのか。それで、この都市計画税は交付税の算入になるのか。そしてまた固定資産税、それから住民税ですか、これを軽減した場合は、交付税の対象がどういうふうになるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 都市計画税につきましては、交付税の対象ではございません。

それと減免ですけれども、減免に対して交付税措置が見込まれるのかということでございますけれども、ちょっと今詳しい資料がございませんけれども、例えば制度とかで、国がそういう制度にのっとってとか、そういったものについてはございます。それ以外については、ちょっと今資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうすれば、合併による優遇措置ですか。新年度からは新庁舎での業務が開始されるわけですが、この新庁舎の維持管理費も莫大となります。有利な財源と言って合併特例債を活用して、高価な建築物を幾つも建設しましたが、その合併特例債はもう限度ぎりぎりまで使っているわけですね。これからはただ莫大な償還が年々続きます。今後の財政の見通しについてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 合併特例債が終わった後の財政の見通しということでございますけれども、これから事業を行うに当たっては、合併特例債、だいたい令和5年から6年くらいで終了するというふうに思っております。その後につきましては、さらなる財源だとかある

いは補助金だとか、そういったものを考慮しながら進めていきたいというふうに思っております。

これからの財政ということでございますけれども、これから例えば扶助費だとかそういったものは多くなってきます。そのほか、少子高齢化等に伴って税収の減も見込まれます。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 税収の減とかも見込まれますので、きっちりとした取捨選択を行って財政運営を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今年もかなり交付税が出口ベースで減らされ、来年はさらに減ると思います。法人税、所得税、そんなものが減りますから。そんな中で今年もかなり減っているわけです。その代わりに臨時財政対策債、結局借金が増えているわけです。

それで、課長も知っているように、真水の部分、ここ二、三年間だってかなり減っているでしょう。真水が減っているといっても、繰越金とかいろいろやりくりしたから増えているわけですよ。真水というのは、市民のサービスのために使える金なんです。その辺よく認識してください。

そんな中で再質問しますが、有利な財源と言われる合併特例債を限度額ぎりぎりまで使い、市債の残高は令和3年度末には330億7,000万円もあるわけですね。さらに中央病院の借金ですか、独立行政法人となった中央病院を含めると、優に540億円なんです。中央病院は我々とは関係ないと認識していますが、いざとなったらあれも全部市の借金なんですよね。

いずれにしても、交付税算入があるからと言っていますが、交付税も年々、中央病院や起債の交付税算入額の使い道が決まっている部分だけが増えて、一般分、すなわち道路、面積、人口部分の真水が減っています。大型事業をすると市民には目立ちますが、本当に市民が必要としている事業に手が回らなくなります。合併した市町村でも借金地獄に陥り、関西のほうでありますよね。財政再建団体の予備軍になった市町村が多々あると聞いています。市長は今後の財政運営をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今後の財政運営、冒頭でも申し上げましたように、取捨選択をしながら、必要な事業、これから旭市の発展のために、10年先、15年先に必要な事業をきちっと見極め

ながら事業展開をしていきたい。今そのために、やはりほかにはない、合併の市町村にはないくらい旭市は基金を積んでおります。145億円、150億円の基金があります。そういった部分を有効活用しながら、将来を見据えながら、バランスを取れて、そういった部分でも有効に活用していきたいと、そのように思っておりますので。

それと同時に、国も、やはり地方がなければ国がないわけでありますので、地方創生といった部分では、新たな恐らく助成、そういった事業を展開してくれるものと期待しているところでありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今、地方がなければ国がないというのは、確かにそうですがね、いずれにしたって、今もう親は金がなくて困っちゃっているわけです。そんなことをごちゃごちゃ言ってもしょうがないですけどもね。

そんな中で、中央病院へ行きますと、足るを知るという言葉がありますね、書いてあります。やっぱりもうここまで来たら、余分なものは造らない。それとよく、私はちょこっと聞いて、あらっと思いましたが、働きのない人は動くなと、動いたら腹が減るからと。そういうことで、ある程度はやっぱり行政も企業感覚になってやっていかなくちゃならないと思うんです。

あまりやったら時間がなくなります。

そんな中で、有利な財源といって合併特例債を限度額近くまで借り入れて、償還金の財源として交付税に算入されていますが、真水部分の交付税が減っては、市の財政はますます厳しい状況です。行政運営は計画性を持って行うものです。今後の起債の償還金の財政シミュレーションはどのようになっているのか、併せてお尋ねします。

それとまた、元利償還金の財源内訳として、交付税算入分と不足分の一般財源についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市債の返済計画ということでございます。今、手元に資料がございませんので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

それと、2点目は地方交付税の関係でしたか。地方交付税……。

申し訳ございません。もう一度よろしいでしょうか。地方交付税の総額と……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） それと、先ほど減免を市で単独で行った場合は、交付税措置についてということでございましたけれども、交付税措置はございません。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の件で質問よろしいですか、議長。交付税措置はという話ですが。

○議長（木内欽市） じゃ、発言を許します。

○20番（高橋利彦） 交付税は財源の75%ですか。100万円の収入があったら、75%を除いた25%。そういう中でこれは、減免措置はないということですか。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 単独で減免を行った場合につきましては交付税措置はございません。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 起債の借入れと償還金の、再々質問しますが、投資的な事業などで有利と言われる合併特例債の借入れが終了すると、今後、施設の改修や道路整備などの財源で有利な起債を発行するとなると、どのような起債があるのか。また、それらの交付税算入率はどのようになるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 合併特例債以外の有利な財源ということでございますけれども、現在、公共施設等適正管理推進事業債、これが充当率が90%で、算入率が45から50%です。ただし、これは令和3年度までの予定でございます。あとほかに、緊急防災・減災事業債が充当率が100%、算入率が70%でございます。これは、事業期間は令和7年度までということになっております。あと緊急自然災害防止対策事業債、これにつきましては充当率が100%、算入率が70%ということで、これは事業期間は令和7年度までとなっております。

期間が限られているものがだいぶございますけれども、この期間の延長だとかもだいぶございます。あるいは、その後に様々なメニューだとか、そういったのが出てきますので、そういったものを取り入れて、有利な財源ということで確保していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の答弁ですと、有利な財源といいますか、災害関係はあるけれども、ほかはほとんどないということですよ。

そんな中で、（４）の交付税について再質問します。交付税が増えても、真水の交付税が減っては、新市長がやるべき政策的な事業は実施できないわけでありまして、真水の分の交付税が減って、市の財政に与える影響はどのように考えているのかお尋ねします。

また、年々中央病院の交付税算入額が増えていますが、普通交付税分については、病院補助金として支出しなくても、交付税は減額されないものと思われまふ。病院経営も独立行政法人になり、経営状況がよいとの説明ですが、病院への補助金を減額することは考えられないのか、併せてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） いわゆる真水部分が減っての財政運営ということでございます。

これにつきましては、先ほども何度か申し上げておりますけれども、事業のしっかりとした取捨選択、自主財源の確保等によって、そういった財政運営をしていきたいなというふうに思っております。

中央病院の負担金ですけれども、これにつきましては減らす考えはないかということでございますけれども、これにつきましては合併からずっと交付税算入額を交付してまいりましたので、今変えるところではございません。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○２０番（高橋利彦） 自主財源、自主財源と口だけで、先ほどありましたように、全然どのようにするというすべがないわけです。そんな中で、あと国の交付税の出口ベースでは、令和３年度は前年と比べて３,９４９億円減っているわけです。交付税では臨時財政対策債や合併特例債のように交付税措置があるため、さらに真水部分の交付税が減額になるわけです。このような状況の中で、旭市の財政は非常に厳しいものと思いますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 旭市の財政状況は厳しいんじゃないかということでございますけれども、今現在はそういったことはないと認識しております。ただ、今後、少子高齢化あるいは扶助費の増大、こういったものによって、あるいは公共施設の統廃合、これは結構お金がかかります。こういったものに対して歳出が増えて歳入が減ることがあるかと思ひます。これらにつきましては、何度も申し上げておりますけれども、事業の取捨選択、ある

いは徹底した行政改革、自主財源の確保、こういったものによって対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、令和元年度の決算カードを銚子市と旭市で比較しますと、財政力指数は銚子市は0.61、旭市は0.49、地方債残高は銚子市が269億8,600万円、旭市は323億4,600万円と53億6,000万円も多いんです、借金が。このような財政状況を市長はどのように感じているのか。先ほどは貯金があると言いましたが、どのように感じているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 財政状況を一方的から見れば、起債のほうから見れば、そういったようなことが心配になるという部分もあると思いますけれども、それだけ事業を旭市はやっているということもあります。国の補助事業を先取りして事業をやっているために起債をしたということでもありますので、その起債も交付税算入を差し引けば、今60億円ぐらい、旭市の負債、起債はそのくらい返還すればいいということでもありますので、そういった部分も総合的に見ながら、やはりこの財政運営をしていかなければと、そのように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、副市長の人格について再質問します。

私は、加瀬副市長は清廉潔白な副市長として、まさにうってつけの女房役だと感じています。市長の家族の事件では、市民は口には出すに出せない問題、我々議員も何をやっているんだと批判を受けましたが、女房役として職務以外の対応、そしてガス抜き、私は大変だったと思います。さらに加えて、入札に関わる問題で、市庁舎への警察の捜査もありました。加瀬副市長だから対処、対応ができた、そのように私は思っています。その経験を踏まえ、副市長は、副市長とはどのような人格を持った人が適任かお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 私も、平成29年に皆さんにご同意をいただいて選任されました。その私がそういうことを言うのはどうかと思いますけれども、副市長の資質ということでありま

したので、やはり旭市をどのようによくしようか、それを思っている人、それが一番だと思っています。当然、行政経験があれば、それはそれにこしたことはありませんし、コミュニケーション能力であったり、それから論理的な思考であったり、多面的な視野を持ったりとか、いろんなことがあるかと思います。私がそれに当てはまるということではありませんけれども、もう市長の補佐をする、これが地方自治法で定められた副市長でありますので、そのところはやはり市をいかによくできるかという、その思いを持っていれば十分であろうと、そのように思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次に再質問しますが、建築工事の入札に関わる情報漏えいで警察の捜査が入りました。市民の間でも、入札に関わる疑惑の話でこのときは持ち切りでした。そのような中で、一部業者と市の幹部職員が親密な関係で、度々スナックなどでの飲食を共にしていたとの話がありましたが、市の公的な役職に携わるような場合、市長はどのような方を選任するのかをお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） どこからそういうような情報が流れたか分かりませんが、実際あのときに警察が市役所に入ったということは確かでありますけれども、その中で調査を受けた方々が何人かいますけれども、そういうことであっても、一番最初にそういった部分で疑われて警察の聴取に遭った人が、全然何も悪いことはしていなかったということの結果が出ているわけでありまして、そのほかの方々、市役所の職員、幹部の人らがどういう質問をされたのか、それは一切私のほうは聞いておりませんので、絶対そういうことはないと思っていますので、職員を信用していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 国でも、一部業者の方と飲食を共にしたキャリアの方が国会で参考人招致され、一部の職員が国会で答弁を行っていましたが、また、処分を受けた方や辞職した職員がいます。国ではそのような職員は公的な役職に就くことは許されませんが、市長はこのような案件の職員をどのように感じているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） どちらのことを言っているのか分かりませんが、国のことは国で

判断してもらうということで、私が言を挟むことはできないと思います。

それと、市はそういうことは絶対にないということを信じておりますので、それ以外のことは答弁できませんので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、ごみの問題に入ります。

まず、最終処分場の工事の遅れによりまして、旭市の最終処分場を使用することですが、その期間と1日当たりの台数と量、トン当たりの使用料、期間中の総量と使用料についてお尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

1日当たりの搬入量と、あと台数だと思います。広域最終処分場から搬入される焼却灰につきましては、1日当たり約7トンと予定していると聞いております。なお、1日当たり、4トン車で2台分を受け入れる見込みでございます。

○議長（木内欽市） 時間がありません。答弁は手短に。

○環境課長（高根浩司） それと、あと料金でございますが、1トン当たり2万円でございます。1か月の想定量が約200トンと伺っておりますので、1トン当たり2万円となりますので、1か月の金額としては約400万円になると思われま。

以上です。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それから、結局、近年の本市の平均のごみ処理経費ですか、1年間の。それと令和3年度の広域ごみ処理経費の本市負担分の負担金を比較した場合、どのようになるのか。高くなるのか安くなるのか、お尋ねします。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 本市のごみ処理量といいますと、10年間の平均ということでお答えしたいと思います。

旭市のごみ処理費用の過去10年の平均と、令和3年度の広域の負担金、あと令和3年度のステーション改修等の委託費、あと合併特例……

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） それらの平均でございますけれども、すみません、5億7,856万8,000円でございます。広域化後のごみ処理に係る費用につきましては、ただいま申し上げました……

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） すみません、あの……

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） すみません。後で。

○議長（木内欽市） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は8日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございます。

散会 午後 2時31分

令和3年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和3年3月8日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	宮 内 敏 之	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
市民生活課長	遠 藤 泰 子	環 境 課 長	高 根 浩 司

保険年金課長	在 田 浩 治	健康管理課長	遠 藤 茂 樹
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	商工観光課長	小 林 敦 巳
農 水 産 課 長	多 田 一 徳	建 設 課 長	加 瀬 博 久
消 防 長	川 口 和 昭	庶 務 課 長	杉 本 芳 正
学校教育課長	加 瀬 政 吉		

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 木 寛

○議長（木内欽市） 通告順により、高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） おはようございます。議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

今回の一般質問ですが、三つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。自治体行政のデジタル化についてです。

菅首相は、デジタル庁の新設を目玉政策として、国、自治体のシステムの統一・標準化、マイナンバーカードの普及促進を進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化、オンライン診療やデジタル教育など、規制緩和などを行おうとしています。また、行政のデジタル化によって個人データの利活用を推し進めようとしています。

そこで、政府は、あらゆる分野でマイナンバーカードの公的個人認証やマイナポータルを利用することを目指して、マイナンバーカードの普及を、任意であるカードの取得を自主的に強制とする危険があります。

2016年1月の交付開始から5年たつのに、普及率は25%です。国民が必要を感じていな

いからです。それに個人情報漏洩の危惧もあるから普及が進みません。

そこで伺います。旭市でのマイナンバーカードの普及率はどのようなものですか。

そして、コンビニで利用できるマイナンバーカードでの種類と利用状況についてはどのようなものですか。

カード利用しない市役所窓口での発行状況についてはどのようなものですか。

デジタル化による行政の効率化を口実に、行政サービスの入り口がないがしろにされ、行政サービスの低下にならないですか。

多様で多面的な住民ニーズに応えるためには、対面サービスの向上、住民の身近な窓口である自治体業務の拡充こそ求められています。市長の見解を伺います。

次に、第2点目です。米をめぐる農業問題についてです。

新型コロナ禍の影響で米需要が減り、米価が大暴落していると報道されています。しかし、菅首相の昨年10月26日所信表明演説では、自助という名の自己責任の押しつけで、活力ある地方をつくるという決まり文句を並べ立てるだけです。

今求められているのは、このままでは米作りは続けられなくなるという切迫した声に応え、米危機を打開することです。政府は、コロナ禍による米の過剰在庫になる。だから史上最悪の減反を受け入れろという政策だと指摘します。

しかし、最も過剰なのは外米、ミニマム・アクセス米、MA米です。ところが、農水省の米需給基本指針は、今年史上最大級の減反上積みを強要する一方で、外米についてはこれまでどおり、MA米77万トン、うち主食用に輸入される米、SBS米は10万トンを入力することを明記しています。いらない外米には手をつけず、専ら国内の減反にツケを回して自己責任を押しつける状況です。

しかし、米と全く同じ事情の乳製品の輸入割当枠を大幅に減らしています。輸入を減らして国内には減反を押しつけないという当たり前の政策です。乳製品でやっていることをなぜ米でやらないのか。

そこで市長の見解を伺います。そして、担当課に伺います。今年の米の生産調整についてはどのようになりますか。産地交付金などの増額を含む国・県の対応についてはどのような状況ですか。伺います。

次に3点目です。鳥インフルエンザ対策についてです。

過去最大の感染拡大となっている鳥インフルエンザの対策強化を求めます。昨年11月に香川県の養鶏場で発生が確認されて以降、12月下旬からは、採卵鶏の主要羽数全国2位の千葉

県でも感染が確認されました。

そこで、旭市での状況を伺います。

まず、旭市での養鶏農家数と飼養数について。

鳥インフルエンザ発生農家数と飼養数の状況について。

野生動物の侵入防止対策等の状況について。

支援制度の状況について。

以上です。それぞれの回答を求めます。

以上で第1回目の質問を終わります。

それぞれについて、市長と担当課長の答弁をお願いいたします。あとは自席での質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高木寛議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、1番目のマイナンバー制度の廃止を求めるというようなことでご質問があったと思いますけれども、これについて私の考えを申し上げたいと思います。そして、2番目の米をめぐる農業問題についてということで、ミニマム・アクセス米について見解を述べたいと、そのように思います。

マイナンバー制度の問題でありますけれども、この制度は、公正公平な社会の基盤として社会保障制度を将来に引き継いでいくため導入されたと思います。カード取得についても強制ではありませんし、様々なメリットを今、拡大しているところであります。

市としては、国の方針に従い普及を推進していきたいと考えております。

2番目の米の生産調整のミニマム・アクセス米でありますけれども、これも国の政策でありますことから、私が軽々に判断すべきことではありませんが、いずれにしても、私も農家でありますし、このミニマム・アクセス米が導入された15年くらい前でしょうか、その頃から、正直言って、私もあまり納得していない政策であると考えていたところでありますし、しかし、これは国の大きな自由貿易の中での問題でありますし、そういったことから、旭市でもこれは国の政策に従っていかなければならないと。そういうために政策を展開しているところであります。

飼料用米やホールクロップサイレージなど生産調整、ミニマム・アクセス米に対抗できる

ような、そういった作付に対しまして、市としてもできるだけの助成をしていきたい、そのような思いで今、扱っているところであります。

今後も農家の経営安定に向け、飼料用米等の面積拡大など、国・県・市が連携して支援を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 市民生活課からは、1点目の自治体行政のデジタル化についてお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの普及率ですけれども、令和3年1月末の状況で申し上げます。交付枚数は1万2,248枚、交付率は18.76%でございます。

それから、コンビニエンスストアで利用できるマイナンバーカードサービスの種類と利用状況ですが、コンビニで発行可能な証明書の種類は、印鑑証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し、住民票記載事項証明、それから戸籍の附票の写しで、令和元年度1年間で合計531件を発行しております。

それから、市役所窓口での発行状況でございますが、元年度の市民生活課所管の証明書発行状況で申し上げます。印鑑登録証明書等コンビニで発行可能な証明書の窓口での発行件数は合計6万2,737件で、窓口発行に対するコンビニ交付割合は0.8%です。コンビニで発行できないものも含めると合計で8万2,640件で、窓口発行に対するコンビニ発行割合は0.6%でございます。

それから、行政サービスの低下にならないかということですが、市役所窓口に来られた市民に対して、マイナンバーカードを持っているからと窓口での発行をお断りすることはございません。

コンビニ交付については、現在窓口で対応していない休日や夜間でも証明発行が可能であり、待ち時間も少ないため、住民サービスの向上につながっているものと考えております。行政サービスの低下になるとは考えておりません。

対面サービスの向上についてですけれども、新庁舎においては、住民の待合スペースを拡充し、窓口の受付システムの見直しを行うことで、待ち時間の短縮を図るなど、今後も住民サービスの向上に努め、窓口事務の円滑化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、農水産課からは、まず大きな2番、米をめぐる農業問題について、（1）今年の米の生産調整についてお答えいたします。

旭市の令和2年産の主食用米の面積は2,830.2ヘクタールで、前年比45.8ヘクタールの減となっております。市が主食用米の転作のために取り組んでいる主な作物は、飼料用米とホールクロップサイレージで、作付面積はここ数年、米価の安定などの影響により横ばいで推移しており、令和2年産の飼料用米の作付面積は427.9ヘクタールで、ホールクロップサイレージは40.9ヘクタールとなっており、転作作物のうち飼料用米の割合は81.1%で、ホールクロップサイレージが7.7%です。

令和3年度の作付面積は、飼料用米が435ヘクタール、ホールクロップサイレージが45ヘクタールを見込んでおります。

続きまして、（2）の産地交付金などの増額を含む国・県の対応についてですが、国の主な支援として、水田活用の直接支払交付金があります。こちらは、飼料用米の取組に対し、収量に応じて10アール当たり5万5,000円から10万5,000円が交付されるものです。さらに、面積に応じて、ホールクロップサイレージが10アール当たり8万円、加工用米が10アール当たり2万円、麦・大豆・飼料用作物が10アール当たり3万5,000円の交付となります。

そのほかにも、産地づくりに向けた取組支援として、産地交付金など様々な支援策がそろえられております。

千葉県の主な支援としては、飼料用米等拡大支援事業があり、飼料用米等の継続した取組や転作面積の拡大、5ヘクタール以上の団地に対し、10アール当たり2,000円から1万円の支援を実施しております。

また、飼料用米の生産拡大や効率化を図るため、飼料用米・加工用米等流通加速化事業により、籾乾燥機などの導入に対する助成があります。

続きまして、大きな3番、鳥インフルエンザ対策につきまして、（1）現在の発生農家数と飼養数の状況についてでございます。

まず、現在の市での飼養農家数と飼養数ですが、昨年6月現在の数字にてお答えさせていただきます。

市内に農場がある養鶏農家数は、市外の生産者も含め17件で、飼養数は158万2,000羽でございます。

続きまして、鳥インフルエンザの発生数と飼養数の状況でございますが、市内での発生は1件で、およそ42万4,000羽の採卵鶏を飼養してございました。

続きまして、（２）の野生動物の侵入防止対策等の対策状況についてお答えいたします。

家畜伝染病予防法では、鶏に限らず、家畜の所有者が最低限守るべき基準、飼養衛生管理基準を定め、その遵守を義務づけており、生産者はこの基準に即して対策を実施しております。

この基準にある野生動物に関する主な対策を申し上げます。

防鳥ネットの策定や点検・修繕、餌や水を与える設備に野生動物の排せつ物を混入させない、そのほか消石灰の散布や粘着シート設置など、ネズミ等の害虫の駆除となっております。

続きまして、（３）の支援施策の状況についてお答えいたします。

発生に関する支援制度としましては、発生農家や周辺農家への支援が家畜伝染病予防法に定められております。また、そのほかにも家畜防疫補助事業や各種融資制度がございます。

以上であります。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○９番（高木 寛） それでは、質問いたします。

市長の答弁で、国の政策だからまず従わなければならない、そういう趣旨の答弁だと私は聞きました。でも、旭市長は農家の出身であって、農業体験もされていると思います。それで、千葉県の中でも旭市は農業生産額がかなり高い地域なんですよ。ですから、国の政策だから従わなくちゃならないというのは、やっぱり農業が基幹産業の旭市としての市長の態度はあまりにも……

○議長（木内欽市） 高木議員、通告順に再質問のほうをお願いします。答弁は最初に市長しましたけれども、再質問についてはこの通告順に、マイナンバーカードからお願いします。

○９番（高木 寛） じゃ、先ほどの質問は後に回します。

政府は、デジタル庁を今年９月に発足させる計画ですが、地方自治体である旭市ではどのような計画をしていますか、伺います。

政府の対応は、障害者や高齢者など、デジタルを使いこなすことが困難な条件の環境にある人、また経済的事情でＩＴ機器が利用できない人などへの具体策はありませんが、旭市ではどのように対応しますか。まず、伺います。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

昨年12月25日、総務省の自治行政局より自治体デジタルトランスフォーメーション推進計

画が示されております。この計画には、政府において担う役割、自治体において担う役割など、推進の意義や推進計画策定の目的、推進体制、重点取組事項などが示されております。総務省は、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革を含めた標準化の進め方について、自治体デジタルトランスフォーメーション推進手順書というものを、本年夏を目途に提示するとのこと。

市としましては、国から手順書が示された段階で様々な協議を進めていきたいと考えております。

それと、いわゆるネットの環境とかに触れ難い方々についてどのように考えておるかということなんですけれども、例えば私はいまだにガラケーですので、そういう環境にあります。国のほうは、デジタルトランスフォーメーション推進計画を出して、これから手順書を出してくるんですけれども、当然市独自で考えるのではなく、その中に、いわゆるデジタル弱者のような方をどのように捉えてどういう施策を打っていくかということは、手順書として示されると考えておりますので、これを待ちたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 私のほうからは、コンビニ交付などで機械操作が困難な方については、従来どおり窓口での対応をすることといたしております。

よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 今課長がお答えになりました、コンビニでいろんな利用できないという人、かなりいると思うんですよ。例えば窓口が減らされている自治体があると。例えば東京都北区は区民事務所7分室を撤廃した、練馬区では17の出張所を廃止した、そういうふうな報道がされています。

旭市では、どんどんコンビニでの発行が進んだら窓口を減らす、そういう方向はないですよ。伺います。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

旭市においては、現在のところ、窓口の縮小は考えておりません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 人間社会の様々な分野でデジタル化が進むことは、新しい科学技術の応用による社会的生産力の発展をもたらし、人類文明の進歩を意味しますが、様々な新たな矛盾を生み出す懸念もあります。

一番の問題は、労働の在り方や労働者への影響が懸念されます。デジタル化が進んだおかげで市役所内の職員の数をどんどん減らしていくとか、そういう方向性はないでしょうか。

それから、マイナンバーカードの普及を2022年度末、全国民に持たせることを方針に掲げ、今年の3月から健康保険証との一体化を開始する計画です。運転免許証との統合も計画されていますが、旭市ではどのような方向になりますか。お答えをお願いいたします。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 議員のおっしゃるように、国においてはマイナンバーカードの普及を強く推進しており、カードの利活用についても様々な検討がなされています。

旭市独自では、現在のところ、コンビニ交付サービスの利用に限られますが、本年8月からは税証明の一部をコンビニ交付可能とするなど、サービス内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） じゃ、自治体行政のデジタル化の（5）の一番最後のところですね。マイナンバー制度は、日本に住む全ての国民、外国人に生涯変わらない12桁の番号をつけ、様々な機関や事務所などに散在する各自の個人情報をも寄せ、参照できるようにして行政などが活用するもので、プライバシー権の侵害の危機を持つ重大な問題であると指摘し、私はマイナンバー制度の廃止を求めます。

ですから、国民が必要としない制度、先ほど1回目の質問で25%の普及率だということを申し上げました。マイナンバーカードを押しつけるやり方はやめるべき、市長の見解を伺います。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） マイナンバーカード交付を押しつけるような制度は取っていないつもりであります。

国がこれからいろいろとマイナンバーカードの利用、そういったものを安全で安心な利用方法を考えて拡大をしてくれるものと期待をしております、旭市から廃止をするといううなことはできないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、大きい項目の2点目に入ります。米をめぐる農業問題についてです。

先ほど私は、ちょっと焦り過ぎたというのものもあるんだけど、市長の答弁で、やはり農業が主産業の旭市にあって市長の態度、姿勢というのはあまりにも国の言いなりといいますか、私は農業者の立場をもっと尊重すべき、そういうふうな発言というか、答弁を期待しました。というのは、コロナ禍で米価がすごく下がっている。市長もいろいろ報道などで知っているとは思いますが、やはり米の値段が下がって、それで農家の経営が心配になると。そういうことに対して、市長はお手伝いするといいますか、支援するという姿勢をぜひ旭市民の農業者の皆さんに見せてほしい。そういう姿勢を期待して、まず最初に伺ったわけです。

まず、その辺で市長の見解を再度伺います。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 米の需給の問題、非常に難しい問題でありまして、ご承知のように、今、国民の米の消費量が700万トンを超えるような状況があります。そういった部分で、ただ生産調整、ミニマム・アクセス、そういったものだけが今の米の問題ではないわけでありまして、総合的なそういった部分を国は考えてやってくれていると思います。

旭市としましても、そういった状況の中で、最大限農家に支援をしようということの中で、飼料用米の普及、県下で一番であります。そして、畜産農家にも支援をしているところであります、そういった部分ではしっかりと米農家が頑張れるような、そういった政策を考えて実施しているところでありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ぜひやっぱり農民を守るという姿勢で市長に頑張っていただきたいというふうに思います。

それで、政府は昨年10月16日、21年産米の生産量を679万トンとする過去最大の生産調整、要するに減反ですね、これを農家自ら実施させる方針を打ち出しました。生産者に減反を押しつけるだけの生産調整方式を転換して、備蓄米追加買入れなど、国が米の価格と需給に責

任を持つことや、戸別所得補償の復活などを要求したい、そういうふうに思いますので、ぜひ市長にあっては国・県に申入れをしてほしい。

もう一つ、MA米の輸入中止、削減を求めるべき、そういうふうに私は考えます。ここでの市長の見解を再度伺います。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 米の問題は非常に難しい部分がいっぱいあるわけでありまして、先ほども申し上げましたように、米の消費拡大、そういったもの、消費量が少なくなっているということも現実であります。今1人当たりの米の消費、昔は90キロ、100キロということでありましたけれども、今は50キロ台です。そういったような米の需要も少ないわけでありまして、そういった総合的な部分で国は米の政策を考えてくれているものと思います。

ただ、最初にも申し上げましたように、ミニマム・アクセス米、そういったものは本当にできるならば輸入しないでほしいと、私は個人的にはそう思っておりますけれども、機会を設けてそういった部分でも発言をしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 国は減反を押しつけるというところでありますけれども、転作推進のための水田活用の直接支払交付金、麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト、水田リノベーション事業など、かなりいろんな事業が計画されています。

最初のお答えもありましたが、再度伺います。旭市ではどのような展開をしますか。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、お答えいたします。

旭市においては、国の政策に沿って主食用米の価格安定化のため転作に取り組んだ生産者に対し、市独自の支援を実施しております。主なものとして、主食用米から飼料用米や米粉用米へ転作した耕種農家に対し、1キロ当たり20円、ホールクroppサイレージ用稲に転作した耕種農家に対し、10アール当たり1万2,000円の補助金を交付しております。このほか、麦や大豆などへの転作に対しても、10アール当たり1万円の支援を実施しています。

これらの市独自の支援を継続して実施することにより、米の価格維持と稲作経営の安定化を図れるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 市の政策、どんどん広めてほしいというふうに要求して、鳥インフルエンザ対策について伺います。

今回の鳥インフルエンザのウイルスはH5N8亜型と報道されています。欧州で2019年冬に感染した渡り鳥が繁殖期のシベリアに移動して、渡り鳥の間で感染が拡大した後、越冬地の日本に運び込んだとされています。

マガモなどの渡り鳥は、鶏と違い、感染しても致死率が低く、野鳥が感染した状態で排泄を続けるなどしてウイルスが拡散していると考えられています。

そこで伺います。農場内の野鳥の侵入、ウイルスを含む野鳥の糞便などが小動物や人によって農場内に運び込まれる、発生につながると懸念されていますが、具体的に養鶏農家の皆さんにはどのような指導といたしますか、これに対する援助などありましたらお答えをお願いいたします。

○議長（木内欽市） ただいまの質問は、（2）でよろしいですか。

高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 鳥インフルエンザに関します対策につきましては、先ほども述べさせていただきましたが、飼養管理衛生基準に定められた項目につきまして、生産者の方に遵守して対策のほうを取っていただいております。

以上でございます。

申し訳ありません、対策につきましては……。

○議長（木内欽市） 暫時休憩。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

○議長（木内欽市） 再開いたします。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 今回の対策の支援としまして、県内で鳥インフルエンザの発生が

確認されたときに、緊急の措置としまして、本年度1月に市内生産者の農場の消毒や昆虫などの侵入防止につながる消石灰375袋を25農場にいち早く配布して、対応のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 家畜伝染病の発生を予防するために、農場での飼養衛生管理の徹底など家伝法で定められ、発生時の家畜の殺処分や周辺での車両消毒など、蔓延防止のための措置は県が担って、市がそれに協力するというふうに規定されています。

そこで確認します。市の職員の協力はどのようなものでしたか。それから、発生を想定した市の備えが求められますが、その想定した備えというのをされていますか。それを伺います。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、お答えいたします。

まず、市の職員の協力についてですが、今回市内での発生に伴い、県から市へ協力の要請が多くございました。

主なものを申し上げますと、農場で作業する人や物の集合拠点となりますサブステーションを確保し、設営準備や受付業務などの運営補助を行っております。また、消毒ポイントの設置や道路の消毒に関する県との調整や、必要物品の調達・運搬等、その都度県からの要請に協力しております。

続きまして、市のほうの備えがどのようなことをされているかということにつきまして、今回のような家畜伝染病が発生した場合には、関係各課と速やかに情報を共有し、円滑な連携の下、対応することが重要になります。市では、迅速かつ適切な対応をするため、初動防疫や対応内容などを記載した旭市急性悪性家畜伝染病発生時の対応マニュアルを策定しております。発生時にはこのマニュアルに沿って対応していくこととしております。

毎年、県の主催により、家畜伝染病の防疫演習や市の重要な役割であるサブステーションの設置演習を開催しておりますので、積極的に参加してスムーズな初動防疫ができるよう取り組んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） いろいろご答弁ありがとうございました。

この鳥インフルエンザが発生したのは、かなりの羽数を飼育している農家が、農家といいますが、農場が多いですね。少ない飼養頭数の農家はなかなか発生されていない。

それで伺います。発生農家や周辺農家に対する支援制度などありますか。

○議長（木内欽市） （3）でよろしいですね。

高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 支援制度についてお答えします。

まず、発生農家への支援ですが、殺処分した家畜の評価額の全額が国から手当てされます。また、殺処分した家畜や飼料などの汚染物品の焼埋却は基本的に県が実施しますので、自己負担はございません。

次に、周辺農家への支援としましては、発生農場から半径10キロ以内にある農家への支援がございます。この区域内の農場では、鶏や卵の移動が制限されますので、この制限によって生じた売上げ減少額、または飼料費、保管費、移送費等の増加額が国と県から全額助成されております。

これらの支援は、家畜伝染病予防法による支援でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 高木寛議員の一般質問を終わります。

◇ 片 桐 文 夫

○議長（木内欽市） 続いて、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（1番 片桐文夫 登壇）

○1番（片桐文夫） おはようございます。議席番号1番、片桐文夫です。

木内議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、この庁舎のこの議場での私の最後の一般質問を行います。

まもなく未曾有の大震災から10年を迎えます。10年という歳月が経過し、体験した私たちがさえ記憶が薄らいでいることはないでしょうか。先日も東北地方で最大震度6強という大きな地震が発生いたしました。毎年3月11日が近づくと、防災について考えさせられます。

あの震災の経験や教訓をしっかりと未来へ伝えていかなければならないと改めて思います。
そういった中で、本市の津波避難道路が一日でも早く完成するよう願っております。

それでは、質問に入ります。

1点目、農業用廃プラスチックについて。農業用廃プラスチック処理について伺います。

昨年の12月の定例会における平山議員の質問に対する答弁の中で、一般廃棄物処理施設の目的外使用という話がありました。いわゆる一般廃棄物と産業廃棄物の併せ処理ということだと思いますが、国の承認を受けるための要件など制度について、併せて東総地区広域ごみ処理施設における承認の可能性について伺います。

2点目といたしまして、交通安全対策の実施状況について伺います。

小・中学生の登下校に関わる安全対策について。

ガードレールのない歩道、幅員そのものが狭い歩道など、本市の道路は子どもたちが安心して登下校できる状況とは言えません。特に低学年の子どもたちのことを考えますと、大変不安を覚えます。

この問題は今まで何度も取り上げられてきたと思います。ハード面、ソフト面の対策について、最新の状況を伺います。

3点目といたしまして、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について伺います。

本市のワクチン接種の具体的な計画については、昨日の答弁でおおよそ分かりました。別の視点で伺います。

政府は、新型コロナウイルスワクチンを接種しないことで、差別やいじめ、不利益な取扱いがないようにする附帯決議を決めています。予防接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではありません。市の対応といたしましてどのような対策が検討されているか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問以降につきましては自席で行います。

よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の一般質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、環境課のほうからは、大きい1番の（1）農業用廃プラスチック処理についてお答えします。

2点ほどご質問があったかと思います。

まず1点目ですが、国の承認についてということですが、国の承認を得るためには五つの

要件がございまして、これらを全て満たす必要がございます。

まず一つ目として、当該地域において対象とする産業廃棄物の適正処理が確保できない、またはそのおそれがあること。二つ目としましては、併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と同様の性状であって、一般廃棄物処理施設で処理できるものであること。三つ目としましては、受け入れる産業廃棄物の処理量は一般廃棄物処理量を超えないこと。四つ目といたしまして、産業廃棄物を受け入れる際には、排出事業者責任等を勘案し、処理費用として料金を徴収するなど、市町村財政に負担をかけないこと。五つ目としましては、産業廃棄物を受け入れる期間は必要最小限とし、あらかじめその期間を明示するとともに、受入れ完了後は速やかに廃棄物処理施設財産処分目的外使用完了報告書を提出すること。

以上のような要件がございます。

あともう1点目として、承認の可能性についてというご質問だったかと思います。

現状としまして、まず受入れする場合の前提条件といたしまして、東総広域の組合議会の議決を経なければなりません。

もう一つ、広域ごみ処理施設の処理能力に余裕がなければ受け入れることはできませんが、稼働当初の数年間、当該施設に搬入されるごみ量の増加も見込まれることから、現状における農業用廃プラスチックの受入れにつきましては難しい状況であるということでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、学校教育課から、2番、交通安全対策の実施状況について、小・中学生の登下校に係る安全対策について、ソフト面のほうからお答えをさせていただきます。

教育委員会では、旭市通学路交通安全プログラムに基づき、毎年全小学校に対し、各学校の通学路点検を実施するよう求めています。

また、小学校15校を3グループに分け、毎年5校ずつ、通学路の合同点検を実施しています。旭警察署、海匠土木事務所、建設課、市民生活課、当該校のPTA、学校及び教育委員会と一緒に現場を確認し、実態の把握に努めています。

ここで確認をした危険箇所については、対応策を検討し、優先順位を決めて関係部署や機関への要望、協議を行い、解消に取り組んでいます。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私のほうからは、小学生あるいは生徒が登下校で利用する道路についての交通安全対策として、ハード面につきましてご説明します。

建設課では、小学校単位で行っている通学路合同点検の結果のほか、職員のパトロールなどの情報に基づいて、現地の状況を調査して、ガードレールなどの設置の必要性、安全性への効果を考慮しながら、市道における交通安全施設の整備を進めているところでございます。

歩道整備につきましては、拡幅が難しい場所もございますので、外側線やカラー舗装などの路面標示により、児童・生徒など歩行者へ安全な歩行空間が確保できるよう研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、私からは、3番、ワクチンを接種しない場合の差別やいじめなどの対応についてお答えいたします。

現在流通している予定のワクチンは、現時点で16歳未満の方への接種はしない方針でございますので、子どもに対する差別やいじめは生じないと考えております。

ただ、それ以外の高齢者や一般の方に対しては接種が進むにつれ、差別や偏見なども起こり得る可能性は否定できませんが、新型コロナウイルスは約7割以上の人が免疫を持つとほかの人へ感染しにくくなると言われております。そのため、多くの人に接種を受けていただき、集団免疫が獲得できれば、接種しない人への差別や偏見はなくなるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 農業用廃プラスチックについて、再質問を行います。

東総地区広域ごみ処理施設で処理をするということは極めて困難であるということです。で、12月定例会で平山議員もおっしゃっていたように、処理費が高騰している中、助成金を増額することはできないのでしょうかという平山議員の質問に対して、答弁で、増額については県と農協も含めた協力体制が必要であり、今後対応について協議を図ってまいりたいとありました。その後の進展について伺います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、その後の協議内容についてお答えさせていただきます。

近年の処理費の高騰の原因は、国際的なリサイクルの問題のほかにも、県内の処理施設の老朽化などが影響していると聞いております。

ほかの市町においてもこの問題は同じであることから、現在県との協議を進めております。県としては、県内を取り巻く廃プラスチック処理の状況や施設の現状などをしっかり整理した上で、改善策を検討していきたいとの回答をいただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、今のことに关しまして再々質問をしたいと思ひます。

処理費の値上げは、中国など東南アジア諸国のプラスチック輸入禁止措置が大きく影響しており、今後も上昇傾向が続く懸念があります。コロナ禍で野菜の価格が低迷し、負担が増え、農業経営は大変厳しい状況です。農業は本市の基幹産業であると市長も常々おっしゃっております。本市だけでも助成額を増額することはできないのか伺います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 補助金の増額についてお答えいたします。

農業用廃プラスチックの処理料につきましては、県、全農ちば、市、農業者の4者にて負担しております。今年度の処理料は1キログラム当たり89.6円となっており、県、全農ちば、市が各10円、残り59.6円を農業者が負担しております。

なお、市からはこのほかに、協議会の取りまとめや運搬などの活動に対し、1キロ当たり1円の助成をしているところです。

補助金の増額につきましては、県と農協も含めた協力体制が必要となりますので、引き続

き協議を図り、改善策を見つけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 平山議員の中の答弁の中にも一応ありましたけれども、1キロ当たり45円ですか、上がって、農業経営が圧迫している中で、大変農業者は負担が生じて、いろいろな面きついと思います。そういった面から、先ほども言ったように、処理料に対して本市だけでもできないのか、お願いしたいと思います。

また、含めまして、東総地区広域ごみ処理施設での取扱いができるよう、引き続き協議をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 補助金の増額につきましては、繰り返しになりますが、生産者の負担の軽減のためにも、今後引き続き県と協議も含めた協力体制の下、協議を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 引き続き、東総広域で取扱いができないかのご質問だと思います。

それにつきましても、旭市を含めた3市、あと東総地区広域市町村圏事務組合のほうと協議を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） では、よろしくをお願いしたいと思います。

続いて、2点目の交通安全対策の実施状況について再質問いたします。

本市の道路事情では、ハード面での解決はなかなか難しいということは理解しますが、ソフト面での対策、特に4月からの新1年生の登下校の安全対策として、どのような指導や体制を考えているのか伺います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、小・中学生の登下校に係る安全対策についてということで、4月からの新1年生の登下校の安全対策、どのような指導や体制を考えているかと

ということで、最初に学校教育課のほうから、交通安全対策についてお答えをさせていただきます。

多くの小学校では、入学後1週間程度は、登下校の際、保護者に付き添っていただくようお願いしています。2週目以降については、下校の際に地区ごとに保護者に付き添っていただき、集団下校するなどの対応をお願いしています。

中学校では、入学後1週間程度、学校周辺の交差点や横断歩道で教員が交通指導を行っています。

次に、児童・生徒への交通安全指導ですが、例年、入学後なるべく早い時期に、小学校では道路の安全な歩き方や横断歩道の渡り方など、中学校では安全な自転車の乗り方を中心とした交通安全教室を実施しております。また、登下校時の児童の安全を見守るため、年間を通じて学校や地域のボランティア、PTA役員等の方々のご協力により、交差点などでの交通指導や巡回パトロールを行っているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） ありがとうございます。

今課長のほうからの答弁の中で、最初の答弁か、15校で3グループに分けて行っているという話ですけれども、そういった中で地区の方、警察、市の職員、いろいろな中から優先順位というのは出るかと思えます。そういった中を優先順位を決めていただきまして、極力早めの処理をお願いしたいと思えます。

それでは、ここからは12月定例会で、先ほども言いましたけれども、平山議員からの質問があった案件です。

1点目として、県道飯岡一宮線の安全対策の進捗状況について。2点目、旭農業高校南側の歩道整備の進捗状況について。3点目、中央小学校付近の横断歩道などの白線が消えているところへの対応状況について伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からは12月一般質問で出ました3点の交通安全対策についてご回答いたします。

まず、1点目が県道飯岡一宮線の安全対策の進捗状況ということでございます。

こちらの安全対策でございますが、道路管理者である千葉県海匠土木事務所に、児童等を

含めた歩行者に対する交通安全対策として、路側帯におけるカラー舗装の延伸をお願いしているところでございます。

今後におきましても、さらに学童注意などの路面標示や警戒標識の増設などのほか、防護柵などの交通安全施設の整備を進め、歩行者への安全な歩行空間が確保できるように重ねて要望してまいりたいと考えております。

次が、旭農業高校南側の歩道整備の進捗状況ということでございます。

本路線につきましては、狹隘で十分な幅員も確保できない状況であります。民地部分の地権者につきましては、ご理解いただける用地幅を提示しながら、ご協力を得られるように交渉を進めているところでございます。

農業高校南側拡幅予定部分には、支障となる物件も多く、現在、千葉県教育委員会とも調整を進めているところでございます。

続きまして、3点目でございます。中央小学校付近の横断歩道などの白線が消えてきているところへの対応状況ということでございます。

まず、横断歩道への対応につきましては、規制がかかる標示となることから、管理者が千葉県警察本部でありますので、所轄の旭警察署に塗り直しの要望をさせていただきます。

市道の外側線等は市が管理しておりますので、周辺道路の見えにくくなっている白線については塗り直しの準備を進めているところでございます。

今後も児童・生徒を含め、歩行者の安全確保に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） ありがとうございます。

また先ほども、何回も言っていますけれども、4月から新1年生が入学しますので、ぜひとも早めのあれをお願いしたいと思います。

そのほかにでも、白線が消えている場所、幅員が狭いなどという箇所がたくさん、私も通ってみました。そうすると、結構ありますので、そういったところを優先順位をつけながら、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、最後の質問に入ります。コロナウイルス感染症のワクチン接種についての再質問に入ります。

新型コロナウイルスのワクチン接種については、円滑により多くの人に接種いただくこと

が望ましいわけですが、中には後遺症、副作用というテレビ報道で、接種したくないという人もいらっしゃると思います。ワクチン接種をしないことで不利益な取扱いが生じないように、あらゆる媒体を使ってでも周知を徹底していただきたいと思います。

仮に差別やいじめが生じた場合に、相談体制、窓口などはどのような形になるのでしょうか。現時点で回答できる範囲で結構ですので、ご回答をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、接種をしないことで生活上何かが制限されたり不利益や差別が生じたりすることは、決してはあってはならないことだと思っております。

市としましては、ホームページ、広報、通知などあらゆる媒体を活用し、ワクチン接種や感染症に関しての正しい情報を発信し、不利益や差別が生じないように周知徹底を図ってまいります。

また、現在市のホームページでもコロナウイルス関連情報に、不当な差別や偏見をなくするという、人権に配慮した項目で情報を掲載しております。

人権侵害の相談は法務局が受ける体制となっておりますので、市に相談があった場合にはそちらのほうをご案内させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） ありがとうございます。もしそういったことがあってからでは遅いと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後の質問に入ります。ワクチン接種を希望する人数、本市でどれくらいの人数を見込んでいるのか伺いたします。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） まず、ワクチン接種の対象者としましては、基本的には全人口である約6万4,600人となります。

ただし、現在承認されているファイザー製のワクチンは、15歳以下の臨床試験データが少ないことから、現時点で16歳以上の方を対象としておりますので、15歳以上とするならば約5万7,500人が現時点での対象者となります。

そのうち、初めに接種を開始する65歳以上の方の人口は約2万1,200人おられまして、集団免疫を獲得するには、少なくとも70%以上の接種率が必要とされておりますので、仮に接種率を70%といたしまして、最低でも1万5,000人以上の方には接種していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（木内欽市） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、公明党、伊藤房代でございます。

令和3年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策事業について、2点目、通学路の安全対策について、3点目、次亜塩素酸水生成器の導入について、4点目、学校給食について質問させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策事業について。

（1）旭市中小企業者等事業継続支援金給付事業について質問いたします。

新型コロナ感染症の影響により事業に影響を受けている市内中小企業者等に対し、経営の維持・継続のための支援金を給付するとあります。その詳しい内容と周知について質問いたします。

（2）旭市農水産業経営継続支援金給付事業について質問いたします。

新型コロナ感染症の影響により事業に影響を受けている市内農水産業者に対し、経営の維持・継続のための支援金を給付するとあります。その詳しい内容と周知について質問いたします。

（3）新型コロナウイルスワクチン接種事業について質問いたします。

新型コロナウイルスワクチンの国内での接種が17日始まった。1例目は、国立病院機構東京医療センター、東京目黒区の医師にアメリカ製薬大手ファイザー社製のワクチンが接種された。

先行接種は全国100の医療機関の約4万人が対象で、うち2万人は副反応などを調べる研

究に参加する。4月には高齢者への接種が始まる予定で、新型コロナ収束への切り札として期待される。

厚生労働省によると、初日に先行接種が実施されたのは首都圏の8病院の医師や看護師ら125人、東京医療センターでは院長ら12人が接種を受けた。千葉ろうさい病院、千葉縣市原市で12人が医師による問診を受けた後、上腕に筋肉注射を受けた。その後、副反応などに備えて15分間安静にし、いずれも異常は見られなかったとあります。

今後、旭市としてワクチン接種体制をどのように進めていくのか質問いたします。

2点目、通学路の安全対策について。

(1) 旭市中央小学校北側交差点及び付近の路面標示が薄く消えている箇所のペイントの塗り替えについて質問いたします。

旭中央小学校北側交差点付近は、登下校時、裏道でスピードを出して運転する車が多く、大変危険箇所です。「学童注意」や「速度落とせ」などの路面標示が薄くなっています。横断歩道やカラー舗装も薄くなっています。ぜひ早急にペイントの塗り替えを要望します。

(2) スクールゾーンにして30キロ規制にできないか、質問いたします。

常に事故の心配があります。いつ事故が起きても不思議ではない道路です。スクールゾーンにして30キロ規制にできないか、質問いたします。

3点目、次亜塩素酸水生成器の導入について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、殺菌、消毒効果のある次亜塩素酸水の注目が集まっています。幅広い細菌やウイルスを不活化するとされる一方、非酸性や弱酸性のものは人体への影響も少なく、厚生労働省が食品添加物に指定、自治体や民間施設でも活用が広がっています。

(1) 保育所・小学校・中学校への導入について質問いたします。

保育所・小学校・中学校への次亜塩素酸水生成器の導入について、今後導入の考えはあるのか、質問いたします。

(2) 公共施設への導入について質問いたします。

公共施設への次亜塩素酸水生成器の導入について、今後導入の考えはあるのか、質問いたします。

4点目、学校給食について。

(1) 学校給食の無償化について質問いたします。

現在第3子以降は学校給食費が無償化となっていますが、第1子から学校給食費を完全無

償化にできないか、質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから1の（1）旭市中小企業者等事業継続支援金給付事業について、事業の内容と周知の方法についてご答弁申し上げます。

まず、本事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化及び緊急事態宣言の再発令によりまして、中小企業者等への影響に鑑みて、対象期間を令和2年8月から令和3年3月まで拡大し、コロナ禍における事業者への影響に対し、切れ目のない支援を行うこととしたものでございます。ただし、既に、前回本事業で20万円の支援金を受給している事業者は対象となりませんので、ご注意くださいと思います。

支援金につきましては、前回同様、月の売上げの減少率に応じまして、30%以上は10万円、50%以上は20万円を支給いたします。

また、今回の追加の支援策として、令和2年中に創業した事業者を新たに対象と加えることとしました。また、前回売上げ減少率が30%以上50%未満、いわゆる10万円の支給を受けた者で、今回の対象期間中に新たに50%以上に達してしまったという事業者に対しましては、申請によりまして追加の10万円を支給いたします。

また、申請期間ですが、令和3年3月1日から5月31日まででございます。現在コロナ禍でございますので、原則郵送の申請をお願いしたいと思います。

また、周知方法につきましては、3月1日号の広報あさひ、また市のホームページに掲載しているほか、専用のチラシを市役所本庁や各支所に設置しております。また、商工会のご協力によりまして、会員の皆様へもチラシの配布をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 本事業、農水産業経営継続支援金につきましても、ただいま商工観光課長から説明がありました中小企業者等への支援と事業内容、申請期間も含めて、制度は同じものになっております。

周知方法につきましては、3月1日号の広報及び市のホームページ、フェイスブックへ掲載しているほか、市役所本庁や各支所、市内JAちばみどり各支店及び各営農センター、千葉県農業共済組合、海匠漁業協同組合、郵便局や各金融機関、道の駅や農業資材等の販売店

など、市内52か所にポスターなどを掲示し、周知徹底に努めております。

また、千葉県海匝農業事務所の普及指導の中で、農業者に対し、直接チラシ等の配布をしていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 私からは、1番の（3）ワクチン接種体制についてお答えいたします。これまでの答弁と一部重複しますが、ご了承願いたいと思います。

まず、接種方式につきましては、集団接種を予定しておりまして、会場は、土日祝日も含め、可能な限り3会場で開設できるよう準備を進めております。

3月下旬に65歳以上の方全員に接種券を配布し、接種開始はワクチンが届く4月26日の週以降の予定となっております。

ここまでは米本議員への回答と同様になります。

加えまして、当日、接種会場での流れを申し上げます。

まずは検温、次に受付、問診、予診、接種の順でお進みいただき、接種済証を受領していただき、その後経過観察をお願いする予定でございます。検温から接種までの時間はおおむね5分を想定しておりまして、経過観察が15分、合わせまして1人20分程度かかる見込みとなっております。

また、各会場とも2レーンで流すよう準備をしております。総合体育館においては、場合によっては4レーンで流すことも考えております。

個々により時間差が生じるとの課題もありますので、問診スタッフの増員による対応など、さらにシミュレーションを重ねながら、円滑に接種できるよう準備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からは中央小学校北側交差点及び付近の路面標示が薄くなって消えている箇所へのペイントの塗り替えということにつきましてご回答いたします。

中央小学校北側交差点付近で市道に標示されております「学童注意」「速度落とせ」やカラー舗装につきましては、市で管理しておりますので、見えにくくなっているもの、さらには新しく設置する箇所も含めて、今後対応を検討してまいりたいと思います。

なお、旭中央小学校東側市道の白線、区画線と西側市道のセンターラインなどについては、

現在塗り直しの対応を進めるよう準備をしております。

また、それ以外で路面標示がされております横断歩道や「止まれ」などの規制がかかる標示につきましては、千葉県警察本部が管理しておりますので、標示が不鮮明となっている箇所への塗り替えにつきましては、早急な対応をしていただけるよう、所轄の旭警察署へ要望してまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、私からは2番、（2）スクールゾーンにして30キロ規制にできないかということにつきまして、初めにスクールゾーンについてお答えをさせていただきます。

スクールゾーンは、子どもが徒歩で通学できる小学校等を中心としたおおむね半径500メートルの範囲で設定されます。具体的には、歩行者の通行実態や道路の構造に応じて、車両の通行止め、速度規制等の交通規制を実施することもできます。

次に、本市の現状ですが、現在市内でスクールゾーンの設定はございません。スクールゾーンを設定して交通規制を実施するとなると、地域住民の生活道路に規制がされ、内容によっては毎年通行許可証の申請が必要となるなど、大きな影響が出てくることから、地域と十分に協議して意向を把握し、地域の実情に即した対応となるよう、慎重に議論、検討することが必要だと考えております。

以上であります。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私のほうからは、こちらのスクールゾーンについて30キロ規制にできないかということで、規制の関係でお話をしたいと思います。

中央小学校周辺の速度規制につきましては、小学校北側の東西の路線、小学校東側の南北の通りから西に抜ける路線、そして小学校北側交差点から旭農業高校南側交差点までの路線が、速度規制が現在は設けられていない路線となっております。

道路の速度規制につきましては千葉県警察本部が規制をかけることになりますので、これらの路線について30キロの速度規制の要望があったことを、所轄の旭警察署へ伝えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは、3の（1）の質問のうち保育所分について回答いたします。

令和2年6月の厚生労働省、経済産業省、消費者庁の特設ページの新型コロナウイルスの消毒・除菌方法についてによりますと、手や指などのウイルス対策として、手洗いで洗い流すことが最も重要とされています。アルコールは、ウイルスの膜を壊すことで無毒化にすることから、現在公立保育所では効果のある一定のアルコール濃度を持つ市販品を使用しております。

次亜塩素酸水は、物に付着したウイルス対策として、一定の濃度があればある程度の感染力を減弱させることが確認されていますが、保存状態次第では時間とともに急速に効果がなくなるとも言われております。

このことから、今後も引き続き、手指及び物へのウイルス対策効果のあるアルコール消毒液での殺菌、消毒に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 庶務課からは、小学校、中学校への次亜塩素酸水生成器の導入についてお答えをいたします。

現在市内小・中学校20校については、新型コロナウイルス感染症予防対策として、文部科学省のガイドラインに基づいて清掃や消毒作業を実施しております。

今回、市内小・中学校20校へ現状の消毒方法を確認した結果、アルコール消毒のほかに家庭用洗剤などを購入して、清掃や消毒作業を行っている状況でございます。

次亜塩素酸水の消毒作業につきましては、かなりの労力を要することや、水に弱いパソコンやタブレットに使用ができないなど、多くの課題がございます。このことから、今後もアルコール消毒を中心に、新型コロナウイルス感染症予防対策に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、公共施設への導入、主に庁舎への導入についてという観点からになりますが、一部保育所と小・中学校と同様の答弁になりますが、よろしくをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染対策として、以前より推奨しておりますマスクの着用や手洗い、

消毒用アルコールの使用などで対応しております。製品の供給についてもスムーズに行われている状況でありますので、引き続き活用していく予定であります。

また、今後のさらなる対策といたしまして、サーマルカメラと消毒アルコール用ディスペンサーを導入し、強化を図ってまいりたいと考えております。

このようなことから、庁舎等に次亜塩素酸水生成器の導入については、現在のところ予定がございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、学校教育課から学校給食の無償化についてお答えいたします。

学校給食における子育て世帯への経済的支援は、少子化対策として旭市総合戦略においても重要な施策としております。市では平成29年度より、3人目以降の給食費減免に取り組んでおり、限られた予算で積極的に保護者の負担軽減と子育て支援拡充に努めております。

本市では食数が多く、物価の上昇とともに食材購入に充当する予算が今以上に必要となること、恒久的な財源の確保が難しくなることが推測されます。給食費の月額、近隣市町と比較しましても低額でもあり、今後も財政及び経済状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減と子育て環境の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策事業についての1の旭市中小企業者等事業継続支援金給付事業についてと（2）の旭市農水産業経営継続支援金給付事業については、再度周知徹底をし、期間内に対象者には申請漏れがないようお願いいたします。

次に、（3）に移ります。

（3）の新型コロナウイルスワクチン接種事業について再質問させていただきます。

旭市は集団接種を予定している。旭市総合体育館、飯岡保健センター、海上公民館、ひかた市民センターの4会場で行うとの、先日お話をしたが、接種会場を増やす予定、また個人接種と一緒に並行して実施することはできないか、質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 会場を増やせないかということでございますが、いろいろ電源等の問題、また会場の広さ等の問題、公共施設を使うということであれば、選定した中では今候補が四つ、先ほど海上公民館と言われましたが、海上支所でございます。四つを選定したところですが、あと仮にどうしても増やすとなると、もう特設会場を開設せざるを得ないのかなというふうに感じております。実施してみまして、どうしても特設会場が必要であるということであれば、またそれはそれで考えさせていただきたいと思います。

あと個別接種でございますけれども、個別につきましては、現時点でも個別をしたいといえますか、個別ならできると手を挙げていただいている医療機関もございます。ただ問題なのが、ワクチンの輸送であつたり管理の問題がございますので、今後、輸送なり管理が簡単になりましたら、逆に個別のほうへだんだん移行する形になるのかなというふうに、今現段階では考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、（3）の3回目の質問をさせていただきます。

今後、旭市では新たに政府が打ち出しているコロナワクチン接種記録システムの導入について予定はあるのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 既にもうそういうことで準備は進めております。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、4回目の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種に向けて、政府がワクチンの流通管理と接種記録で新しいシステムを導入、ワクチンは2回接種となる。誰が、いつ、何回目の接種を受けたのか、全国の自治体で共有できるベースを作ることだ。特にこれから引っ越しシーズンに入ることから、居住地が変わってもワクチン接種で混乱が起きないように、自治体が接種情報を正確に把握する仕組みが必要になってくる。システムを機能させていく必要があると思います。ぜひ旭市としても、準備を進めているということでございますので、早急にコロナワクチン接種記録システムの導入ができますようによりしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） そのように迅速に進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。

それでは、2点目の通学路の安全対策について質問させていただきます。

旭中央小学校北側交差点のところで、いつもボランティアで見守りを朝7時から8時まで、毎週火曜日と木曜日、立っていただいております。その見守り隊の皆様からの要望で、大変に危険箇所なので、ぜひ子どもたちが安心して通学できるよう、安全対策をよろしくお願いいたします。

また、これは一つ提案なんですが、小学校の児童・生徒が登下校時にヘルメットを着用できたら、より安全に通学できるのではないかと考えます。今後検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からは安全対策の面につきまして回答をしたいと思います。

こちらの路線につきましては、先ほど東側道路、あるいは西側道路の外側線やセンターラインを今のところ考えておりますということでお答えをさせていただきました。

それで、恐らく議員おっしゃるのは、千葉銀さんの南側の細い一方通行の道路かなと理解をしております。こちらにつきましても、大変児童が多く利用しまして、あと路面標示がちょっとない状況でございます。もしできましたら、予算の範囲内でうちのほうも路面標示等を行うことを考え、進めたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 現在市内小学校でヘルメットを着用している学校は3校ございます。その3校とも過去の交通事故等の状況から、小学生もヘルメットのほうがいだろうというようなことで判断をしまして、現在もヘルメットの着用をしているというふうに聞いております。

今後、このヘルメットにつきましては、各学校の実情、また地域の実態等を含めまして、検討のほうを進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございました。

次に3点目、次亜塩素酸水生成器の導入について再質問させていただきます。

（1）の保育所、小学校、中学校への導入についてと（2）の公共施設への導入について、併せて再質問させていただきます。

食品添加物の次亜塩素酸水生成器、微酸性電解水は、非接触型光センサーを搭載し、手を触れずに操作が可能で、高除菌力、安全性に優れた次亜塩素酸水、消臭効果、消臭作用で腐敗臭、たばこ臭など悪臭カット、周辺への拡散を防止、環境に優しい洗浄後のすすぎ水として使用可能、低コストとなっています。

次亜塩素酸水の薬剤コストは、1リットル当たりの価格は6円から8円で生成できます。比較すると、消毒用アルコール、エタノールの価格は1リットル当たり1,000円から1,500円、塩素系漂白剤などは1リットル当たり20円、次亜塩素酸水水溶液希釈混合は1リットル当たり375円ですので、次亜塩素酸水、電気分解の価格は1リットル当たり6円から8円で生成できるので、かなり低コストとなっています。

ぜひ旭市としても次亜塩素酸水生成器の導入ができないか、質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、再質問についてお答えします。

現在、公立保育所13施設のうち海上保育所では次亜塩素酸水生成器を導入しております。

しかし、主な用途といたしまして、弱酸性次亜塩素酸水で調理器具や果実の殺菌等に使用しております。また、使用の際には皮膚の弱い方は手荒れや過敏症の原因になることから、手袋を使用するか、使用後にハンドクリームを塗るようにしております。

そのようなことから、次亜塩素酸水を食品殺菌等の用途以外では使用を考えておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（木内欽市） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 次亜塩素酸水が低コストであるということでございますが、現在清掃や消毒作業を行うのは、児童・生徒や教職員などが行っております。

次亜塩素酸水につきましては、国のガイドラインに沿って作業を行うと、効果を得るにはどうしても手間や時間がかかってしまうなどの問題点が懸念されます。あらかじめ濃度を調整され配布したアルコールのように、消毒液を浸したペーパータオルなどで拭いた後、その

まま乾燥させることができません。そのため、コストより労力の削減と考えておりますので、今後もアルコール消毒を中心に、新型コロナウイルス感染症予防対策に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、公共施設への導入についてということでお答えさせていただきます。

次亜塩素酸水については、一定以上のものについて、物品などのものに対しまして有効であるというようなことが言われております。

しかしながら、その使用につきましては、汚れをあらかじめ除去すること、対象物に対して十分な量を使用すること、またそういったことによりまして一部使用方法が煩雑になるというようなことがございまして、庁舎管理する上では今のところはちょっと難しいのかなというようなことで考えております。

このようなことから、庁内において次亜塩素酸水生成器について、議員からいろいろご提供いただいた資料など、そういった情報等を確認しまして研究した結果、設置導入のほうはしないというような考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、最後の4点目、学校給食について再質問させていただきます。

第1子から学校給食費を完全無償化にできないか、これは最後、市長にお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 子育て世代にとっては大変大事なことだとは思いますが、ただ、一般質問でもありましたように、交付税の財源、市税の高止まりといいましょうか、一定の水準、そういうことも考えますと、財源が限られているわけでありまして、そこへ子育て支援だけやるということは、全体のバランスから考えてどうなのかなという部分はあります。

少子化対策として第3子に給食費の無料化を決断したときも、かなりの出費があるということで、今後考えられることは、やはり第2子に何割かの補助をするというような方向ができれば、そういう方向でやっていきたいなと、そのように思っているところでありますので、全額の給食費というのは、今、千葉県知事選挙である候補が給食費の無料を公約として出しておりますけれども、県・国の動向も踏まえながらできる限りの支援を考えていきたいと、

そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） では、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（木内欽市） 林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それにこの中継をお聞きの方々、こんにちは。旭市議会の林晴道でございます。

皆さんの貴重なお時間をいただき、現庁舎でこれが最後となると思われまう一般質問をここに行います。

この庁舎は、僕が生まれる前の昭和39年3月に竣工をしております。以降築57年が経過し、昭和から平成、そして令和と、半世紀にわたる力強い歩みがここで終わりを告げようとしています。

ちなみに、この庁舎が竣工した昭和39年以降には、歴代総数177人の旭市議会議員がおり、合併後の平成17年以降では4,329点に及ぶ一般質問が行われたということを、議会事務局に調べてもらいました。いつもありがとうございます。

次からの議会定例会は新たな庁舎となるでしょう。新しい時代をどのような時代にしていくのか、それは今を生きる僕たちの行動にかかっています。新しい時代の旭をつくるため、皆さんとともに歩ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めにコロナワクチン接種に関して、予防接種の実施について質問します。

政府は、新型コロナ対策として、来年前半までに全ての国民に提供できる1億2,000人分のコロナワクチンを確保したと発表しました。このワクチン接種は、全額国が負担するだけでなく、将来副反応被害が出た場合にも国が補償するという契約です。

新型コロナワクチンは、鶏卵法で作られる今までのワクチンとは違い、遺伝子法で作られるもので、人の体内で抗原が作られるという全く新しいタイプのワクチンです。今はその効果だけが強調されていますが、遺伝子組換えワクチンであるということを知らない市民も多くいると思います。市として、副反応被害の可能性も市民にお知らせする必要があると思いますがいかがでしょうか。

また、努力義務という言葉は極めて曖昧だと思いますが、明智市長はどのように捉えているのか、ご見識をご教示願います。

次に、マイナンバーカードの取扱いに関して、交付及び活用状況について質問します。

機関をまたいだ情報のやり取りを可能にした日本のマイナンバー制度、カードを利用することで身分保証になることや、住民票などの各種証明書をコンビニで受け取れるなど、メリットがあります。しかし、本市の普及は1月末現在1万2,248件で、普及率18.76%という状況です。

そのような中、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人一律10万円を支給する特別定額給付金事業が実施されました。しかし、迅速かつ的確に家計へ支援を行うことは難しかったようです。本来活用するはずだったマイナンバーカードは、普及率に加え、利用頻度も低く、取得申請やパスワードの再設定のため、多く役所窓口で3密状態が発生しました。

また、預貯金口座とひもづけになっていないため、オンライン申請をしてもその後の確認は手作業となることや、カードの交付に1か月かかることなどにより、むしろ郵送申請のほう混乱せずに済んだという結果になりました。普及率が低かったのは、利用者視点での制度設計がなされてこなかったということに尽きると思います。

そこで、マイナンバーカードの利活用に向けて、マイナポイント事業や健康保険証として利用できる制度が始まるようなので、その2点を分かりやすく伺います。

次に、感染症拡大の防止に関して、消防本部の対応について質問します。

救急業務と感染症患者の搬送体制では、感染症法の準用がなされ、都道府県知事が入院を勧告した患者を医療機関まで搬送を行う業務があります。そこで、救急要請時に感染症の感

染が疑われる患者であることが判明した場合の搬送手順を伺います。

また、感染予防対策はどのようなになっているのか、救急隊の感染防止資機材の整備と使用される救急車両の消毒状況も併せてお尋ねいたします。

次に、医療関係機関の状況に関して、コロナ禍の利用内容について質問します。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療関係機関の経営に大きな影響を与えました。病院としては、感染拡大に伴い、外来受診の自粛や病院側の患者受入れ制限による外来患者の減少、手術や検査の延期や中止による入院患者の減少が挙げられます。また、集団健診も中止や延期となり、健診収入の減少の影響も甚大です。

国立感染症研究所によると、主要都市の実効再生産数は直近で1を下回っているため、新規感染はピークアウトしているように見えます。しかし、依然として入院患者数は高い水準が続いていますので、引き続き予断を許さない状況と見られますが、市内医療施設の利用状況を伺います。

次に、コロナ禍における産業支援に関して、市内事業所への支援策について質問します。

世界経済が停滞し、本市においてもあらゆる業界が打撃を受けております。感染症の拡大は、感染の恐怖だけでなく、経済活動を停滞させ、雇用や就業に多大な影響を及ぼし、人の集合や移動を伴う業界では、外出制限、外出規制や時間短縮などの要請により、経営の継続が困難な市内事業者がごぞいます。

そこで、市民の暮らしを守るための経済支援制度とこれまでの効果を伺います。

続きまして、最後にコロナ終息後の未来に関して、新たな財政需要について質問します。

まずは、新型コロナウイルス感染拡大の対応をし、市民の命と生活、それに雇用を守り、不安を解消していくことが重要であります。これまで予算化した様々な感染症対策や支援等の政策を迅速かつ的確に実行するとともに、さらなる感染防止に向け、終息するまでの間は時期を逸することない財政出動が求められます。

感染症のリスクは身近に存在しており、新しい生活様式を実践するとともに、感染拡大の防止と経済活動、経済活性化を両立し、一刻も早くこの困難から立ち直らなければなりません。

感染症の終息はいまだ見通せないものの、今後については経済再生と健全な財政運営の両立が課題となり、ポストコロナの社会経済の変化を見据え、歳出面においてこれまで以上に選択と集中を徹底し、予算の重要化を図る必要があると考えます。まさに僕がいつも申し上げている旭市の財政状況と事業計画をしっかりと見極め、守るもの、攻めるもの、それから我

慢いただくものなど、めり張りのある取組が必要になります。本市の見解を伺います。

以上6点の質問を、市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて行いました。執行部においては、若者や高齢者が理解できるような簡潔明瞭な答弁に努められますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林議員の一般質問に私のほうから、最初のコロナワクチンの接種に関して、市町村の努力義務ということについて市の考えはということでお答えをしたいと思います。

ようやくコロナウイルスワクチンの接種が始まったわけであります。旭市にとっては、本当に終焉を見られる、そんなような状況が近づいてきているのかなと、希望的な観測でありますけれども、そういった今状況であると思います。

市町村の努力義務といたしましては、やはりこのコロナワクチンの接種によってコロナの感染症が止まる、そのことが一番の大きな望みでありまして、そのことに対するいろんな考え方、方策を講じていかなければと、そのように思っているところであります。

まずは、先ほど来、健康管理課長からも話がありましたように、約7割の人が接種を受けるということで免疫がつく、感染が止まるというようなことが言われておりますので、7割を目標に周知をしてコロナワクチンの接種していただきたいなど、そのような思いでいるところであります。

それと同時に、国・県、保健所との連携を深めまして、大事業でありますので、市町村にとっては本当に先が見えない、そんなような思いでありますので、国・県、保健所の指導に従いまして、しっかりとコロナワクチンの接種を進めていかなければと、そんなような思いでいるところであります。

また、接種後の副作用の問題、これも市民の安心・安全、そういったものが保たれるようなことも十分考えていかなければならないわけでありまして、その副作用の対応、そういったものも遺漏のない万全な体制を整えていきたいと考えているところであります。

それと同時に、市民が期待をしているわけでありまして、接種のスケジュールについて、しっかりと広報、周知、それに従っての順序、順番、会場等、そういったものも守っていかなければ、そのように思っているところであります。

そういったことを含めて、市がこれからこれらの大きなワクチン接種という、今まで全市民に広げてのワクチン接種はほとんどないわけでありますので、そういった部分ではしっかりと全市を挙げて対応していかなければと、そのような思いでいるところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 市民生活課からは、2点目、マイナンバーカードの取扱いに関して、マイナポイント事業と保険証機能追加につきましてお答えいたします。

マイナンバーカードを活用した経済活性化対策として国が進めているマイナポイント事業ですが、キャッシュレス決済において2万円の前払い等に対して5,000円分のポイントを付与するもので、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を下支えするものです。期間は、昨年9月から本年3月までとされていましたが、本年9月まで期間が延長されました。

本事業の利用は、3月末までにカードの交付申請を行った方が対象です。利用を希望する方でまだカードをお持ちでない方はお早めの申請をお願いしたいと思います。

それから、本年3月からは保険証機能が追加され、オンライン資格確認のシステムを導入している医療機関では、健康保険証として使えるようになります。医療機関や薬局の受付の際に、窓口を設置された機械にカードをかざすだけで、マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても受付が完了するようになるということです。システムの整備が完了した医療機関等から順次利用できることとなるそうです。

ちなみに、市内では、旭中央病院において3月中に利用開始の見込みと聞いております。

以上です。

○議長（木内欽市） 消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、消防本部から感染症拡大防止に関して、消防本部の対応ということでお答えしたいと思います。

救急要請時に感染症が疑われる症例には、隊員の誰もが同じ行動が取れるよう要領を示し、个人防护具としてヘルメットやゴーグル、プラスチック手袋、そしてマスクはN95型マスク、感染防止ガウンは全身を覆うつなぎタイプの防護服を着用して出動いたします。

患者さんの症状など把握した上で、保健所や指定病院と連絡を密にし、搬送するときは車内で隔離したスペースをつくり、病院に向かいます。

資機材の整備につきましては、感染防止ガウンなどを殺菌し保管できる殺菌線ロッカーと救急車内を除菌できるオゾンガス発生装置を導入しました。また、感染症患者を救急車内でも隔離して運ぶことができるカプセル型の簡易担架が今月納品予定です。

救急車の消毒は、車内をオゾンガスで除菌するほかに、一つの救急事案が終了ごとに、できるだけ速やかにアルコールや希釈した次亜塩素酸ナトリウムで拭き取り消毒を実施しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、大きな4点目、医療関係機関の状況に関して、私からは旭中央病院の状況について申し上げます。

旭中央病院の1日平均の患者数の状況ですけれども、1回目の緊急事態宣言が発せられた昨年4月から6月までの第1四半期では、前年比で外来86.3%、入院92.9%と減少しております。その後、7月から9月の第2四半期では、外来95.2%、入院96.1%と回復傾向となりまして、10月から12月の第3四半期では、外来99.5%、入院98.1%まで回復してきております。

2021年に入りまして、再度緊急事態宣言が発出され、1月は前年同月比で外来94.4%、入院96.7%となっております。

いずれにいたしましても、今年度は患者数の減少による厳しい状況が続いておるんですが、こういったコロナの蔓延ですとかそういったことに、感染症の対策の拠点病院としての旭中央病院の役割は大変重要なものがあると思います。

中央病院におかれましては、昨年4月6日、これはまだ緊急事態宣言の発出前だったと思います。その日に病院長を本部長とする新型コロナウイルス感染災害本部を立ち上げまして、県の対策本部や地元の保健所などとも連携し、感染症指定医療機関としてやるべきことは全て取り組み、新型コロナウイルス対応の地域の拠点として今活動している最中でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 4番、医療関係機関の状況に関して、市内医療施設のコロナ禍の利用状況について、滝郷診療所の状況についてお答えいたします。

まず、患者数の状況ですが、国が緊急事態宣言を発令した令和2年4月では、1日当たりの患者数が25人にまで落ち込みましたが、令和3年2月末時点では平均30人まで回復してき

ております。

新たな取組といたしまして、診療所内での空気感染や飛沫感染を防止するため、空間除菌脱臭機や自立パネルを設置するとともに、受付窓口と会計窓口を切り離し、患者さん同士の接触の機会を減らす工夫をするなど、コロナ禍でも安心して医療を受けられる体制づくりに努めております。

また、定期的に受診していた患者さんが受診を控えることにより症状が悪化してしまうことが懸念されるため、少しでも以前と同じ医療を受けられるよう、今後も訪問診療等を積極的に行い、地域の皆様の健康維持の一助となるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから5の（1）市内事業所への支援策、また効果ということでご答弁申し上げます。

コロナ禍における事業者への支援につきましては、国における持続化給付金や家賃支援給付金をはじめ、県の中小企業再建支援金など、事業活動の継続を図るための各種支援金やセーフティーネット保証などの金融施策を講じてきたところでございます。

特にセーフティーネット保証につきましては、卸、小売、建設、製造、飲食など幅広い業種からの申請がございました。2月19日時点で約700件の申請があり、現在も申請が増えているところでございます。

これら厳しい経済状況で、事業運営に苦悩する事業者の皆様にとって心強い支援になったものと考えております。

市は、これら国・県の支援策を補完するものとして、経営に深刻な影響を受けている飲食店や中小企業者等に対しまして、事業の維持・継続のための支援金を給付してきたところであり、現在もこの事業の対象期間を拡大しているところでございます。

国・県・市の各種支援策の実施及び商工会等関係団体の協力の下、地域の経済活動の下支えになったものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから6の1、新たな財政需要についてお答えいたします。

質問の内容は、ポストコロナに向けためり張りのある財政運営ということだったかと思い

ます。

新型コロナの影響による税収の減収など、今後厳しい財政状況が見込まれますが、予算執行に当たりましては、限られた財源の中でも事業の取捨選択をしっかりと行い、各種イベントの感染症対策への補助や、あるいはプレミアム付商品券事業の拡充など、市民生活に必要な事業に対しては積極的に予算配分をし、併せて継続的な行財政改革を進め、歳出の抑制も進めていくといった、メリ張りのある財政運営を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、再度質問を自席で一問一答で行いたい、そのように思いますが、まず初めに、コロナワクチンの接種に関して、予防接種の実施についてであります、新型コロナウイルスのワクチンについては、全国で2月17日から医療従事者への先行接種が始まりました。政府は、4月12日からは65歳以上の高齢者を対象に接種を開始するとしていて、市内でも急ピッチに準備が進められているとは思いますが。

そのような中で、医療関係機関との連携を強くしていくことが大変重要となりますが、関連団体との協議の状況と医療関係スタッフの人員確保の状況を具体的に伺います。

今定例会の質問においても、多くの方がワクチン接種の状況を聞きました。しかしながら、医療関係スタッフの人員の確保がはっきり分からないことには予定が立たないと、そのように思うわけですよ。その状況を踏まえて、やはり接種の予定を組んでいくんだらうと思いますから、その辺のところを具体的に分かりやすく伺いたいです。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） お答えいたします。

それではまず、医療機関との協議の現状でございますけれども、現在医師会や旭中央病院と接種体制について協議を行っておりまして、接種医が担当する曜日も含めた詳細な日程調整や接種会場への割り振り作業などを行っているところでございます。

また、ファイザーワクチンの保管に必要な超低温冷凍庫につきましては、既に1台が飯岡保健センターに配備済みとなっております、最終的には5台配備される予定となっております。

ほか、ワクチンの入荷状況を申し上げますと、千葉県でも4月5日の週より順次配送される予定となっておりますが、初めは高齢者人口の多い順、11団体になりますが、そちらのほ

うへ配送されると聞いておりまして、旭市への第1便の到着は4月26日の週になる予定でございます。

それと、次に医療スタッフの確保状況でございますが、ワクチン接種に従事する医師、看護師の確保状況としましては、現在旭中央病院も含め27医療機関の医師の協力が得られる予定でございます。

看護職は、現在会計年度任用職員を募集しておりまして、現時点で26名の確保ができておりますが、接種を迅速かつ円滑に進めるには大勢の看護職が必要になることから、引き続き募集をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 医療関係スタッフにとどまらず、やはり医療問屋さんとか薬剤師会だとか、様々な関係機関が要請を受けているようです。ぜひこの皆さんと調整するのはなかなか大変な作業が重なっていくと、そのように思いますけれども、今月いっぱいがそういう時期の山だということも言われております。厚労省では寝ずに働いているだとか、ブラック企業だとか、そういう話あります。関係課においても、本当に非常に大変な作業をやっていると思いますが、今後どうぞよろしく願いしたいと、そのように思いました。

次の質問に移りますが、マイナンバーカードの取扱いに関して、交付及び活用状況についてですが、先ほど同僚の議員からは、反対であるというような話があったので、なかなか僕も聞きづらいなと思いますけれども、機関をまたいで、今後ますます利便性が高まっていくなだろうと。国もそういう政策でおりますのでね。

そんな中では、今は反対されていても、今後は作ってみたいと、そういったように思うんじゃないのかなと思いますので、質問につなげたいのですが、以前高市総務大臣が、マイナンバーカードと預貯金口座のひもづけを義務化、これを目指す考えを明らかにしました。この法案が通ることで、必要な人に必要な支援を迅速かつ的確に行うインフラづくりが相当前進するものと思います。

市としても、マイナンバーカードの活用で行政手続きを効率化し、市民の利便性を高めたのではないのでしょうか。そうであるならば、カードの普及促進に向けて今後どのような取組をするのか、本市の見解を伺います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 市民生活課での普及促進の今後の新たな取組といたしましては、窓口での写真撮影などの申請サポート、それからイベント等での啓発や申請の受付を検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） このマイナンバーカード、今後急速に普及が伸びていく事業なのかなと、そのように感じております。これも担当課はその辺を意識しながら、どうぞ準備に当たっていただきたい、そのように思うところであります。

次移りまして、感染症拡大の防止に関して、消防本部の対応についての質問に移ります。

何よりも感染症患者の搬送対応に当たられる救急隊員の健康管理が最重要と考えますが、搬送に関わる救急隊員の感染予防対策や消防独自の取組が何かあれば伺います。

また、数か月先には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されております。機運を高め、心待ちにしているその反面、細菌、それから有毒物質を使ったテロ被害も同時に心配となります。旭市消防本部として、実際に何か対応があるようでしたら、併せてお尋ねをいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、隊員の感染防止対策、また消防独自の取組、そして消防として実際に何か対応することはということでご質問にお答えしたいと思います。

昨年8月、救急隊員だけではなく全職員を対象に、旭中央病院から感染管理認定看護師を招聘しまして、消防における感染対策をテーマに講演をいただきました。个人防护具などの安全な脱着法など、コロナ禍において非常に有効となる研修を受けております。

消防独自の取組といたしましては、救急隊が現場に到着するまでに止血や心肺蘇生など応急手当てに協力してくれた方に救急隊が感謝を伝えるとともに、応急手当てをした後の不安やストレスなどをサポートすることを目的としたサンキューカードの配布を今年1月から開始しました。

このカードは名刺サイズの大きさと、「あなたの善意に心から感謝します。」「応急手当てを行ったことで感染などについて不安があれば、ご連絡ください。」と記載しました。対応できる内容には限度がございますが、協力してくれた人の感染対策にもつながるサポート制度であります。

感染や汚染といった被害を受ける原因に、今、林議員がおっしゃいました細菌や有毒物質を使ったテロ災害などがございます。消防では、そのテロ災害を想定した救助訓練を実施しておりますが、市内での事例はございません。

近く対応する業務として、昨年から延期された東京オリンピック・パラリンピック大会において、県内の公共団体から、関連施設などで発生したテロを含む災害時の救急活動に協力するよう依頼がございました。

消防本部では、救急隊1隊を大会期間中のうち5日間、応援部隊として一宮町の釣ヶ崎サーフィン会場周辺と成田国際空港及びその周辺に係る消防の応援を行う予定です。活動の際は、感染対策を徹底し、対応することとなります。

なお、現在市内への対応としまして、昨年末より毎週土曜日、火災予防と併せまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止について消防車両による広報を実施しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 本当に幅広い活動をいただいているようですね。本市においても感染者が出ている中で、最前線に立つ救急隊員、それに消防職員の皆さんには心より敬意を表する次第であります。

そして、活動いただいている消防隊員の皆さんの安全も同時に確保しなければなりません。消防力を堅持し、安全な状態の上で勤務に臨まれるよう、今後お願いします。

次に移りますが、医療関係機関の状況に関して、コロナ禍の利用内容についての質問です。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している医療機関に対して、国は融資制度や助成金、診療報酬の対応など、支援メニューの拡充を図り、医療関係機関に対する融資制度や補助金は、その法人だけでなく幅広く対応しているようです。

そこで、本市の医療機関のその状況を伺います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からは旭中央病院に対します国や県の支援等についてお答え申し上げます。

支援につきましては、協力金、補助金及び診療報酬によるものとなります。

主なものといたしましては、協力金につきましては、千葉県から新型コロナの入院受入れ患者1人につき50万円が協力金として支払われます。

補助金につきましては、コロナ患者受入れのための病床をあらかじめ確保した場合、ＩＣＵにつきましては１床当たり１日４６万３,０００円、その他の病床につきましては１床当たり１日に７万４,０００円が、千葉県から補助金として交付されます。

また、感染拡大を防ぐために周りの病床を空けた場合には、ＩＣＵは１床当たり１日に４４万６,０００円、その他の病床は１床当たり１日に８万４,０００円が交付されます。

診療報酬につきましては、様々な加点のメニューがございまして、主なものを申し上げますと、新型コロナの中等症患者を受け入れた場合、通常の３倍から５倍の点数を追加加算で算定可能となります。また、重症患者をＩＣＵ等で受け入れた場合には、入院料そのものが３倍となります。このような診療報酬上の優遇措置をもって、国や県は支援を行っているところでございます。

○議長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 私からは、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している医療機関に対して国の支援などの状況はという質問に対しまして、滝郷診療所についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金というものがございまして、この中で二つの事業がございます。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業で、医療機関に勤務し患者と接する医療従事者や職員を対象に慰労金を給付するものでございます。診療所の場合、１名につき５万円で、既に給付を完了しております。

二つ目は、医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業で、病院内での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関に対する補助金で、滝郷診療所は上限を１００万円とした補助金がございます。

この補助金を活用いたしまして、衛生環境の向上と感染リスクを減少させるために次亜塩素酸空間除菌脱臭機、患者さん同士の動線を分け接触の機会を減らすための自立パネル、手を使わず足で高さを調整できる電動式診察台などを購入し、感染防止に努めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○４番（林 晴道） 本市は、旭中央病院を核とした医療のまちということが言えます。ぜひ医療関係機関としっかりと協議を密にさせていただいて、この事業をしっかりと、病院が健全な事業体制になっているか確認した上で取り組んで、今後お願いしたいと、そのように思

うところであります。

次、コロナ禍における産業支援に関して、市内事業所への支援策に対しての質問に移ります。

市内では休業や廃業など、いずれも厳しい状況が増えています。市内事業者と懇談を重ね、商工業団体や金融機関などにお話を聞きますと、短期的には行政や金融機関の支援により事業継続ができていものの、売上の減少により厳しい経済状況に陥っているという事業所がとても多いです。

そこで、アフターコロナを見据えた支援策や、前向きに取り組む事業者に対しては、本市として最大限の支援をしていくべきと考えますが、本市の見解を求めます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再質問についてお答え申し上げます。

事業者にとりましては、今後アフターコロナを見据えた事業の転換や働き方の見直しなども必要になってくるものと考えております。

現在、国や県におきましては、新しい生活様式に応じた新たなビジネスモデルの実現に向け、設備投資補助をはじめ、ものづくりの補助、持続化の補助、IT導入の補助など、各種支援策を実施しているところでございます。

本市においては、積極的に設備投資を行う事業者に対する税制支援や雇用奨励金の支給、市内の空き店舗を活用して事業を始める方への支援、市の新たな特産品の開発・販売に対する支援、その他利子補給制度も備えた金融支援など、新たな事業展開を目指す事業者の皆様の支援を実施しているところでございます。

今後もこれらの既存の事業を活用するとともに、今回のコロナ経済対策として展開しました一連の支援策の効果も踏まえ、従来の事業で努力されている事業者はもとより、新たな事業にチャレンジする事業者の方など、旭市で頑張っていく事業者の皆様を力強く応援できるよう、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） やはり旭市の産業、経済、これのV字回復が何よりも重要だと思います。

そのために今皆さんの課で努力されて、しっかりと事業者とタッグを組んでもらうこと、そのことが重要であります。今後ともどうぞよろしくお願いしたいと、そのように思います。

続いて、最後に、この項目はコロナ終息後の未来に関して、新たな財政需要に関しての質問に移ります。

今年度は市税等の減収が見込まれており、また猶予特例債といった一時的な減収に対応できる資金繰りの制度が措置されていましたが、新型コロナウイルスの影響で長く続くと経済活動の早期回復は望めず、令和3年度以降の財政運営にも影響を与えることが懸念されるため、中期的には厳しい状況が続くということが予想できます。

僕は、本市がコロナウイルスの感染拡大という困難な局面に打ちかつため、全精力で取り組みながら、なおかつ健全な財政運営を維持していかなければならないと考えます。コロナ終息の対策と財政健全化というこの二つを両立していくのは至難の業です。しかし、我々旭市民の底力とその絆でコロナ後の未来を切り開いていきたいと思いますが、本市の見解を求めます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） コロナ後の未来ということでございますけれども、令和3年度につきましては、コロナの影響でかなり税収とか厳しくなると思います。

それで、全市を挙げてというお話がございましたけれども、かなり厳しい状況の中でもいろいろな知恵を出し合って、それで持っているもの、例えば財政調整基金だとかいろいろなそういった財源だとか、あるいは知恵を出し合って、この難局を解決していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 出口は見えたと、希望の光は見えていると、そのように思います。どうぞ財政需要をしっかりと捉えていただきたい、そのように思います。明快な回答をいただきました。

僕の同期であります米本弥一郎議員からもお話ございましたが、今年も多くの職員が勇退されると伺いました。名残惜しく、まだまだ教えていただきたいことがたくさんあるような気がします。

今後も僕や後進の指導をお願い申し上げるとともに、どうか健康に留意され、元気でご活躍ください。

今まで大変お世話になりました。そして、旭市のためにありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（木内欽市） 本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は18日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時53分

令和3年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和3年3月18日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 事務報告
- 第 4 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 追加日程 議会だより編集特別委員会設置の件
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 追加日程第4 議案上程
- 追加日程第5 提案理由の説明
- 追加日程第6 議案の補足説明
- 追加日程第7 議案質疑
- 追加日程第8 討論、採決
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 閉 会

出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 片 桐 文 夫 | 2 番 | 平 山 清 海 |
| 3 番 | 遠 藤 保 明 | 4 番 | 林 晴 道 |
| 6 番 | 米 本 弥一郎 | 8 番 | 宮 内 保 |
| 9 番 | 高 木 寛 | 10 番 | 飯 嶋 正 利 |

11番 宮澤芳雄
13番 島田和雄
16番 向後悦世
18番 木内欽市
20番 高橋利彦

12番 伊藤保
15番 伊藤房代
17番 景山岩三郎
19番 佐久間茂樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
総務課長	伊藤憲治	企画政策課長	小倉直志
財政課長	伊藤義隆	税務課長	伊藤義一
環境課長	高根浩司	保険年金課長	在田浩治
社会福祉課長	椎名隆	高齢者福祉課長	赤谷浩巳
農水産課長	多田一徳	建設課長	加瀬博久
都市整備課長	栗田茂	下水道課長	丸山浩
水道課長	宮負亨	生涯学習課長	八木幹夫

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市） 議案第1号から議案第30号までの30議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（木内欽市） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後悦世 登壇）

○建設経済常任委員長（向後悦世） おはようございます。建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、令和3年度旭

市水道事業会計予算の議決について、議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第19号、旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第27号、市道路線の認定について、議案第30号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、以上の10議案であります。

去る3月10日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

多面的機能発揮促進事業の具体的な内容はとの質疑では、農家や農家以外の方々が農地・農業用施設の維持管理を行う組織を立ち上げ、その地域の水田や水路の草刈りなどの保全活動をするのことに對して支援を行い、地域資源の適切な管理を推進するための事業となつてゐるとの答弁がありました。

次に、議案第6号の主な質疑について申し上げます。

水道ビジョンと予算の整合性はとの質疑では、水道ビジョンは、計画期間が令和2年度から11年度までの10年間となつてゐるが、令和元年度に完成したことから、令和2年度予算には水道ビジョンに関する事業を盛り込んでゐない。令和3年度予算については、基幹管路の基本設計、旭配水場の更新の基本設計を盛り込んでゐるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、いずれも原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告申し上げます。

令和3年3月18日、建設経済常任委員長、向後悦世。

○議長（木内欽市） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 米本弥一郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（米本弥一郎） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月３日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、令和３年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第３号、令和３年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第４号、令和３年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第５号、令和３年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第９号、令和２年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第１０号、令和２年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第１５号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１６号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１８号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第２１号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第２２号、旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第２６号、指定管理者の指定について、議案第２８号、専決処分の承認について、議案第２９号、専決処分の承認について、議案第３０号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項についての１５議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る３月１２日午前１０時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第１号の主な質疑について申し上げます。

初めに、老人クラブ活動促進事業の具体的な内容はとの質疑では、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金については、老人クラブの会員が年々減少していることから、新規設立クラブや会員の増加したクラブへ助成を行っている。また、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金については、老人クラブ活動全体の活性化を図るために、単位老人クラブと老人クラブ連合会に助成を行っているとの答弁がありました。

次に、サッカー場整備事業について、人工芝で整備する理由はとの質疑では、人工芝は初期投資がかかるが、１０年で考えると自然芝とそれほどコストは変わらないこと。また、自然芝は年間数か月、養生が必要なことや、雨が降った後は使用できないことから、そのような制限がない人工芝での整備を考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、１５議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和3年3月18日、文教福祉常任委員長、米本弥一郎。

○議長（木内欽市） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

3月3日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第1号令和3年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第12号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第24号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可についての10議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、関係課長等のほか、参考人として地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

地方交付税について、平成18年度との比較では公債費等が増えており、自主財源が減っている。国が地方交付税を増やさない中、臨時財政対策債や合併特例債の分は保障するが、単位費用を減らすということは、市民サービスの低下につながるのではとの質疑では、公債費に多少多く支出している状況だが、臨時財政対策債というのは当然一般財源であり、国がきちんと面倒を見てくれるという考え方ですので、市民サービスの低下はなく維持できていると考えるとの答弁がありました。

次に、議案第24号の主な質疑について申し上げます。

病理医の役割と遠隔病理画像診断センターの開設はいつ頃かとの質疑では、病理医は直接

患者と接することはないが、患者の病変の組織や細胞を顕微鏡等で観察し診療方針を決定するという重要な役割を担っている。特に旭中央病院のように、がんや高度な手術を行う病院では必要不可欠となっているが、病理医の人数が大変少ないため、都内に6月頃をめどに遠隔病理画像診断センターを開設し、病理医の確保に努めるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、審査の結果、別紙報告書のとおり、10議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和3年3月18日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（木内欽市） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第1号について討論の通告がありますので、発言を許可します。

○議長（木内欽市） 高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

私は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算に対して反対の立場で討論を申し上げます。

2021年度の政府予算案は経済対策優先で、行政のデジタル化や国土強靱化など、ポストコロナの経済社会づくりに前のめりになっていると指摘されています。コロナ禍が公衆衛生と公共部門の脆弱性や社会保障の貧困を明らかにしました。社会的弱者対策、事業者支援が求められます。このままでは、貧困と格差拡大が進むおそれがあります。

地方自治体の主要な役割は、住民の生活と健康を守り、市民に寄り添った施策の予算であるべきです。旭市の一般会計予算で、生涯活躍のまち形成事業は、国が進める生涯活躍のまちづくりに基づき進める地方創生の交付金があるからと言いますが、現在のまちの活性化を進めるべきです。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、南堀之内バイパス整備事業などは、不要不急の事業なので反対します。財政調整基金から、市民の要望する国民健康保険税の軽減や学校給食費の完全無料化、水道料金引下げ、加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設など、市民の生活を守る、住民の生活を守る予算にすべきです。

以上、指摘して反対討論といたします。

○議長（木内欽市） 米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（6番 米本弥一郎 登壇）

○6番（米本弥一郎） 私は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

令和3年度当初予算につきましては、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備事業などの大型事業の終了により過去最大規模となった昨年度の予算と比べ、約21%の減となる298億9,000万円となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減収や地方交付税の合併特例の終了による減収が見込まれる中、市長が本定例会冒頭の施政方針の中で表明されていますように、今後の厳しい財政状況を念頭に置きつつ、新型コロナウイルス感染症対策を引き続き行いながら、旭市総合戦略などの各種計画に掲げる諸施策を着実に推進していくため、それらに取り組むべき施策を盛り込んだバランスの取れた予算編成がなされており、その成果が十分期待できるものであります。

その中において、産業の振興については、市の基幹産業である農業において、親元就農者に対しての支援拡充や園芸生産強化支援事業といった全国トップクラスの産地としての特性を生かした施策や、現在、懸念されているCSFのワクチン接種等の家畜防疫対策も予算計上されており、水産業、商工業、観光業の施策と合わせ、さらなる産業振興の強化、拡大が図られています。

保健事業、スポーツ振興、子育て支援については、既に予算化されている新型コロナウイルスワクチン接種を行いながら、がん検診や特定健康診査といった病気の早期発見、早期治療の促進対策やコロナ対策を十分に施した上での各種スポーツ事業の実施、放課後児童クラブの開設時間の延長といった子育て支援の事業が盛り込まれ、全ての世代が安心して暮らせ

るまちとして市民の皆様に理解されるものとなっています。

市民の安心・安全、利便性の向上のための事業として、震災復興・津波避難道路整備や飯岡海上連絡道三川蛇園線といった基幹道路から要望の多い地区内の生活道路の整備などが盛り込まれておりますし、コミュニティバスやデマンド交通といった公共交通への予算措置など、市民の安心・安全を大切に考える市長の思いが感じられるものであります。

さらに、懸案である二地区、ハ地区、後草地区の冠水被害解消のための実施設計業務や蛇園南地区の排水整備など、市民の生命・安全を守るための施策も盛り込まれています。この予算は、計画的な事業継続や拡充を行っている事業も多く、コロナ対策と相まって、市民に対して切れ目のないサービスを提供するべく編成された予算であり、市長が施政方針で表明した、コロナ禍ではあってもできることを着実に実施して市民が安心して暮らし、働き、子どもを産み育てられるまちづくりを進めるための予算であります。

明智市長並びに執行部におかれては、コロナ禍の厳しい状況が続く中ではありますが、なお一層の堅実な行財政運営に努めていただき、将来の旭市の持続的発展を目指していただきますよう要望しまして、私の賛成討論といたします。

○議長（木内欽市） 以上で議案第1号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第2号から議案第30号までの29議案について、討論の通告はありません。
討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第30号までの30議案について採決いたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和3年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和3年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、令和3年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、令和3年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和3年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、令和3年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、特別多数議決を要する案件でありますので、その表決については、議員定数の半数以上の議員が出席し、その出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。また、この場合は、議長も表決権を有しますので、表決権を有するただいまの出席議員数は17名であり、その3分の2は12名であります。

これより議案第22号、旭市塵芥焼却場の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、3分の2以上の賛成者がありますので、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画の変更に係る認可について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

議案第29号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

議案第30号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

◎追加日程 議会だより編集特別委員会設置の件

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議会だより編集特別委員会設置の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会設置の件を日程に追加し、直ちに議題とします。

おはかりいたします。市議会の活動を市民に周知するため、議会だよりの編集、発行及び市議会の広報に関する調査研究のため、現在の議会だより編集委員会の委員、林晴道議員、平山清海議員、高木寛議員、片桐文夫議員の4名の委員をもって構成する議会だより編集特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにし

たいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会を設置することに決しました。

ここで、議会だより編集特別委員会の正副委員長についてご報告いたします。

委員長に林晴道議員、副委員長に平山清海議員、以上のとおりであります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時55分

○議長(木内欽市) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号、令和3年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、録画を確認いたしましたところ、全員賛成でございました。賛成多数と申し上げましたが、訂正をさせていただきます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第2号、旭市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についての2発議案であります。

また、本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第31号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案と追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 島田和雄 登壇)

○議会運営委員長(島田和雄) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案と追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第2号、旭市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についての2発議案と、追加議案については、市長より提案のありました、議案第31号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和3年旭市議会第1回定例会議事日程その2、本日3月18日木曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。追加日程第4、議案上程、追加日程第5、提案理由の説明、追加日程第6、議案の補足説明。補足説明については、総務課長を予定しております。追加日程第7、議案質疑、追加日程第8、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(木内欽市) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案及び議案第31号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長(木内欽市) 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

◎追加日程第２ 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第１号、発議第２号について、議会運営委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田和雄 登壇）

○議会運営委員長（島田和雄） それでは、発議第１号、発議第２号について提案理由を申し上げます。

初めに、発議第１号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由を申し上げます。

この規則の改正は、４点の趣旨に基づき改正を行うものです。

１点目、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議規則において既に規定されている出産に加え、育児や介護についても具体的に欠席事由として明文化するほか、併せて、出産については、出産に伴う欠席期間の範囲を明確に規定するもので、標準市議会会議規則の改正に準拠したものです。

２点目、新庁舎での議会運営について、起立表決に加えて、電子表決を採用するため、議場における表決に関する規定の整備を行うものです。

３点目、デジタル化政策の一環として、押印の廃止を推進している政府の方針を踏まえ、標準市議会会議規則の改正に準じて請願書への押印について改めるものです。

４点目、障害者等を取り巻く社会情勢の変化に伴い、議場または委員会の会議室に入る者のつえの携帯禁止を廃止するとともに、規定の文言を時代に合った表現にするため、所要の改正を行うものです。

続いて、発議第２号、旭市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由を申し上げます。

この規則の改正は、新庁舎の議場に、親子傍聴席が新設されること及び、より傍聴しやすい環境づくりを目指すため、傍聴席の区分を改正するほか、傍聴に関する禁止や制限を緩和するため、所要の改正を行うものです。

以上、皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（木内欽市） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案を議題といたします。

発議第1号、発議第2号について、一括して質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、旭市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 議案上程

○議長（木内欽市） 追加日程第4、議案上程。

議案第31号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第5 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 追加日程第5、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第31号は、旭市副市長の選任につき同意を求めることについてでありまして、副市長加瀬正彦氏の任期満了に伴い、後任の副市長を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、飯島茂氏が適任であると考え、提案するものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第6 議案の補足説明

○議長（木内欽市） 追加日程第6、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 議案第31号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、加瀬副市長の任期満了により新たに副市長を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

副市長に選任したい方は、旭市鎌数1056番地1にお住まいの飯島茂氏、昭和33年4月9日生まれの方です。

飯島氏は、昭和52年4月1日に旭市職員として奉職し、秘書広報課長、総務課長と市の要職を歴任し、退職後も総務課の任期付職員として新庁舎の建設に尽力し、44年にわたる豊富な知識と経験を有しておりますので、副市長として適任と考えております。

なお、飯島氏は、地方自治法に規定する兼職・兼業の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第7 議案質疑

○議長（木内欽市） 追加日程第7、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第31号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

◎追加日程第8 討論、採決

○議長（木内欽市） 追加日程第8、討論、採決。

議案第31号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第31号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第31号は同意することに決しました。

ここで、飯島茂氏よりご挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

飯島茂氏、ご登壇願います。

(飯島 茂 登壇)

○(飯島 茂) 飯島茂でございます。木内議長より発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、私の副市長選任につきましてご同意をいただき、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

本日ご同意をいただきましたことによりまして、私は4月1日に副市長に選任されることになろうかと思えます。今、世の中は新型コロナウイルスの感染により経済の衰退、医療現場の疲弊、ワクチン接種の対応など、非常に厳しい状況の中にあろうかと思えます。また、旭市においては、人口減少、地域の活性化といった従来からの課題に加えて、大変な時期に職責を担うことになります。今、改めて責任の重さを痛感しているところでございます。

私は、もとより浅学非才ではございますが、明智市長の下、旭市のさらなる発展と旭市民の幸せのために誠心誠意努めさせていただく所存でございます。

現加瀬副市長同様、皆様のご指導、ご鞭撻をいただきますことを心よりお願い申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。

本日はありがとうございました。(拍手)

○議長(木内欽市) ありがとうございました。

続いて、加瀬副市長よりご挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

加瀬副市長、ご登壇願います。

(副市長 加瀬正彦 登壇)

○副市長(加瀬正彦) ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

このたび、3月末をもちまして任期満了により副市長を退任することとなりました。市議会の皆様方には、多方面にわたり大変お世話になり、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

思いますれば、平成29年4月に副市長に就任して4年間、明智市長を補佐し、旭市発展のために少しでもお役に立てればとの思いで、自分なりに精いっぱい努力してまいりました。

ただ、この1年は、新型コロナウイルスの影響で計画した事業等も制約を受け、思いどおりの進捗を得られなかったこと、これもございました。ただ、大過なくこの重責を全うできましたことは、ひとえに明智市長、そして市議会の皆様のご指導、ご鞭撻があつてのことと

深く感謝申し上げます。

今、合併後15年を経て、新たな市のシンボルとなる庁舎も、建物本体が完成し、一昨日、引渡しを受けることができました。また、今後の旭市発展の核となるであろう生涯活躍のまちも、造成工事が始まっています。総合戦略に基づく重点施策も順調に推移いたしまして、将来に向けて持続可能なまち旭市の実現、そして進むべき道も見えてきているものと思います。

本日を含め、残り2週間の任期となりました。この任期を全うした後は、一市民として旭市政発展を願い、地域においてお役に立てることがあれば積極的に取り組んで市政を側面から応援したいと考えております。

最後に、議会の皆様方におかれましては、これからもますますご健勝にてご活躍されますことをご祈念申し上げまして、整いませんが、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（木内欽市） ありがとうございました。

◎日程第3 事務報告

○議長（木内欽市） 日程第3、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

1つ、肋木3基を石橋祥三様より、12月23日受納いたしました。

1つ、豚肉312.5キログラムを旭市養豚推進協議会様より、2月9日受納いたしました。

1つ、トランペット1本、テナーサックス1本及びフルート1本を鈴木建設株式会社様より、2月9日受納いたしました。

1つ、全自動洗濯機ほか学校用備品一式を干潟ライオンズクラブ様より、2月17日受納いたしました。

1つ、金20万円を明治安田生命保険相互会社様より、2月22日受納いたしました。

1つ、図書一式を大関正様より、3月16日受納いたしました。

1つ、50インチテレビ1台ほか学校用備品一式を飯岡ライオンズクラブ様より、3月17日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（木内欽市） 事務報告は終わりました。

◎日程第4 閉 会

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて令和3年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 木内 欽市

議員 伊藤 房代

議員 向後 悦世